

令和7年2月定例会

長 崎 県 議 会 会 議 録

長 崎 県 議 会

令和7年2月定例会日程表（結果）

月日	曜日	内 容 等	備 考
2/21	金	本会議 （議案上程） 開会、新任の行政委員紹介、会期決定、会議録署名議員指名、議長報告、各特別委員長報告、意見書上程、質疑・討論、採決、発議第214号上程、常任委員会及び議会運営委員会の委員並びに正副委員長選任、特別委員会設置の件、特別委員会委員及び正副委員長選任、有明海自動車航送船組合議会議員選挙、長崎県病院企業団議会議員選挙、議案一括上程（第1号議案乃至第65号議案）、知事議案説明、予算決算委員会に付託〔第64号議案〕、散会 予算決算委員会 議会運営委員会 常任委員会（概要説明）〔総務、文教厚生、観光生活建設、農水経済〕	質問通告締切
22	土		
23	日	〔天皇誕生日〕	
24	月	〔振替休日〕	
25	火	常任委員会・予算決算委員会（分科会）〔総務、文教厚生、観光生活建設、農水経済〕	
26	水	予算決算委員会（分科会長報告、採決） 議会運営委員会 本会議 （開議、予算決算委員長審査結果報告、第64号議案・質疑・討論、採決、散会） 予算決算委員会（概要説明）	質問通告内容事前調整期限
27	木	（議案調査）	請願受付締切
28	金	本会議 （開議、黙祷、一般質問、散会）	予算総括質疑通告締切
3/1	土		
2	日		
3	月	本会議 （開議、一般質問、散会）	陳情受付締切
4	火	本会議 （開議、議員辞職の件、一般質問、議案委員会付託、散会） 議会運営委員会	会派・議員提出決議案等締切
5	水	本会議 （開議、追悼演説、知事発言、副議長選挙、副議長挨拶、散会）	
6	木	予算決算委員会（総括質疑）	
7	金	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、文教厚生、観光生活建設、農水経済〕	
8	土		
9	日		
10	月	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、文教厚生、観光生活建設、農水経済〕	
11	火	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、文教厚生、観光生活建設、農水経済〕	
12	水	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務〕	
13	木		
14	金	離島・半島地域振興特別委員会	

15	土		
16	日		
17	月	予算決算委員会（分科会長報告、採決） 議会運営委員会	
18	火	観光・新幹線対策特別委員会 成長産業・県土強靱化対策特別委員会	
19	水	本会議 （開議、議席の一部変更、議案一括上程（第66号議案及び第67号議案）、知事議案説明、委員会付託〔第66号議案及び第67号議案〕、散会） 予算決算委員会（分科会）〔総務〕 予算決算委員会（分科会長報告、採決） 議会運営委員会 本会議 （議案採決） （開議、弔慰金支給の件、第46号議案及び第65号議案、質疑・討論、採決、発議第214号、質疑・討論、採決、委員長審査結果報告、質疑・討論、採決、意見書上程、質疑・討論、採決、発議第215号、質疑・討論、採決、動議上程、質疑・討論、採決、議会閉会中委員会付託事件の採決、知事挨拶、議長挨拶、閉会）	

（会期 27日間）

目 次

第1日目（2月21日）本会議（議案上程）

一、議事日程	1
一、出席議員	2
一、欠席議員	2
一、説明のため出席した者	2
一、開 会	3
一、新任の行政委員紹介	3
一、会期の決定	3
一、会議録署名議員指名	3
一、議長報告（知事専決事項報告書）	3
一、各特別委員会委員長の報告（付議事件の調査に関する経過報告）	3
一、離島・半島地域振興特別委員長報告	3
一、観光・I R・新幹線特別委員長報告	6
一、成長産業・県土強靱化対策特別委員長報告	7
一、各特別委員会から、知事あて、意見書提出方の動議・提出	9
一、上記・離島・半島地域振興特別委員会より、「離島・半島地域の振興対策について」・動議提出	9
一、上記・動議・可決	10
一、上記・観光・I R・新幹線対策特別委員会より、「観光振興対策・国際戦略対策、I R対策、新幹線・二次交通対策について」・動議提出	10
一、上記・動議・可決	10
一、上記・成長産業・県土強靱化対策特別委員会より、「半導体・デジタル戦略対策、スタートアップの育成支援対策、防災対策について」・動議提出	10
一、上記について、質疑・討論	10
一、堀江ひとみ議員、上記について、反対討論	10
一、中村俊介議員、上記について、賛成討論	11
一、上記・動議・可決	12
一、議会運営委員会より、発議第214号「長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」・提出	12
一、常任委員会及び議会運営委員会の委員並びに正副委員長の選任・決定	12
一、「離島・半島地域振興特別委員会」、「成長産業・県土強靱化対策特別委員会」、「観光・新幹線対策特別委員会」、設置・決定	12
一、特別委員会の付議事件等・決定	12
一、各特別委員会委員並びに正副委員長の選任・決定	12
一、有明海自動車航送船組合理事議員選挙（指名推選）	12
一、上記、当選・山田朋子議員、中島浩介議員、宅島寿一議員、中村一三議員	12
一、長崎県病院企業団議会議員選挙（指名推選）	12
一、上記、当選・堤典子議員、畑島晃貴議員	13

一、議案一括上程（第1号議案乃至第65号議案）	13
一、上記・知事議案説明	13
一、上記・上程議案のうち第64号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」 ・予算決算委員会に付託	28
一、散 会	28
予算決算委員会 議会運営委員会 常任委員会・概要説明（総務・文教厚生・観光生活建設・農水経済）	
第2日目（2月22日）〔天皇誕生日〕	
第3日目（2月23日）（振替休日）	
第4日目（2月24日）	
第5日目（2月25日）常任委員会・予算決算委員会（分科会）（総務・文教厚生・観光生活建設・農水経済）	
第6日目（2月26日）予算決算委員会（分科会長報告、採決） 議会運営委員会 本会議	
一、議事日程	29
一、出席議員	30
一、欠席議員	30
一、説明のため出席した者	30
一、開 議	31
一、予算決算委員長報告	31
一、第64号議案・原案可決	32
一、散 会	32
第7日目（2月27日）（議案調査）	
第8日目（2月28日）本会議	
一、議事日程	33
一、出席議員	34
一、説明のため出席した者	34
一、開 議	35
一、黙祷（吉村 洋副議長・ご逝去）	35
△県政一般に対する質問	
一、中島浩介議員質問	35
・知事の政治姿勢について	35
（令和7年度当初予算について）	35
（当初予算編成に当たっての決意について）	35
知事答弁	36
中島浩介議員質問	36

・総合計画の推進について	36
（現総合計画について）	36
（現在の進捗状況を踏まえた取組について）	37
知事答弁	37
中島浩介議員質問	37
（次期総合計画策定に当たっての知事の思いについて）	37
知事答弁	37
中島浩介議員質問	38
・九州新幹線西九州ルートについて）	38
（整備促進に向けた取組について）	38
知事答弁	38
中島浩介議員質問	39
（全線フル規格への理解促進に向けた取組について）	39
地域振興部長答弁	39
中島浩介議員質問	39
・石木ダムの整備について	39
（13世帯の理解を求めるための行動について）	39
知事答弁	39
中島浩介議員質問	40
・防災対策について	40
（能登半島地震を踏まえた防災対策について）	40
（防災対策見直しの着実な推進について）	40
危機管理部長答弁	40
中島浩介議員質問	40
（県総合計画防災訓練における孤立地域対策について）	40
危機管理部長答弁	41
中島浩介議員質問	41
（トイレの確保について）	41
危機管理部長答弁	41
中島浩介議員質問	42
・産業振興について	42
（成長分野の産業振興について）	42
産業労働部長答弁	42
中島浩介議員質問	42
（今後の取組について）	42
産業労働部長答弁	42
中島浩介議員質問	43
・食料品製造業の振興について	43
（来年度の支援策について）	43
産業労働部長答弁	43

中島浩介議員質問	43
・観光産業の振興について	43
(宿泊税導入に対する考え方と検討状況について)	44
知事答弁	44
中島浩介議員質問	44
・農業の振興について	44
(猛暑等異常気象の影響について)	44
農林部長答弁	44
中島浩介議員質問	45
・気候変動対策について	45
(今後の取組について)	45
農林部長答弁	45
中島浩介議員質問	45
・水産業の振興について	45
(燃油高騰の状況下における水産業振興について)	45
(今後の取組について)	45
水産部長答弁	45
中島浩介議員質問	45
・養殖トラフグの付加価値向上について	45
(開発した技術の県内定着や市場の評価について)	45
水産部長答弁	45
中島浩介議員質問	46
・新しい養殖魚種の開発について	46
(ウスバハギの開発に取り組む狙いについて)	46
水産部長答弁	46
中島浩介議員質問	46
・人材確保対策について	46
(産業分野における外国人材確保について)	46
産業労働部政策監答弁	46
中島浩介議員質問	46
・農業分野における外国人材確保について	46
(今後の活用方針について)	46
農林部長答弁	47
中島浩介議員質問	47
・介護分野における外国人材確保について	47
(現状と今後の取組について)	47
福祉保健部長答弁	47
中島浩介議員質問	47
・看護分野における外国人材確保について	47
(今後の取組について)	47

福祉保健部長答弁	48
中島浩介議員質問	48
・教育行政について	48
（県外からの志願について）	48
（県教育委員会の考え方や方針について）	48
教育委員会教育長答弁	48
中島浩介議員質問	48
・不登校対策について	49
（不登校対策とその成果について）	49
教育委員会教育長答弁	49
中島浩介議員質問	49
（令和7年度における支援について）	49
教育委員会教育長答弁	49
中島浩介議員質問	50
・道路行政について	50
（島原半島の道路整備について）	50
（島原半島幹線道路網の検討状況について）	50
土木部長答弁	50
中島浩介議員発言	50
一、休 憩	51
一、再 開	51
一、瀬川光之議員質問	51
・知事の政治姿勢について	51
（知事の任期最終年度の所感について）	51
（これまでの取組を振り返って、どのように感じているのか、また、 令和7年度はどのようなことに取り組むのか）	51
・離島・半島振興について	51
（半島振興法の改正・延長にかかるこれまでの取組と今後の対応について）	51
（有人国境離島法の改正・延長に向けた取組について）	51
・九州新幹線西九州ルートについて	52
（全線フル規格による整備の実現に向けた知事の決意を）	52
・産業の振興について	52
（造船業への支援について）	52
（県内造船業の現在の業況について）	52
（大島造船所に対する県の支援策について）	52
・洋上風力発電事業について	53
（県の取組について）	53
・地場企業への支援について	53
（中小・小規模事業者の維持・強化に向けた支援について）	53
・農業の振興について	53

(果樹の産地振興について)	53
(果樹産地を守り、次世代につなげていくに当たっての県の取組について)	53
・スマート農業技術の推進について	53
(スマート農業技術をどのように推進していくのか)	53
・水産業の振興について	53
(養殖業の振興について)	53
(産地強化に向けての取組について)	54
・地方創生の推進について	54
(移住施策について)	54
(移住促進にかかるこれまでの取組と移住実績、今後の取組について)	54
・地域コミュニティの活性化について	54
(地域住民主体の活動等に対する取組について)	54
・デジタル社会の実現について	54
(デジタル社会の実現に向けた取組について)	54
・西海橋公園について	54
(西海橋公園の再整備に関する取組について)	55
・教育行政について	55
(高校の魅力化の取組について)	55
・道路行政について	55
(長大橋の維持管理について)	55
・西彼杵道路の整備促進について	55
(西彼杵道路の現在の進捗状況について)	56
・大村湾横断架橋について	56
(大村湾横断架橋に対する知事の見解について)	56
・福祉保健行政について	56
(看護人材の育成対策について)	56
(看護の質の向上に向けた取組について)	56
知事答弁	56
産業労働部長答弁	58
農林部長答弁	60
水産部長答弁	61
地域振興部長答弁	61
企画部長答弁	61
土木部長答弁	62
教育委員会教育長答弁	62
土木部技監答弁	63
福祉保健部長答弁	63
瀬川光之議員質問	63
・スタートアップ支援の具体的な内容について	63
産業労働部長答弁	64

瀬川光之議員質問	64
・ 移住施策に関する効果的な市町の取組事例について	64
地域振興部長答弁	64
瀬川光之議員質問	64
・ どのようにデジタル人材を活用し、市町との連携を図りながら、デジタル化やDX化を推進していくのか	65
企画部長答弁	65
瀬川光之議員発言	65
一、休憩	65
一、再開	65
一、外間雅広議員質問	65
・ 知事の政治姿勢について	65
(IRの今後と県北地域の振興について)	65
(県北地域の振興策について、どのような考えの下、そのような分野に注力していくのか)	66
・ 石木ダム事業について	66
(任期最後の1年、どのように取り組んでいくのか)	66
・ グローバル人材の育成について	66
(グローバルに活躍できる人材の育成について)	67
・ 知事任期最終年の思いについて	67
(どのような思い、決意を持って取り組んでいくのか)	67
・ 佐世保の基地対策について	67
(前畑弾薬庫の移転・返還について)	67
(現状と今後の取組について)	67
・ 陸上自衛隊早岐射撃場の騒音対策について	67
(現在の状況について)	68
・ 前畑崎辺道路について	68
(現状と今後の取組について)	68
・ 基地経済について	68
(佐世保市と連携した取組の成果の活用について)	68
・ 観光振興対策について	68
(今後の観光振興対策の方向性について)	68
(今後の観光振興施策の方向について)	68
・ 国際航空路線の利用促進について	68
(特別キャンペーン企画「県民の翼」のような取組について、今後実施する考えはあるのか)	69
・ 道路行政について	69
(西九州自動車道について)	69
(平戸インターから佐々インター間の進捗状況について)	69
・ 一般県道俵ヶ浦日野線 赤崎工区の進捗状況について	69

(本事業の進捗状況と今後の見通しについて)	69
・福祉保健行政について	69
(ながさき健康づくりアプリ「歩こーで！」の活用促進について)	69
(今年度に活用促進のために強化した取組内容と利用拡大に向けた今後の 新たな取組について)	70
・看護人材確保対策について	70
(看護職員確保のための修学資金貸与制度の拡充やPR強化について)	70
・投票率向上対策について	70
(これまで実施した選挙啓発の効果について)	70
(投票率が向上しない根本的な理由について)	70
・衆議院比例代表選挙における政党の略称について	70
(按分票が発生しないようにすることはできないのか)	70
(按分票の取扱は、有権者の意思が選挙の結果に正しく反映されないと 考えるかどうか)	70
知事答弁	71
危機管理部長答弁	72
文化観光国際部長答弁	73
文化観光国際部政策監答弁	74
土木部長答弁	74
福祉保健部長答弁	74
選挙管理委員会委員長答弁	75
外間雅広議員質問	76
・県北振興の目玉として、パンダの誘致を検討できないか	76
知事答弁	76
外間雅広議員質問	76
・石木ダムの団結小屋の行政代執行の判断について	77
知事答弁	77
外間雅広議員質問	77
・スーパーヨットの受入環境整備について	78
土木部長答弁	78
外間雅広議員発言	78
一、休憩	78
一、再開	78
一、山田朋子議員質問	79
・令和7年度当初予算について	79
(令和7年度当初予算に対する知事の思い)	79
知事答弁	79
山田朋子議員質問	80
・知事のマニフェストについて	80
(進捗状況はどうか、残された任期一年の中で、どのように取り組んでいくのか)	80

知事答弁	80
山田朋子議員質問	80
（大石県政における予算傾向について）	80
（各部局の予算配分のバランスはどうか、県として推進すべき 分野に影響が出ていないか）	81
知事答弁	81
山田朋子議員質問	81
・ 県北振興対策について	81
（ I R 誘致の経験をどのように活かしながら施策を組み立てていくのか）	81
企画部長答弁	81
山田朋子議員質問	82
・ ツール・ド・九州2025の取組について	82
（大会開催に向けて、どのような取組を実施しているのか）	82
文化観光国際部長答弁	82
山田朋子議員質問	82
・ 食の賑わいの場創出に向けた取組について	82
（現在の取組状況と県北地域の次年度の計画について）	83
農林部長答弁	83
山田朋子議員質問	83
・ 防災対策について	83
（孤立集落対策について）	83
（ヘリコプター離発着適地について）	83
危機管理部長答弁	83
山田朋子議員質問	84
（ヘリコプターと船舶の活用に向けた取組について）	84
危機管理部長答弁	84
山田朋子議員質問	84
・ 長崎県救急安心センター（＃7119）について	84
（＃7119の運用状況について）	84
危機管理部長答弁	84
山田朋子議員質問	84
（年末年始の対応状況について）	84
危機管理部長答弁	85
山田朋子議員質問	85
・ こども施策について	85
（保育士の処遇改善について）	85
（県独自の保育士処遇改善の実施状況について）	85
こども政策局長答弁	85
山田朋子議員質問	86
（保育人材確保に向けた今後の取組について）	86

こども政策局長答弁	86
山田朋子議員質問	86
・ヤングケアラー対策について	86
(ヤングケアラーの実態調査について)	86
こども政策局長答弁	86
山田朋子議員質問	87
(周知・啓発について)	87
こども政策局長答弁	87
山田朋子議員質問	87
・不妊治療の両立支援について	87
(仕事と不妊治療の両立に対する企業の理解促進について)	87
こども政策局長答弁	88
山田朋子議員質問	88
(ライフデザイン支援について)	88
こども政策局長答弁	88
山田朋子議員質問	89
・子どもの権利擁護について	89
(アドボケイトの取組について)	89
(少なくとも県内11か所の児童養護施設全てにおいて、子どもの意見を表明 できる機会を確保してもらいたいが、今後の取組は)	89
こども政策局長答弁	89
山田朋子議員質問	90
・福祉保健施策について	90
(がん対策について)	90
(がん治療と仕事の両立支援の現状について)	90
福祉保健部長答弁	90
山田朋子議員質問	91
(がん相談支援センターの相談実績等について)	91
福祉保健部長答弁	91
山田朋子議員質問	91
(子宮頸がん検診受診の啓発にかかる取組について)	91
福祉保健部長答弁	91
山田朋子議員質問	92
(乳房再建について)	92
福祉保健部長答弁	92
山田朋子議員質問	92
(職域におけるがん検診の推進について)	92
福祉保健部長答弁	92
山田朋子議員質問	93
・受動喫煙について	93

(敷地内禁煙の市町の状況と周知啓発について)	93
福祉保健部長答弁	93
山田朋子議員質問	94
(加熱式たばこの利用状況と周知啓発について)	94
福祉保健部長答弁	94
山田朋子議員質問	94
・認知症対策について	94
(若年性認知症の方への支援について)	94
福祉保健部長答弁	94
山田朋子議員質問	95
(国の計画策定を踏まえた今後の認知症施策について)	95
福祉保健部長答弁	95
山田朋子議員質問	95
・パートナーシップ制度の導入について	95
(現在の検討状況と今後の対応について)	95
県民生活環境部長答弁	96
山田朋子議員質問	96
・知事の政治姿勢について	96
(百条委員会の設置が求められる現状について、どのように考えているのか、 長期にわたり県政が停滞している状況をどのように受け止めているのか)	96
知事答弁	96
一、散 会	96
第9日目(3月1日)	
第10日目(3月2日)	
第11日目(3月3日) 本会議	
一、議事日程	97
一、出席議員	98
一、説明のため出席した者	98
一、開 議	99
 △県政一般に対する質問	
一、ごうまなみ議員質問	99
・長崎港周辺の再整備と観光振興について	99
(松が枝2バース化の進捗について)	99
・長崎港周辺の賑わいづくりについて	100
(今後の取組について)	100
・インフラツーリズムの推進について	100
(女神大橋を観光資源として、今後どのように活用していくのか)	100
・大黒町再開発について	100

(これからどのように進んでいくのか、工事期間中はどのような対策をするのか)	101
・プロスポーツクラブを応援する機運の醸成について	101
(子どもたちが関心、興味を持ち、積極的な応援につなげるための取組について)	101
・事業継承の取組について	101
(事業継承の取組について)	101
・依存症対策について	101
(相談窓口の周知への取組、相談への対応について)	102
・医療的ケア児の支援について	102
(特別支援学校の適正な配置について)	102
(医療的ケア児の通学支援の成果と課題について)	102
(盲学校への医療的ケア児の受入について)	102
(訪問型レスパイト事業の拡大について)	102
・ケアラー支援条例について	103
(ケアラー支援条例2年目の取組について)	103
(ワーキングケアラー支援に対する取組について)	103
・将来における小児医療体制の確保について	103
(今後の取組について)	103
・国民保護計画について	104
(国に提出した受入計画の内容と、その課題、今後の対応について)	104
・特定地域づくり事業協同組合の本県の現状と課題について	104
(組合の設立状況、どのような課題があり、どのような支援を行っているのか)	104
知事答弁	104
土木部長答弁	105
文化観光国際部長答弁	106
産業労働部長答弁	106
福祉保健部長答弁	107
教育委員会教育長答弁	108
地域振興部長答弁	109
ごうまなみ議員質問	109
・依存症対策に関する一般病院と専門機関、精神科病院などとの連携について、 今後どのような取組を行っていくのか	109
福祉保健部長答弁	109
ごうまなみ議員質問	110
・訪問看護ステーションの現状に対する対応について	110
福祉保健部長答弁	110
ごうまなみ議員質問	111
・長崎県の在宅医療を守るために県単の事業も検討する必要があるのでは	111
知事答弁	111
ごうまなみ議員質問	111
・長崎の新しいまちづくりにおいて、障害者団体等から意見聴取を行う予定は	

あるか	112
土木部長答弁	112
ごうまなみ議員質問	112
・スタジアムシティを存続させていくための支援について	112
知事答弁	113
ごうまなみ議員発言	113
一、休 憩	114
一、再 開	114
一、宅島寿一議員質問	114
・知事の政治姿勢について	114
(経済の活性化について)	114
(今後の取組について)	114
・産業労働行政について	114
(企業誘致について)	114
・半導体関連産業について	115
(アンカー企業誘致に向けた取組と県内サプライチェーンとの連携について)	115
・水産行政について	115
(養殖業の振興について)	115
(足し網などの普及に向けた取組について)	115
・輸出拡大の取組について	115
(今後の取組について)	115
・水産加工施設整備について	115
(整備の進捗状況について)	115
・農林行政について	115
(本県農業産出額の推移について)	115
(農業産出額の推移と目標について)	116
・農地の基盤整備について	116
(雲仙市で進められている農地の基盤整備の進捗状況について)	116
・防災・減災対策について	116
(防災・減災、国土強靱化について)	116
(予算を継続的かつ安定的に確保するための取組について)	116
・緊急浚渫推進事業について	116
・国道57号・富津防災について	116
・消防団の活動について	116
(全国女性消防団員活性化大会について、その内容はどのようなものか、その後の消防団活動にどのように活かしていくのか)	117
・観光行政について	117
(インバウンド対策について)	117
(台湾からの直行便誘致について)	117
・外国人材の活用について	117

(宿泊施設における外国人材の受入に関する取組について)	117
・福祉保健行政について	117
(看護人材の確保対策について)	117
(看護師養成所運営への支援強化について)	118
・介護人材の確保対策について	118
(介護現場で働く方の負担軽減を図り、介護の仕事の魅力を上げていくことが 人材確保には重要と考えるがどうか)	118
・教育行政について	118
(長崎県遠隔教育センターについて)	118
(配信コンテンツの準備状況について)	118
・土木行政について	118
(工事書類の簡素化について)	118
(今後の取組について)	118
・地域の拠点となる港湾整備について	118
(港湾機能を維持していくために、防波堤の増強など必要な整備を行っていく 必要があると考えるがどうか)	119
・幹線道路ネットワークの整備について	119
(整備に向けた考え方と各路線の進捗状況について)	119
・ハラスメント対策について	119
(人権尊重に関する条例の制定を求める県議会の意見書への対応について)	119
(意見書に対する取組について)	119
知事答弁	119
産業労働部長答弁	120
水産部長答弁	120
農林部長答弁	121
土木部技監答弁	121
危機管理部長答弁	122
文化観光国際部政策監答弁	122
文化観光国際部長答弁	123
福祉保健部長答弁	123
教育委員会教育長答弁	124
土木部長答弁	124
県民生活環境部長答弁	125
宅島寿一議員質問	125
・企業の立地後も人材の採用や操業開始に向けた調整等と継続的に支援した 結果、企業との信頼関係が強まり、さらなる規模拡大につながった事例も あると聞いているが、具体的事例は	125
産業労働部長答弁	125
宅島寿一議員質問	126
・雲仙市において、農業基盤整備の効果があった具体例について	126

農林部長答弁	126
宅島寿一議員質問	126
・外国人材の受入施設を増やすための取組について	126
文化観光国際部長答弁	126
宅島寿一議員質問	127
・看護師等の養成所に対する支援の継続について	127
福祉保健部長答弁	127
宅島寿一議員質問	127
・台湾から長崎への直行便の運航について	127
文化観光国際部政策監答弁	128
宅島寿一議員質問	128
・残りの任期一年に向けた知事の意志について	128
知事答弁	128
一、休憩	128
一、再開	128
一、坂口慎一議員質問	128
・道路行政について	128
（「生活道路」の30キロ規制について）	128
（政令改正の概要と県民に対する周知方法について）	128
警察本部長答弁	129
坂口慎一議員質問	129
（生活道路に該当する道路の定義と混乱を防止するための方策について）	129
警察本部長答弁	129
坂口慎一議員質問	129
・財政について	129
（長崎県の財政状況について）	129
総務部長答弁	130
・令和5年度決算分の財務諸表等について	130
総務部長答弁	130
坂口慎一議員質問	131
（資産の老朽化比率は、全国に比べてどのようになっているのか）	131
総務部長答弁	131
坂口慎一議員質問	131
・資産規模と将来世代の負担のあり方について	131
（将来世代負担比率は、全国に比べてどのようになっているのか）	132
総務部長答弁	132
坂口慎一議員質問	132
（県債残高は資産規模と合わせて考える必要があると考えるがどうか）	132
知事答弁	132
坂口慎一議員質問	132

・個人県民税の税収額の推移について	132
（平成29年度以降における個人県民税の税収額の推移について）	133
総務部長答弁	133
坂口慎一議員質問	133
・長崎県の製造業と半導体戦略について	133
（長崎県の製造業の現状について）	133
（製造品出荷額等の現状について）	134
産業労働部長答弁	134
坂口慎一議員質問	134
（半導体関連産業における従業員一人当たりの付加価値額と給与の状況について）	134
産業労働部長答弁	134
坂口慎一議員質問	134
・長崎県半導体産業成長戦略について	134
（本県の半導体関連産業の現状と課題について）	135
産業労働部長答弁	135
坂口慎一議員質問	135
・令和7年度一般会計当初予算における半導体関連事業について	135
産業労働部長答弁	135
坂口慎一議員質問	135
・半導体産業における再生可能エネルギーの利用について	136
（本県の特性を活かした半導体産業に貢献する再生可能エネルギーの導入について）	136
産業労働部長答弁	136
坂口慎一議員質問	137
・国民保護に関する取組について	137
（国・県・基礎自治体の役割について）	137
危機管理部長答弁	137
坂口慎一議員質問	137
（長崎県及び九州各県の受入人数について）	137
危機管理部長答弁	137
坂口慎一議員質問	137
・今後の調整と県民への周知について	137
危機管理部長答弁	137
坂口慎一議員質問	138
（長崎県国民保護計画の改訂について）	138
危機管理部長答弁	138
坂口慎一議員質問	138
・農政について	138
（農産物の適正価格形成に向けた取組について）	138
（生産資材価格高騰対策について）	138

農林部長答弁	138
坂口慎一議員質問	139
(適正価格の形成に向けた取組について)	139
農林部長答弁	139
坂口慎一議員質問	139
・多様な人材の確保と支援について	139
(担い手に加え、それ以外の農業に携わる方々とはどのような人たちか)	140
農林部長答弁	140
坂口慎一議員質問	140
(担い手及び多様な人材の確保に関する取組について)	140
農林部長答弁	140
坂口慎一議員質問	140
・不登校児童・生徒の支援について	140
(不登校児童生徒の健康診断受診状況について)	141
(不登校の定義及び不登校児童生徒数の状況について)	141
教育委員会教育長答弁	141
坂口慎一議員質問	141
・本県における不登校児童生徒の健康診断受診の支援について)	141
教育委員会教育長答弁	141
坂口慎一議員質問	141
(未受診者の受診に向けた対応や支援について)	141
教育委員会教育長答弁	141
坂口慎一議員質問	142
(県全体の受診状況を把握する必要性について)	142
教育委員会教育長答弁	142
坂口慎一議員発言	142
一、休憩	142
一、再開	142
一、坂本 浩議員質問	142
・被爆80年の平和・被爆行政について	143
(核兵器禁止条約に関する国への要望と今後の取組について)	143
知事答弁	143
坂本 浩議員質問	143
(被爆県として、今後の課題をどのように考え、取組を進めていくのか)	143
知事答弁	143
坂本 浩議員質問	144
(第3回核兵器禁止条約締結国会議に県から誰か派遣するのか)	144
文化観光国際部政策監答弁	144
坂本 浩議員質問	144
(被爆80年の今年、どのように取り組んでいくのか)	144

文化観光国際部政策監答弁	145
坂本 浩議員質問	145
・「被爆体験者は被爆者です」との声にどう応えるのか	145
(被爆体験者訴訟において、控訴した理由について)	145
福祉保健部長答弁	145
坂本 浩議員質問	146
(まずは勝訴原告15人の判決を確定させたうえで、被爆者認定基準の見直しに 着手しながら被爆体験者全員を被爆者と認めていくのが筋だと考えるがどうか)	146
福祉保健部長答弁	146
坂本 浩議員質問	146
(国に対して、全ての被爆体験者の一日も早い救済をどのように求めていくのか)	146
知事答弁	146
坂本 浩議員質問	147
(国に対して、長崎市と一緒に、被爆地域の是正拡大を含めて強く求める べきと考えるがどうか)	147
知事答弁	147
坂本 浩議員質問	147
・人権施策の推進について	147
(「人権尊重に関する県条例」の制定へ向けた認識について)	147
県民生活環境部長答弁	148
坂本 浩議員質問	148
(県の主体的な判断として、条例制定の方向性を示してほしいと考えるがどうか)	148
県民生活環境部長答弁	148
坂本 浩議員質問	148
・県手話言語条例に基づく取組について	148
(取組の進捗について)	148
福祉保健部長答弁	148
坂本 浩議員質問	149
・人材確保と育成に向けた公務職場の「働き方改革」について	149
(知事部局における時間外勤務、離職者、欠員の状況と対策について)	149
総務部長答弁	149
坂本 浩議員質問	150
(精神疾患による休職・休暇への改善策について)	150
総務部長答弁	150
坂本 浩議員質問	150
(40歳代以上の職員の給与が引下げとならないような措置が今後必要と考えるが どうか)	151
人事委員会委員答弁	151
坂本 浩議員質問	151
・公立小中学校での現状と取組について	151

（時間外勤務、離職者、欠員の現状と対策について）	151
教育委員会教育長答弁	151
坂本 浩議員質問	152
（スクールサポートスタッフの今後の取組について）	152
教育委員会教育長答弁	152
坂本 浩議員質問	152
（教職の魅力化作成会議における議論の経過と方向性について）	153
教育委員会教育長答弁	153
坂本 浩議員質問	153
・警察本部での現状と取組について	153
（時間外勤務、離職者、欠員の現状と対策について）	153
警察本部長答弁	153
坂本 浩議員質問	153
（警察署当番制導入の経過と成果について）	153
警察本部長答弁	154
坂本 浩議員質問	154
・危機管理行政について	154
（日米地位協定の抜本的改定について）	154
（日米地位協定の改定に向けた今後の対応について）	154
浦副知事答弁	154
坂本 浩議員質問	154
・特定利用空港の指定による「軍民共用」としての影響は	155
危機管理部長答弁	155
坂本 浩議員質問	155
・国民保護計画に基づく先島諸島からの避難住民受入について	155
（避難住民を受け入れる計画の前提が現実的なのかという疑問を持っているが、 県の認識は）	156
危機管理部長答弁	156
坂本 浩議員質問	156
・大型事業について	156
（石木ダム建設事業の「疑問点」に関する対話について）	156
（市民による再評価監視委員会との話し合いをどのように進めていくのか）	156
土木部長答弁	156
坂本 浩議員質問	157
・県庁舎跡地の活用について	157
（多くのサポーターやプレイヤーの声を具体的にどう活かしていくのか）	157
地域振興部長答弁	157
一、散 会	157
第12日目（3月4日）本会議	
一、議事日程	158

一、出席議員	159
一、欠席議員	159
一、説明のため出席した者	159
一、開 議	160
一、議長報告（瀬川光之議員辞職願提出の件）	160
一、瀬川光之議員辞職、許可・決定	160

△県政一般に対する質問

一、山村健志議員質問	160
・施設の老朽化対策・維持管理について	160
（上下水道施設について）	160
（水道管の漏水や下水道管の破損が原因で、県民生活に支障が出た件数について）	161
県民生活環境部長答弁	161
山村健志議員質問	161
（本県の水道管や下水道管の老朽化の現状と今後の見通しについて）	161
県民生活環境部長答弁	161
山村健志議員質問	161
（水道・下水道の老朽化対策に対する財源確保に関する認識と今後の取組について）	161
県民生活環境部長答弁	161
山村健志議員質問	162
・道路施設について	162
（どのようにして必要な道路維持予算を確保していくのか）	162
土木部技監答弁	162
山村健志議員質問	162
（交通信号機の設置状況と老朽化対策の今後の方向性について）	162
警察本部長答弁	163
山村健志議員質問	163
・ため池について	163
（管理者がいなくなった農業用ため池の安全対策と防災対策について）	163
農林部長答弁	163
山村健志議員質問	163
（ため池の老朽化対策を進めるための予算確保に向けた取組状況について）	163
農林部長答弁	164
山村健志議員質問	164
・河川ダム施設について	164
（県が管理するダムの老朽化対策の現状について）	164
土木部技監答弁	164
山村健志議員質問	164

(財源確保に向けた今後の対応について)	164
土木部技監答弁	164
山村健志議員質問	164
(防災情報の提供のための観測機器などの維持管理の状況について)	165
土木部技監答弁	165
山村健志議員質問	165
(観測機器などの維持管理に関する現状、問題点とその対策について)	165
土木部技監答弁	165
山村健志議員質問	165
・予算確保について	165
(財源確保に関する考えについて)	165
知事答弁	165
山村健志議員質問	166
・カーボンニュートラルの長崎県の取組について	166
(長崎県全体の取組状況について)	166
(「第2次長崎県地球温暖化(気候変動)対策実行計画」の取組状況について)	166
県民生活環境部長答弁	166
山村健志議員質問	167
(温室効果ガス排出量削減の進捗状況について)	167
県民生活環境部長答弁	167
山村健志議員質問	167
・産業分野の取組状況について	167
(諫早湾干拓調整池での発電事業の導入可能性について、現在の検討状況は) ...	167
産業労働部長答弁	167
山村健志議員質問	167
(洋上風力発電事業を成長させていくための取組状況について)	168
産業労働部長答弁	168
山村健志議員質問	168
(今後の取組について)	168
産業労働部長答弁	168
山村健志議員質問	169
・農業分野の取組状況について	169
(本県の農業分野において、カーボンニュートラルに向けた試験的な取組を 行っているのか)	169
農林部長答弁	169
山村健志議員質問	169
・林業分野の取組状況について	169
(本県におけるJ-クレジット制度の取組状況について)	169
農林部長答弁	169
山村健志議員質問	170

・今後の取組について	170
（「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」の令和7年度計画の 見直しは、どのような方針で進めるのか）	170
県民生活環境部長答弁	170
山村健志議員質問	170
・教員の働き方改革について	170
（仕事の削減について）	171
（現場の声をどのように聞いているのか、また、どのような声があるのか）	171
教育委員会教育長答弁	171
山村健志議員質問	171
（書類や報告資料の削減は進んでいるのか、また、今後の取組は）	171
教育委員会教育長答弁	171
山村健志議員質問	171
・教員が授業や生徒に専念できる環境整備について	171
（県立学校における取組・支援について）	172
教育委員会教育長答弁	172
山村健志議員質問	172
・島原鉄道について	172
（島原鉄道活性化検討部会における検討の背景と状況について）	172
（島原鉄道の現状と島原鉄道活性化検討部会の状況について）	172
地域振興部長答弁	172
山村健志議員質問	173
・今後の方向性の決定に向けた課題について	173
（バス転換などの実現性について、どのように考えるか、また、今後の方向性を 決定するうえで、どのようなことが重要になると考えているのか）	173
地域振興部長答弁	173
山村健志議員発言	173
一、休 憩	175
一、再 開	175
一、中村俊介議員質問	175
・未来大国の実現について	175
（「広域連携」などの推進について）	175
（本県における市町の広域連携の取組状況と、県と市町の連携に向けた知事と 市町長との協議等の場について）	175
（県政世論調査の活用について）	175
・「家族の日休暇」の推進について	176
（佐々町で実施している「家族の日休暇」と同様の制度を県内各市町において 導入する考えはないか）	176
・財政の健全化について	176
（地域経済の活性化による税収増加策について、新分野も含めて、どのように	

考えるか) ……………	176
・ 国の補助金、交付金の活用について ……………	177
(国に対し積極的に事業提案を行い、財源を確保しながら新たな事業展開を図ることが重要ではないか) ……………	177
・ 県有財産の有効活用について ……………	177
(貸付・売却の主な実績と県の考え方について) ……………	177
・ デジタル化（D X化）と業務効率化によるコスト削減について ……………	177
(デジタル化の推進による削減時間等を新たな業務に充てることへの県の見解について) ……………	177
・ 低未利用地活用について ……………	177
(企業誘致と合わせて、魅力的な住宅地の提供も可能とする土地利用施策を緩和・展開する必要があると考えるがどうか) ……………	178
・ 建設業におけるD Xの取組について ……………	178
(建設業におけるD Xの取組をどのように進めていくのか) ……………	178
・ 水道水におけるP F O S及びP F O Aについて ……………	178
(本県における市町の状況について) ……………	179
(国の動向と県の対応について) ……………	179
・ ノーベル賞受賞を契機とした平和の希求について ……………	179
(来年度の取組について) ……………	179
・ 電停のバリアフリー化について ……………	179
(迅速な取組が必要と考えるがどうか) ……………	179
・ 災害時の対応について ……………	179
(どのような協定の締結により体制を確保し、どのように運用されているか) ……	180
・ 「歴史的史跡・遺産を活用したまちづくり」の実現について ……………	180
(県庁舎跡地の早期整備について) ……………	180
(まちなかや県内市町にも波及するような取組を目に見える形で前に進めてもらいたいと考えるがどうか) ……………	180
・ 端島炭鉱の整備事業にかかる支援について ……………	180
(護岸遺構の整備に関する長崎市への支援について) ……………	180
知事答弁 ……………	180
企画部長答弁 ……………	182
教育委員会教育長答弁 ……………	182
総務部長答弁 ……………	182
土木部長答弁 ……………	183
県民生活環境部長答弁 ……………	184
土木部技監答弁 ……………	184
地域振興部長答弁 ……………	185
中村俊介議員質問 ……………	185
・ 今後、どのような手順で次期総合計画の策定を進めていくのか ……………	186
企画部長答弁 ……………	186

中村俊介議員質問	186
・旧宝町電停のバリアフリー化について、どの程度の期間を目途に実施しようとしているのか	186
土木部長答弁	186
中村俊介議員質問	187
・仮に水道水におけるP F O S及びP F O Aが基準値を超えた場合、施設の改良が必要になる可能性もあるが、その際の予算措置について	187
県民生活環境部長答弁	187
中村俊介議員質問	187
・端島炭鉱の整備事業にかかる支援について	187
・デジタル改革推進専門チームの1年間の取組の結果、どの程度の項目でD X化が見込まれ、稼働時期がいつ頃になるのか	189
総務部長答弁	189
中村俊介議員質問	189
・県庁舎跡地の早期整備について	189
・「家族の日休暇」に関し、配慮が必要な内容に対して、先行している地域においては、どのような対策を行っているのか	190
教育委員会教育長答弁	190
中村俊介議員発言	190
一、休 憩	190
一、再 開	190
一、大久保堅太議員質問	190
・女性に選ばれる長崎県とは	190
(女性が活躍できる職場づくりについて)	190
(女性の転出超過の現状、要因と県の認識について)	191
知事答弁	191
大久保堅太議員質問	192
・誘致企業の実績について	192
(誘致企業における雇用人数のうち女性割合がどれくらいか、また、誘致企業のどのような点が女性に選ばれているのか)	192
産業労働部長答弁	192
大久保堅太議員質問	192
・職場環境の充実とNぴかの活用について	192
(Nぴかの取得促進に向けた取組について)	193
産業労働部政策監答弁	193
大久保堅太議員質問	193
(市町との連携について)	194
産業労働部政策監答弁	194
大久保堅太議員質問	194
・長崎県における水資源について	194

(本県の水資源保全対策は)	194
(地下水をくみ上げて使用する会社は県内に何箇所あり、どれくらいの量をくみ上げているのか)	194
県民生活環境部長答弁	194
大久保堅太議員質問	194
(水量の管理について)	194
県民生活環境部長答弁	195
大久保堅太議員質問	195
(現在、県内でどれだけの自治体が地下水採取の制限をかけているのか)	195
県民生活環境部長答弁	195
大久保堅太議員質問	195
(今後、県として、一律に地下水採取の規制をかけることは考えていないのか)	195
県民生活環境部長答弁	195
大久保堅太議員質問	196
・一次産業の振興について	196
(強く安定した農業の確立に向けて)	196
(農産物輸出の現状と実績について)	196
農林部長答弁	196
大久保堅太議員質問	196
(現在、農産物の輸出はどのようなルートで流れているのか)	196
農林部長答弁	197
大久保堅太議員質問	197
(佐世保食肉センターからの輸出現状と課題について)	197
農林部長答弁	197
大久保堅太議員質問	197
(県内の輸出業者の支援について)	197
農林部長答弁	197
大久保堅太議員質問	197
(農業分野における成長品目について)	198
(重点推進品目、地域推進品目は、どのように定めているのか)	198
農林部長答弁	198
大久保堅太議員質問	198
(重点推進品目、地域推進品目に対して優先的な支援が行われているのか)	198
農林部長答弁	198
大久保堅太議員質問	198
(重点推進品目、地域推進品目のうち、日本一を獲得した品目や目指しているような品目があるのか)	198
農林部長答弁	198
大久保堅太議員質問	198
(品種改良、栽培研究、日本一の販売戦略、この3つに支援を行うことで、	

強く安定した農業の確立ができると考えるかどうか)	199
農林部長答弁	199
大久保堅太議員質問	199
・水産業のさらなる成長に向けて	199
(水産県ながさきとしての進むべき方向性について)	199
(県はどのような分野に注力していこうとしているのか)	199
水産部長答弁	199
大久保堅太議員質問	200
(一次産業の振興について、知事の見解を)	200
知事答弁	200
大久保堅太議員質問	200
・貿易港の現状と課題について	200
(長崎港の現状と課題)	200
(国際コンテナの取扱状況について)	200
土木部長答弁	200
大久保堅太議員質問	201
(長崎港のコンテナ取扱量は、九州・沖縄地域でどれくらいの規模であるのか)	201
土木部長答弁	201
大久保堅太議員質問	201
(輸出入を増やしていくための取組について)	201
産業労働部長答弁	201
大久保堅太議員質問	201
・県北地域での貿易港の整備について	202
(県北地域に貿易港を整備することは考えられないか)	202
土木部長答弁	202
大久保堅太議員質問	202
・県北振興について	202
(総生産額について)	202
(県北振興局管内の直近の総生産額と、10年前との比較について)	203
県民生活環境部長答弁	203
大久保堅太議員質問	203
(長崎振興局及び県央振興局管内の直近の総生産額は、10年前と比較してどの ような推移になっているか、また、県北振興局管内と比較してどうか)	203
県民生活環境部長答弁	203
大久保堅太議員質問	203
(総生産額の増加に向けて、どのような考え方で県北振興対策を考えているのか)	203
企画部長答弁	203
大久保堅太議員発言	204
一、休 憩	204
一、再 開	204

一、白川鮎美議員質問	204
・ 県職員のハラスメント事案について	204
(近年のハラスメント件数、相談体制、ハラスメント調査アンケート結果について)	205
総務部長答弁	205
白川鮎美議員質問	205
(ハラスメントを行った県職員への対応について、2件の処分に違いがあるのはなぜか)	206
総務部長答弁	206
白川鮎美議員質問	206
(ハラスメントのない職場づくりに対する県の取組について)	206
総務部長答弁	206
白川鮎美議員質問	207
(精神疾患による病気休暇等取得者への復帰支援や再発防止の取組について)	207
総務部長答弁	207
白川鮎美議員質問	207
(長崎県議会ハラスメント相談窓口の県職員への周知について)	208
総務部長答弁	208
白川鮎美議員質問	208
(ハラスメントのない職場づくりと、長崎県からハラスメントを撲滅し、選ばれる長崎県を目指す本気の取組を行ってもらいたい、知事の考えは)	208
知事答弁	208
白川鮎美議員質問	208
・ 動物の殺処分ゼロに向けた取組について	209
(令和3年から令和5年にかけて殺処分件数が大幅に減少している要因について)	209
県民生活環境部長答弁	209
白川鮎美議員質問	209
(近年の譲渡数のうち、動物愛護ボランティア団体等へ譲渡された数について)	209
(ボランティア団体等に対する、飼育にかかる費用等の公的支援について)	209
県民生活環境部長答弁	209
白川鮎美議員質問	210
(県が実施する動物愛護イベントの内容、実績について)	210
県民生活環境部長答弁	210
白川鮎美議員質問	210
(県民に対する動物愛護の教育、啓発の取組について)	210
県民生活環境部長答弁	210
白川鮎美議員質問	211
(全国に先駆けて、長崎県版でペット飼育の資格制度を設けてはどうか)	211
県民生活環境部長答弁	211
白川鮎美議員質問	211

・インフルエンザ流行警報の発表について	211
(インフルエンザ流行警報とはどのようなものか、また、発表する目的と効果は)	211
福祉保健部長答弁	211
白川鮎美議員質問	212
(警報発令時の県内のインフルエンザ患者数について)	212
福祉保健部長答弁	212
白川鮎美議員質問	212
(警報発表による市町や医療機関への対応について)	212
福祉保健部長答弁	212
白川鮎美議員質問	212
(年末年始における医療提供体制の確保に向けた取組について)	212
福祉保健部長答弁	212
白川鮎美議員質問	213
・長崎南北幹線道路の計画について	213
(議会での発言を受けて、県はどこに、どのように働きかけを行ったのか)	213
土木部長答弁	213
白川鮎美議員質問	214
(現在のプールに対する移転補償費について、長崎市と協議を行ったのか)	214
土木部長答弁	214
白川鮎美議員質問	214
(補助金に関する長崎市からの確認に対して、どのように判断し、市に回答したのか)	214
土木部長答弁	214
白川鮎美議員質問	215
(現在の市民プール部分の用地の取得やその費用について、県と長崎市はどのような協議を行っているのか)	215
土木部長答弁	215
白川鮎美議員質問	215
(交通渋滞シミュレーション調査の状況について)	215
土木部長答弁	215
白川鮎美議員質問	215
(時津～茂里町間の渋滞緩和策として、通勤時間帯だけでも川平有料道路を無料化するなど、南北幹線道路以外の方法はないのか)	216
土木部長答弁	216
白川鮎美議員質問	216
・宇久島のメガソーラー発電事業について	216
(県が同意した経過と妥当性について)	217
農林部長答弁	217
白川鮎美議員質問	217
(海域への送電線設置許可申請への関係漁協の同意書について)	217

土木部長答弁	217
白川鮎美議員質問	218
(農業振興地域整備計画の変更における県の同意について)	218
農林部長答弁	218
白川鮎美議員質問	218
(今後、市町から同様の申請があった場合について)	218
農林部長答弁	218
白川鮎美議員発言	218
一、議案(第1号議案乃至第45号議案及び第47号議案乃至第63号議案)・委員会付託	218
一、第46号議(海区漁業調整委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて)及び第65号議案(長崎県監査委員の選任について議会の同意を求めることについて)・委員会付託省略	219
一、散 会	219
議会運営委員会	
第13日目(3月5日)本会議	
一、議事日程	220
一、出席議員	221
一、説明のため出席した者	221
一、開 議	222
一、故吉村 洋副議長に対する議長追悼の言葉	222
一、溝口芙美雄議員・追悼の言葉	224
一、小林克敏議員・追悼の言葉	225
一、知事・追悼の言葉	226
一、休 憩	227
一、再 開	227
一、副議長選挙	227
一、副議長紹介	228
一、副議長挨拶	228
一、散 会	229
第14日目(3月6日)予算決算委員会(総括質疑)	
第15日目(3月7日)常任委員会・予算決算委員会(分科会)(総務、文教厚生、観光生活建設、農水経済)	
第16日目(3月8日)	
第17日目(3月9日)	
第18日目(3月10日)常任委員会・予算決算委員会(分科会)(総務、文教厚生、観光生活建設、農水経済)	
第19日目(3月11日)常任委員会・予算決算委員会(分科会)(総務、文教厚生、観光生活建設、農水経済)	
第20日目(3月12日)常任委員会・予算決算委員会(分科会)(総務)	

第21日目（3月13日）	
第22日目（3月14日）	離島・半島地域振興特別委員会
第23日目（3月15日）	
第24日目（3月16日）	
第25日目（3月17日）	予算決算委員会（分科会長報告、採決） 議会運営委員会
第26日目（3月18日）	観光・新幹線対策特別委員会 成長産業・県土強靱化対策特別委員会
第27日目（3月19日）	本会議（追加議案上程、知事説明、予算決算委員会付託、議案採決）

一、議事日程	230
一、出席議員	231
一、説明のため出席した者	231
一、開 議	232
一、議席の一部変更・決定	232
一、追加議案一括上程（第66号議案及び第67号議案）	232
一、上記、知事議案説明	232
一、上記、予算決算委員会に付託	232
一、休 憩	232

予算決算委員会（分科会）（総務）

予算決算委員会（分科会長報告、採決）

議会運営委員会

一、再 開	232
一、弔慰金支給の件・決定	232
一、第46号議案「海区漁業調整委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて」・原案同意	233
一、第65号議案「長崎県監査委員の選任について議会の同意を求めることについて」・原案同意	233
一、発議第214号「長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」・原案可決	233

△委員長報告

一、総務委員長報告	233
一、各議案・原案可決	236
一、文教厚生委員長報告	236
一、各議案・原案可決	238
一、観光生活建設委員長報告	238
一、第17号議案・原案可決	239
一、第30号議案・原案可決	239

一、第42号議案・原案可決	239
一、その他の議案・原案可決	239
一、農水経済委員長報告	240
一、各議案・原案可決	241
一、予算決算委員長報告	241
一、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」について、質疑・討論	243
一、堀江ひとみ議員、上記・第1号議案について、反対討論	243
一、山下博史議員、上記・第1号議案について、賛成討論	244
一、第1号議案・原案可決	245
一、第13号議案・原案可決	245
一、第14号議案・原案可決	245
一、第61号議案・原案可決	245
一、その他の議案・原案可決	245
一、総務委員会より、「東京一極集中の是正に向けた抜本的な改善策について」 ・動議提出・可決	245
一、発議第215号「長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 を改正する条例案」・原案可決	246
一、「大石知事の選挙資金・政治資金、並びに公務と政務の混同に関する調査特別 委員会の設置を求める動議」について・動議提出	246
一、山田朋子議員、上記・動議について、提案理由説明	246
一、前田哲也議員、上記・動議について、反対討論	247
一、大倉 聡議員、上記・動議について、賛成討論	248
一、上記・動議・否決	250
一、各委員会から、議会閉会中の付託事件一覧表・決定	250
一、知事あいさつ	250
一、議長あいさつ	252
一、閉 会	253

第 1 日 目

議 事 日 程

第 1 日 目

-
- ◇
- 1 開 会
 - 2 開 議
 - 3 会 期 決 定
 - 4 会議録署名議員指名
 - 5 議 長 報 告
 - 6 各特別委員長報告
 - 7 意見書上程、質疑・討論、採決
 - 8 発議第 2 1 4 号上程
 - 9 常任委員会及び議会運営委員会の委員並びに正副委員長選任
 - 1 0 特別委員会設置の件
 - 1 1 特別委員会委員並びに正副委員長選任
 - 1 2 有明海自動車航送船組合議会議員選挙
 - 1 3 長崎県病院企業団議会議員選挙
 - 1 4 第 1 号議案乃至第 6 5 号議案一括上程
 - 1 5 知事議案説明
 - 1 6 第 6 4 号議案 委員会付託
 - 1 7 散 会

令和7年2月21日（金曜日）

出席議員（44名）

1番	大倉	聡	君
2番	本多	泰邦	君
3番	白川	鮎美	君
4番	まきやま	大和	君
5番	虎島	泰洋	君
6番	畑島	晃貴	君
7番	湊	亮太	君
8番	富岡	孝介	君
9番	大久保	堅太	君
10番	中村	俊介	君
11番	山村	健志	君
12番	初手	安幸	君
13番	鵜瀬	和博	君
14番	清川	久義	君
15番	坂口	慎一	君
16番	宮本	法広	君
17番	中村	泰輔	君
18番	饗庭	敦子	君
19番	堤	典子	君
20番	坂本	浩	君
21番	千住	良治	君
22番	山下	博史	君
23番	石本	政弘	君
24番	中村	一三	君
25番	大場	博文	君
26番	近藤	智昭	君
27番	宅島	寿一	君
28番	山本	由夫	君
30番	松本	洋介	君
31番	ごう	まなみ	君
32番	堀江	ひとみ	君
33番	中山	功	君
34番	小林	克敏	君
35番	川崎	祥司	君

36番	深堀	ひろし	君
37番	山口	初実	君
38番	山田	朋子	君
39番	中島	浩介	君
40番	前田	哲也	君
42番	外間	雅広	君
43番	徳永	達也	君
44番	瀬川	光之	君
45番	溝口	芙美雄	君
46番	田中	愛国	君

欠席議員（2名）

29番	吉村	洋	君
41番	浅田	ますみ	君

説明のため出席した者

知事	大石	賢吾	君
副知事	浦	真樹	君
副知事	馬場	裕子	君
秘書・広報戦略部長	陣野	和弘	君
企画部長	早稲田	智仁	君
総務部長	中尾	正英	君
危機管理部長	今富	洋祐	君
地域振興部長	小川	雅純	君
文化観光国際部長	伊達	良弘	君
県民生活環境部長	大安	哲也	君
福祉保健部長	新田	惇一	君
こども政策局長	浦	亮治	君
産業労働部長	宮地	智弘	君
水産部長	吉田	誠	君
農林部長	渋谷	隆秀	君
土木部長	中尾	吉宏	君
会計管理者	井手	美都子	君
土木部技監	植村	公彦	君
交通局長	太田	彰幸	君

地域振興部政策監	渡 辺 大 祐 君
文化観光国際部政策監	村 田 利 博 君
産業労働部政策監	石 田 智 久 君
教育委員会教育長	前 川 謙 介 君
選挙管理委員会委員長	渡 邊 敏 則 君
代表監査委員	下 田 芳 之 君
人事委員会委員長	水 上 正 博 君
公安委員会委員	真 下 和 枝 君
警 察 本 部 長	遠 藤 顕 史 君
監 査 事 務 局 長	桑 宮 直 彦 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	田 中 紀久美 君
教 育 次 長	坂 口 育 裕 君
財 政 課 長	苑 田 弘 継 君
秘 書 課 長	黒 島 航 君
選挙管理委員会総括書記長補佐	小 橋 和 則 君
警察本部参事官兼総務課長	古 賀 新 一 君

議会事務局職員出席者

局 長	中 尾 美恵子 君
次長兼総務課長	濱 口 孝 君
議 事 課 長	佐 藤 隆 幸 君
政 務 調 査 課 長	大 宮 巖 浩 君
議事課課長補佐	永 尾 弘 之 君
議 事 課 係 長	山 口 祐一郎 君
議事課会計年度任用職員	天 雨 千代子 君

— 午前10時 0分 開会 —

○議長（徳永達也君）ただいまから、令和7年2月定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

この際、知事より、新任の行政委員を紹介したい旨、申し出がっておりますので、これを受けることにいたします—知事。

○知事（大石賢吾君）さきの令和6年11月定例県議会におきまして、ご同意をいただき、任命

いたしました特別職をご紹介します。

教育委員会委員 本田道明君。（拍手）、教育委員会委員 郷野和代君。（拍手）、公安委員会委員 真下和枝君。（拍手）

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（徳永達也君）次に、会期の決定をいたします。

本定例会の会期は、本日より3月19日までの27日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君）ご異議なしと認めます。

よって、会期は、27日間と決定されました。

次に、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員につきましては、宮本法広議員及び虎島泰洋議員を指名いたします。

次に、知事より、知事専決事項報告書が、さきに配付いたしましたとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、現在設置いたしております離島・半島地域振興特別委員会、観光・IR・新幹線対策特別委員会、成長産業・県土強靱化対策特別委員会の付議事件の調査に関する経過等について、順次、報告を求めることにいたします。

まず、離島・半島地域振興特別委員長に報告を求めます。

清川委員長—14番。

○離島・半島地域振興特別委員長（清川久義君）（拍手）〔登壇〕おはようございます。

離島・半島地域振興特別委員会の審査結果について、ご報告いたします。

本委員会の付議事件は、「離島・半島地域振興対策」、「有人国境離島法対策」、「離島・半島航路対策、離島航空路対策」及び「関係人

口拡大対策」であります。

昨年2月以降、これまでに、委員会を5回、現地調査を2回実施いたしました。

現地調査においては、事業者の皆様から貴重なご意見をお聞かせいただき、その後の審査に反映してまいりました。

それでは、各付議事件の調査結果及び主な論議事項について、ご報告いたします。

はじめに、離島・半島地域は、豊かな自然と独自の歴史・文化を有し、自然環境の保全や食料の安定的な供給など国家的・国民的役割を担っており、県民のみならず国民共通の財産であります。

本県では、これまで県、関係市町においても様々な振興施策を実施し、着実な振興が推進されてきました。

しかしながら、離島・半島地域を取り巻く環境は依然として厳しく、人口減少・少子高齢化の進行、航路・航空路の維持、医療や福祉などの生活インフラ整備の遅れなどの課題を有しております。

有人国境離島法が施行されて以降、特定有人国境離島地域では、法に係る各種施策の積極的な推進により、法施行前の水準と比べて人口の社会減が抑制され、一部市町では社会増を達成する年が出てきているものの、人口減少や地域の衰退といった構造的な課題の解決には至っていないところであります。

特定有人国境離島地域における地域社会の維持に向け、これまで以上に市町や関係団体等との連携を図りながら、地域の振興施策に取り組む必要があります。

また、令和6年能登半島地震では、改めて半島地域の社会基盤の脆弱性が浮き彫りになったことを踏まえ、半島地域において住民が住み続

け安定した暮らしを送れるよう、半島振興計画などにに基づき、地域が有する豊かな地域資源を活かしつつ、地域の創意工夫を凝らした取組への支援の充実などが必要であることから、まず、「離島・半島地域振興対策」について、一、半島振興法の確実な延長に向けて、防災・減災対策や近隣県との広域連携事業など市町が有効に活用できるよう、必要な財源の確保など国による支援措置の拡充等について、政府・与党等に要望すること。

一、テレワークなど多様な働き方の浸透も踏まえ、移住者増に向けて、離島・半島地域における移住支援事業のさらなる活用に努めること。

一、観光振興について、引き続き、しま旅滞在促進事業を実施し、離島地域への誘客を図るとともに、半島地域における地域資源の活用など県内周遊につながる旅行商品の企画・造成などに取り組むこと。

また、観光消費額の増加に向け、離島へのクルーズ船の入港等によるインバウンド消費を取り込めるような観光コンテンツづくりに努めること。

一、しまの産品ステップアップ推進事業を通じて、大手食品メーカーとコラボレーションした商品の全国販売や支援した事業者の販売額の増加など成果が上がっていることから、引き続き、しまの事業者への支援を実施するとともに、事業者の生産体制の拡大など環境整備に対する支援にも努めること。

一、廃校になった学校跡地などの遊休施設について、外国人労働者など移住者向けの宿舍や、移住体験施設、企業誘致への活用など、地元市町等と連携し、庁内部局間で横断的に取り組むこと。

一、水産振興について、漁業者の減少は地域

の活力の低下等につながることから、赤潮対策、藻場造成、漁業の高付加価値化による漁業所得の向上、海業の取組を先進的に実施している地域の経験やノウハウの横展開など県内の漁業者の就業意欲を高める取組を実施すること。

一、農林業や水産業における流通コストや生産コストの上昇分の円滑な価格転嫁に向けて、コストを反映した価格形成を促すための環境整備に関係機関と取り組むこと、との意見がありました。

次に、「有人国境離島法対策」について、一、有人国境離島法の改正・延長に当たり、災害対策やデジタル技術の活用、人手不足対策など、関係市町等に意見を聞き、政府・与党等に要望すること。

一、雇用機会拡充事業について、事業者に対するフォローアップの取組や当該事業の活用を促す効果的な情報発信を引き続き行うとともに、創出された雇用の場に対する島外も含めた人材確保に市町と連携して取り組むこと。

一、航路・航空路運賃低廉化事業について、その効果が増すよう引き続き、島内外に向け、制度の利用方法等の周知やPRを図ること、との意見がありました。

次に、「離島・半島航路対策、離島航空路対策」について、一、島原半島と近隣県を結ぶ半島航路は、半島地域の産業や観光の振興にとって非常に有力な手段であり、航路の活性化に資する有明海沿岸地域の観光協会による広域連携の観光振興の取組などについて、関係自治体とも連携しながら、より一層関わっていくこと。

一、離島航空路線は、住民の日常生活はもとより、交流人口の拡大にもなくてはならない重要な交通手段であり、運航事業者と連携し、離島航空路線の維持、安全かつ安定的な運航に努

めること、との意見がありました。

最後に、「関係人口拡大対策」について、一、離島留学制度について、生徒がしまで安心して生活を送れるよう、引き続き生徒やしま親、教員に対するサポート体制の強化を図るとともに、学校の教育内容のさらなる充実や離島留学生を受け入れる体制の充実など当該制度の魅力度向上に努めること。

一、観光まちづくりの取組について、地域の魅力を活かした県内周遊の促進につながるよう、企画立案の段階から意見交換や方向性の確認など市町が参加できるよう仕組みづくりに取り組むこと。

一、関係人口の創出・拡大について、長崎県を一まとめとするだけではなく、離島地域や半島地域など地域の特性や物理的距離を踏まえ、よりユーザー目線に立った取組を行うとともに、インフルエンサーの活用など本県の魅力の効果的な情報発信に努めること。

一、ノマドワーカーが長期間滞在し、消費行動による地域経済への波及効果が得られるよう、宿泊施設との連携や民間の新規事業の創出に資する調査研究を実施すること、との意見がありました。

このほか、種々活発な論議がございましたが、その詳細については、この際省略させていただきます。

なお、ご報告した事項について、本委員会から、別途、「離島・半島地域の振興対策について」意見書提出方の動議を提出しておりますので、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上、離島・半島地域振興特別委員会のご報告といたします。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（徳永達也君） 次に、観光・IR・新幹線対策特別委員長に報告を求めます。

山田委員長—38番。

○観光・IR・新幹線対策特別委員長（山田朋子君）（拍手）〔登壇〕 皆様、おはようございます。

観光・IR・新幹線対策特別委員会の審査結果について、ご報告いたします。

本委員会の付議事件は、「観光振興対策・国際戦略対策」、「IR対策」及び「新幹線・二次交通対策」であります。

昨年2月以降、これまでに、委員会を7回、現地調査を2回、実施いたしました。

委員会審査においては、理事者への質疑のほか、5月にIR対策に関し、日本観光・IR事業研究機構井手憲文副理事長を参考人として招致し、制度の課題など専門的な見地からのご意見をお聞きいたしました。

5月の県内現地調査では、新上五島町の宿泊施設や特産品の製造事業者、マリンレジャー施設、海の駅関係者の皆様から、11月の県外現地調査では、青森市及び函館市において観光関連事業者、鉄道事業者、行政関係者の皆様から貴重なご意見をお聞かせいただき、その後の審査に反映してまいりました。

それでは、各付議事件の調査結果及び主な論議事項について、ご報告いたします。

はじめに、「観光振興対策・国際戦略対策」について、ご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症により大きな打撃を受けた本県観光は、行動制限の解除や訪日者に対する水際措置の終了等により回復基調にあります。

人口減少が続く本県において、観光は、地域を活性化させる裾野の広い重要な産業であり、

引き続き、本県ならではの観光資源を活用し、誘客の取組を積極的に展開していく必要があります。

また、インバウンドの拡大、国際交流を通じた地域活性化、外国人材の受入確保等に向けた取組を強化していかなければなりません。

このようなことから、一、インバウンドのさらなる回復に向けた、宿泊、食、体験などの観光情報の発信を強化し、国際クルーズや国際定期航空路線の誘致拡大を図ること。

一、さらなる観光需要の取り込みに向けた効果的なプロモーションや県内周遊の促進、観光関連産業における人材の確保・育成を推進すること。

一、本県の魅力的な歴史・文化・自然・食を活かした長崎のファンづくりにつながる観光コンテンツの造成及び充実に努めること。

一、国際友好交流、県産品輸出、外国人材受入等を促進するための戦略的かつ計画的な取組を強化すること、との意見がありました。

次に、「IR対策」について、ご報告いたします。

九州・長崎IRについては、一昨年12月、認定しないとの国の審査結果が公表され、本県、特に佐世保市をはじめとする県北地域にとって、大変残念な結果となりました。

本委員会では、今後の議論に活かすべく、参考人を招致し、IRの制度等について、ご意見をお聞かせいただきましたが、現行制度が大都市に有利であることを改めて認識いたしました。

一方、県北地域の振興は、県勢浮揚に不可欠であり、九州・長崎IRに代わる実効性のある地域振興策の速やかな施行は喫緊の課題であります。

また、これまでの人的、財政的投資を無駄に

してはならず、今回のプロジェクトで得られた様々な知見を、今後の本県の施策に有効に活用していかなければなりません。

このようなことから、一、九州・長崎IRプロジェクトにより得られた知見を活かし、実効性のある、佐世保市をはじめとする県北地域振興策を、全庁を挙げて強力に推進すること。

一、今後の対応については、国の動向等、情報収集を引き続き行い、適宜、県議会に情報提供を行うこと、との意見がありました。

次に、「新幹線・二次交通対策」について、ご報告いたします。

九州新幹線西九州ルート（西九州新幹線）は、開業後2年が経過し、一定の開業効果が認められているところではありますが、新鳥栖～武雄温泉間は、依然、整備方式が決まっていない状況にあります。

真に新幹線整備の効果が発揮され、西九州地域全体の振興につなげるためには、佐賀県や国など関係者との協議を続け、全国の新幹線網との接続の早期実現が不可欠です。

また、整備した新幹線の開業効果を限定的なものとし、広域的に波及させる取り組みも進めなければなりません。

このようなことから、一、一刻も早く、武雄温泉駅での対面乗換方式を解消し、全線フル規格による整備を早期に実現すること。

一、北陸新幹線との一体的な財源確保やフリーゲージトレイン導入断念の経緯を踏まえた地方負担の見直し、並行在来線等の諸課題の解決に向けた佐賀県との協議など、政府・与党、JR九州や関係先への働きかけを強化すること。

一、西九州新幹線の利用促進及びその開業効果を広域的に波及拡大させる取組をJR九州や市町等と連携し、積極的に推進すること。

一、全線フル規格による整備実現後の県北地域からの新幹線網への直通運行など、佐世保線の輸送改善について、政府・与党、JR九州などに強く働きかけること、との意見がありました。

このほか、種々活発な論議がございましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

なお、ご報告した事項について、本委員会から、別途「観光振興対策・国際戦略対策、IR対策、新幹線・二次交通対策について」意見書提出方の動議を提出しておりますので、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、観光・IR・新幹線対策特別委員会のご報告といたします。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（徳永達也君） 次に、成長産業・県土強靱化対策特別委員長に報告を求めます。

坂口委員長—15番。

○成長産業・県土強靱化対策特別委員長（坂口慎一君）（拍手）【登壇】 おはようございます。

成長産業・県土強靱化対策特別委員会の審査結果について、ご報告いたします。

本委員会の付議事件は、「半導体・デジタル戦略対策」、「スタートアップの育成支援対策」及び「防災対策」であります。

昨年2月以降、これまでに、委員会を6回、現地調査を2回、実施いたしました。

5月の県内現地調査では、長崎大学マイクロデバイス総合研究センター、CO-DEJIMA、SUMC TECHXIV長崎工場、平戸市などを、11月の県外現地調査では、産総研臨海副都心センター、つくばスタートアップパーク、国立研究開発法人土木研究所、SHIBUYA QWSなどにおいて、事業者、行政関係者の皆様から貴重

なご意見をお聞かせいただき、その後の審査に反映してまいりました。

それでは、各付議事件の調査結果及び主な論議事項について、ご報告いたします。

はじめに、人口減少・少子高齢化の進行等に伴う地域経済や公共交通、地域コミュニティの維持・確保、県民の安全・安心な暮らしの実現、目下の人手不足や、物価高騰等の不確実な社会・経済状況を踏まえた対策については、スピード感を持って的確に取り組んでいかなければなりません。

今後も世界的な成長が見込まれ、国の強力な支援策のもと、九州を中心に国内での投資が活発化する半導体関連産業については、その需要を本県に取り込むため、新たな雇用の創出が期待できる企業誘致や、県内企業の取引拡大につながるサプライチェーン構築などの取組を積極的に進め、若年層を中心とした人口の流出対策や地域経済の活性化を図っていくことが重要であります。

また、様々な行政課題に対応し、質の高い行政サービスを提供していくためには、庁内DXの推進と行政事務におけるデジタル技術を活用した業務効率化をしっかりと進めていく必要があります。

このようなことから、まず、「半導体・デジタル戦略対策」について、一、半導体関連産業のさらなる集積に向けて、地域の現状を踏まえつつ、アンカー企業の立地に対応できる工業用水を備えた工業団地を早急に整備すること。

一、県内企業への発注が期待できる半導体製造装置のアンカー企業や、高度専門人材の雇用創出となる設計・開発拠点などの誘致に当たっては、グローバルな視点を踏まえつつ、再生可能エネルギーの活用を誘因とすることも含めて

取り組むこと。

一、県内企業の技術力等の向上を支援するとともに、それらを活かした半導体関連産業のサプライチェーン構築・強化を図り、県内雇用の創出、県民所得の向上につなげること。

一、半導体関連産業で活躍する産業人材の育成・確保に向けた取組を充実させること。

一、県内企業と大学等が連携する技術開発等の取組を推進すること。

一、半導体関連産業の集積に伴う公共インフラの整備及び環境対策の取組の充実を図ること。

一、AIやRPAの活用、行政手続のオンライン化など、行政におけるデジタル化を推進するとともに、様々な産業分野の県内中小・小規模事業者における人手不足や物価高騰など厳しい経営環境等の改善に向けて、生産性の向上につながるデジタル化の推進を図ること。

一、離島・半島を多く有する本県の特性に鑑み、光ファイバーや5Gに加え、衛星通信技術等を活用した情報通信インフラの整備促進を図ること。

一、ドローンやメタバース等の新技術の利活用を促進し、新技術実装連携“絆”特区の指定を踏まえた施策の展開を図ること、との意見がありました。

次に、「スタートアップの育成支援対策」について、ご報告いたします。

スタートアップの創出を促進するため、首都圏の投資家等との連携を強化し、県外からのスタートアップの呼び込みや、首都圏企業等との取引拡大の推進を図るなど、様々なチャレンジができる環境整備・仕組みづくりを通して、県全体の産業振興につなげていくことが重要であります。

このようなことから、一、スタートアップの

創出と起業の機運醸成に向けて、CO-DEJIMAなどスタートアップ交流拠点のさらなる利活用促進に努めること。

一、交流会やワークショップの開催等によって、離島・半島地域を含めた県内全域でのスタートアップ創出の促進に取り組むこと。

一、投資家や都市部大企業はもとより、近隣諸国等との交流も視野に入れつつ、マッチングを推進することで、県内スタートアップの資金調達や売上拡大など成長に向けた支援の強化を図ること。

一、都市部スタートアップ集積拠点との連携強化等によって、県外からのスタートアップの呼び込みに努めること、との意見がありました。

次に、「防災対策」について、ご報告いたします。

頻発化・激甚化する自然災害から県民の生命・財産・暮らしを守り、地域社会の機能を維持するためには、災害に強いインフラの整備を急ぐとともに、能登半島地震での課題等を踏まえて、防災対策を強化していく必要があります。

このようなことから、一、県土強靱化に向けて、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間終了後も、切れ目なく継続的かつ安定的に取組を推進するため、「国土強靱化実施中期計画」を早期に策定し、その実現に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保するよう、国に対し、強く要望すること。

一、孤立集落対策や避難所環境の改善、防災教育及び人材育成など、昨年10月末に県が取りまとめた「能登半島地震を踏まえた防災対策の見直し」について、市町や防災関係機関、民間事業者、ボランティア団体など、様々な担い手と連携しながら、着実な推進を図ること。

一、防災対策の見直しを取りまとめた時点で、

国が検討中であった項目については、その後の国の検討結果や財政措置等を踏まえ、見直しを継続して行い、着実な推進を図ること。

一、災害対応におけるAIやデジタル技術の利活用など防災DXの推進を図ること、との意見がありました。

このほか、種々活発な論議がございましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

なお、ご報告した事項について、本委員会から、別途、「半導体・デジタル戦略対策、スタートアップの育成支援対策、防災対策について」意見書提出方の動議を提出しておりますので、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、成長産業・県土強靱化対策特別委員会のご報告といたします。

ご清聴ありがとうございます。（拍手）

○議長（徳永達也君） 以上で、各特別委員長の報告は終わりました。

次に、お手元に配付いたしております動議件名一覧表のとおり、各特別委員会から、知事あて意見書の提出の動議が提出されております。

まず、離島・半島地域振興特別委員会から提出されております「離島・半島地域の振興対策について」、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本動議は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本動議は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、本動議は、可決されました。

次に、観光・IR・新幹線対策特別委員会から提出されております「観光振興対策・国際戦略対策、IR対策、新幹線・二次交通対策について」、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本動議は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本動議は、可決することの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

これにて、表決を終了いたします。

賛成多数。

よって、本動議は、可決されました。

次に、成長産業・県土強靱化対策特別委員会から提出されております「半導体・デジタル戦略対策、スタートアップの育成支援対策、防災対策について」、これを議題といたします。

これより、質疑・討論に入ります。

堀江議員—32番。

○32番（堀江ひとみ君）〔登壇〕 日本共産党の堀江ひとみです。

ただいま、議題となりました「半導体・デジタル戦略対策、スタートアップの育成支援対策、防災対策について」は、以下の理由で反対いたします。

能登半島地震での課題等を踏まえて、防災対策を強化していく必要があることは当然です。しかし、半導体製造装置のアンカー企業誘致については、賛同できません。

アンカー企業とは、私が申し上げるまでもな

く、市場シェアの大きさ、技術革新、経済的影響力、グローバルな展開、研究開発と、どれをとっても半導体産業において、中心的な役割を果たし、業界全体の発展・競争力向上に大きな影響力を与える企業を指します。

スマホから車まで、なくてはならない半導体、デジタル化の中で暮らしや経済は、ますます半導体に依存し、その重要性は増すばかりです。半導体が必要不可欠であることは、誰の目にも明らかです。しかし、本当にアンカー企業の誘致ができるのかと問えば、その見通しや、具体的な手だてがないことは明らかです。

仮に、半導体装置産業などの進出が決まったとしても、そのインフラ整備は十分な資金力がある当該企業、財界・大企業が行うべきものです。

熊本県菊陽町に進出した台湾の半導体企業TSMC。

政府は、第一工場建設に約4,760億円もの支援に続き第二工場、さらには、第三工場建設も伝えられ、総額1兆円を超える国家予算投入で、まさに、国家的プロジェクトで進められています。

現地の日本共産党熊本県議会は、「地下水を守れ、農業を壊すな」と、TSMC進出による地下水問題を早くから取り上げてきました。

熊本県議会では、今では、全会派が取り上げるようになりました。

熊本県内のマスメディアも、地下水、農業、交通渋滞、地価高騰の特集を組んだりして、問題点を指摘するようになっています。

新たな問題として、TSMC第一工場での環境問題、アメリカ環境保護庁で、「健康へ与える影響の関連が特定された」と指摘される有機フッ素化合物PFASが使用されているという問題

も明らかになっています。

いずれにしても、特定産業に特化した大企業誘致ではなく、福祉・教育を充実させ、農林水産業、観光など、地域の内在的力を活かした優しく、強い経済を構築していくことが、中長期的には長崎県の経済をさらに活性化すると考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（徳永達也君） 中村俊介議員—10番。

○10番（中村俊介君）（拍手）〔登壇〕 自由民主党の中村俊介でございます。

会派を代表いたしまして、「半導体・デジタル戦略対策、スタートアップの育成支援対策、防災対策の意見書案について」、賛成の立場から意見を申し述べます。

まず、半導体・デジタル戦略対策について。

半導体産業は、世界市場において、今後、右肩上がりの成長が見込まれ、2030年には、現在のおよそ2倍となる100兆円規模に達すると予想されています。

我が国においては、半導体・デジタル産業戦略を策定し、国内での市場規模を、現在の3倍となる15兆円まで引き上げる計画を打ち出しております。

このような中、九州においても、熊本県を中心に関連の投資が活発化しておりますが、福岡市以外の九州各県各政令市においては、半導体関連企業が集積する熊本県に対し、人口の転出超過となっております。

加えまして、先日、報道されておりました北九州市のサイエンスパーク構想のように、九州各県において、半導体関連の需要の取り込みに積極的な動きが見られる中、本県が、今、半導体産業の振興に取り組まなければ、その需要は、他県へと流れ、本県の転出超過はますます進行

するとともに、経済衰退につながる懸念をされております。

そのため、本県においても、このように市場が拡大する半導体関連をはじめとした成長産業の需要獲得に向けた取組を進めることは、本県経済の活性化や、人口減少対策となる良質な雇用の場の創出につなげるためにも必要不可欠であると考えております。

本意見書では、県内中小企業への波及効果を最大化させるために、県内サプライチェーンの構築・強化や、産業人材の育成・確保に向けた取組などの充実について意見を付しており、県には、中小・小規模事業者への支援にしっかりと取り組んでいただくよう要望しています。

また、デジタル化の推進につきましても、県内中小・小規模事業者が人手不足や、物価高騰などに対応するための生産性向上につながる取組の推進や、デジタル化の前提となる県下全域に及ぶ高速通信網の整備促進、さらには、ドローンやメタバースなどの新技術を活用した取組の促進など、地域活性化を図っていくうえで非常に重要な取組であると考えます。

このほか、本県における新たなビジネスの創出につながるスタートアップ育成支援対策や、県民の生命・財産・暮らしを守る防災対策については、いずれも強化すべき取組であることから、本意見書に賛成いたします。

議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（徳永達也君） 質疑・討論をとどめて、採決いたします。

本動議は、可決することの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

これにて、表決を終了いたします。

賛成多数。

よって、本動議は、可決されました。

次に、議会運営委員会より、発議第214号「長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」が、お手元に配付いたしておりますとおりに提出されておりますので、これを上程いたします。

次に、各常任委員会及び議会運営委員会の委員並びに正副委員長の改選を行います。

本改選につきましては、お手元の名簿のとおり、それぞれ選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり選任することに決定されました。

次に、特別委員会について、お諮りいたします。

現在、設置いたしております離島・半島地域振興特別委員会及び成長産業・県土強靱化対策特別委員会につきましては、これを引き続き、それぞれ存置し、観光・IR・新幹線対策特別委員会につきましては、これを観光・新幹線対策特別委員会に改組することとし、付議事件等につきましては、お手元の特別委員会の付議事件等一覧表のとおりとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定されました。

これより、各特別委員会の委員並びに正副委員長の選任を行います。

各特別委員会は、それぞれ10名をもって構成し、お手元の名簿のとおり、それぞれ選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり選任することに決定されました。

次に、有明海自動車航送船組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

本選挙につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法を用いることとし、議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、有明海自動車航送船組合議会議員に山田朋子議員、中島浩介議員、宅島寿一議員、中村一三議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました被指名人をもって、有明海自動車航送船組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり選任することに決定されました。

次に、長崎県病院企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

本選挙につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法を用いることとし、議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、長崎県病院企業団議会議員に、堤典子議員、畑島晃貴議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました被指名人をもって、

長崎県病院企業団議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり選任することに決定されました。

次に、知事より、第1号議案乃至第65号議案の送付がありましたので、これを一括上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知事の説明を求めます―知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 本日、ここに、令和7年2月定例県議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

説明に入ります前に、去る12月29日、韓国・全羅南道の務安国際空港で発生した航空機の事故により、179名の方々がお亡くなりになりました。

本県と深い友好交流の絆で結ばれている韓国において、多数の尊い命が失われたことは、本県にとっても悲しみに堪えません。

県民を代表して、お亡くなりになられた方々並びにご遺族の皆様、心から哀悼の意を表しますとともに、負傷された方々に衷心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、開会に当たり、県政運営についての所信を申し述べますとともに、令和7年度当初予算案について、その概要をご説明申し上げます。

―長引く物価高騰への対応―

本県の経済は、生産活動の持ち直しや所得環境の改善などから、「緩やかに回復している」とされ、最新の有効求人倍率は、1.19倍と雇用情勢も堅調に推移している状況にあります。

一方で、円安等によりエネルギー・食料品等の価格が高止まりしており、各産業分野における人手不足と相まって、県民生活はもとより、地域を支える中小・小規模事業者や第一次産業従事者など、様々な事業者の経済活動に影響を及ぼしております。

こうした中、国においては、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」が策定され、昨年12月に物価高騰への対策を含む関連補正予算が成立いたしました。

これを受け、本県でも、さきの11月定例会において、国の交付金等を活用のうえ、医療・福祉施設や学校等へのエネルギー価格・食材料費等の支援のほか、農林水産業におけるセーフティネットへの支援などの物価高騰対策等にかかる補正予算を編成し、速やかな執行に努めております。

県民の皆様の生活を豊かにするためには、その基盤となる経済をしっかりと回していくことが何よりも重要であります。

そのため、物価高騰を踏まえた生活者支援や事業者の生産性向上等についても、さらなる対策を講じていく必要があると考えており、本定例会において、市町と連携したプレミアム商品券の発行や生産性向上のための設備等の導入支援など、追加の経済対策を盛り込んだ関連予算を提案しております。

引き続き、社会経済情勢を注視しながら、県民生活を下支えし、県内経済活動の活性化に資する施策の推進に力を尽くしてまいります。

―県総合計画の総仕上げと新しい長崎県づくりのビジョンの推進―

令和7年度は、「長崎県総合計画 チェンジ&チャレンジ2025」の最終年度に当たり、私にとりましても、知事として任期の最終年度とな

ります。

県政の基本方針であります総合計画については、知事就任後、行政の継続性を重視し、当計画に掲げる、「人が活躍し支えあう」、「産業が育ち活力を生む」、「地域がつながり安心が広がる」の3つの柱に沿って、県民や市町、民間団体、大学等の皆様と、相互に連携・協働しながら、各種施策を積極的に推進してまいりました。

具体的には、戦略的な企業誘致等による魅力的な働く場の確保や、農林水産業の生産性向上、移住対策の充実等について取り組み、その結果、企業誘致等による雇用創出や、農業産出額及び県外からの移住者数の増加などの成果につながっております。

併せて、西九州新幹線や長崎スタジアムシティの開業など「まち」の佇まいが大きく変わるプロジェクトが進展するとともに、大手企業の製造拠点の立地や、半導体・航空機・海洋エネルギーの関連産業といった成長分野における新たな動きなど、産業構造にも変化が生じており、まさに本県は大きな変革の時期を迎えております。

こうした機会をチャンスと捉え、今後の県勢のさらなる発展につなげるためにも、令和7年度は、本計画の総仕上げに向け、成果の出ている施策はこれまで以上に伸ばし、課題が残っている施策は、対策の強化を図ってまいります。

また、将来への不安や憂いを払拭し、本県への誇りや未来への期待感を持ち、新しい長崎県を築いていきたいとの思いから「新しい長崎県づくりのビジョン」を策定し、重点的に取り組む分野として、「こども」「交流」「イノベーション」「食」の4つの柱を掲げ、様々な関係者ととともに、各種取組を進めております。

こうした中、「こども」分野においては、子どもが主役の居場所づくりに向けた民間との連携関係の構築を図るとともに、保育人材の確保対策として、園内研修に取り組む施設に対し、保育士等の処遇改善を支援する県独自の制度の創設を実現することができました。

さらに、「イノベーション」分野においては、ドローンを活用した地域課題の解決に向け、人材育成や基盤づくりに努めるとともに、国に対し、規制改革を訴えてまいりました。

その結果、昨年度、全国で初めてとなる「新技術実装連携“絆”特区」の指定を受けることができ、現在、ドローンサービス事業者の有人地帯での目視外飛行等による医薬品配送や、インフラ点検等の実証調査など、先進的な取組が進展しているところであります。

令和7年度においては、引き続き、様々な立場の方々に共感いただきながら、部局横断・融合した施策のさらなる推進を図り、ビジョンの各分野で相乗効果を生み出し、県民の皆様が、「こうなったらいいな」と思う世界である「未来大国」の実現に向け、力を注いでまいりたいと考えております。

一節目の年、飛躍の年―

令和7年は、被爆80年をはじめ、日韓国交正常化60年、長崎空港開港50周年、中華人民共和国駐長崎総領事館開設40周年など様々な節目の年に当たります。

また、全国規模の文化の祭典「ながさきピース文化祭2025」や、国際サイクルロードレース「ツール・ド・九州2025」などの大型イベントが県内各地で開催され、大阪では、全世界から集客が見込まれる「大阪・関西万博」も予定されております。

さらに、長年、被爆体験の継承と核兵器の廃

絶に取り組んでこられた日本原水爆被害者団体協議会のノーベル平和賞受賞により、「核兵器のない世界の実現」への機運がこれまで以上に高まっていると認識しております。

こうした機会や機運の高まりをしっかりと捉え、本県の持つ多彩な魅力を磨き上げ、発信することで、国内外の多方面の方々から「選ばれる長崎県」を目指してまいります。

加えて、長年培ってきた各国との友好交流や平和発信等をさらに促進させるなど、本年が、県勢のさらなる発展につながる飛躍の年となるよう、新しい発想や視点も積極的に取り込みながら、私自らが先頭に立ち、県民の皆様や職員と一丸となって、各種施策を力強く展開してまいりたいと考えております。

どうか県民や県議会の皆様には、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

このような基本的姿勢に基づく、新年度の主な施策について、5つの重点テーマの柱に沿って、具体的にご説明いたします。

—令和7年度 長崎県の主要施策—

～選ばれる「新しい長崎県」の実現に向けて～

1. 子どもが夢や希望を持って健やかに成長できる社会の実現

（「こども場所」の充実と「こども時間」の確保）

子どもたちの未来は長崎県の未来そのものであり、本県の明るい未来を築いていくため、子どもたちへの投資を未来への投資と捉えたうえで、将来を担う子どもたちが健やかに成長し、多様な活躍につながる社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

そのため、安全・安心で多様な居場所や、冒険などチャレンジできる体験を提供する「こど

も場所」の充実に向け、官民ネットワークの構築や中間支援組織の設置等と併せ、新たに「長崎県こども未来応援基金」を創設し、居場所の立ち上げやモデルとなる多様な体験の場づくりを支援してまいります。

このほか、こども食堂に対して支援を行う市町への補助制度の創設や、子ども施策について子どもの意見を聞く機会を設けるなど、官民一体となり、子どもの自己肯定感を高め、子どもが主役の長崎県の実現を目指してまいります。

また、近年増加傾向にある不登校児童生徒のため、小中学校における校内教育支援センターの設置促進や、オンラインによる支援体制強化などにより、ニーズに応じた多様な学びの場の確保・提供等に努め、将来的な社会的自立を支援するとともに、新たにスクールカウンセラーを市町の教育支援センター等へ追加配置するなど、教育相談体制の充実を図ってまいります。

さらに、市町や民間団体等と連携した、共家事・子育ての促進に加え、ひとり親世帯における実態把握調査を実施するなど、子どもと向き合う時間、いわゆる「こども時間」の充実・確保のための取組を推進してまいります。

（安心して結婚、妊娠・出産、子育てできる環境の整備）

県民が希望どおりに安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる社会を実現するには、結婚から子育てまでの一貫した支援と環境の整備が必要であると考えております。

そのため、結婚支援について、企業や団体の主体的な取組を促進しながら、若い世代の意識醸成に向け、ライフデザインに関する情報発信や研修等を実施するほか、県民のニーズを踏まえた支援のあり方を検討してまいります。

また、産後ケアを希望する全ての方々が安心

して利用できるように、利用者と施設間のマッチング機能等を備えたアプリを導入するほか、希望する施設を県内どこでも利用できる仕組みを構築してまいります。

さらに、子育て環境を整えるために必要な保育人材の安定的な確保に向け、新たに、若年層への幼児教育・保育の現場の魅力発信や、DX・ICT化による保育現場の負担軽減を図る取組等を推進してまいります。

併せて、子育ての悩みや体験について語り合う機会を、保護者や地域住民、企業、各種団体の関係者に提供し、地域ぐるみで子育てを応援する人材を育成してまいります。

（教育環境の充実と教育を支える人材の確保）

子どもたち一人ひとりの個性に対応した質の高い教育や社会の変化に対応した学びを推進していくためには、多様な学びの場の提供や、教育環境の充実のほか、教育を支える人材の確保が必要であると考えております。

そのため、「長崎県遠隔教育センター」を令和7年度から設置し、地理的条件にかかわらず、遠隔授業やメタバースの活用などにより、子どもたちの興味や関心、進路希望等に応じた多様で豊かな学びを提供してまいります。

また、高校生の外国語教育において様々な学習機会を設け、これからの社会において求められる、異なる言語や文化、価値への理解、コミュニケーション能力の向上などを図り、グローバル人材の育成を推進してまいります。

さらに、地域子ども教室などにおいて、地域における子どもたちの文化芸術活動の場を増やし、将来にわたり親しめる環境づくりを推進するほか、各学校が所蔵する埋蔵文化財を教材として整理・活用し、理解を深めることで、郷土を愛する人材の育成につなげてまいります。

併せて、学校及び地域、家庭、競技団体、プロスポーツクラブ等と連携し、スポーツ体験会など、多様な人材を活用した事業を一体的に展開することで、子どもたちの「健やかな身体」づくり等を推進してまいります。

このほか、学校における働き方改革の観点から、業務支援員の配置やデジタル採点システムの活用拡大、モデル校における実践研究など教員の業務負担軽減につながる取組を促進し、教育を支える人材の確保に努めてまいります。

2. 戦略的なブランディングによる国内外の多方面から「選ばれる長崎県」の実現

（多様な地域資源等を活用した交流人口・関係人口の拡大）

交流人口や関係人口を拡大し、県内はもとより国内外の多方面から選ばれる長崎県を目指していくためには、自然・歴史・文化・環境など本県の多彩な魅力や、そのポテンシャルを活かし、県民の皆様が共感するようなブランディング戦略が必要であると考えております。

そのため、現在、幅広い世代の方々に関わっていただきながら、新しい戦略の策定を進めており、まずは、県民の皆様が長崎県の魅力を再認識していただくためのインナーブランディングに取り組み、本県の総体的なイメージ向上につながる「長崎ブランド」の構築に力を注いでまいります。

また、ビジョンに掲げるマニアの聖地化を目指し、新たに、本県が舞台となったアニメ作品を活用した周遊観光を促進するほか、ながさき未来応援ポケモン「デンリュウ」を活用した魅力発信等に、市町や民間企業等と連携し、取り組んでまいります。

さらに、関係人口拡大のため、今年度実施した国内外のノマドワーカーに関する調査結果に

基づき、ハブ人材の育成等による受入れ基盤づくりのほか、モニターツアーの実施や、イベント出展等によるプロモーションなどにより、デジタルノマドの誘致を推進してまいります。

このほか、日本遺産「国境の島」認定10周年を契機に、関係市町において講演会や周遊イベント等を実施し、さらなる認知度向上や誘客促進を図るとともに、県内のインフラ施設を魅力ある観光コンテンツとして活用してまいります。

併せて、市町や関係団体等による地域資源を活かした観光まちづくりの取組を、県や観光連盟の専門人材が企画段階から伴走支援するとともに、本県へのさらなる移住促進に向け、県の支援サイト「ながさき移住ナビ」のアクセス増加のためのコンテンツ等の改善や、市町への好事例の紹介等の充実を図ってまいります。

（インバウンド誘客の拡大と友好交流・平和発信の促進）

海外との交流拡大を図るためには、豊富な観光資源など本県ならではの強みを活かしたインバウンド対策の強化、各種周年事業等による友好交流や平和発信の促進などに取り組むことが重要であると考えております。

そのため、長崎空港と上海・ソウルを結ぶ2つの国際定期航空路線の利用促進に加え、現地説明会の開催などによる新規路線の誘致に取り組むとともに、新たに、海外のOTAサイトを活用した、本県の観光や食、宿泊などの総合的な情報発信による効果的なプロモーションを実施し、海外との交流拡大を図ってまいります。

また、日韓国交正常化60年、中華人民共和国駐長崎総領事館開設40周年などを契機として、本県と海外友好都市との交流関係や人的ネットワーク等の充実を図るほか、在日大使館や総領事館等と連携し、幅広い分野でのさらなる友好

交流に取り組み、海外における本県のプレゼンス向上を目指してまいります。

さらに、被爆80年の節目の年に当たり、長崎市や広島県、関係団体等と連携し、被爆地から世界に向けた平和発信を推進するとともに、次代を担う平和人材の育成に加え、地域や世代を超えた平和教育に取り組むことにより、平和意識の醸成を促進してまいります。

なお、去る1月28日に、広島県とともに、国に対し、核兵器禁止条約への署名・批准及びオブザーバー参加を要望してまいりました。今回は残念ながらオブザーバー参加しないことが発表されましたが、唯一の被爆国である我が国が、本条約に署名・批准することは、核兵器廃絶に向けた国際的な機運のさらなる向上につながるものであると考えております。

今後とも、「長崎を最後の被爆地に」という強い思いのもと、核兵器のない世界の実現に向けて力を注いでまいります。

（本県の豊かな食の魅力発信と販わいの創出）

本県のグルメを食した人が笑顔になる「美味しい！長崎」の実現につなげるためには、地域の豊かな農産物や水産物など、県内の豊富な食材等の魅力発信に加え、食の販わい創出や国内外における販路拡大を促進していくことが重要であると考えております。

そのため、今年度実施中の調査内容を踏まえ、県民や観光客など誰もが本県の食を味わえる「食の販わいの場」の創出に向け、拠点づくりの具体的な実証や、長崎ならではの食文化の発信等に取り組んでまいります。

また、県産品の輸出拡大を図るため、部局横断的に連携し、長崎和牛や鮮魚、養殖マグロなどについて、東南アジアを中心とした販売プロ

モーションや新たな販路開拓等を実施してまいります。

加えて、本県のさらなる認知度向上を図り、県産品を実際に購買していただくための環境整備として、新たに民間のECサイト上に県の特設サイトを開設するほか、各サイトへのアクセス情報などを分析するデジタルマーケティングの手法を活用し、効果的な魅力発信等を展開してまいります。

（大型イベント等を通じた交流拡大の推進）

令和7年度は、県内外で大型イベントが予定されており、開催を契機とした交流人口の拡大等に積極的に取り組んでまいります。

「ながさきピース文化祭2025」については、地域文化発信事業や障害者交流事業など185事業を実施予定であり、出演者や来場者、その他関係者等含め約190万人の参加が見込まれております。

本年9月の開催までいよいよ7か月となり、市町や関係団体等とともに着実に準備を進めてまいります。

また、開催に合わせ、県では、開幕日の9月14日から、県美術館において「皇居三の丸尚蔵館収蔵品展」を開催し、国宝「蒙古襲来絵詞」など、本県ゆかりの収蔵品の数々を展示する予定としており、県内外の多くの皆様に、貴重な作品に触れていただきたいと考えております。

さらに、本年10月に開催される、「ツール・ド・九州2025」の佐世保クリテリウムについても、佐世保市や関係団体と連携しながら準備を進めており、明日22日には、させぼ五番街において、大会のキックオフイベントを開催することとしております。

今後も、PRイベントの実施等、様々な周知啓発を図りながら、大会開催に向けた機運の一

層の向上に努めてまいります。

一方、本年4月から10月までの半年間、「大阪・関西万博」が開催されます。県としても、全国及び海外から多くの人々が集まるこの機会を捉え、本県の魅力を効果的にPRしてまいります。

具体的には、9月に、九州7県の合同により観光や物産等を発信するブースを設置するほか、当催事に連続する形で、関西の主要商業施設等において、本県独自の観光物産等のPRや西九州新幹線の魅力発信等を実施するなど、年間を通じ、関西エリアにおける本県のさらなる認知度向上に向けた取組を、部局連携により、積極的に展開してまいりたいと考えております。

このほか、プロスポーツクラブV・ファーレン長崎及び長崎ヴェルカとの連携や、長崎スタジアムシティ等の活用により、スポーツ振興や県民のシビックプライド醸成に資する取組を促進するほか、令和8年1月に開催予定のBリーグオールスターゲームの機運醸成や来県されるブースターへのおもてなし等を実施してまいります。

3. 最先端のテクノロジー活用やイノベーションによる力強い産業の実現

（新たな基幹産業の育成、新技術の社会実装とチャレンジの促進）

長崎県が有するポテンシャルや産業構造の変化を捉え、新たな基幹産業の育成や、未来を創るサービスの創出、先端技術の社会実装を進めるとともに、様々なチャレンジができる環境整備・仕組みづくりを通して、県全体の産業振興を図っていくことが必要であると考えております。

こうした中、半導体分野においては、関連産業の需要を県内に取り込むため、今般、令和12

年度に売上高1兆206億円を達成することを目
標とする「長崎県半導体産業成長戦略」を策定
したところであります。

令和7年度は、当戦略に基づき、大手半導体
関連企業からの受注獲得に向けて、県内企業
の設備投資や技術力向上、人材確保にかかる取
組等を支援してまいります。

さらに、世界的な需要拡大に伴い、さらなる
成長が見込まれる航空機関連産業においては、
販路拡大や技術力向上の支援等により、基幹
産業としての育成を促進してまいります。

併せて、造船・プラント関連産業や海洋エネ
ルギー関連産業などの成長分野に加え、新た
に水素関連産業について、サプライチェーンの
構築に資する企業間連携等の取組を支援して
まいります。

また、県内企業のサイバーセキュリティ分野
等での事業化を目指し、大手セキュリティ企
業と県内企業とのマッチングや、共創による
新事業展開を支援してまいります。

このほか、スタートアップの推進については、
投資家とのマッチングイベントである「ミライ
企業Nagasaki」の充実を図るため、新たに首都
圏の交流拠点等と連携し、県外から起業家を
呼び込むほか、大企業等との取引拡大に向けた
支援を実施してまいります。

一方、イノベーション分野では、国家戦略特
区である「新技術実装連携“絆”特区」の指定
を契機に、ドローンの活用による地域課題への
対応を加速させるべく、民間事業者による有人
地帯での目視外飛行等の実証調査の推進に加え、
ドローンへの理解を深めるためのイベントの開
催や、オペレーター育成及びサービス実装に向
けた取組の支援等に力を注いでまいります。

また、県内における自動運転バスの社会実装

に向け、「長崎空港～新大村駅」間において実
証運行等を推進してまいります。

（持続可能な農林水産業の推進）

本県の基幹産業である第一次産業の振興を図
るためには、近年の猛暑などの異常気象や激甚
化・頻発化する自然災害等に対応した産地づく
り、スマート技術の活用による生産性向上や規
模拡大、農山村や漁村集落の活性化など、持続
可能な農林水産業の実現に資する関連施策を積
極的に講じていく必要があると考えております。

そのため、農業分野において、高温や長雨な
どの気候変動リスクに対応した新たな品種や生
産技術等の開発・実証、資機材の導入支援によ
り、気候変動に強い産地づくりを推進するほか、
直売所の機能強化や集落における産品づくりの
支援等に取り組んでまいります。

また、人口減少や高齢化が進む中、草刈等の
集落保全活動やドローンを活用した防除作業を
サービス事業体に委託する等の取組を支援し、
集落や産地の維持・活性化を図ってまいります。

さらに、畜産業において、繁殖能力の高い雌
牛及び種豚の導入や、飼料コストの低減につな
がるICTを活用した新たな放牧の取組を支援す
るほか、林業における、県産材を使用した非住
宅建築物の木造・木質化を推進してまいります。

一方、水産業については、近年頻発する赤潮
への対応など、養殖業における課題解決に向け
て、民間のアイデアを活用した技術開発・実証
を継続してまいります。

加えて、新たに産地における中核的な養殖業
者による先端技術の導入や販売力強化、産地の
発展に向けた漁場の有効利用等を支援し、持続
可能な養殖産地の育成に努めてまいります。

さらに、離島漁業の活性化を図るため、漁場
の生産力の向上や漁業の再生に関する取組を支

援するほか、漁業就業者の確保に向け、新規就業者へのリースによる漁船等取得や、漁業集落の雇用創出活動などの支援、移住や漁業就業に関する情報発信等による子育て世代等の呼び込み、スムーズな技術習得等による受入体制づくりを推進してまいります。

（各分野における産業人材等の育成・確保）

県内においても人材不足が顕在化する中、DX推進による生産性向上を図りながら、キャリア教育やリ・スキリングの推進、受入環境の整備等により、産業面における人材の育成・確保を図っていく必要があると考えております。

そのため、県内自治体におけるデジタル化・DX施策の推進に向け、県と市町が共同で外部デジタル人材を活用できる体制を構築するほか、ITスキルの活用や就職支援セミナー等のリカレント支援により、県内求職者の就労促進や非正規雇用者のキャリアアップを図ってまいります。

また、大学や産業界等と連携して、専門的な講座や企業見学、高校生アプリ開発コンテストを実施し、アントレプレナーシップ教育を充実するほか、観光を担う人材の育成・確保のため、商業高校と連携したカリキュラムの作成や宿泊施設での体験学習等に取り組んでまいります。

さらに、県内就職を促進するために、高校生や保護者に対して、県内企業の魅力を伝える取組を推進するほか、大学生に対しては、県内大学等との連携による企業交流イベントやインターンシップ等の充実により、学生と企業との交流機会等の拡大を図ってまいります。

加えて、技能者を育成する高等技術専門校における魅力発信の強化や、技能者のスキルアップ及び育成に向けた支援を実施することで、製造業をはじめとする県内企業の人材育成・確保

につなげてまいります。

一方、外国人材の活用については、市町や業界団体とも連携しながら、各分野のニーズに応じた効果的な対策をパッケージで講じてまいります。

具体的には、事業者向けの総合相談窓口の設置や、受入促進セミナーの開催、市町と連携した受入環境整備への支援等により、外国人材の受入・定着を促進してまいります。

併せて、IT人材のバングラデシュからの受入や、宿泊施設における海外の大学からのインターンシップを支援するとともに、留学生の県内就職を促進するなど、幅広い業種における外国人材の育成・確保に努めてまいります。

このほか、受入環境の整備を図るため、介護分野において、人材の育成を包括的に支援する「外国人介護人材育成支援センター（仮称）」の開設や、生活面の支援等を実施するほか、農業分野においては、JAなどによる居住環境の改善等を支援してまいります。

4. 全世代が豊かで安全・安心に暮らせる持続可能な社会の実現

（適切な医療・福祉・介護サービスや支援を受けられる環境の整備・充実）

全世代の県民の皆様が、住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていくためには、医療・福祉・介護サービスなどにおける体制の整備や人材の確保など、適切な環境づくりが重要であると考えております。

そのため、医療分野については、常勤医師が在籍していない離島公立診療所におけるICTの活用や普及拡大に関して、課題等の解決策を探るための協議会の設置に加え、オンライン診療にかかる体制構築をモデル的に支援するほか、現行のドクターヘリに加え、新たに長崎県病院

企業団の離島等医療連携ヘリ（RIMCAS）を非運航日にドクターヘリとして活用することにより、救急患者搬送体制を強化してまいります。

また、発達障害の診療等に取り組もうとする地域の小児科医等に対し、必要な研修等を実施し、診療が可能な医師として認定することで、発達障害児の早期診療や早期療育を促進するほか、透析患者の負担軽減に向け、低所得者の通院にかかる費用の一部を支援する制度を新たに構築してまいります。

さらに、医療人材の確保については、専門医の育成等を行う医療機関における医師の労働時間短縮に向けた、業務のタスクシフト等に要する経費の支援や、看護師等の養成及び県内就職を促進するため、医師会が設置する看護師等養成所の運営にかかる支援の充実を図るほか、不足する病院薬剤師や離島の歯科衛生士の確保に向け、新たに県独自の奨学金返済支援制度を創設することとしております。

一方、福祉分野においては、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえた「新しい認知症観」の普及啓発を進め、国の基本計画に沿った県計画の策定に向けて調査等を実施するほか、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく支援体制の構築等により、DVや性被害等の問題に直面する女性を支援してまいります。

また、介護施設において、デジタル化を推進するための機器導入やDX化促進の支援等により、業務や経営の効率化を図り、質の高い介護サービスの提供を実現してまいります。

（誰もが健康で自分らしく暮らすことのできる社会づくりの推進）

一人ひとりが持つ多様な価値観や個性が尊重され、誰もが健康で自分らしく暮らしていくた

めの社会づくりのために、健康寿命の延伸に向けた取組や、性別及び年齢、国籍、障害の有無などに関わらず、多様性を発揮できるダイバーシティ社会実現を推進することが重要だと考えております。

そのため、累計ダウンロード数が7万件を超え、順調に利用者数を増やしている、ながさき健康づくりアプリ「歩こーで！」の一層の活用などにより、県民の主体的な健康づくりを促進するほか、県や市町、関係団体、民間事業者、大学等のネットワークを活用し、県民の食に関する理解促進や健全な食生活を実践する食育活動を展開してまいります。

また、高齢者の社会参加促進に向け、市町との共催によるセミナーや地域貢献活動の実践講座を開催するほか、多文化共生社会の実現に向け、これまでの外国人相談窓口の設置や日本語ボランティアの育成に加え、基礎的な講座や対話型の学習など、様々なレベルでの日本語教育の充実を図ってまいります。

さらに、官民で組織する「ながさき女性活躍推進会議」と引き続き連携しながら、企業経営者等の意識改革や、管理職登用にに向けた女性人材の育成を支援するとともに、市町や民間団体等と連携した啓発等により共家事・子育てを促進し、女性活躍を推進してまいります。

このほか、人と動物が共生できる住みよい社会づくりの実現を目指し、地域猫活動に係る野良猫の不妊化手術支援や、動物愛護についての学習及び啓発、動物愛護管理センター（仮称）の建設など、動物愛護推進や動物殺処分ゼロに向けた施策を実施してまいります。

（県民の安全・安心を守る社会基盤の整備と脱炭素社会の実現）

県民の皆様の安全・安心を守るため、能登半

島地震の課題等を踏まえた防災対策を強化するとともに、強靱な県土づくりをさらに推進していく必要があると考えております。

そのため、防災対策の充実・強化として、今年度の予備調査を踏まえた海域活断層に係る詳細調査や、過去に行った本土地区等の活断層調査の見直しにより、地震アセスメントを実施するほか、防災タイムラインの策定や防災訓練の強化などに取り組んでまいります。

併せて、国の交付金を活用し、トイレカーの導入や避難所の生活環境改善にかかる資材の備蓄、災害時における孤立地域対策のためのヘリコプターの離発着にかかる適地調査等を速やかに実施してまいります。

さらに、消防団員の確保に向けた女性・若者の加入促進に向けた取組や消防団の組織強化、自主防災組織の結成並びに活動の活性化を支援してまいります。

このほか、激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命・財産・暮らしを守り支えるため、5年間延長された国の緊急浚渫推進事業債などの有利な財源も活用しながら、強靱な県土づくりを推進してまいります。

一方、2050年の脱炭素社会の実現に向けた対応についても着実に実施していくことが求められております。

県民や事業者、行政などそれぞれの主体による、省エネ・再エネ等の取組を推進するほか、環境への負荷を低減し、ごみのない循環型社会を目指すため、市町と連携し、廃棄物の減量化や再資源化に向けた啓発活動等に取り組んでまいります。

5. 現下の社会経済情勢を踏まえた諸課題への対応

（物価高騰対策へのきめ細やかな対応）

長引く物価高騰により影響を受けている県民の皆様や事業者・生産者の方々に対し、国の交付金を活用しながら、引き続き、必要な支援をしっかりと講じてまいりたいと考えております。

具体的には、生活者向けの支援として、子育て世帯の家計負担軽減のため、学校給食費等の一部を支援するとともに、県民生活の下支えや事業者等の売上拡大に向け、市町と連携し、デジタル技術等も活用したプレミアム商品券の発行等に取り組んでまいります。

また、事業者向けの支援については、農林水産業への取組として、燃油や肥料等の使用量低減に向けた機器等の導入や、節電効果の高い機器への交換、養殖経営に必要な資材の購入等を支援するほか、長崎和牛の消費拡大に向けた販売促進キャンペーンを展開してまいります。

さらに、県内中小企業等のデジタル人材育成や生産性向上のための設備等の導入を支援するほか、経営面について、事業承継の取組や各種補助金等の申請支援、適切な価格転嫁に向けたサポート等を実施してまいります。

このほか、県内製造業者が行う生産性向上のための設備投資や、公共交通事業者の経営効率化やインバウンド受入等に資するデジタル化の取組を支援してまいります。

（地域コミュニティを支える中小事業者等に対する支援）

人口減少・少子高齢化の進展等に伴う地域経済の活力低下や人手不足等への対策として、中小・小規模事業者等のデジタル化等を推進し、生産性向上や賃上げ等につなげていく必要があると考えております。

そのため、商工団体と連携し、伴走支援等による経営指導の強化を図ることにより、小規模事業者のデジタル化や事業承継等を支援してま

います。

また、中小の食料品製造事業者が、原材料価格等が高騰する中においても、利益を確保し、賃上げにつなげていけるよう、生産性向上や収益拡大に向けた商品開発等の取組を支援してまいります。

さらに、地場産業等の成長促進のため、離島地域に加え、新たに本土の条件不利地域等で生産・加工された製品の販路拡大や、生産者・事業者の商品開発及び生産拡大等を伴走型で支援してまいります。

このほか、地域コミュニティの核となる商店街の再生のために、市町と連携し、こどもの居場所づくりなど、地域課題の解決等につながる商店街の取組を支援してまいります。

（離島・半島地域の振興、地域公共交通の維持・確保）

本年3月末で期限を迎える半島振興法の改正・延長については、国等の関係機関に対し、半島地域における、能登半島地震を踏まえた防災・減災対策の充実や、高規格道路をはじめとする道路整備の促進などについて、積極的に要望活動を行ってまいりました。

県としては、引き続き、半島振興法の改正・延長の動向を注視しながら、関係市町等とも連携し、半島地域の自立的発展に向けて取り組んでまいります。

一方、令和9年3月末に期限を迎える有人国境離島法については、私自身が離島出身であることから、この法律のありがたさを機会あるごとに実感し、本県にとって欠かせないものと強く認識しております。

そのため、令和7年度においては、法の改正・延長に向けて、有人国境離島地域の保全及び地域社会の維持に支障が生じることがないように、

国への働きかけを強化するとともに、関係自治体と連携し、県選出国議員や関係団体等の皆様にもご協力いただきながら、航路・航空路運賃低廉化の対象者の拡大や、雇用機会拡充につながる対策の強化などを要望してまいります。

また、離島地域の認知度向上や優良事業の創出を図るため、しまのビジネスコンテストを開催するほか、住民の安全・安心や地域活性化に寄与する海上高速交通の維持・確保のため、老朽化した高速船ジェットフォイルの更新にかかる支援を継続してまいります。

このほか、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向け、県内交通事業者等による人材確保の取組や、市町におけるコミュニティ交通への転換を支援してまいります。

（IRの取組等を活かした県北地域の振興）

IRの取組で目指してきた交流人口拡大や産業振興、雇用創出などの考え方を継承し、その知見や地域資源を活かして、県北地域の振興を図ることが重要であると考えております。

そのため、ハウステンボスを中心とした広域周遊観光や、西海橋公園などの地域資源を活かした観光拠点整備等により、観光振興を促進するほか、「ツール・ド・九州2025」の開催や、大会を契機とした県内のサイクルツーリズム推進等による地域の振興に取り組んでまいります。

また、カーボンニュートラルに向けたGX関連施策や工業団地整備、企業誘致などの産業基盤の充実・強化等により産業振興を促進してまいります。

県としては、こうした取組を市町や民間団体等とも連携しながら推進し、県北地域の活性化はもとより、その効果を県全体へと拡大してまいりたいと考えております。

それでは次に、その他の主な施策や懸案事項

などについてご報告を申し上げます。

（九州新幹線西九州ルート整備促進）

九州新幹線西九州ルートについては、新鳥栖～武雄温泉間の整備において、佐賀県が指摘する地方負担や在来線の在り方などが課題となっております。

一方、既に開業した長崎～武雄温泉間においては、人流が活性化し、まちづくりが進展するなどの具体的な効果が現れていることから、全線フル規格による整備への一層の機運醸成が重要であると考えております。

そのような中、去る12月16日、県内経済団体の主催による「九州新幹線西九州ルート整備促進シンポジウム2024」が長崎市で開催されました。

当日は、県内各地や佐賀県などから約1,000人の参加があり、基調講演では、全線フル規格で整備されることで、我が国の国土軸へ組み込まれる将来性が示されたほか、県内外の観光やまちづくりの専門家によるパネルディスカッションが行われるなど、西九州地域の将来の発展に向けて機運が高まったものと考えております。

また、私自身、2月4日、徳永県議会議長や沿線三市の関係皆様とともに、自民党の森山幹事長をはじめ、政府・与党に対し、課題解決に向けた具体策の提示や国を交えた関係者間での協議の実施などを強く要望してまいりました。

県としては、今後、関西直通運行の必要性について、県内外への情報発信を強化し、さらなる機運醸成を図るとともに、引き続き、政府・与党をはじめ関係者に対して、議論の進展や地域課題の解決について働きかけるなど、全線フル規格による整備の早期実現に向け、力を尽くしてまいります。

（野生イノシシの豚熱感染確認に伴う防疫対

応）

去る2月3日、松浦市福島町において、野生イノシシについては本県で初めてとなる豚熱感染が確認されました。

県では、直ちに私を本部長とする対策本部を設置し、関係機関や庁内関係部局と今後の対応について確認を行うとともに、養豚関係者を対象に長崎県豚熱防疫対策会議を開催し、防疫対策の徹底を図りました。

具体的な対策としては、ウイルスの拡散防止に向け、国や松浦市、地元猟友会の協力のもと、野生イノシシ用の経口ワクチンを福島町内に散布したことに加え、県内全養豚場に消毒用消石灰を配布し、緊急一斉消毒を行ったところであります。

引き続き、市町や関係団体等の皆様と十分連携を図りながら、最大限の危機意識を持って、的確な防疫対策を実施し、養豚場での豚熱の発生防止に全力を注いでまいります。

（長崎大学BSL4施設の大臣指定）

去る1月24日、長崎大学の高度感染症研究センター実験棟（BSL4施設）が、厚生労働大臣から感染症法に基づく特定一種病原体等所持施設に指定されました。

この指定により、危険度の高い病原体である特定一種病原体を研究目的で扱うことのできる日本初の施設となり、厚生労働省の監督の下、これまで行えなかった高度な研究が可能となることから、同病原体に関する研究や人材育成がさらに進むものと期待しております。

県としては、平成27年に長崎大学と長崎市の三者で締結した、「感染症研究拠点整備に関する基本協定」に基づき、三者連絡協議会や、地域住民の代表等を委員に加えた地域連絡協議会に参画し、運用状況や安全対策について協議を

重ねてまいりました。

引き続き、長崎大学に対し、同施設の安全性の確保等について、適切な運用を要請してまいります。

（石木ダムの推進）

石木ダムについては、渇水や洪水などの自然災害から地域の皆様の安全・安心の確保を図るうえで必要不可欠な事業であり、早期完成を目指す必要があります。

昨年の事業再評価において、完成工期を令和14年度まで延長することとなりましたが、工期内の確実な完成に向け、新たな工程に沿って着実に工事を進めてまいります。

一方、川原地区にお住まいの13世帯の皆様のご理解とご協力を得たうえで、事業を円滑に進めることが最善であるという考えにも変わりはなく、引き続き話合いの機会をいただけるよう努力を重ねてまいります。

また、佐世保市及び川棚町とともに策定を進めております水源地域整備計画については、昨年12月に素案の公表を行い、現在、地元川棚町の皆様を中心に、広くご意見を伺っているところであり、計画の早期策定に努めてまいります。

県としては、石木ダムの一日も早い完成に向けて、引き続き、佐世保市及び川棚町と一体となって、事業の推進に力を注いでまいります。

（安心・安全な県土づくりの推進）

県では、産業の振興や、交流人口の拡大による地域の活性化、安全・安心かつ強靱な県土づくりに向けて、高規格道路の整備を重点的に進めております。

このうち、西九州自動車道については、佐々インターチェンジから佐世保中央インターチェンジ間の4車線化工事が、3月23日に完成予定となっているほか、松浦インターチェンジから平

戸インターチェンジ間も、来年度中の完成供用が予定されております。

こうした道路網の整備促進により、安全性・走行性の向上や災害時の代替機能の強化、地域活性化等が図られるものと期待しているところであり、引き続き、幹線道路ネットワークの整備を推進してまいります。

また、去る2月2日、国の直轄事業である本明川ダムについて、徳永県会議長をはじめ多くの関係皆様にご出席いただき、本体工事着工式を国や諫早市とともに開催いたしました。

当ダムは、これまで数多くの洪水被害を出している本明川の治水対策と渇水時の河川環境の維持を目的として整備され、令和14年度の完成見込みとなっております。

このたびの工事着工に当たり、ダム事業にご理解とご協力いただきました地権者や地元関係者の皆様、並びに事業推進に向けご尽力いただきました本県選出国會議員や県議会、関係団体の皆様に、改めて心から感謝を申し上げます。

県としては、ダム周辺の県道や河川公園の整備等を計画しており、今後とも、ダムの早期完成と周辺の環境整備等について、国や諫早市と一体となって取り組んでまいります。

（企業誘致の推進）

去る12月26日、大阪府に本社を置くフォルテック株式会社が、佐世保市への立地を決定されました。同社は、生産設備の自動化やシステム開発を実施されており、5年間で20名を雇用し、自動車シートカバーの縫製工程の自動化や縫製技術のシステム化に向けた開発などを行うこととされております。

また、1月27日には、東京都に本社を置く株式会社ウイズ・ワンが、長崎市への立地を決定されました。同社は、大手電機メーカーなど法

人向けのWebアプリケーション開発やシステム構築を実施されており、5年間で37名を雇用し、東京本社で行っている業務の一部やAIを活用したシステム開発を行うこととされております。

県としては、雇用の拡大と地域経済の活性化を目指して、地元自治体や関係機関と連携しながら、企業誘致の推進に力を注いでまいります。

（文化の振興と文化財の動向）

去る12月20日、長崎県美術館に対し、フィデル・センダゴルタ駐日スペイン大使から、大変名誉ある「スペイン文民功労勲章」の「名誉の楯」を授与いただきました。

この勲章は、スペイン王国への傑出した貢献が認められた個人・団体に対し、フェリペ6世スペイン王国国王陛下から授与されるものであります。

長崎県美術館は、2004年にスペイン国立プラド美術館と友好促進に関する覚書を締結し、作品研究や学芸員研修などの絶え間ない交流を続け、現在では東洋有数の規模を誇るスペイン美術コレクションを常設展示しております。それらの功績が認められ、国内の美術館では初となる受章となりました。

本年は、開館20周年を迎えるとともに、被爆80年の節目にも当たることから、プラド美術館所蔵のゴヤの油彩画を展示するなど、戦争をテーマとする企画展を実施する予定としております。

県としては、今後も、県美術館を通して、県民の皆様に、一流の芸術文化を体感いただくための機会を創出してまいります。

一方、平成24年10月に盗難され韓国に持ち出されていた対馬市の県指定有形文化財「観音寺の観世音菩薩坐像」について、1月24日に、韓

国の大田地方検察庁から観音寺への返還手続きがなされ、現在、法要のため同国の浮石寺へ貸し出されているところであります。

県としても、関係皆様のご尽力により、仏像が返還手続きにまで至ったことは大変喜ばしく、引き続き、国や対馬市等と連携し、仏像が無事に観音寺に戻るまで、適切に対応してまいります。

（スポーツの振興）

去る2月15日、サッカーJ2リーグの2025シーズンが開幕し、V・ファーレン長崎は新たなスタートを切りました。

昨シーズンは、惜しくもJ1復帰は叶いませんでしたが、今シーズンこそは、選手やスタッフ、サポーターが一体となって、悲願のJ1昇格に向けて突き進んで行かれることを期待しております。

また、長崎ヴェルカは、現在、男子プロバスケットボールリーグB1において奮闘されており、今シーズンの目標としているチャンピオンシップ進出を目指して、勝ち星を重ねられることを願っております。

県としても、県民応援フェアの開催等によりホームゲームを盛り上げるなど、市町や関係団体、県民の皆様と一体となって、両チームを後押ししてまいります。

一方、3月に開催される「第97回選抜高等学校野球大会」の21世紀枠による出場校として、壱岐高校が本県では初めて選出されました。

今回の選出は、全国の離島地域の高校球児達に勇気を与えるものであり、同校野球部の選手・指導者の方々をはじめ関係者の皆様方に、改めて、お祝いを申し上げますとともに、憧れの阪神甲子園球場において、日頃の練習の成果を発揮され、はつらつとプレーされることを期

待しております。

また、昨年12月に東京都で開催された「令和6年度天皇杯全日本レスリング選手権大会」において、本県出身の吉武まひろ選手が女子68kg級で準優勝を果たしました。

さらに、1月に開催された「2025年ベルギー国際柔道大会」において、長崎明誠高校3年の近藤杏樹選手がジュニアの部女子48kg級で優勝を飾りました。

選手並びに関係者の皆様のご健闘を心からたたえたとともに、今後とも、本県スポーツの振興と競技力の向上に力を注いでまいります。

次に、議案関係についてご説明いたします。

まず、令和7年度の当初予算については、さきの11月定例会での長崎県の主要施策素案に対する議論や、政策評価の結果等を踏まえて編成いたしております。

一般会計の予算額は、7,347億3,620万9,000円、特別会計の予算額は、2,340億1,248万4,000円、企業会計の収益的支出及び資本的支出の総額は、104億1,350万6,000円となっております。

次に、令和6年度補正予算については、国の経済対策補正予算への対応に要する経費、給与の改定等に要する経費、国庫支出金の決定等に伴う事業費の増減、その他年度内に執行を要する緊急的な事業費等について計上いたしました。

一般会計137億5,334万円の減額、特別会計41億7,804万6,000円の減額、企業会計1億128万4,000円の減額補正をしております。

この結果、令和6年度の一般会計の累計予算額は、7,690億7,740万4,000円となっております。

次に、予算以外の議案のうち、主なものについてご説明いたします。

第21号議案「長崎県子ども・女性・障害者支

援センター設置条例の一部を改正する条例」は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者更生相談所機能について、所管区域を変更するため、所要の改正をしようとするものであります。

第24号議案「長崎県子ども未来応援基金条例」は、子どもが主役の安全・安心でチャレンジできる「子ども場所」の充実をはじめとした、子ども施策を実現していくため、新たに基金を設置しようとするものであります。

第42号議案「契約の締結の一部変更について」は、川口アパート建替事業について、請負契約を一部変更しようとするものであります。

第46号議案は、海区漁業調整委員会の委員の任命について議会の同意を得ようとするものであります。

第65号議案は、長崎県監査委員の選任について議会の同意を得ようとするものであります。

委員といたしまして、松本洋介君、坂本浩君を選任しようとするものであります。

いずれも適任と存じますので、ご決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、監査委員を退任されます、大場博文君、堤典子君並びに海区漁業調整委員会委員を退任されます皆様には、在任中、多大のご尽力をいただきました。この機会に厚くお礼申し上げます。

その他の案件については、説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

何とぞ、慎重にご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（徳永達也君） 次に、ただいま上程いたしました第64号議案「令和6年度長崎県一般会

計補正予算（第8号）」につきましては、お手元の議案付託表のとおり予算決算委員会に付託いたします。

本日の会議は、これにて終了いたします。

2月26日は、11時より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午前11時47分 散会 —

第 6 目 目

令和7年2月定例会

令和7年2月26日

議 事 日 程

第 6 日 目

-
- 1 開 議
- 2 委員長審査結果報告、質疑・討論、採決
- 3 散 会

令和7年2月26日（水曜日）

出席議員（45名）

1番	大倉	聡	君
2番	本多	泰邦	君
3番	白川	鮎美	君
4番	まきやま	大和	君
5番	虎島	泰洋	君
6番	畑島	晃貴	君
7番	湊	亮太	君
8番	富岡	孝介	君
9番	大久保	堅太	君
10番	中村	俊介	君
11番	山村	健志	君
12番	初手	安幸	君
13番	鵜瀬	和博	君
14番	清川	久義	君
15番	坂口	慎一	君
16番	宮本	法広	君
17番	中村	泰輔	君
18番	饗庭	敦子	君
19番	堤	典子	君
20番	坂本	浩	君
21番	千住	良治	君
22番	山下	博史	君
23番	石本	政弘	君
24番	中村	一三	君
25番	大場	博文	君
26番	近藤	智昭	君
27番	宅島	寿一	君
28番	山本	由夫	君
30番	松本	洋介	君
31番	ごう	まなみ	君
32番	堀江	ひとみ	君
33番	中山	功	君
34番	小林	克敏	君
35番	川崎	祥司	君

36番	深堀	ひろし	君
37番	山口	初實	君
38番	山田	朋子	君
39番	中島	浩介	君
40番	前田	哲也	君
41番	浅田	ますみ	君
42番	外間	雅広	君
43番	徳永	達也	君
44番	瀬川	光之	君
45番	溝口	芙美雄	君
46番	田中	愛国	君

欠席議員（1名）

29番	吉村	洋	君

説明のため出席した者

知事	大石	賢吾	君
副知事	浦	真樹	君
副知事	馬場	裕子	君
秘書・広報戦略部長	陣野	和弘	君
企画部長	早稲田	智仁	君
総務部長	中尾	正英	君
危機管理部長	今富	洋祐	君
地域振興部長	小川	雅純	君
文化観光国際部長	伊達	良弘	君
県民生活環境部長	大安	哲也	君
福祉保健部長	新田	惇一	君
こども政策局長	浦	亮治	君
産業労働部長	宮地	智弘	君
水産部長	吉田	誠	君
農林部長	渋谷	隆秀	君
土木部長	中尾	吉宏	君
会計管理者	井手	美都子	君
土木部技監	植村	公彦	君
交通局長	太田	彰幸	君

地域振興部政策監	渡 辺 大 祐 君
文化観光国際部政策監	村 田 利 博 君
産業労働部政策監	石 田 智 久 君
教育委員会教育長	前 川 謙 介 君
選挙管理委員会委員長	渡 邊 敏 則 君
代表監査委員	下 田 芳 之 君
人事委員会委員	安 達 健太郎 君
公安委員会委員	森 拓二郎 君
警察本部長	遠 藤 顕 史 君
監査事務局長	桑 宮 直 彦 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	田 中 紀久美 君
教育次長	坂 口 育 裕 君
財政課長	苑 田 弘 継 君
秘書課長	黒 島 航 君
選挙管理委員会書記長	楠 本 雅 一 君
警察本部参事官兼総務課長	古 賀 新 一 君

議会事務局職員出席者

局 長	中 尾 美恵子 君
次長兼総務課長	濱 口 孝 君
議 事 課 長	佐 藤 隆 幸 君
政 務 調 査 課 長	大 宮 巖 浩 君
議事課課長補佐	永 尾 弘 之 君
議 事 課 係 長	山 口 祐一郎 君
議事課会計年度任用職員	天 雨 千代子 君

— 午前11時 0分 開議 —

○議長（徳永達也君） ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、さきに、予算決算委員会に付託して審査をお願いいたしておりました議案について、審議することにいたします。

予算決算委員長の報告を求めます。

近藤委員長—26番。

○予算決算委員長（近藤智昭君）（拍手）【登

壇】 予算決算委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

今回、本委員会で審査いたしました案件は、第64号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」でございます。

慎重に審査いたしました結果、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、総務分科会では、地域公共交通デジタル化等推進事業費に関し、インバウンド対策として、クレジットカードタッチ決済を推進すべきと考えるが、県内の公共交通事業者における導入の検討状況はどうかとの質問に対し、公共交通事業者への事前調査時点では、長崎市内の軌道事業者と、外国人利用者が多い空港線のバス事業者において導入が検討されているとの答弁がありました。

これに対し、今後、県全域への拡大に向けて、県の後押しが必要と考えるがどうかとの質問に対し、クレジットカードタッチ決済は、交通事業者の業務効率化と、利用者の利便性向上の両面でメリットが大きいことを踏まえ、検討していきたいとの答弁がありました。

次に、文教厚生分科会では、介護人材確保・職場環境改善等事業費に関し、事業所に対し、賃上げや人材確保の取組等を対象として、常勤職員一人当たり5万4,000円程度の予算を確保しているとあるが、県内の介護職員何人に対し、具体的にどのように補助を行うのかとの質問に対し、県内の介護職員は約3万人と推計しているが、職員に対して一律に補助を行う事業ではなく、事業所が実施する、介護職員の業務の切り分けや、介護補助者の採用活動、職員に対する研修に要する経費のほか、賃上げなどに活用

するものであり、一定の裁量がある補助制度となっている。

事業所の状況に応じて継続的な職員の賃上げ及び労働環境の改善につなげていただきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、観光生活建設分科会では、海岸環境保全対策推進事業に関し、本事業における補助金の実績及び今後の見通しをどう考えているのか。また、海外からの漂着は、外交上の問題もあると考えるがどうかとの質問があり、過去5年間の補助金の実績は、毎年度5億円程度であり、その9割程度が離島地区への補助である。本事業については、毎年繰り返し、ごみが漂着している状況を考えると、今後も長期的に対応するため、回収・処理にかかる財源の確保が必要である。

また、本県における外国由来の漂着物は大変多く、外交上適切な対応が求められている。県では、政府施策要望として、国へ強く要望しているところであるとの答弁がありました。

次に、農水経済分科会では、ながさき消費拡大・地元企業応援事業費に関し、今回、市町が行うプレミアム商品券発行等に対し、初めて県が補助を行うが、県として、この事業の狙いをどのように考えているのかとの質問に対し、国の交付金の対象になるという中で、県内の消費者物価の伸び率が総務省の統計では、全国よりも高い傾向が見られ、少しでも県民生活を下支えしたいというのが一つ、もう一つは、県内の中小・小規模事業者の生産性を上げるため、デジタルでの商品券の発行により、事業者側もデジタルのシステム等を導入しやすくするという二つの狙いがあるとの答弁がありました。

以上のほか、補正予算に関し、熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この

際、省略させていただきます。

以上で、予算決算委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。（拍手）

○議長（徳永達也君） お諮りいたします。

第64号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」につきましては、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、第64号議案は、原案のとおり可決されました。

本日の会議は、これにて終了いたします。

明日は、議案調査等のため本会議は休会、2月28日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午前11時 7分 散会 —

人 事 委 員 会 委 員

第 8 目 目

令和7年2月定例会

令和7年2月28日

議 事 日 程

第 8 日 目

1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 散 会

令和7年2月28日（金曜日）

出席議員（45名）

1番	大倉	聡	君
2番	本多	泰邦	君
3番	白川	鮎美	君
4番	まきやま	大和	君
5番	虎島	泰洋	君
6番	畑島	晃貴	君
7番	湊	亮太	君
8番	富岡	孝介	君
9番	大久保	堅太	君
10番	中村	俊介	君
11番	山村	健志	君
12番	初手	安幸	君
13番	鵜瀬	和博	君
14番	清川	久義	君
15番	坂口	慎一	君
16番	宮本	法広	君
17番	中村	泰輔	君
18番	饗庭	敦子	君
19番	堤	典子	君
20番	坂本	浩	君
21番	千住	良治	君
22番	山下	博史	君
23番	石本	政弘	君
24番	中村	一三	君
25番	大場	博文	君
26番	近藤	智昭	君
27番	宅島	寿一	君
28番	山本	由夫	君
	欠		番
30番	松本	洋介	君
31番	ごう	まなみ	君
32番	堀江	ひとみ	君
33番	中山	功	君
34番	小林	克敏	君

35番	川崎	祥司	君
36番	深堀	ひろし	君
37番	山口	初實	君
38番	山田	朋子	君
39番	中島	浩介	君
40番	前田	哲也	君
41番	浅田	ますみ	君
42番	外間	雅広	君
43番	徳永	達也	君
44番	瀬川	光之	君
45番	溝口	芙美雄	君
46番	田中	愛国	君

説明のため出席した者

知事	大石	賢吾	君
副知事	浦	真樹	君
副知事	馬場	裕子	君
秘書・広報戦略部長	陣野	和弘	君
企画部長	早稲田	智仁	君
総務部長	中尾	正英	君
危機管理部長	今富	洋祐	君
地域振興部長	小川	雅純	君
文化観光国際部長	伊達	良弘	君
県民生活環境部長	大安	哲也	君
福祉保健部長	新田	惇一	君
こども政策局長	浦	亮治	君
産業労働部長	宮地	智弘	君
水産部長	吉田	誠	君
農林部長	渋谷	隆秀	君
土木部長	中尾	吉宏	君
会計管理者	井手	美都子	君
土木部技監	植村	公彦	君
交通局長	太田	彰幸	君
地域振興部政策監	渡辺	大祐	君
文化観光国際部政策監	村田	利博	君

産業労働部政策監	石 田 智 久 君
教育委員会教育長	前 川 謙 介 君
選挙管理委員会委員長	渡 邊 敏 則 君
代表監査委員	下 田 芳 之 君
人事委員会委員長	水 上 正 博 君
公安委員会委員	長谷川 宏 君
警察本部長	遠 藤 顕 史 君
監査事務局長	桑 宮 直 彦 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	田 中 紀久美 君
教育次長	坂 口 育 裕 君
財政課長	苑 田 弘 継 君
秘書課長	黒 島 航 君
選挙管理委員会書記長	楠 本 雅 一 君
警察本部参事官兼総務課長	古 賀 新 一 君

議会事務局職員出席者

局 長	中 尾 美恵子 君
次長兼総務課長	濱 口 孝 君
議事課長	佐 藤 隆 幸 君
政務調査課長	大 宮 巖 浩 君
議事課課長補佐	永 尾 弘 之 君
議事課係長	山 口 祐一郎 君
議事課会計年度任用職員	天 雨 千代子 君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長（徳永達也君） ただいまから、本日の会議を開きます。

この際、謹んで、ご報告をいたします。

吉村 洋副議長は、2月26日、ご逝去されました。

副議長は、平成26年2月、本県議会議員に当選をされ、予算決算委員会委員長などを歴任されました。

令和6年7月からは、長崎県議会副議長に就任されるなど、県勢の発展にご尽力をされました。

副議長のご逝去に対し、ここに謹んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈り申し上げる次第でございます。

ただいまより、副議長のご冥福をお祈りするため、黙禱を捧げることにいたします。

全員のご起立をお願いいたします。

黙禱。

○議長（徳永達也君） 黙禱を終わります。

ご着席をお願いいたします。

これより、一般質問を行います。

中島議員—39番。

○39番（中島浩介君）（拍手）〔登壇〕 皆さん、おはようございます。

自由民主党、南島原市選挙区選出、中島浩介でございます。

副議長として、県政に多大な貢献をなされ、また、長崎県商工会連合会長としてもご活躍なされました吉村 洋氏が、一昨日、ご逝去なされました。心より哀悼の意を捧げます。

吉村先生、本当にお世話になりました。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。

1、知事の政治姿勢について。

（1）令和7年度当初予算について。

県におかれましては、一般会計の総額7,347億円の令和7年度当初予算案を編成されました。

今回の予算は、国の総合経済対策補正予算を活用した令和6年度補正予算と一体的に編成され、物価高騰等による県民の生活や事業者の社会経済活動への影響に対して、切れ目なく、各種支援策が講じられているところでございます。

また、令和7年度は、長崎県総合計画の最終年度となることから、計画を掲げる各取組の目標達成に向けた総仕上げとして積極的に各種施策の推進を図るとともに、「新しい長崎県づく

りビジョン」に基づき、国内外に存在感を示している「未来大国」の実現に向け、様々な関係者と一緒に施策を展開するとされております。

さらに、ソフト面に加え、ハード面分野においても、県民の暮らしの安全・安心の確保につながる公共事業費や県単独事業費を確保されるなど、県政の各種課題に適切に対応するとともに、将来を見据えた新たな施策も積極的に取り込まれた予算となっており、私は、大いに評価しているところでございます。

そこで、知事の任期最終年度となる大石知事が、今回の当初予算を編成されるに当たって、どのような決意を持って編成されたのか、お尋ねいたします。

以後の質問につきましては、対面演壇席より質問させていただきます。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 中島議員のご質問にお答えします前に、吉村 洋副議長のご逝去のお知らせに、深い悲しみを覚え、謹んでお悔やみを申し上げます。

生前、県政に賜りましたご貢献に対しまして、深く感謝いたしますとともに、ご冥福を心からお祈り申し上げます。

では、中島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

令和7年度の当初予算は、現下の社会経済情勢を踏まえた諸課題にきめ細やかに対応しながら、県勢のさらなる発展に向けて、必要な施策を積極的に講じていくことを念頭に編成したところであります。

具体的には、第一に、長引く物価高騰により影響を受けている県民の皆様や、中小・小規模事業者、第一次産業従事者等の生活や社会経済活動をしっかりと下支えするため、国の交付金

等を活用した令和6年度補正予算と併せ、速やかに対策に取り組むこととしております。

また、次年度は、総合計画の最終年度となります。「新しい長崎県づくりのビジョン」の推進と併せ、県政の基軸である「こども施策」について、関係者との連携強化や新たな基金による居場所づくりの支援等に取り組むほか、半導体関連や、観光、農林水産などの産業振興、医療・福祉や防災・減災など安全・安心の確保等にかかる施策を積極的に展開してまいります。

さらに、令和7年は、「被爆80年」など様々な節目の年に当たり、「ながさきピース文化祭2025」や「ツール・ド・九州」などの大型イベントも本県で開催をされます。

これらを契機に、本県の持つ多彩な魅力を磨き上げ、発信し、国内外の多方面の方々から「選ばれる長崎県」を目指してまいります。

こうした考え方の中、厳しい財政状況の中で、今できること、やるべきことを可能な限り予算として盛り込んだところであり、引き続き、部局間の連携、融合を図りつつ、市町や関係団体、企業等の皆様と一体となって各種施策を力強く推進してまいりたいと考えております。

以後のご質問につきましては、自席から答弁をさせていただきます。

○議長（徳永達也君） 中島議員—39番。

○39番（中島浩介君） ご答弁いただきましたとおり、部局内の連携、そしてまた、市町をはじめ、各種団体の連携が必要と思いますので、ぜひ、特に、各団体、市町におかれましては、知事が極力お会いできる機会をつくっていただきまして、その意見を吸い上げて、今後、取り組んでいただければと思っております。

（2）総合計画の推進について。

①現総合計画について。

県では、令和3年度からスタートした「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」において、「人、産業、地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎づくり」を基本理念に掲げられ、それを実現するための3つの柱に基づき、様々な対策を講じられているところであります。

令和7年度は、総合計画の取組期間の最終年度を迎えられることから、計画に掲げる目標の達成に向け、さらに各種施策を展開していく必要があると考えているところでございます。

そこで、知事は、計画の総仕上げに向けて、現在の進捗状況等を踏まえ、どのように取り組んでいこうと考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 現総合計画におきましては、「人」、「産業」、「地域」の3つの柱に基づき、施策ごとに成果指標を掲げ、その進捗状況の評価、検証を行いながら、目標達成に向けて各種取組を進めているところでございます。

こうした結果、誘致企業等による雇用創出数や、県内の外国人労働者数など、順調に推移し、成果につながっている施策もあり、こうした分野では、引き続き、計画の着実な推進に努めてまいりたいと考えております。

一方で、例えばコロナ禍や物価高騰の影響等から、進捗に遅れが生じている海外活力の取り込みや、第一次産業の収益性向上などにかかる施策については、充実・強化を図る必要があると考えております。

そのため、令和7年度当初予算において、インバウンド誘客拡大のためのプロモーション実施や、スマート農業の普及による生産体制の整備、グローバル社会で求められる英語コミュニケーション能力の向上などの対策を講じること

としたところでございます。

令和7年度は、総合計画の最終年度でもあり、社会経済情勢の変化等にも的確に対応しながら、市町や関係団体等とも連携のうえ、計画に掲げる最終目標の達成に向けて全力を注いでまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 中島議員—39番。

○39番（中島浩介君） その最終年度を踏まえ、これから次期総合計画をつくっていかれるということでございます。

②次期総合計画について。

令和8年度からスタートする次期総合計画については、去る1月27日に有識者による第1回目の懇話会が開催されるなど、策定に向けた検討が進められているようでございます。

次期総合計画においては、「新しい長崎県づくりのビジョン」の考え方を取り込まれながら、人口減少や少子・高齢化をはじめ、それに伴う労働力不足や公共交通、地域コミュニティの維持・確保など、本県が抱える課題に適切に対応していくことに加え、明るい未来や将来を築いていく前向きなメッセージを発信していく必要があると考えております。

そこで、知事は、次期総合計画の策定に当たり、どのような思いを持って取り組んでいこうと考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 次期総合計画の策定に当たりましては、人口構造、社会経済情勢が大きく変化する中で、本県が持つポテンシャルや特性を最大限に活かしながら、グローバル社会における競争力を高め、将来にわたり持続的な発展を遂げ、光り輝き、活力に満ちた長崎県にしたいという、その強い思いと覚悟を持って全力で取り組んでまいりたいと考えております。

そのため、計画の基本理念といたしまして、地域社会の基盤となります「経済の活性化に向けた力強い産業の実現」のほか、「若者や女性をはじめ、誰もが活躍、チャレンジできる環境づくり」、「最先端技術の効果的な活用による稼ぐ意識、力の底上げ」、「全世代の方々が安全・安心に暮らせる社会づくり等に取り組むこと」を掲げるとともに、「概ね10年後のありたい姿」として先行的に策定をいたしました「新しい長崎県づくりのビジョン」ともタイアップしながら、検討を進めることとしております。

また、本県の未来をより明るくし、実効性の高いものにするため、市町や関係者の皆様のお声をお聞きしながら、県民お一人おひとりが主体として長崎県づくりに参画していただく県民総ぐるみの計画を目指してまいりたいと考えております。

今後とも、県議会をはじめ、様々な立場の皆様のご意見をお伺いしたうえ、来年度の計画策定に向けて力を注いでまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 中島議員—39番。

○39番（中島浩介君） 現計画が一年を切ったところでございますけれども、これまでコロナ禍で、経済的にも、医療的にも、多大な被害を受けました。これを取り戻さなければいけない状況の中で物価高騰になったということでございますので、これからの経過については、しっかりと目標を掲げていただいて、この対応をできるように取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

（3）九州新幹線西九州ルートについて。

①新鳥栖—武雄温泉間の整備促進について。

西九州新幹線は、開業して2年が経過し、交流人口の拡大やまちづくりの進展など、様々な

効果をもたらす一方、新鳥栖—武雄温泉間については、整備方式がいまだ決まっておらず、議論が膠着している状況が続いております。

こうした中で、昨年12月、経済界の主催で開催されたシンポジウムは、県内外から約1,000人の方が参加されるなど、早期整備を求める声が高まっているものと認識しております。

全国を見ると、北陸新幹線では、環境影響評価の手続が進められ、基本計画路線である東九州新幹線や四国新幹線においてもシンポジウムが開催されるなど、動きが活発化しており、西九州ルートが遅れることがないよう、県、市町、経済界が一体となって取り組む必要があると考えております。

そこで、県は、整備促進に向けて、どのような取組を考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 九州新幹線西九州ルートにつきましては、一日も早く全国の新幹線ネットワークにつながり、国土軸に組み込まれることが西九州地域の発展に必要不可欠であると考えております。

未整備区間であります新鳥栖—武雄温泉間につきましては、整備方式が決まっておらず、議論の進展に向けて、地方負担や在来線などの課題解決を図る必要がございます。

去る2月4日、私自身、沿線3市や経済団体などの関係者とともに、自由民主党の森山幹事長や国土交通省の古川副大臣をはじめ、政府・与党に対し、課題解決に向けた具体策の提示や国を交えた関係者間での協議の実施など、議論の進展に向けた具体的な対応を強く求めてまいりました。

引き続き、私自ら先頭に立って政府・与党へ

議論の進展を働きかけるとともに、佐賀県やJR九州との意見交換を重ねるなど、全線フル規格による整備の早期実現に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 中島議員—39番。

○39番（中島浩介君） ②全線フル規格への理解促進について。

全線フル規格による整備が実現するためには、やはり佐賀県民の理解を得ることが必要と考えます。

先月29日には、佐賀県議会との交流会を長崎市内で開催しまして、駅周辺のまちづくりの状況やスタジアムシティを見学してもらうなど、県議会としても働きかけをしているところでございます。

こうした状況に加えて、関西直通運行が実現した後の西九州地域の将来を示すことができれば、フル規格の必要性もわかってもらえるものと考えているところでございます。

そこで、全線フル規格による整備について、理解促進に向けた取組について、お伺いします。

○議長（徳永達也君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） 九州新幹線西九州ルートについては、現在、武雄温泉駅での対面乗換方式で運行されておりますが、あくまで暫定的なものであり、全国の新幹線ネットワークにつながるこれが本来の姿であります。

未整備区間である新鳥栖—武雄温泉間の整備を進めるためには、西九州新幹線の利用を促進するとともに、全線フル規格による関西直通運行が西九州地域にもたらす効果などを県内外の皆様理解いただくことが重要であると考えております。

そのため、新年度においては、西九州地域の皆様の利用を拡大するため、JR九州と連携し、

大村車両基地の魅力を伝えるツアーの実施や修学旅行における新幹線の利用支援などに取り組んでまいります。

また、新幹線を含めた本県の魅力や全線フル規格の必要性を県内外に発信するとともに、関西直通運行の実現に向けた経済団体の活動と連携するなど、さらなる機運醸成を図ってまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 中島議員—39番。

○39番（中島浩介君） 先日、リニア中央新幹線の話も出ておりましたけれども、これが開通すれば長崎から大阪はもとより、東京まで4時間ということなので、関西圏、関東圏ということで交流が非常に深まるということになれば、ここは必然とフル規格が必要となってくるわけでございますので、ぜひそのことも踏まえ、九州一丸となって取り組んでいただくよう、よろしくお願いしたいと思います。

（4）石木ダムの整備について。

大石知事が、これまでも川原地区にお住まいの13世帯の方に理解と協力を得ようということで、何回となく面会をしてこられました。その中でも、現在は、なかなかお会いすることができないという状況ということでお聞きしております。

今後、この13世帯の理解を求めることに対して、どのようなお考え、そしてまた、今後、行動をとられるのか、お伺いいたします。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 川原地区にお住まいの13世帯の皆様に対しましては、昨年11月、今年度行った事業計画の変更などについて説明の機会をいただけるよう、申入れを行いましたけれども、残念ながら、まだ開催には至っておりません。

13世帯の皆様のご理解とご協力を得たうえで事業を円滑に進めることが最善という、その考えに変わりはなく、昨年12月に公表した水源地域整備計画の素案の内容なども含めて、説明会の開催や個別に説明を行うことで、事業へのご理解をいただけるよう、働き続けてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 中島議員—39番。

○39番（中島浩介君） こういった構想を持って、こういう事業でというご理解をしていただかなければいけないわけなんですけれども、ぜひ、先方のお考えもあることではございますけれども、できれば再度、面会をしていただいて、しっかりとご説明いただく場を設けていただけるよう、よろしくお願い申し上げます。

2、防災対策について。

（1）能登半島地震を踏まえた防災対策について。

①防災対策見直しの着実な推進について。

この地震は、半島地域で高齢化も進んでいる地域で発生しており、こういった点では、本県も同じ状況であるため、私は、昨年2月定例会の一般質問において、この新たな課題に対し、どのように取り組んでいかれるのかということと質問させていただきました。

その際に答弁していただいたとおり、課題に対する本県の取組について検証を進めていただき、昨年10月末には、能登半島地震の課題を踏まえた長崎県の防災対策の見直しを取りまとめでいただき、孤立地域など被災地の情報収集や進入対策、避難所運営対策、物資の調達、輸送対策などに取り組んでいくこととしておられます。

私は、これらの対策をいかに着実に推進していくかが重要であり、そのためには市町など多

くの防災関係機関と連携しながら、県庁の関係部局が一体となって取り組んでいく必要があると考えております。

そこで、県は、見直した防災対策の充実・強化を着実に進めていくために具体的にどのような取組をされているのか、お伺いいたします。

○議長（徳永達也君） 危機管理部長。

○危機管理部長（今富洋祐君） 能登半島地震での課題を踏まえての見直しを行いました防災対策につきましては、今後、3年間の具体的な取組内容を項目ごとに記載したロードマップを作成して、庁内の検討会議で共有・連携し、市町や自衛隊等の関係機関、民間事業者などとも連携を密にしながら、着実に推進してまいります。

特に、避難所運営や物資の備蓄など市町が主体的に行う項目につきましては、引き続き、市町との協議会において意見交換等を行いながら進めてまいります。

また、対応の実効性を高めるため、関係機関等と連携した総合防災訓練をはじめ、個別に図上訓練等を実施しながら、より具体的な連携体制の強化に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 中島議員—39番。

○39番（中島浩介君） ②県総合計画防災訓練における孤立地域対策について。

能登半島地域では、発生当初、半島において多くの集落が孤立しました。県内でも私の地元の島原半島や平戸市の生月など、孤立が想定される地域が多く存在しております。

孤立地域への対応は、情報収集や捜索、救助、人員や物資の輸送など、多くの防災関係機関との連携が必要不可欠であることから、私は、昨年の「成長産業・県土強靱化対策特別委員会」において、能登半島地震での課題を踏まえ、例えば、島原半島が孤立した場合を想定し、熊本

や天草などからの物資輸送訓練を県の総合防災訓練で実施するなど、総合防災訓練の見直しについて提案させていただきまして、今後の取組に盛り込んでいただいたところでございます。

県では、毎年、県内各地域において、多くの防災関係機関や住民参加の下、総合防災訓練を実施しておりますが、こうした孤立地域への対応について、来年度以降の総合防災訓練において、どのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

○議長（徳永達也君） 危機管理部長。

○危機管理部長（今富洋祐君） 来年度の総合防災訓練につきましては、能登半島地震の課題を踏まえ、新上五島町で孤立集落対策訓練を、五島市で避難所設置訓練を実施する予定です。

孤立集落対策訓練につきましては、関係機関と連携して進入路等を図上で検討する災害対策本部訓練をシナリオ等なしのブラインド訓練で実施するとともに、実際にドローンによる情報収集や、ヘリ、船舶による孤立集落への進入、救助などの実働訓練を実施することとしております。

こうした訓練を重ねることにより、関係機関との連携強化、有事即応体制の充実、強化等を図ってまいります。

○議長（徳永達也君） 中島議員—39番。

○39番（中島浩介君） ③トイレの確保について。

物資の関係ですけれども、今回の補正予算で簡易ベッドの備蓄の予算がついておりました。

そこで、トイレの確保についてですけれども、トイレにつきましては、能登半島地震でも、道路や上下水道の復旧が遅れたためにトイレの確保が非常に大きな問題となっておりました。トイレを我慢したことが災害関連死の一因ともさ

れているという報告があっている中で、やはりトイレの十分な確保が必要だということで心配しております。

避難所の運営主体である市町によって、その確保状況なども違いがあっているのではないかと考えておりますので、県内全ての避難所において、適切にトイレが確保されるために県としてどのような取組をされているのか、お伺いいたします。

○議長（徳永達也君） 危機管理部長。

○危機管理部長（今富洋祐君） トイレの確保対策につきましては、昨年12月に改定されました国の指針やガイドラインに沿って適切に対応していく必要があると考えております。

そのため、避難所の運営主体となる市町に対しては、市町との協議会において、情報共有や意見交換等を行いながら、トイレの確保、管理計画の策定と必要となる資機材等の整備を促進してまいります。

また、県としましては、民間リース事業者との協定締結をさらに進めるとともに、トイレカーを整備し、国が検討を進めている自治体間で相互に活用する仕組みにも参加してまいります。

さらに、来年度の県総合防災訓練では、五島市での避難所設置訓練において、簡易トイレの設置や既設トイレの個室活用など、断水時のトイレ確保訓練を実施し、得られた課題等につきましては、市町との協議会で共有し、今後の取組に反映してまいります。

○議長（徳永達也君） 中島議員—39番。

○39番（中島浩介君） 断水によって長期にわたることになりますと、トイレというのは非常に必要不可欠になってまいりと思いますので、ぜひ整備につきましては、徹底した取組をよろしくお願ひしたいと思います。

3、産業振興について。

（1）成長分野の産業振興について。

①これまでの取組について。

私は、地域経済の活性化のためには、産業振興を強力に推し進めていただき、新たな雇用を生み出して、その効果を地域に波及させることが重要だと考えております。

そのような中、県では、世界的に需要が拡大している半導体や航空機、海洋エネルギー関連などを成長分野と位置づけられ、県内企業の育成や企業誘致などの取組を進められており、地域での集積も一定進みつつあるものと認識しております。

これらの成長分野の振興を図るために、県では、これまでどのような取組をしてこられたのか、お伺いいたします。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 県では、人口減少対策が本県の喫緊の課題となっている中、若者を中心に良質な雇用の場の確保が期待でき、県内企業が造船業で培った技術や人材が活かせる分野として、半導体、航空機、海洋エネルギーの各成長分野において、産業の振興を図っております。

具体的には、半導体関連については、県内企業の規模拡大への支援や、産学官が連携した人材の育成・確保などに努めており、本県製造品出荷額の20%を占めるまでに成長しております。

また、航空機関連については、三菱重工航空エンジンを誘致するとともに、エンジン分野を中心に県内サプライチェーンの構築を図った結果、現在、市場の参入に必要な認証企業数が九州トップとなるなど、国からも「九州を代表する航空機産業集積県」と評価をされております。

さらに、海洋エネルギー関連については、洋上風力発電事業において、再エネ海域利用法に基づく促進区域として県内2海域が指定される中、県内外の需要を獲得するため、県内中小企業の設備投資支援や企業間の取引マッチング等を進めており、県内企業の受注も増加しているところであります。

○議長（徳永達也君） 中島議員—39番。

○39番（中島浩介君） ②今後の取組について。

成長分野の振興に取り組まれていることは、生成AIをはじめとしたデジタル技術などの普及に伴い、需要が急増していると、半導体関連産業やコロナ禍からの回復等で成長が著しい航空機関連産業、カーボンニュートラルの実現に向けて世界的に市場が拡大している海洋エネルギー関連産業については、今後もさらなる需要拡大が見込まれると考えております。

こうした好機をしっかりと取り込んでいくことが長崎県の発展に不可欠であり、より一層強化していくべきと考えておりますが、今後の取組について、お伺いいたします。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 県では、今後、半導体関連について、今般策定した「長崎県半導体産業成長戦略」に基づき、県内企業への波及効果が期待できる半導体製造装置関連において、アンカー企業誘致に向けた工業団地の整備を検討するとともに、受注拡大に向けた県内企業の設備投資や技術力向上などに対する支援を行うこととしております。

また、航空機関連については、県内企業のさらなる受注拡大を図るため、メンテナンス分野への参入を促進するとともに、成長する防衛関連の需要獲得に向けた取組も支援してまいります。

さらに、海洋エネルギー関連については、浮体式洋上風力発電産業への市場参入を見据え、大手企業と連携した県内中小企業の取組を支援するなど、世界初となる浮体式洋上風力サプライチェーンの県内構築を進めてまいります。

今後とも、成長分野の需要を県内に取り込むため、市場や起業の動向を注視しながら、関連施策のさらなる充実、強化を図ってまいります。

○議長（徳永達也君） 中島議員—39番。

○39番（中島浩介君） （2）食料品製造業の振興について。

成長産業にもしっかりと取り組んでほしいと考えますが、食料品製造業は、県内で340ほど事業所がございまして、これは県内製造業全体の25%を占め、本県においては、地域を支える重要な産業の一つであると考えております。

私の地元である島原半島におきましては、製造品出荷額のうち、食料品製造業が製造全体の半数以上を占めておる状況でございまして、売上げが100億円規模の企業や海外展開を進めている企業など、本県食料品製造業を牽引する企業も出てきている状況でございます。

一方で、食品関係の事業者の方々からは、近年の物価高騰や賃金上昇などへの対応に苦慮されているとのお話も伺っております。

そこで、食料品製造業を取り巻く現状を踏まえ、県は、来年度、どのような支援策を検討されているのか、お伺いいたします。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 県では、食料品製造業は、国の統計で、令和4年の製造品出荷額が2,909億円となっており、造船関連産業の4,664億円や、半導体関連産業の3,203億円に次ぐ規模であるなど、地域の経済と雇用を支える基幹産業であると認識しております。

一方で、一人当たりの製造品出荷額を見ると、半導体関連産業の5,242万円、造船関連産業の3,638万円に対し、食料品製造業は2,309万円にとどまっており、物価高騰や最低賃金の上昇など、厳しい経営環境を乗り越えていくためには、今後とも、事業者の売上げ拡大や生産性向上を図ることが重要と考えております。

このため、県では、県内企業の売上げ拡大を目指し、日本最大級の商談会への出展を支援してきたほか、来年度から新たに専門家を工場に派遣し、生産ラインの配置や作業手順などについて直接改善を促すなど、県内企業に対する支援を強化してまいります。

今後とも、一層厳しさを増す経営環境の中、県内事業者をプッシュ型で支援するなど、地域を支える食料品製造業者の売上げ拡大や生産性向上を図ってまいります。

○議長（徳永達也君） 中島議員—39番。

○39番（中島浩介君） これまで販売促進や販路拡大、商品開発に非常に力を入れてこられたけれども、今回は生産ラインの見直しを図るということで、事業の効率化を図ったうえで、いい仕事をしていただくような取組ということで、ぜひこれを各事業所で取り組んでいただければと思っております。

（3）観光産業の振興について。

① 宿泊税の導入検討について。

昨年の2月定例会の一般質問におきまして、今後の観光振興のために必要となる新たな財源確保について質問させていただいたところです。

観光振興のための財源としては、法定外目的税である宿泊税が考えられますが、各都道府県単位で考えると、九州では福岡県が既に導入しているほか、昨年は北海道や広島県など、全国的に導入に向けた動きが活発化しております。

こうした中で観光立県を目指す本県においても、税導入に向けた議論を本格化させる必要があると考えております。

昨年10月に、長崎—ソウル線が再開して以降、韓国からの観光客が増加傾向にあると伺っており、こうしたインバウンド客をはじめ、国内外の観光客から選ばれる県となるためには、各種施策の推進とともに、そのために必要となる財源確保も大切だと考えております。

県内では、長崎市が先行して宿泊税を導入されておりますが、県全体における観光振興に向けた様々な課題を解決するためにも、県税としての導入検討が必要であると考えます。

そこで、知事の宿泊税導入に対する考えと、今後の県における検討状況について、お伺いいたします。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 本県の持つ観光資源の魅力を高め、旅行者の多様なニーズや環境変化に対応した幅広い観光施策の展開を図るためには、安定的な財源確保が不可欠であり、宿泊税は、そのための有効な手段の一つであると考えております。

この間、本県観光の現状や課題、今後、強化すべき施策、新たな財源の必要性などについて、宿泊事業者の皆様と意見交換を行ってきたほか、先行自治体の事例把握等に努めてきたところであります。

今後は、市町との調整を図りながら、観光審議会の中に新たに地方行財政の学識経験者や、観光に精通する民間調査機関、宿泊関係団体の代表者などで構成します専門委員会を設けて、さらに検討を深めてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 中島議員—39番。

○39番（中島浩介君） ぜひ関係各者の方々のご理解をいただけるような取組を行っていただければと思っております。

4、農業の振興について。

（1）猛暑等異常気象の影響について。

先日、花の生産農家の方々と意見交換を行ったところ、「暑さへの対応が非常に厳しい状況で、出荷したい時期に出荷できなかった」、「近年の天気は極端で、猛暑など、毎年変わる気象状況にどのように対応していけばいいのかわからない」等のご意見を伺ったところでございます。

また、私の地元の南島原市の主要品目であるいちごも、最も需要があり、単価の高いクリスマスの時期の生産量が大きく減り、その後も影響が続いていると伺っております。

このように本県農業の主要品目における昨年の猛暑の影響について、お伺いいたします。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 令和6年の気象は、平年より猛暑日が8日、熱帯夜が32日多く、観測史上、最多であったほか、熱帯夜が10月まで続いたことで作物の生育に大きな影響がありました。

本県の主要品目では、いちごの花芽が遅れ、実がつかず、11月から1月までの出荷量が前年に比べ3割減少しております。

また、みかんでは、雨が少なく、干ばつであったことから小玉となったうえ、強い日射で果実表面がやけど状態になる「日焼け果」が多発したことなどにより、出荷量が昨年に比べ、4割減少しております。

このほか、菊の奇形花発生や開花遅れ、アスパラガスの生育不良、ばれいしょの発芽不良など、様々な品目で生産量の減少や品質の低下な

どが生じております。

○議長（徳永達也君） 中島議員—39番。

○39番（中島浩介君） （2）気候変動対策について。

このように生産環境が非常に厳しい中で、猛暑対策、異常気象に対する対応が必要ということです。品種の改良とか、いろいろ手だてがあると思うんですが、今後、どのような取組をされていくのか、お伺いいたします。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 県といたしましては、今後も異常気象の影響により農作物の栽培環境が悪化していく可能性が高いことから、産地の維持に向け、令和7年度から気象変動に対応するための事業に取り組むこととしております。

具体的には、温暖化の影響を受けにくい品種や技術等の探索、調査、高温化での生産環境に対応できる新たな生産技術の研究開発、猛暑の影響を軽減できる資材等の検証や技術実証に取り組むこととしております。

さらに、気象変動対策に必要な資機材の導入経費を市町と協調して支援することにより、各産地での安定した生産、出荷体制を早急に構築してまいります。

○議長（徳永達也君） 中島議員—39番。

○39番（中島浩介君） 5、水産業の振興について。

（1）燃油高騰の状況下における水産業振興について。

先日、イカ釣りをを行っている漁業者の方から、「スルメイカが不漁で、なおかつ水揚げ額が減っている中で燃油高騰の状況である、漁に出ても採算が取れない状況である」ということをお伺いしました。

燃油高騰対策や、こういった水揚げ不振等の

影響を緩和する対策が必要だと考えますが、どのような取組をされるのか、お伺いいたします。

○議長（徳永達也君） 水産部長。

○水産部長（吉田 誠君） 燃油価格の高騰に対しては、国が一定の補填を行うセーフティネットへの加入、継続に必要な積立金の一部に対し、県は、令和4年度から支援を行ってきております。

また、スルメイカの水揚げ不振による収入減少につきましては、国が減収を補填する「積立ぶらす」において、イカ釣りを対象に補填水準を一定程度引き上げることを検討されているとお聞きしているところでございます。

県といたしましては、必要となる情報を収集しながら、適宜、予算の確保や制度の充実など、国へ要望してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 中島議員—39番。

○39番（中島浩介君） （2）養殖トラフグの付加価値向上について。

長崎県におきましては、養殖トラフグの産出量が全国1位ということで、より付加価値の高いトラフグを生産していただきたいと考えているところでございます。

そこで、本県独自の技術として、白子を持つ雄だけを生産する全雄トラフグの生産技術を開発したと聞いておりますが、開発した技術の県内への定着や市場の評価はどのような状況なのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 水産部長。

○水産部長（吉田 誠君） 県は、平成27年度に全雄トラフグの生産技術を開発し、平成30年度から養殖現場への導入を進めております。

この結果、全雄トラフグを養殖する業者は年々増加し、令和6年度には県内トラフグ養殖業者の半数を超える28者が合計35万尾の種苗

を導入しております。

全雄トラフグは、白子入りの雄がほしいといった販売先からの引きあいが高く、通常より高値で取引されるなど、市場での評価も高まっております。

○議長（徳永達也君） 中島議員—39番。

○39番（中島浩介君） （3）新しい養殖魚種の開発について。

これまで、ブリやクロマグロなどが生産されておりますが、出荷までに2～3年の養殖期間を要し、高水温や赤潮のリスクが非常に高いということをお聞きしております。

そこで、先日、高水温に強い新しい養殖魚種としてウスバハギの試験養殖に取り組まれているという報道を見ました。

県は、どのような狙いでウスバハギの開発に取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

○議長（徳永達也君） 水産部長。

○水産部長（吉田 誠君） ウスバハギは、比較的暖かい地域に生息するカワハギの仲間成長が早いことから、赤潮終息後に稚魚を導入し、年末までの短期間で出荷ができる新たな養殖魚種として技術開発に取り組んでおります。

今年度、総合水産試験場が提供した受精卵を用いて、長崎市と養殖業者による試験養殖が実施され、早いものはわずか2か月で出荷サイズに達するなど、期待どおりの成長を確認し、品質についても、出荷先から高い評価を得ております。

○議長（徳永達也君） 中島議員—39番。

○39番（中島浩介君） 生産者の方の意向もあるかと思うんですけれども、こういった形で安定した事業ができるとなれば取り組んでいただける方もいらっしゃると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

6、人材確保対策について。

（1）産業分野における外国人材確保について。

これまで県では、県内企業の制度説明や宗教、文化への理解促進、相談体制の整備等に努めてこられましたが、外国人材を取り巻く状況を踏まえ、今後、さらに取組を強化する必要があると考えております。

県では、どのように取り組んでいかれるのか、お伺いします。

○議長（徳永達也君） 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（石田智久君） 本県の労働力人口が減少し、人材不足が課題となる中、今後とも外国人材を確保し、定着いただくためには、働きやすく、住みやすい環境づくりを進め、本県はもとより、国内外の状況を踏まえながら、受入れ促進に取り組む必要があると認識をしております。

このため、県内企業の機運醸成や相談体制の整備に加えまして、来年度は長崎市、佐世保市、雲仙市と連携し、モデル的に企業の就労環境や居住環境の整備を支援するほか、積極的に受入れを進められている企業の見学会を開催いたします。

また、長崎県で働く魅力を伝える動画を制作し、送り出し機関を通じて外国人材の方々に発信するなど、外国人材の確保と定着に向けた取組を強化することとしております。

今後とも、本県産業を支える担い手確保に向け、外国人材の方々に選んでいただける長崎県を目指し、しっかりと取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 中島議員—39番。

○39番（中島浩介君） （2）農業分野における外国人材確保について。

農業現場の労働力不足を解消するために、官

民共同出資で株式会社エヌを立ち上げ、特定技能外国人材の受入れを進めている状況でございますが、株式会社エヌにおける外国人材の受入れ状況について、そしてまた、今後の活用方針について、お伺いいたします。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 令和7年2月現在、株式会社エヌにおいて、242名の外国人材を受け入れており、そのうち170名を本県の農業現場に派遣しております。

また、本県は、夏場における農作業が少ないことから、外国人材の通年雇用を図るため、農繁期の異なる県外他産地と連携したりレー派遣に取り組み、令和6年度は、長野県に29名、北海道に71名、山形県に13名を派遣したところであり、対前年度比39名増と順調に拡大しております。

県としましては、今後とも、本県農業者のニーズをしっかりと把握し、株式会社エヌと連携しながら、必要な時期に、必要な数の外国人材を派遣し、労働力不足の解消に取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 中島議員—39番。

○39番（中島浩介君） （3）介護分野における外国人材確保について。

介護分野では、他の分野よりも利用者とのコミュニケーションが求められるため、特に、これまで外国人材を採用したことがない事業所は、様々な不安を抱え、外国人材の活用に踏みきることができないのではないかと危惧しております。

そこで、介護分野における外国人材の現状と、県としてどのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 本県の外国人介護人材数は、令和5年度は490人で、前年度から約170人増えるなど、年々、増加しており、県といたしましては、介護現場に欠かせない存在となっている外国人材が事業所で安心して働くことができる環境をつくることが重要であると考えております。

介護業務においては、高い日本語能力や専門的な知識が必要であるという課題がございますため、事業所において、日本語、介護技術の学習支援や研修を実施するほか、人材育成についての相談に応じるセンターを来年度から新たに設置する予定としております。

また、事業所が外国人材を受け入れるに当たっては、住宅の確保などの環境整備の負担が大きいため、来年度から、新たに県内で働き始める外国人材の家賃相当額の一部を支援することとしております。

県といたしましては、こうした施策により、介護事業所の不安解消に努めることで外国人介護人材の受入れを促進し、介護現場で一層活躍してもらえよう取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 中島議員—39番。

○39番（中島浩介君） （4）看護分野における外国人材確保について。

看護の現場におきましては、昼夜を問わず、患者に寄り添った看護が必要であり、毎日の業務に追われ疲弊し、残念ながら、離職へ至る方もおられると伺っております。

本県の看護職員数は、令和4年の調査において、全国で6番目に多いとのことですが、それでも現場からは、足りないとの声が聞かれているところであり、中には多額の費用を要する民間の人材紹介会社を利用せざるを得ない施設もあるとお伺いしております。

このままでは、地域の医療提供体制にも影響を与えかねないことから、看護職員の確保に向け、学生期から就職した後に至るまで、総合的な支援が必要と考えております。

県では、どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 医療機関や福祉施設など、様々な場面で活躍する看護職員の確保は、今後、さらに高齢化が進む中、必要な医療提供体制を維持するうえで重要であると認識しております。

このため、県におきましては、新規養成、離職防止、資質向上、就業促進を取組の4つの柱といたしまして、中高生を対象とした看護の魅力発信から、就業後における多様な研修会の開催まで、キャリアステージに応じた施策を実施しているところです。

そのうち、離職防止対策につきましては、病院内保育所の運営費への補助でございますとか、施設内外でのネットワークづくりにつながる新人職員対象の交流会を開催するなど、看護職員が働きやすい環境整備に努めております。

県といたしましては、地域における実態を踏まえながら、引き続き、関係機関と連携し、看護職員の確保にしっかりと取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 中島議員—39番。

○39番（中島浩介君） 答弁のとおり、しっかりと取り組んでいただきますように、よろしくお願いします。

7、教育行政について。

（1）県外からの志願について。

先日、公立高等学校入学者選抜の一般選抜における志願状況が公表されましたが、離島を含

め、非常に定員割れが生じている状況でございます。

そういった中で、県外からの生徒の中には、本県のスポーツ強豪校で活躍したいという生徒も多数いると伺っております。そうした生徒を受け入れ、県内生徒と切磋琢磨する環境を整えることができれば、部活動が強化され、ひいては部活動のみならず、地域の活性化にもつながるのではないかと考えているところでございます。

そこで、公立高等学校入試制度における県外からの生徒募集について、県教育委員会の考え方や方針をお尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 現在、高校入試におきましては、学校の魅力化や活性化を目的として、従来の一転住等の要件に加えまして、保護者に代わる保証人の確保を要件とした県外の生徒を受け入れる制度を設けております。

この保証人制度を用いて、県外募集をしている学校の中には、全国的にスポーツの強豪校として知られている学校もございまして、部活動で顕著な実績を持つ生徒が受験するなど、県外からの志願者数は、制度を導入する以前と比較しますと、県全体で2割程度、増加をいたしております。

今年度から、さらに県外からの募集枠を学校ごとに見直しまして、一部の学校では受入れ数を大幅に拡充させております。

今後も、受入れ体制の確保も含めた生徒募集に努めまして、学校の特色化、魅力化を進めてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 中島議員—39番。

○39番（中島浩介君） これまでの状況を踏ま

えた形で各学校の取組枠を広げていただき、今後、成果が期待されるところでございますので、今年度の状況を見たうえで、また必要な変えるところがあれば、ぜひ変えていただいて、受入れ体制の強化をよろしくお願いしたいと思います。

（2）不登校対策について。

①不登校対策とその成果について。

令和5年度における全国の不登校児童生徒数は、小・中高で約35万人に上り、過去最多という報道がありました。子どもの数が確実に減っている中で、不登校児童生徒が増え続けている状況には、不安を覚えているところでございます。不登校児童生徒を持つ保護者も不安を抱えていらっしゃるのではないかと考えるところでございます。

昨今では、フリースクール等の民間団体も増えております。まだまだ小さな市町は、そのようなところも少なく、まずは学校や教育支援センターなどの公的機関での支援を充実させていくことが必要だと考えております。

そこで、まず、本県の不登校児童生徒数の状況と、令和6年度の不登校支援対策及びその成果について、お伺いいたします。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 令和5年度の本県の公立学校の不登校児童生徒数は、4,095人と過去最多となっております。不登校支援対策は喫緊の課題であると認識をいたしております。

その対策の一環として、県におきましては、今年度から学校の空き教室を活用した校内教育支援センターの設置を推進しているところでございます。

昨年11月末時点で、設置した8市町で約600

人の児童生徒が利用いたしまして、このうち60%に当たる360人に何らかの状況の改善が見られたとの報告を受けております。

また、各学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置、あるいは派遣をすることで、不登校にかかる相談体制の充実も図っているところでございます。

○議長（徳永達也君） 中島議員—39番。

○39番（中島浩介君） ②令和7年度における支援について。

国の令和7年度予算では、「誰ひとり取り残されない学びの保障」に向け、不登校児童生徒の学びの場の確保や相談体制の整備にかかる予算が計上されているとお聞きしております。

教育委員会教育長の答弁にもありました「校内教育支援センター」については、教室に足が向かない、あるいは生きづらさを感じている児童生徒が、安心して過ごせる学校内の居場所として全国的にも設置が進んでおり、文部科学省も設置促進を進めていると聞いております。

また、本県でも60%の児童生徒に状況の改善が見られたとの答弁も先ほどございました。

そこで、校内教育支援センターの設置状況も含めて、令和7年度の本県の新たな支援について、お伺いいたします。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 不登校児童生徒への支援策として、校内で安心して過ごせる「校内教育支援センター」の設置は、不登校の未然防止も含めまして大変効果的な方法の一つであると考えております。

このため、県といたしましては、県内小中学校における校内教育支援センターの設置をさらに促進することといたしておりまして、今年度から6市町増加する14市町が、令和7年度には各

市町が設置を予定しているところでございます。

また、市町が従前から学校外に設置しております教育支援センター等にも、令和7年度から新たにスクールカウンセラーを配置いたしまして、保護者の心のケアも含めた支援の充実も図ることといたしております。

今後も、市町教育委員会と連携をしっかりと図りながら、一人ひとりの子どもに寄り添った不登校の支援対策を進めてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 中島議員—39番。

○39番（中島浩介君） 教育支援センターを拡充していただいて、しっかりとした子どもの受入れ体制の強化を図るということでございます。

私の知り合いで、学校の教員を定年退職された後に、個人的に支援センターを開かれている方がいらっしゃいます。お子様の相談もさることながら、親の方からの相談が非常に多いと、子どもの対応をどうしたらいいのでしょうか、本当に様々な相談を受けますということでございますので、ぜひ親御さんに対して精神面でとか、子どもに対するやり方とか、こういったこともカウンセリングしていただければ非常にうまくいくんじゃないかということのお話もありましたので、ぜひ、その辺も含めて取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

8、道路行政について。

(1)島原半島の道路整備について。

この件につきましては、地元の島原半島の議員が毎回質問させていただいているところでございます。

「能登半島地震」も踏まえ、もし、災害があり島原半島が孤立した場合、非常に大きな災害につながるのではないかとということで我々も危

惧しているところでございますし、地元の多くの方々からもいろんな形で、早く道路をつくってくださいという声をお聞きます。

こういった中で、昨年1月の「能登半島地震」では、能登半島へのアクセスを担う幹線道路が寸断され、多数の孤立集落が発生し、救助や支援活動が遅れたということでした。

このことから、災害時における迅速な対応が可能となるよう、島原半島内においても幹線道路の強化が求められているところでございます。

現在、島原半島幹線道路網について、国を交えて検討を行っているとのことですが、検討の進捗状況について、お伺いいたします。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 島原半島地域の幹線道路網に関する検討会につきましては、令和5年1月に設置し、先月、3回目を開催したところでございます。

これまで、地域や道路が抱える課題を踏まえ、速達性など道路に必要な機能と役割について検討し、「能登半島地震」の課題を踏まえながら、地震、津波、火山、豪雨などの様々な災害リスクについても議論してまいりました。

今後は、現在の道路において、課題が大きい区間や実施可能な整備手法を整理し、優先的に整備が必要な区間について地域の意見をしっかりと聞きながら、検討を進めてまいります。

○議長（徳永達也君） 中島議員—39番。

○39番（中島浩介君） これまで、ほぼ一年に一回の国と地元の協議ということを伺っております。この間、期成会に要望に来られました時には、もう少しスピード感を持って、ぜひ、国と地元との協議を進めていただきたいという声もございました。優先的な箇所の選定に当たっても、早い段階で選定していただかないことに

は、この協議がなかなか進まないというご意見もいただきましたので、ぜひスピード感を持っていただきたいと思います。また、市町からは非常に活発に要望活動が、国に対しても、県に対しても行われているということです。

こういった地元の機運の醸成を図るうえでも、情報の提供を早めていただくことにスピード感を持って、この協議を進めていただきたいと思います。要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（徳永達也君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

— 午前11時 2分 休憩 —

— 午前11時15分 再開 —

○議長（徳永達也君） 会議を再開いたします。
引き続き、一般質問を行います。

瀬川議員—44番。

○44番（瀬川光之君）（拍手）〔登壇〕 自由民主党、西海市選挙区選出、瀬川光之でございます。

2月26日、吉村 洋副議長がご逝去されたとの報に接し、謹んで哀悼の誠を捧げます。心から、ご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、一般質問をさせていただきます。
知事及び関係部局長のご答弁を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

1、知事の政治姿勢について。

（1）知事の任期最終年度の所感について。

大石知事におかれましては、令和4年3月、就任をされてから、これまでの3年間、人口減少をはじめ、本県が直面している様々な課題に対して、精力的に取り組んでこられたものと評価

しているところであります。

また、「未来大国」をコンセプトとした「新しい長崎県づくりのビジョン」の策定などを通して、ふるさと長崎県を元気にしたい、県民の皆様にも夢や希望を持っていただきたいとの強い気持ちを持って、県政運営に努められてきたものと感じております。

そこで、知事任期の4年目を迎えるに当たり、これまでの3年間、ご自身の取組を振り返って、率直にどのように感じておられるのか、また、最終年度である令和7年度ではどのようなことに取り組もうとされているのか、お尋ねをいたします。

（2）離島・半島振興について。

本県は、多くの離島・半島地域を有し、これらの地域は、多様な食や豊かな自然景観、独自の歴史や文化など、魅力に満ちあふれており、国土の多様性の面からも重要な役割を担っております。

こうした中、半島地域の活性化を図ることを目的とした「半島振興法」が、来月末に期限を迎えます。

県として、これまで、同法の改正・延長に向けてどのように取り組んできたのか、また、今後、半島地域の振興にどのように取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

また、日本一の離島県である本県にとって悲願であった「有人国境離島法」は、平成28年当時、谷川弥一元衆議院議員をはじめ、本県選出国會議員等の多大なるご尽力によって成立いたしました。2年後の令和9年3月に期限を迎えます。

「有人国境離島法」は、本県にとって、なくてはならないものであり、同法の改正・延長に向けてどのように取り組んでいくのか、併せて、

お尋ねをいたします。

2、九州新幹線西九州ルートについて。

九州新幹線西九州ルートは、昭和48年に整備計画路線として決定されて以降、久保勘一元知事から5代の知事にわたり、およそ半世紀の年月を経て、令和4年、長崎～武雄温泉間の開業に至ることができました。

振り返りますと、平成4年、県議会全員協議会において、県北～早岐回りルートから、現在の短絡ルートへ変更することを了承し、事業が前進することになりました。

その後、平成19年には、課題とされていた並行在来線について、上下分離方式を採用することで、両県とJR九州の三者で合意に至りました。

そして、フリーゲージトレインの導入が断念され、武雄温泉駅では対面乗換え方式となるなど、幾多の難しい局面に直面しながらも、県、県議会及び関係者の皆様とともに乗り越えてまいりました。

私自身、平成15年の長崎県議会議員選挙で初当選して以来、九州新幹線西九州ルートは、県勢浮揚の要となるものであり、本県の将来にとって、必ず整備すべきとの信念の下、同僚議員と力を合わせ、真摯に取り組んでまいりました。

現在、未整備区間である新鳥栖～武雄温泉間については、議論が膠着しておりますが、地方負担や在来線など、数々の課題があることは承知しております。

しかしながら、一日でも早く、全国の新幹線ネットワークにつながり、新幹線の効果を最大限に発揮させることが重要であると考えております。

県民の悲願であります全線フル規格による整備の実現に向けた知事の決意をお尋ねいたします。

3、産業の振興について。

(1) 造船業への支援について。

海に囲まれた日本では、輸出入量の99.5%を海上輸送が担っており、造船業は、海上輸送に使用する船舶を安定的に供給する観点から、経済安全保障上も大変重要な役割を担っております。

加えて、我が国の防衛・海上保安に不可欠な艦艇・巡視船を全て建造・修繕し、我が国の安全保障になくてはならない存在であります。

こうした中、本県の造船業は、基幹産業として、長年、本県の経済を牽引してまいりました。

造船業は、サプライチェーンの裾野が広く、地域にとっても、経済や雇用を支える極めて重要な産業となっております。

本県の造船業は、様々な要因から経営環境が大変厳しい時期もありましたが、事業再編や新たな分野への取り組みなどにより、企業活動が活発化しているとも聞いておりますが、県内造船業の現在の業況について、お尋ねをいたします。

私の地元西海市に本社があり、現在では、県内の造船関連で最大の売上高を誇る大島造船所の業績は、本県経済の動向を左右するものと考えております。

大島造船所においては、「地域と共に」をスローガンに掲げられ、昭和40年代から50年以上にわたり、西海市を中心に、地元根差した企業として展開を遂げてこられました。

また、長崎市の香焼地区に進出され、環境対応船や洋上風力発電など、カーボンニュートラル分野での取組も積極的に進めるなど、県下で広域的に事業を展開されることとなり、県内に、さらに効果が広がっていくものと期待をいたしております。

県においても、昨年、大島造船所との間で連携協定を締結し、各種取組を進めていくと承知しておりますが、本県造船業の柱である大島造船所に対し、県ではどのような支援策を講じているのか、お尋ねをいたします。

（2）洋上風力発電事業について。

西海市江島沖の洋上風力発電事業については、令和5年12月に発電事業者が決定され、現在、令和11年度の運転開始に向け、準備が進められているところであります。

洋上風力発電事業は、風車の建設等の初期投資に加え、運転開始後、長期にわたり風車の維持・管理が必要となることから、地元企業が参入する可能性も高く、大きな経済波及効果が期待できると考えております。

そこで、西海市江島沖の事業をはじめ、県内外で具体化が進む洋上風力発電事業において、県内企業が、その需要を取り込んでいくことが重要と考えますが、県の取組をお尋ねをいたします。

（3）地場企業への支援について。

造船業や海洋エネルギー関連産業など、本県経済を牽引する成長産業の振興を図ることも重要ですが、一方で、地域の経済や県民生活を下支えしているのは、それぞれの地域で頑張っている中小・小規模事業者であります。

しかしながら、足元では、域内人口の減少に加え、物価の高騰や最低賃金の上昇など、地域の中小・小規模事業者を取り巻く経営環境は、ますます厳しい状況になっております。

このような状況の中、地域の経済や県民生活を支えていくために、不可欠な中小・小規模事業者の維持・強化に向け、その支援が必要と考えますが、県の考えをお尋ねいたします。

4、農業の振興について。

（1）果樹の産地振興について。

果樹については、近年の単価向上等もあり、令和5年の産出額は139億円と、前年より9億円増加し、一定の産出額を確保している状況にあります。令和6年産の温州みかんは、夏場の高温等の影響で出荷量が大幅に減少しており、農家所得の減少を懸念しているところであります。

また、私の地元西海市では、高齢化による担い手不足が深刻になっており、また、樹園地の多くが中山間地域に位置するため、作業効率が悪く、栽培管理を取りやめた園地も増加し、栽培面積が減少していることを実感いたします。

果樹は、平坦地が少なく、中山間地域が多い本県にとって、農業振興を図るうえで重要な作物と考えております。

果樹産地を守り、次世代につなげていくに当たっての県の今後の取組をお尋ねいたします。

（2）スマート農業技術の推進について。

農業の振興において、産地の維持、拡大を図るためには、農地の基盤整備や経営検証等による新規就農者が参入しやすい環境づくりに加えて、生産性の向上や省力化に向け、農作業の自動化や遠隔化技術など、従来の生産方式ではない革新的なスマート農業技術を積極的に推進する必要があります。

西海市においても、ICTなど、最先端技術を活用したスマート農業技術の導入が進んでいますが、県は、今後、スマート農業技術をどのように推進していくのか、お尋ねをいたします。

5、水産業の振興について。

（1）養殖業の振興について。

本県の水産業は、全国第2位の漁業・養殖業生産額を誇る基幹産業であり、特に、養殖業は、近年、右肩上がりに増加しております。

しかし、2年連続した赤潮被害や餌、資材の高騰など、養殖経営は厳しい環境にあり、将来への不安から養殖業者が生産意欲を失ってしまうことが懸念されております。

これを何としても食い止めるために、これら課題を乗り越える新たな養殖技術や手法の導入を推し進め、養殖産地の強化を図ることが必要だと考えます。

各養殖産地では、経営力があり、地域を牽引するようなリーダーを頂点に、たくさんの生産者や関係者が裾野の広がるピラミッドを形成している状況にあります。

この中核となるリーダーの養殖技術などをさらにレベルアップさせることで、その取り組みが自然と産地全体に広がり、産地強化につながるものと考えます。

養殖業者が、今後も安心して経営を続けていくため、水産県として、産地強化に向けてどのように取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

6. 地方創生の推進について。

（1）移住施策について。

我が国の生産年齢人口は、これからの20年で1,500万人弱、2割以上が減少すると見込まれており、本県においても厳しい状況にあることが予想されております。

国においては、これまでの様々な社会経済システムを検証し、中・長期的に信頼される持続可能なシステムへと転換していくことが求められているとし、こうした中、今後、地方創生の推進については、「地方創生2.0」として、「若者や女性にも選ばれる地方」、「地方イノベーションの創生」などを柱にしながら、強力に推進していくこととしております。

本県においても、地方創生の中でも重要な取

組として、これまで市町と連携しながら、移住施策に取り組んできているところですが、移住促進にかかるこれまでの取組と移住実績、今後の取組について、お尋ねをいたします。

（2）地域コミュニティの活性化について。

人口減少対策を様々な面から講じていくことは重要であります、一定程度、人口が減少していくことは避けられない状況にあると思っております。

こうした中、地域住民が将来にわたって住み慣れた地域に住み続けていくためには、地域コミュニティを維持し、地域住民が主体となった活動を活性化していくことが非常に大切であると考えております。

県では、こうした地域住民の主体の活動等に対し、どのような取組を行っているのか、お尋ねをいたします。

（3）デジタル社会の実現について。

本県は、離島・半島が多く、また、人口減少や少子・高齢化のスピードも速いことから、物流面に関する地理的な課題や、人手不足の課題も多く抱えているものと認識をいたしております。

私の地元の西海市においても、離島を抱えており、高齢者のひとり暮らしなど、買い物や通院といったことが簡単ではない地域もあります。例えば、物流面において、ドローンを活用した配送など、住民の利便性向上を図っていく必要があると考えております。

これらの地域課題の解決に対応していくためには、様々なデジタル技術を活用した地方創生の推進が重要と考えており、県では、デジタル社会の実現に向けてどのように取り組んでいくのか、現状をお尋ねいたします。

（4）西海橋公園について。

佐世保市と西海市にまたがる針尾瀬戸の両岸に整備された県立西海橋公園は、芝生広場や遊具広場など、各種公園施設が整備され、瀬戸の渦潮を眺望できるなど、風光明媚な公園であります。

また、春のお花見や渦潮の時季には、県内外から多くの来園者があり、週末になれば、子ども連れの家族が遊具で遊ぶ姿で賑わっております。

しかし、昭和30年の西海橋架橋を契機に整備された公園であり、近年、桜の老木化や遊具の施設の老朽化も進んでいると聞いております。その魅力が十分に活かされていない状況であると感じております。

このような中で、西海橋公園の魅力を活かし、周辺地域の活性化を図るためには、公園施設のリニューアルを行い、集客力を向上させる必要があると考えます。

令和7年度当初予算案に、都市公園魅力アッププロジェクト費が計上されていますが、今後、西海橋公園の再整備について、どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

7. 教育行政について。

（1）高校の魅力化の取組について。

県立高校の入学者数については、年々、減少し、令和6年度 of 全日制高校の募集定員に対する入学者の充足率では、県全体で80.8%、離島地域では53.8%、半島地域では66.7%となっており、離島・半島地域の高校の小規模化が顕著な状況となっております。

さらに、統計調査によると15歳人口は、今後15年間で現在の約4割弱減少することが見込まれております。このまま生徒数が減少していけば、特に、離島・半島地域の県立高校では、学校の活力の低下や教育環境の悪化、ひいては統

廃合となり、地域の衰退にもつながる課題になり得ると考えます。

このように少子化が加速化する中で、県立高校の適正配置については、計画的に進めていくことが重要だと考えております。

その一方で、離島・半島地域の県立高校においては、小規模校であったとしても、地方創生の核の一つとして、地域と密着した教育活動に取り組むことが重要だと考えます。

地元自治体の産業界等からの協力を得ながら、地域課題の解決や起業家精神の育成などに取り組むことで、地元高校の魅力が高まるのではないかと考えますが、高校の魅力化の取組について、県教育委員会としてどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

8. 道路行政について。

（1）長大橋の維持管理について。

西海市では、半島や離島から構成されており、その地域で暮らす人々の日常生活や地域経済を支えるうえで、道路は必要不可欠となっております。

一方、当市には、大島大橋や西海橋のような特殊な構造で、長大な橋があり、老朽化等により橋の補修は多大な時間と費用を要するだけでなく、ひとたび通行止めが必要になると、社会的影響が甚大となるものと危惧をしております。

アメリカでは、必要なメンテナンスが行われなかったことで落橋した事例や大規模な修繕が必要となり、建設費以上の予算をかけて、補修工事を進めている事例も発生しております。

長崎県において、同様な事態を発生させないためにも、長大橋の維持・管理について、どのように考えているのか、お尋ねをいたします。

（2）西彼杵道路の整備促進について。

多くの離島・半島地域で構成される本県にと

って、西彼杵道路などの高規格道路は、救急医療の向上や産業の振興、また、交流人口の拡大及びインバウンドの増加による地域活性化を図るうえで、極めて重要な道路であると考えております。

西彼杵道路においては、現在、大串白似田バイパスの整備を進めているものの、事業未着手の区間も残っており、早期の全線完成が重要であると考えております。

つきましては、西彼杵道路の現在の進捗状況について、お尋ねをいたします。

(3) 大村湾横断架橋について。

私は、大村湾架橋構想について、機会あるごとに質問をさせていただきました。

何度も申し上げておりますとおり、単なる架橋ではなく、大村湾をしゅんせつし、そのしゅんせつ土を活用して、人工島を築造するとともに、その周辺に魚礁を設置し、それらをつなぐ大村湾横断架橋を整備してはいかがかと思っております。

昨年の「能登半島地震」の発生時に主要道路が寸断され、救助活動や物資輸送が滞るなど、半島防災の観点でも道路整備の重要性は増しております。

知事は、「夢のある構想を議論していくことは重要だと認識している」と、前回の答弁ではされておりますが、現在はどのような考えをお持ちなのか、お尋ねをいたします。

9. 福祉保健行政について。

(1) 看護人材の育成対策について。

県においては、少子・高齢化が進む中にあって、誰もが必要な時に必要な医療を受けることができる体制の実現を目指して、看護職員の確保についても様々な施策に取り組まれていると承知いたしております。

ただし、医療機関の現場からは、人材確保に苦慮する声も伺っており、特に、県北地域では、今年度末をもって佐世保市医師会看護学校が閉校するなど、看護職員の確保・育成は、引き続き、重要な課題であります。

しかしながら、少子・高齢化に歯止めがかからない中で、医療を提供する場が、在宅や福祉施設など多様化する一方、若い人材はあらゆる分野で奪い合いとなっている側面もあることから、就業している看護職員のスキルアップを推進することも非常に重要な課題と認識しております。

社会環境が大きく変化する中で、県民のニーズに応えていくために、意欲ある看護職員に対する研修機会の充実など、看護の質の向上を進めていくことが必要と考えますが、どのような取組を行っているのか、お尋ねをいたします。

以上で、壇上からの質問を終了し、以後は、対面演壇席から再質問をさせていただきます。

ご清聴、誠にありがとうございました。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 瀬川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、任期4年目を迎えるに当たり、これまでの取組を振り返ってどのように感じているのか、また、令和7年度はどのようなことに取り組もうとしているのかとのお尋ねをいただきました。

私は、離島出身の知事として、地域の声に耳を傾け、現場のニーズを把握し、県民の皆様の暮らしを良くしたいとの思いで県勢発展に取り組んでまいりました。

就任当初からを思い返しますと、コロナ禍や大規模な自然災害、IRの区域整備計画の不認定など、厳しい局面もありましたが、スピード感

を持って対策を講じてきたところであります。

これまでの3年間の取組としては、県政の一目一番地に位置づけた子ども分野において、高校生世代までの医療費助成制度や、保育士等の処遇改善にかかる支援制度を創設いたしました。

また、国際交流関係では、G7保健大臣会合の開催やポルトガル国との国際交流協定の締結、長崎～上海及び長崎～ソウル間の国際定期航空路線の運航再開を実現することができました。

さらに産業振興においては、世界的な半導体企業や研究機関の本県への誘致のほか、肉用牛やクロマグロなどの生産性向上対策等により、本県の大切な基幹産業でございます農業の産出額の増加などの成果につながっているものと考えております。

また、人口減少社会においても、県民生活の利便性の向上を図るため、デジタル技術を積極的に取り込みながら、ドローンの利活用を先進的に行う本県初となる国家戦略特区の指定や、ジェットfoil更新に対する支援など、新しい取組にも着手することができたものと認識しております。

一方で、現下の社会経済情勢を踏まえますと、さらなる施策の強化が必要であることから、任期最終年度となる令和7年度においては、物価高騰対策や、中小・小規模事業者への支援等のきめ細やかな対応を図るとともに、最終年度を迎える総合計画の総仕上げと「新しい長崎県づくりのビジョン」の推進に向けて、積極的かつ着実な事業実施に力を注いでいくこととしております。

施策の推進に当たっては、地域社会の基盤となる経済の活性化に向けた最先端のテクノロジー活用等による力強い産業の実現や、全世代が

豊かで、安全・安心に暮らせる持続可能な社会の実現などを目指して、分野横断の視点を持ち、市町や民間との連携を強化しながら、県民の皆様と思いや力を合わせ、長崎県勢の発展に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、半島振興法の改正・延長にかかるこれまでの取組と今後の対応について、そして、有人国境離島法の改正・延長に向けた取組について、お尋ねをいただきました。

半島振興法については、本年度末に期限を迎えるに当たり、関係市町や県議会からのご意見をいただきながら、本県半島地域の実情に沿った、より実効性のある改正・延長の実現に向けて取り組んできたところでございます。

特に、今回は、昨年1月の「能登半島地震」を踏まえ、国等の関係機関に対し、半島地域における防災・減災対策の充実や、高規格道路をはじめとする道路整備の促進などについて、積極的に要望活動を行ってまいりました。

県としては、引き続き、半島振興法の改正・延長の動向を注視しながら、関係市町等とも連携し、半島地域の自立的発展に向けて取り組んでまいります。

また、国境離島地域については、高齢化や担い手不足など、依然として本土より厳しい状況にあることから、私自身、非常に危機感を感じており、「有人国境離島法」は、本県にとって欠かせないものであると強く認識をしております。

同法については、10年間の時限立法であり、今回が初めての改正・延長となるため、まずは確実に延長していただくことが重要でございます。

加えて、領海等の保全を担う国境離島地域に継続して居住できるよう、さらなる施策の拡充

を要望していく必要があると考えております。

今後は、県議会や関係市町等の意見を踏まえた意見書を取りまとめ、県選出国會議員のご協力もいただきながら、適切な時期に要望活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、新幹線につきまして、全線フル規格による整備の実現に向けた決意をとのお尋ねをいただいております。

西九州新幹線は、歴代の知事や本県選出国會議員及び県議会をはじめ、多くの関係皆様のご尽力により開業いたしました。一方で、新島栖～武雄温泉間の整備方式は、いまだ決定しておりません。

全線フル規格で全国の新幹線ネットワークにつながることは、交流人口拡大や地域振興、災害等での輸送機能の確保など、西九州地域全体の発展のために不可欠であり、私自身、就任以来、本県の最重要課題として取り組んでまいりました。

昨年5月には、未整備区間のあり方について、佐賀県知事やJR九州社長との三者での初めての意見交換を行い、そのことが、地元両県やJR九州、沿線自治体、経済団体を対象とした与党PT検討委員会のヒアリングにもつながったと考えております。

今後の議論の進展に向けては、フリーゲージトレイン導入断念の経緯を踏まえ、引き続き、政府・与党に対し、課題解決に向けた具体策の提示や、国を交えた関係者間での協議の実施など、具体的な対応を強く求めてまいりたいと考えております。

九州新幹線西九州ルートは、これまで約半世紀の間、県北地域の方々の苦渋のご決断など紆余曲折をたどりながら、整備に携わる関係皆様が熱意と強い信念を持って推進されてきたもの

でございます。

私は、こうした思いをしっかりと引き継ぎ、県民の悲願である全線フル規格による整備の実現に向けて、引き続き、全力を注いでまいりたいと考えております。

最後に、大村湾の底泥のしゅんせつにより人工島を築造し、それを活用した大村湾横断架橋は、半島防災の観点でも重要性が増していると考えているが、知事の見解はというご質問をいただいております。

将来の長崎県の発展を考えるに当たっては、様々な可能性や構想を議論していくことは重要だと考えております。

人工島の築造や魚礁の設置による大村湾横断架橋の構想につきましては、底質など海洋環境の改善、西彼杵道路に加えた新たなアクセス経路の構築による西彼杵半島の防災機能の向上が期待されますが、その実現には、膨大な整備費と維持・管理費、工事による環境への影響の考慮など、様々な課題があると認識をしております。

一方、議員のご指摘でございます防災の観点は大変重要でございます。まずは、高規格道路である西彼杵道路の整備をしっかりと進めるとともに、西彼杵半島の活性化に向けて、人流、物流など、地域間の交流についても、交流の促進につながる新たな次世代モビリティの活用など、ニーズを踏まえながら、その導入の可能性について研究をしてまいりたいと考えております。

残余のご質問につきましては、関係部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 私からは、4点ご答弁申し上げます。

まず、県内造船業の現在の業況についてのお尋ねでございます。

県では、本県の造船業については、リーマンショック後の世界的な建造需要低迷に加え、円高による海外との競争力低下など、一時、苦戦を強いられたものの、ここ数年は円安基調に加え、国際的な環境規制の強化等に対応した船舶需要の拡大や、世界経済の回復に伴う海上輸送量の増加などにより、回復基調にあるものと考えております。

具体的には、日銀長崎支店の県内金融経済概況によると、令和6年3月以降、生産は増加しているとの判断が続いており、受注残についても、この3年程度は右肩上がりの傾向となっております。

また、本県造船業の従業者数については、国の統計によると、リーマンショック後の平成25年の6,421人に対し、令和5年は8,686人と、35%を超える増加となっております。

このほか、防衛関連の需要拡大も今後さらに見込まれるなど、本県の造船業は、現在、好調を維持しているものと考えております。

次に、本県造船業の柱である大島造船所に対し、県ではどのような支援策を講じているのかのお尋ねでございます。

県では、本県の基幹産業である造船業を振興するため、県内の大手企業等と連携して、県内サプライチェーンの維持・強化を図っております。

このうち、大島造船所については、昨年5月に県内造船関連産業の振興や、人材の確保・育成に関する連携協定を締結したほか、カーボンニュートラルへ向け拡大する市場において、大島造船所と県内中小企業が連携して、需要の獲得を目指す取組などを支援しております。

また、先月、国のGXサプライチェーン構築支援事業に採択された大島造船所の浮体式洋上風力発電に関する取り組みについては、今後、基幹部品の製造において、世界初の浮体式洋上風力サプライチェーンが県内に構築されるよう、県としても、県内企業との連携について支援を検討してまいります。

併せて、人材の確保については、工業高校生や大学生等を対象とした企業説明会や、県外の大学生による企業見学ツアーに参加いただくなど、県と連携した取組を引き続き進めてまいります。

今後とも、本県経済を牽引する大島造船所と連携した取組を進めることにより、本県の基幹産業である造船関連産業のさらなる振興に努めてまいります。

次に、洋上風力発電事業において、県内企業が、その需要を取り込んでいくことが重要と考えるが、県の取組はとのお尋ねでございます。

世界的な脱炭素化の潮流の中、広大な海域を有する本県は、海洋エネルギー導入のポテンシャルが高い地域であることに加え、県内企業が造船業を通じて培った技術力や、人材を活かせる産業であることから、県では、海洋エネルギー関連産業の振興にこれまで取り組んでまいりました。

このような中、県では、県内企業の受注獲得に向けた取組を進めるため、事業規模において、西日本最大のプロジェクトである西海市江島沖の洋上風力発電事業において、発電事業者と県内企業との商談会を開催し、既に10社を超える県内企業が、地盤調査や資材の輸送などの受注を受けております。

さらに県外プロジェクトの需要獲得を目指し、昨年9月には、県と県内企業15社で洋上風力発

電の促進区域が国内最多である秋田県を訪問し、現在、県内企業と秋田県の企業との間で具体的な商談も進んでいるところであります。

今後とも、県では、造船業で培った高い技術と人材を有する県内企業のサプライチェーンを活かし、成長する洋上風力発電事業において、県内外の需要獲得に向けた県内企業の取組を支援してまいります。

最後に、中小・小規模事業者の維持・強化に向け、その支援が必要と考えるが、県の考えはとのお尋ねでございます。

県では、人口減少が進む本県において、地域の維持を図るためには、中小・小規模事業者に対する支援が重要と考えております。

このため、事業者にとって一番身近な支援機関である商工会・商工会議所と連携し、売上げ拡大を目指す事業者の経営支援や創業支援等に、これまで取り組んできたところであります。

一方、県では、物価高騰や最低賃金の大幅な上昇など、一層厳しさを増す経営環境の中、令和7年度から商工団体の経営指導員を12名増員し、デジタル化や事業承継、価格転嫁等、事業者のニーズにきめ細かく対応するなど、事業者に寄り添った支援を強化してまいります。

また、中小企業診断士協会へ委託し、実施している事業者の補助金申請等をサポートする取り組みについては、国の事業再構築補助金の獲得において、本県が九州1位の採択率となるなど、効果的な取組となっていることから、引き続き、実施してまいります。

今後とも、県では、中小・小規模事業者が一層厳しさを増す経営環境を乗り越えていくため、商工団体等と連携した支援の強化を図ってまいります。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆英君） 果樹産地を守り、次世代につなげていくに当たっての県の今後の取組についてのお尋ねですが、本県の果樹産地振興のためには、担い手が希望を持てるよう、作業効率の良い生産体制の整備が必要であり、現在、西海市の白崎地区をはじめ、県内8地区134ヘクタールで、車両が入る作業道を完備した果樹園地を整備するとともに、ラジコン草刈り機やスピードスプレーヤー等の導入を支援することで、省力化を進めています。

また、県では、農業の担い手を確保するため、産地とJAが新規就農者を受入れ、育成する「産地主導型就農ルート」を推進しており、特に、果樹においては、令和7年度から後継者がいない農家の優良な樹園地を荒らさないように、JA等が一時的に管理をすることで、経営に必要な資産を円滑に継承できる取組を進めてまいります。

さらに、主に、水稻で普及しているドローン防除を、作業負担が大きいみかん、びわなどで導入することにより、快適で、儲かる果樹農業を実現し、果樹産地の振興につなげてまいります。

次に、県は、今後、スマート農業技術をどのように推進していくのかとのお尋ねですが、県では、高齢化や担い手不足に対応して、省力化や生産性の向上を図るため、研修会や実演会などを通じて、スマート農業技術の普及を図っております。

その結果、水稻での防除作業時間が、ドローンの活用により従来の10分の1に短縮した事例や、いちごでの環境制御機器の活用により、新規就農者が就農当初から全国平均の2倍の収量を上げた事例、繁殖牛の分娩間隔が発情発見装置の活用により、全国平均と比べ50日短縮した

事例などの効果が出てきております。

今後、市町や農業団体と連携し、スマート機器の導入支援や、スマート技術を活用できる人材の育成を進めるとともに、ドローン防除の果樹での導入、環境制御技術による施設野菜や花きでのさらなる収量と品質向上、ICT技術を活用した子牛の早期疾病発見の実証等に取り組むなど、快適で、儲かる農業の実現に向け、スマート農業技術を推進してまいります。

○議長（徳永達也君） 水産部長。

○水産部長（吉田 誠君） 養殖業の振興について、県は産地強化に向けて、どのように取り組んでいくのかとのご質問でございます。

県では、これまで養殖産地の育成を図ってきましたが、赤潮や餌代の高騰など、グループの取組だけでは解決できない課題への対応が必要となっております。

そこで、赤潮被害を受けにくく、生産性の高い沖合養殖や、赤潮発生時に魚の酸素欠乏を防ぐための高濃度酸素発生装置の実証に取り組むとともに、昆虫たんぱくを使った安価な低魚粉飼料の開発などを進めております。

さらに、今後は、生産者個々のレベルアップを図るため、中核的養殖業者による生産性向上のための新たな養殖手法や先端機器の導入など、地域の先駆けとなる養殖モデルの実践を支援し、その結果を波及させていく考えであり、こうした取組を通じて産地強化を図り、生産者が意欲を持って生産活動を続けられるよう取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） 私からは、2点について答弁させていただきます。

まず、移住促進の取組と実績、今後の取組についてのお尋ねでございますが、移住の促進に

かかる取組につきましては、これまで県と市町で共同設置している「ながさき移住サポートセンター」を中心として、就職、住まいなどの移住に関する相談対応や、都市部での移住相談会の開催、市町における移住相談窓口の強化など、県と市町が連携して様々な施策に取り組んでいるところであります。

こうした取組により、本県への移住者数は、平成28年度の454人から、令和5年度には約4倍の2,075人となっております。

今後は、県の移住支援サイト「ながさき移住ナビ」へのアクセス数増加に向けた改善や、市町に対する移住施策の好事例の紹介など、引き続き、市町と連携しながら、さらなる移住の促進に努めてまいります。

次に、県の地域住民主体の活動などへの取組についてのお尋ねでございます。

地域住民が主体となったまちづくりを進めていくことは重要であると考えており、県においては、地域運営組織の立上げや、育成に対するアドバイザー派遣、市町職員の意識向上を目的とした研修会、先進事例の紹介などを行っているところであります。

例えば、令和5年5月に設立された「西海市の横瀬地域づくり協議会」においては、ふるさとウォークラリーなど、子どもたちの郷土愛を育む取組や、世代間交流などの様々な活動を行いながら、地域活性化に取り組んでいることから、モデルケースとして周知を図っていくこととしております。

今後とも、市町と連携を図りながら、地域住民主体の取組を進めてまいります。

○議長（徳永達也君） 企画部長。

○企画部長（早稻田智仁君） 私から、デジタル社会のお尋ねについて、お答えいたします。

離島・半島地域が多い本県において、地理的条件を克服し、地域課題の解決を図っていくためには、様々なデジタル技術の利活用を進めていくことが重要であると考えております。

そのため、令和7年度においては、例えば、教育分野では新たにICTの活用や、遠隔授業配信により多様な学びを提供する「長崎県遠隔教育センター」を開設するほか、メタバースを活用した外国語教育などに取り組むこととしております。

また、新技術の実装を目的とした国家戦略特区の取組として、オンライン診療と組み合わせ、九州地域では初めてとなるドローンの有人地帯での目視外飛行、いわゆる「レベル4飛行」による処方薬配送の実証を行うなど、デジタル化やDXの実現に向け取り組んでいるところであります。

今後とも、デジタル技術を活用しながら、地域課題の解決に向けて、各種の施策を推進し、県民の利便性向上や、地域活性化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 西海橋公園の再整備についてのお尋ねですが、老朽化が進んでおりまして、公園全体のあり方を検討する時期にきております。

来年度から着手予定の公園の再整備につきましては、公園の魅力をもっと一層高められるよう、民間のアイデアを引き出すPFI手法の導入を検討していきたいと考えております。

また、この公園を拠点として県北地域の庭園を周遊するガーデンツーリズムなど、周遊観光の推進に係る民間団体や市町と連携して取組み、周辺地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、西彼杵道路の進捗状況についてのお尋ねですが、全体延長46キロメートルのうち約4割が完成しており、残り28キロメートルのうち、現在は西海市において大串白似田バイパス6.6キロメートルの整備を進めております。

これまで設計等を進めており、昨年11月には喰場地区において工事用道路の説明会を開催し、用地取得に着手したところでございます。来年度は、道路の本線についての説明会を開催し、用地取得を予定しております。

また、未着手間のうち長崎市長浦町から日並インターチェンジ間約9キロメートルについては、事業化に向けて、環境影響評価の手続を進めております。

具体的には、昨年7月に環境影響調査の方法を決定し、現在、現地調査を実施中です。来年度は、その調査結果を踏まえ、環境保全のために必要な対策等を取りまとめる予定としております。引き続き、西彼杵道路の整備促進に向けて着実に進めてまいります。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 高校の魅力化についてのお尋ねでございます。

現在、離島・半島地域の4市町と県が共同いたしまして、高校の魅力化と地域活性化を一体的に進める事業に取り組んでおります。

その中で、地域の課題解決を探究する学習など、地域資源を活用した学びを行うことといたしております。

また、起業家精神を持つ人材育成を図る取組といたしまして、県が希望する高校生を募り、スタートアップ企業などの外部人材の協力を得ながら、アントレプレナーシップゼミを実施しております。今後、学校単位でも取り組むことができるよう教育プログラムの開発も併せて

行っているところでございます。

こうした他者と協働しながら、新しい価値を創造する資質や能力を育む取組を実施することで、学校の特色化や魅力化につなげてまいります。

○議長（徳永達也君） 瀬川議員—44番。

○44番（瀬川光之君）引き続き、答弁を求めます。

○議長（徳永達也君） 土木部技監。

○土木部技監（植村公彦君） 長大橋の維持・管理に関するお尋ねですが、大島大橋や西海橋などの長大橋につきましては、今後の老朽化に伴い、維持・管理費の増大が懸念されますことや、架け替えが非常に困難であることから、予防保全的な補修を行うことで、できる限りライフサイクルコストを抑えつつ、長寿命化を図る必要がございます。

長大橋は、特殊かつ複雑な構造で、点検や補修に高度な技術を要するとともに、適時適切に補修を行いますためには、一時的にまとまった予算が必要となることも考えられます。

このため、県が管理いたします7つの長大橋を対象として、民間のノウハウと資金を活用することにより、高度な技術的対応と予算の平準化を図るべく、PFI方式による長期一括での維持・管理手法の導入を検討しているところです。

しかし、このような取組は、全国でも事例がないことから、まずは2橋、5年契約でのスモールスタートで試工いたしまして、官民双方の効果や課題を検証したうえで、本格実施へつなげてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 看護職員に対する研修機会の充実など、看護の質の向上のためにどのような取組を行っているかのお尋ねを

いただきました。

看護職員は、地域医療提供体制の確保のために重要な役割を担っておりますことから、県では、「新規養成」、「離職防止」、「資質向上」、「就業促進」を柱といたしまして、様々な看護職員の確保対策を展開しております。

そのうち、看護職員の資質向上につきましては、佐世保市に設置しております看護キャリア支援センターを県全体の拠点といたしまして、新人職員や管理層など看護職員の経歴や、職域に応じた様々な研修を行っているところです。

また、高度な専門知識や技能を持つ看護職員の育成について、医師の判断を待つことなく、手順書に従い、一定の診療補助行為が可能な特定行為研修を修了した看護師を増やすとともに、医療機関で活躍できるよう、環境整備にも取り組むこととしております。

県といたしましては、関係機関と連携し、看護教育体制のさらなる充実を図り、質の高い看護職員の育成に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 瀬川議員—44番。

○44番（瀬川光之君） 答弁、ありがとうございました。幾つか質問をさせていただきたいと思います。

地場企業への進出についてであります。

答弁にありましたように各地の商工会・商工団体等々と連携をして、支援強化をしていくようなことは、地域社会の存続にとって大変重要なことであるというふうに、私もそう思っております。

地域住民の皆様方が、光が見えるように、地域を保っていける新しいリーダーを生み出すことは、地方創生の観点から最も重要であるというふうにも考えているところです。

県が取り組んでいるスタートアップ支援は、

特に、若い人たちのやる気を引き出すうえで効果的だと考えております。去年、委員会でも、そのような発言をいたしました。

県では、来年度から、各地域で取組を強化するというふうに聞いておるところでありますけれども、具体的にどのような内容なのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 県では、商工団体による創業支援に加え、地域の活性化のためには、長崎だったら新しいものが生まれるという機運の醸成が重要と考え、スタートアップの支援を強化してまいりました。

これまで、交流拠点CO-DEJIMAにおいて、起業相談等を実施してきたほか、令和4年度からは、県内外からスタートアップを志す人材が一堂に会する「ミライ企業Nagasaki」を開催し、創業から資金調達までを一貫して支援できる体制の構築に努めてまいりました。

さらに、来年度からは、離島や半島を含む県内8か所で、起業家を招いてのワークショップを開催するなど、広く、県内の各地域において、起業に向けた一層の機運醸成を図ってまいります。

今後とも、県では、スタートアップ支援などを通じ、県内各地域における新たなチャレンジを後押ししてまいります。

○議長（徳永達也君） 瀬川議員—44番。

○44番（瀬川光之君） 地方創生の推進について、移住施策について、お伺いをいたします。

移住施策に関して、市町の受ける取り組みも重要と考えております。効果的な市町の取組事例について、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（徳永達也君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） 市町における移

住施策にかかる取組事例といたしましては、組織体制が充実した事例として、諫早市における移住専門部署の設置や、長与町における住まい相談員の配置などが挙げられます。

また、大村市や南島原市では、地域おこし協力隊を活用した移住施策に取り組んでいるほか、新上五島町では、移住者向け住宅の確保を行い、西海市においては、先輩移住者の動画を掲載するなど、移住検討者に対して、わかりやすいPRがなされているところであります。

○議長（徳永達也君） 瀬川議員—44番。

○44番（瀬川光之君） 九州では、都城が一番移住施策に、金もがってやって、効果をあらわしていると、最大500万円を交付するような、そういった事例もあるとお聞きをいたしております。やはり、それには自分のところ、基礎自治体としての財政的な力が大きいものだと思います。

それには、原資となるふるさと納税によって、150億円、200億円とも言われる、日本一のふるさと納税を集めている都城だからこそできるものがあるんだろうと。

そのほかは、西海市も含めて、大変財源的にも苦慮しているのが実態ではないかなと思っておりますが、引き続き、市町と連携しながら、移住施策についての政策を進めていただきたいと思います。

次に、先ほど答弁がありましたけれども、デジタル社会の実現についてであります。

先ほど、県としてのデジタル社会の実現に向けた取組を伺い、デジタル技術を活用した地域課題の解決について推進をしていくとの答弁がありました。

九州地域での初のドローンのレベル4飛行による実証など、一定の効果も、成果も上げられ

ているというふうに理解はいたします。

一方で、地方創生には、地域の特性を活かしながら、それぞれの地域課題に対して、市町と連携をして、外部の専門人材を有効に活用しながら、解決をしていくということも効果的であるのではないかと考えているところです。

こういったことで、県においてはどのようにデジタル人材を活用し、市町との連携を図りながら、デジタル化やDXを推進していこうと考えておられるのか、改めて、お伺いをいたします。

○議長（徳永達也君） 企画部長。

○企画部長（早稲田智仁君） デジタル技術の実装を通じました地域課題の解決に当たりましては、県民に最も身近な市町と連携しながら、専門的なデジタル人材の知見を取り入れて、進めていくことが有効であると認識しております。

一方、市町単独では、専門的なデジタル人材を確保することが難しい面もあるため、令和7年度におきましては、デジタル人材を県が一括して確保し、希望される市町とともに共同利用する施策を実施するなど、県・市町が連携したDX推進体制のもと、行政DXの推進やデータ利活用の促進などに取り組むこととしております。

今後とも、市町と連携を図りながら、県全体のデジタル社会の実現に取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 瀬川議員—44番。

○44番（瀬川光之君） 私は、今回の本日の一般質問が最後となると思います。

平成15年、県議会にお世話になって、約22年を迎えようとしております。

仲間と話をする時に、議員も議員である前に人だと、職員の皆さんも職員の皆さんである前に人だと、人と人、要は、信頼関係を持って、県政の運営、推進に当たるべきではないかという話をずっとしてきております。

知事をはじめ、理事者の皆様方、職員の方々、県民にさらに寄り添っていただいて、県民の心に應えるさらなるご尽力を期待し、なお一層の県勢浮揚を願って、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（徳永達也君） 午前中の会議は、これにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時16分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

○議長（徳永達也君） 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

外間議員—42番。

○42番（外間雅広君）（拍手）〔登壇〕 自由民主党、佐世保市・北松浦郡選挙区選出、外間雅広でございます。

質問に入ります前に、2月26日午後5時15分、お亡くなりになりました吉村 洋長崎県議会副議長に謹んでお悔やみを申し上げ、深く哀悼の意を表し、心からのご冥福をお祈りいたします。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

知事、関係部局長、ご答弁を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

1、知事の政治姿勢について。

（1）IRの今後と県北地域の振興について。

IRは、観光振興の起爆剤であり、地方経済に大きく貢献するプロジェクトであるとの認識の下、私も、県議会において幾度となくIRを取り上げ、積極的に推し進める必要性を主張してまいりました。

IR誘致の過程においては、九州の経済界や行

政、議会が一体となった「九州IR推進協議会」の発足や、九州一体となった推進体制の構築や機運醸成、九州各県の行政や医療機関、相談機関が連携した「九州地方依存症対策ネットワーク協議会」の発足など、関係皆様が一丸となって各種に取り組んでこられました。

私も、IRに対する強い期待の下、長年にわたり皆様と一緒に歩みを進めてまいりましたので、不認定という結果については、大変悔しい思いをいたしました。

私としては、本県は、長きにわたりIRに取り組んできた実績とノウハウを有しておりますので、これまでの経験を活かし、再チャレンジの可能性を探っていただきたいという思いを持っております。

一方で、IRへの再チャレンジには、コストや労力、そして時間が必要となることを鑑みると、まずはIRの取組で得られた知見やノウハウを活かした県北地域の振興策に取り組んでいく必要性も強く感じております。

こうした背景の下、県では今年度、県北地域の市町や民間団体等との協議を重ね、本議会に提案された令和7年度当初予算案の中で、IRの取組等を活かした県北地域の振興を打ち出されております。

そこで、県北地域の振興策について、県としては、どのような考えの下、どのような分野に注力していくのか、知事のお考えをお尋ねいたします。

（2）石木ダム事業について。

石木ダム事業について、来年度は事業採択から50年を数えます。これまでに計10回の事業計画の見直しがあり、当初、昭和54年度としていた完成時期も令和14年度までに延長することとなりましたが、現在、現地では、ダム本体左

岸部の掘削と付替え道路の工事が着実に進んでおり、事業完成まで、あと一步のところまできたと感じています。

しかしながら、その間にも佐世保市は、約2年に1回の頻度で渇水の危機に見舞われており、加えて、市内のダムは、山の田ダムが117年、転石ダムが97年、菰田ダムが84年を経過するなど、どれも老朽化が著しく進んでいる状況にあります。

大石知事は、就任以来、地元の住民の皆様の理解と、協力を得たうえで事業を推進することが最善として、話し合いのための努力を続けておられますが、佐世保市の状況を考えれば、いよいよ待ったなし、現計画の今後8年での確実な完成が求められます。

大石知事、4年の任期の最後の1年、知事の英断も必要ではないかと考えます。この1年、どのようにこの問題に取り組んでいくのか、知事の姿勢をお尋ねいたします。

（3）グローバル人材の育成について。

大石知事は、アメリカ合衆国のカリフォルニア大学デービス校を卒業されたこともあり、非常に英語が堪能であります。

そのことを活かして、アメリカやポルトガルなどの海外訪問時や、海外要人が本県を訪問された際などには、知事は、英語で直接コミュニケーションをとっておられます。

その結果、海外諸国との信頼関係が深まり、新たな連携体制の構築や海外における本県のさらなるプレゼンス向上などの成果が見られるところであります。私は、そういった光景を拝見していると大変頼もしく感じております。

また、米海軍佐世保基地を訪問された際には、参謀長や広報官と英語で会話されたほか、今年1月18日に行われた佐世保商工会議所創立100

周年記念事業記念式典、記念祝賀会においては、マイケル・K・フォンテーン司令官と親しく話をされていたと聞いており、知事が、国際人として、佐世保経済界をはじめとした様々な方々から期待を集めていることは間違いないとも感じております。

知事のように、英語など外国語を自由に操れるバイリンガル人材を県内にもっと増やしていくことが、グローバルに活躍できる人材の育成につながっていくと思いますが、知事の考えをお尋ねいたします。

（4）知事任期最終年の思いについて。

大石知事におかれましては、令和4年3月、全国最年少知事として長崎県知事に就任され、就任当初は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい社会経済情勢でありましたが、本県のトップリーダーとして、職員と一丸となり懸命に県政の推進に尽力してこられたことに敬意を表します。

そのような中、県独自の高校生の医療費助成をはじめ、保育士の処遇改善、航空機・半導体関連産業の育成、企業誘致など、この3年間で新しい動きが芽生えつつあります。

また、海外との交流におきましても、堪能な英語力を活かしながら行動力を発揮され、これまで数多くの海外の政府要人や関係者と面会をし、交流の促進、拡大を推し進めるとともに、国際定期航空路線の再開など具体的な成果があらわれていることを大変評価しているところであります。

このように若さと情熱を持って、大石知事は様々な取組を進められてきましたが、早いもので来年度は知事任期の4年目を迎えます。

そこで、大石知事におかれましては、任期の最終年度である令和7年度の約1年について、ど

のような思い、決意を持って取り組んでいこうと考えているのか、お尋ねいたします。

2、佐世保の基地対策について。

佐世保市には、陸上自衛隊、海上自衛隊、米海軍佐世保基地が所在し、我が国の防衛政策上、大きな役割を担っております。

市では、基地政策にかかる方向性を明確にし、その取組を着実に進めるために、令和4年2月に「佐世保市基地政策方針」を策定し、「基地との共存共生」を基本方針として掲げ、国防、安全保障政策に積極的に協力するとともに、佐世保港のすみ分けなど基地に起因する諸課題の解決や、基地の所在を活かした地域振興に取り組まれています。

県としても、令和5年4月に基地対策・国民保護課を新たに設置するなど体制を強化し、市と一体となって、基地関係の課題の解決や基地と地域との共存共生に尽力されていると思いますが、改めて、佐世保の基地対策に関する重要課題への取組について、お尋ねしていきます。

（1）前畑弾薬庫の移転・返還について。

平成23年1月に日米合同委員会で、針尾島弾薬集積所に移転・集約し、その後、返還されることが合意されていますが、いまだ工事着工にも至っておらず、返還の時期も不透明であることから、地元の事業への理解と協力を継続していくことは困難になるという課題も生じています。

そこで、前畑弾薬庫の移転・返還にかかる現状と、県の今後の取組について、お尋ねいたします。

（2）陸上自衛隊早岐射撃場の騒音対策について。

陸上自衛隊早岐射撃場についてであります。現在の射撃場は屋外型であり、近隣には住宅地区もあることから、訓練に伴う騒音問題が地域

住民にとって長年の課題であります。

近年は、水陸機動団が主な使用部隊となったことで、連射訓練など、これまでより激しい音が発生するようになっており、騒音への対策が喫緊の課題となっております。

そのため、佐世保市と県は、騒音の低減に向けて早岐射撃場の覆道式（屋内型）化を国へ求めておられますが、現在の状況について、お尋ねいたします。

（3）前畑崎辺道路について。

佐世保市の崎辺西地区では、陸上自衛隊水陸機動団崎辺分屯地が平成31年に開設されました。また、崎辺東地区では、海上自衛隊の輸送艦等が係留可能な大規模岸壁が整備中であります。

このように自衛隊関係の大規模な施設整備が進む中、崎辺地区へ通じる既存の市道が狭隘であることから、現在、市において、前畑崎辺道路の整備が進められておりますが、当初予定をしていた令和7年度の事業完了を延長せざるを得ない状況があると聞いております。

そこで、前畑崎辺道路の整備事業に関する現在の状況と今後の見込みについて、お尋ねいたします。

（4）基地経済について。

佐世保市は、基地との共存共生を掲げるなど、基地に対して理解があり、国防に積極的に協力している自治体であります。

基地が所在することで、弾薬庫の移転、射撃場の騒音問題、様々な課題があります。地元は、その解決に向けて長年にわたり力を注いでまいりました。

一方で、基地の所在による地域への経済効果も存在することから、基地と地域との共存共生のためには、基地経済という面で地元への受益、メリットを大きくしていく必要があると考えて

おります。

県では、今年度、「基地と地域との共存共生推進事業費補助金」を予算化し、基地経済について、佐世保市と連携した取組を進められていると思いますが、その成果をどのように活かしていくのかについて、お尋ねいたします。

3、観光振興対策について。

（1）今後の観光振興対策の方向性について。

観光の振興は、その関連産業のすそ野が広く、地域の消費や雇用の拡大などに大きな経済効果が期待できる重要な施策の一つであると考えております。

本県においては、離島・半島地域を多く抱える中、全国に先んじて人口減少が進行しており、将来的にも減少傾向は避けられない状況であるとは認識しておりますが、このような中において、交流人口をさらに拡大し、県外から外貨を獲得していくことで地域活性化につなげていくことが必要であると考えております。

また、我が国を訪れる外国人旅行者は、国の推計によると、去年は、過去最高となる3,687万人となり、海外から多くの観光客が訪れております。

こうした状況の中で、本県における今後の観光振興施策の方向について、県の見解をお尋ねいたします。

（2）国際航空路線の利用促進について。

本県の国際航空路線については、一昨年、令和5年10月の長崎－上海線の再開に次いで、昨年、令和6年10月27日には、長崎－ソウル線が運航を再開したところですが、今後、各路線の安定運航に向けては、インバウンドのみならず、アウトバウンドにおいても、さらなる利用促進が重要と考えております。

県においては、現在、アウトバウンドにおけ

る搭乗率の向上に向けて、長崎空港発着の国際線を利用する県民の皆様を対象に、パスポート取得費用を補助するなど、既存路線の安定運航につながる取組を実施されているところであります。

今後、長崎－上海線、長崎－ソウル線のさらなる利用促進を図るためには、観光に限らず、ビジネスや文化、スポーツ等の様々な分野の交流促進に向けて、コロナ禍で途絶えていた中国や韓国の各都市と、姉妹都市や友好都市として交流のある県内自治体や経済界を巻き込み、相互往来につながるような取組が必要であると考えております。

そこで、例えば、長崎空港を利用して中国や韓国など訪問する際の特別キャンペーン企画、「県民の翼」のような取組について、県として今後実施する考えはあるのか、お尋ねいたします。

4、道路行政について。

（1）西九州自動車道について。

西九州自動車道の佐々インターから佐世保中央インター間の4車線化工事については、いよいよ3月23日に完成する予定であり、渋滞の解消や事故リスクの低減はもちろんのこと、災害時の交通確保などの効果が期待されています。

また、松浦佐々道路の松浦インターから平戸インター間の供用が、令和7年度の見込みとなっているところですが、残る平戸インターから佐々インター間についても、一日も早く完成をし、ミッシングリンクの解消と代替道路の構築が必要と考えます。

北松浦半島地域は、全国でも有数の地すべり地帯であり、過去には松浦市で、大雨による土砂崩れによって幹線道路である国道の通行止めが発生しております。

このことから、国土強靱化に向けて、スピード感を持って整備に取り組む必要がありますが、平戸インターから佐々インター間の現在の進捗状況について、お尋ねいたします。

（2）一般県道俵ヶ浦日野線 赤崎工区の進捗状況について。

佐世保市中心部と俵ヶ浦半島を結ぶ県道俵ヶ浦日野線は、道幅が狭く、急カーブが連続するなど、大型車の離合にも支障があるために、県により赤崎地区と船越地区を結ぶバイパス整備が令和2年度から進められております。

俵ヶ浦半島は、九十九島と佐世保湾に囲まれた風光明媚な地域であり、その一部は西海国立公園にも指定されております。

また、佐世保市が進める俵ヶ浦半島開発により、令和3年3月に部分供用を開始した九十九島観光公園や展海峰など豊富な観光資源を有しており、大変魅力のある地域となっております。

今後は、観光客のさらなる増加が想定され、より深刻な交通問題が生じるのではないかと心配しているところです。

このため、県道整備については、着実に事業を推進してほしいと考えておりますが、本事業の進捗状況と今後の見通しについて、お尋ねいたします。

5、福祉保健行政について。

（1）ながさき健康づくりアプリ「歩こーで！」の活用促進について。

健康づくり施策の一環で、県が運営するながさき健康づくりアプリ「歩こーで！」は、日々の歩数だけではなく、ランキングが表示され、月内の歩数をグラフで振り返ることができる等の機能があり、県民の活用がもっと広がれば、健康寿命の延伸に効果があると考えております。

歩くことでたまったポイントで県産品が当た

る抽選会への応募や、協力店でのサービス利用ができることも利用者のモチベーションになっていると思われます。

そこで、今年度に活用促進のために強化した取組内容と、利用拡大に向けた今後の新たな取組について、お尋ねいたします。

（2）看護人材確保対策について。

人口減少等により担い手不足が深刻な中で、看護職員の確保についても厳しさを増しています。

県においても様々な対策を行われていると思いますが、中でも「県の看護職員修学資金貸与制度」は、看護職員の県内就業につながる重要な事業と考えております。

しかし、貸与額については、保健師、助産師、看護師で月額3万2,000円、年額38万4,000円、准看護師で月額2万1,000円、年額25万2,000円と、ここ近年据え置かれてっていると伺っております。

医療機関によっては、独自の奨学金制度を設けているところもありますが、約7割弱の施設が赤字であり、大変厳しい経営を強いられており、制度の維持は見通せない状況です。

昨今の物価高騰等の影響なども踏まえ、看護職員修学資金の貸与額の増額や貸与枠の拡大、制度のPR強化について、県の考え方をお尋ねいたします。

6、投票率向上対策について。

（1）これまで実施した選挙啓発の効果について。

近年、実施された各種選挙における投票率が低迷しております。

当然、私たち候補者が、有権者に対して政策や政権を訴えることも重要な要素であると認識しているところですが、一方で、私は、これま

で県議会において、人が集まる商業施設への期日前投票所の設置や、選挙権年齢の引下げを踏まえた主権者教育として、小・中学校での模擬投票の実施など、選挙管理委員会に対し投票環境の向上や選挙啓発の取組について、お尋ねしてきたところです。

特に、期日前投票については、制度開始から約20年が経過し、有権者への定着が一定図られており、また、県内でも商業施設や大学、高等学校などへの投票所の設置も進められていることなどから、期日前投票者の割合も増加傾向にあります。

そのように選挙管理委員会においても、これまで様々な取組を行っている認識しておりますが、それでも投票率が向上しない根本的な理由は何だと考えられるのか、お尋ねいたします。

（2）衆議院比例代表選挙における政党の略称について。

直近3回の国政選挙では、比例代表選挙でのいわゆる政党名の略称について、立憲民主党と国民民主党のいずれもが「民主党」と届け出たことで、多くの按分票が発生したところです。

「民主党」と書いたほとんどの有権者は、本来どちらかの政党に投票するという意思を持っていたものと思われますが、結果として、これらの投票が按分票として取り扱われることとなりました。

按分票が発生しないようにすることはできないのか、お尋ねいたします。

また、こうした取扱いは、有権者の意思が選挙の結果に正しく反映されず、民意がゆがめられているおそれがあると考えますが、選挙管理委員会としての見解をお尋ねいたします。

壇上での質問は、以上で終了いたします。

以後は、対面演壇席で行わせていただき、再

質問をいたします。

ありがとうございました。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 外間議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まずはじめに、県北地域の振興について、県としては、どのような考えの下で、どのような分野に注力していくのかとのお尋ねをいただきました。

県北地域の振興については、IRの取組で目指してきた交流人口拡大や産業振興、雇用創出などの考え方を継承し、その取組で得られた知見や地域資源を活かして、地域経済の活性化を図ることが重要であると認識しております。

そのため、観光振興においては、ハウステンボスを中心とした広域周遊観光や西海橋公園などの地域資源を活かした観光拠点整備のほか、食の賑わい創出に向けて、佐世保朝市がある万津エリアを中心に、宿泊施設と連携し、県内外の方々に旬の魚を味わえる朝食を提供できる仕組みづくりなどに取り組んでまいりたいと考えております。

また、産業振興においては、カーボンニュートラルに向けた海洋エネルギー関連産業等のGX関連施策の促進や工業団地の整備、企業誘致のほか、UIターン就農者向けの園芸団地整備など、産業基盤の充実、強化等を図ることとしております。

加えて、「ツール・ド・九州2025佐世保クリテリウム」の開催や、大会を契機とした県内のサイクルツーリズム推進等による地域の振興に力を注いでまいります。

県としては、こうした取組が持続可能なものとなるよう、市町や民間団体等とも連携しながら推進し、県北地域の活性化はもとより、その

効果を県全体へ拡大してまいりたいと考えております。

次に、石木ダムについて、任期の最後の一年、どのように取り組んでいくのかとのお尋ねをいただきました。

石木ダムは、川棚川の洪水被害を軽減し、佐世保市の水源不足を解消することで、県民の安全・安心を確保しようとするものであります。

また、川原地区にお住いの13世帯の皆様のご理解とご協力を得たうえで事業を円滑に進めることが最善であると、その考えには変わりはありません。

そのため、昨年12月に公表いたしました水源地域整備計画の素案の内容なども含め、説明会の開催や個別に説明を行うことで、事業へのご理解をいただけるよう働きかけを続けてまいります。

県としては、一日も早い完成を目指す必要もあることから、工事については、引き続き、工事工程に沿って着実に進めてまいります。

次に、グローバル人材の育成について、グローバルに活躍する人材の育成に関するお尋ねをいただいております。

グローバルに活躍できる人材とは、語学力に加えて、幅広い教養や主体性、協調性などを備え、自らの考えを発信できる人物だと考えております。中でも英語は、異なるバックグラウンドを持つ人たちとコミュニケーションをとるうえで重要であり、異文化や他者を理解するための入り口となり得ます。

しかし、特に、国際的な場では、語学力のみならず、自国の歴史や伝統、文化に対する深い理解も必要であり、そうした教養がなければ、相互に信頼関係を築くことが難しいと感じた経験もございます。

そのため、国際感覚を養うためには、若いうちから語学力を高めるとともに、日本人としての誇りと自覚を持ち、多様な国の人々と積極的に交流する機会を持つことが重要であります。

本県は、世界に開かれた港まちとして、古くから発展してまいりました。このような歴史を持つ長崎の子どもたちには、語学力とともに深い教養を身につけ、国際社会で活躍できる日本人へと成長してほしいと考えております。

最後に、任期の最終年度である令和7年度について、どのような思い、決意を持って取り組んでいこうと考えているのかとのお尋ねをいただいております。

本県においては、人口減少や少子・高齢化に伴い、労働力不足や地域経済の縮小、公共交通、地域コミュニティの維持、確保など様々な影響が顕在化することが懸念されておりますが、見方を変えれば、課題解決に向けた最先端技術の社会実装など、新たな価値の創造につながるチャンスでもあると考えております。

また、魅力的で多様な歴史、文化、食など、本県が持つポテンシャルを最大限に活かしながら、県民の皆様が本県への誇りや未来への期待感を抱き、自分のふるさとを愛し、自慢したくなるような長崎県を築いていきたいと、その思いで「新しい長崎県づくりのビジョン」を策定し、関係皆様と一緒に様々な取組を進めてまいりました。

こうした中、令和7年度は、私にとっても、知事として任期の最終年度となることから、本県がグローバル社会における競争力を高め、将来にわたり持続的な発展を目指すために、地方創生の取組をさらに推進していく必要があると考えております。

そのため、活力ある地域社会の基盤となる経

済の活性化に向けた力強い産業づくりや、全世代の方々が豊かで安全・安心に暮らせる持続可能な環境づくりのほか、現下の社会経済情勢を踏まえた諸課題への対応などに全力で取り組んでまいります。

また、各種施策の推進に当たっては、デジタル技術や国家戦略特区制度の活用など、新たな視点も積極的に取り入れながら、部局横断・融合を強力に進めるとともに、県民や市町、関係団体等の皆様と相互に連携、協働のうえ、事業効果の最大化が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

残余のご質問につきましては、関係部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（徳永達也君） 危機管理部長。

○危機管理部長（今富洋祐君） 私からは、4点ご答弁申し上げます。

まず、前畑弾薬庫の移転・返還についてのお尋ねでございます。

前畑弾薬庫の移転・返還につきましては、佐世保港のすみ分け実現に向けた最重要課題と認識しており、毎年の政府施策要望をはじめ、あらゆる機会を捉えて国へ要望しております。

今月も、佐世保港の問題解決に向け関係機関が協議する「佐世保問題現地連絡協議会」において、副知事から九州防衛局に対し、早急に施設配置案を決定し、具体的な工程を示すよう求めたところです。

国は、令和6年度から令和7年度の2か年で、火薬庫移設解析業務や施設配置検討の費用として14億6,100万円の予算を計上し、作業を加速させていくとの考えであります。

県としましては、引き続き、市と一体となって、具体的に見える形での事業の進捗を求めてまいります。

次に、陸上自衛隊早岐射撃場の騒音対策についてのお尋ねでございます。

早岐射撃場の騒音対策につきましては、早期解決のための覆道式化が最善の策との市の判断を踏まえ、県の政府施策要望等において、その早期実現を要望しております。

その結果、国の来年度予算案において、早岐射撃場内の射場移転にかかる土壤汚染調査費用として1億3,100万円が計上されたところであり、国として覆道式化に取り組んでいくことが示されました。

今後は、国に対し、完成までの具体的な工程を示したうえで早期の実現を図るよう求めてまいります。

次に、前畑崎辺道路の整備事業についてのお尋ねでございます。

前畑崎辺道路につきましては、事業主体である佐世保市が、令和7年度の完成に向けて整備を進めておりましたが、整備区域内で不安定な地盤が確認されたことから、地盤変動対策等が必要となり、事業費の大幅な増額と令和11年度末までの工期延長が必要と聞いております。

この事業は、防衛施設にかかる民生安定助成事業の補助対象であるため、市におかれましては、今回の地盤変動対策についても国と協議しながら着実に事業進捗を図られております。

県としましては、事業の状況について、随時、市と情報共有し、対応すべき課題等が生じた場合には、市と一体となって迅速に対応してまいります。

最後に、基地経済について、佐世保市と連携した取組のお尋ねでございます。

今年度、佐世保市において、民間シンクタンクを活用し、基地に起因する経済活動についての調査・分析や基地による経済効果の算出等を行

ったうえで、経済活性化策の提案を受ける委託事業を実施されております。

県としましても、基地と地域との共存共生を推進するため、今年度予算化した2分の1補助制度を適用するとともに、発注段階での委託内容の検討や中間報告に対する意見など、市と連携して取り組んでいるところです。

委託事業につきましては、年度内に完了予定であり、調査結果を県、市や商工会議所等の関係機関で共有し、企業の受注増につながる取組や支援策、自衛隊の部隊誘致の検討など、今後の基地と地域との共存共生の推進に活かしてまいります。

○議長（徳永達也君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（伊達良弘君） 私からは、本県における今後の観光振興対策の方向性について、お答えをいたします。

国内における日本人の観光需要は、人口減少に伴って縮小が避けられない状況にあり、民間調査によれば、今後、日本人の宿泊数を外国人の宿泊数を上回るという予想もあるなど、インバウンド対策の強化がますます重要になってまいります。

しかしながら、インバウンドは、国際情勢やパンデミック等の外的要因の影響を受けやすいという側面もあることから、国内観光についても引き続き、誘客の促進や観光消費額の底上げにしっかりと取り組む必要があると考えております。

県では、観光振興基本計画に基づいて、各種施策を推進しておりますが、現行の計画は、令和7年度が終期となっておりますことから、次期計画の策定に向け、観光審議会において議論を開始したところであります。

今後、県議会をはじめ市町や関係団体等のご

意見を賜りながら、社会環境の変化や市場動向を踏まえた新たな計画の策定を進めてまいります。

○議長（徳永達也君） 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（村田利博君） 私からは、国際航空路線の安定運航に向け、「県民の翼」のような、県民向けのキャンペーンに取り組む考えはあるかというような、お尋ねにお答えをいたします。

県では、アウトバウンド対策として、現在実施しております県民のパスポート取得費用の補助について、次年度においても継続して取組を進めていきたいと考えております。

加えて、長崎空港開港50周年を契機として、長崎空港ビルディング等とも連携し、県民の皆様をはじめ、県内自治体や経済団体を対象に、上海やソウルを訪れるキャンペーンを企画するなど、友好交流の促進を図ってまいりたいと考えております。

このように上海線、ソウル線につきましては、官民一体となって利用促進の機運醸成を図るとともに、インバウンド、アウトバウンド双方のプロモーションを強化することにより、安定運航につなげてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 西九州自動車道の平戸・佐々インター間の整備の進捗について、お尋ねをいただきました。

西九州自動車道の松浦佐々道路では、今年度、国土強靱化の補正予算を含めて約120億円が確保され、着実に整備が進められています。

平戸から江迎鹿町インターチェンジ間では、用地取得が9割を超え、昨年12月には江迎3号トンネルが貫通し、江迎鹿町から佐々インターチェンジ間では、用地取得が8割を超えた状況で

す。

平戸から佐々インターチェンジ間を早期に完成するためには、国土強靱化予算を含め、継続的、安定的な予算の確保が非常に重要であり、引き続き、国に強く要望してまいります。

次に、一般県道俵ヶ浦日野線、赤崎工区の進捗状況について、お尋ねをいただきました。

この赤崎工区は、赤崎地区と船越地区を結ぶ延長約2.9キロメートルのバイパス事業であり、事業費は約70億円を想定しております。

これまで隣接する米軍施設等との関係でルートなどの調整が必要であり時間を要しておりましたが、協議が整ったことから、現在、道路の詳細設計や用地測量を進めております。来年度は、設計が完了した箇所から、順次、用地幅杭を設置し、用地交渉に着手する予定でございます。引き続き、必要な予算の確保に努め、事業推進に力を注いでまいります。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田淳一君） 私からは、2点答弁させていただきたいと存じます。

まず、今年度の「歩こーで！」の活用促進のための取組と利用拡大に向けた今後の新たな取組について、お尋ねをいただきました。

ながさき健康づくりのアプリ「歩こーで！」のダウンロード件数は、今年度の目標であります7万件を超えまして、ダウンロード者数につきましては、現在7万5,000人を達成するなど順調に増加をしているところでございます。

ユーザー一人、一日当たりの平均歩数が一年間で約300歩増加しているという結果を踏まえ、まず、「歩こーで！」の活用は、健康増進に寄与するものと認識しているところです。

今年度は、活用促進のために、特に、アプリのお知らせ機能を活用いたしまして健康イベン

ト情報を積極的に発信したところでありまして、
今後は、アプリでできるスタンプラリーコース
の地域を11市町から全市町に拡大していきま
すほか、V・ファーレン長崎、長崎ヴェルカの
ゲーム観戦チケットが当たる抽選会を実施する
など、内容を充実させてアプリの魅力を高める
ことで、多くの県民の方々の利用につなげ、着
実に「歩こーで！」が普及していくよう取り組
んでまいります。

次に、看護職員確保のための修学資金貸与制
度の拡充やPR強化について、お尋ねをいただき
ました。

看護職員修学資金貸与制度は、将来、県内で
看護業務に従事しようとする方の修学を支援す
るものであり、看護職員を確保するための重要
な事業であると考えております。

そのため、制度利用者の視点に立って、これ
までも返還免除となる対象施設の拡大や必要な
従事期間の短縮などを実施してきたほか、令和
3年度からは新規貸与枠の拡大を図っているこ
ろですが、さらなる枠の拡大や貸与額の増額
については、厳しい財政状況を踏まえ、県内看
護職員の需給動向などを注視しながら、引き続
き検討してまいりたいと考えております。

また、看護職員修学資金貸与制度のPRにも積
極的に取り組んでおり、高等学校への資料配布
や県広報誌での周知に加え、今年度は看護に関
する情報を一元化したWebサイトを新たに開
設し、県外の看護学校を含め広く周知を行うな
ど、広報のさらなる強化を行う予定としており
ます。

県といたしましては、今後とも修学資金貸与
制度の活用促進を図りながら、看護職員の確保
に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（渡邊敏則君） 投票率
向上対策について、お答えいたします。

まず、投票環境向上や選挙啓発の取組を行っ
ているにも関わらず、投票率が向上しない根本
的な理由は何かとお尋ねでございますが、一
般的に選挙の投票率は、その時々社会情勢や
選挙の争点、候補者や政党の施策など、様々な
要素が総合的に影響するものと考えられており
ます。

そのため、その要因について、一概に申し上げ
ることは困難であります。各種選挙において
投票率が低迷していることについては、選挙
管理委員会といたしましても大変憂慮している
ところでございます。

過去の選挙に関する調査結果を見ますと、投
票棄権の理由については、特に、若い世代を中
心に「選挙に関心がなかった」との回答も多く、
選挙管理委員会といたしましては、今後とも、
小・中・高校の児童生徒など若い世代に対する
主権者教育は重要と考えており、引き続き取り
組んでまいりたいと考えております。

また、ご指摘のあった投票環境の向上対策や
各種選挙啓発事業につきましても、市町教育委
員会などとも連携して努めてまいり所存でござ
います。

次に、比例代表選挙において、按分票が発生
しないようにすることはできないのか、また、
そのような取扱い、有権者の意思が選挙の結
果に正しく反映されないかと考えるが、どうか
というお尋ねでございますが、公職選挙法の規
定では、衆議院及び参議院の比例代表選挙にお
いて、一定の要件を満たす政党が同一の略称を
届け出ること、これは制度上禁じられていない
ため、これを行うかどうかの判断は政党自身に
ゆだねられているところでございます。

「有権者の意思が選挙の結果に正確に反映していないのではないか」というご意見があることは私も承知いたしておりますが、このような問題を解消するには、議員提案で、この制度が設定されたという経緯もございますので、国会において、各党、各会派の議論が必要であるというふうに認識いたしております。

○議長（徳永達也君） 外間議員—42番。

○42番（外間雅広君） 大石知事をはじめ、執行部の皆様方、ご答弁をいただきましてありがとうございます。再質問につきましても、一部通告をいたしておりますので、先に再質問の通告の部分をさせていただきます。

最初に、県北振興についての目玉施策ということで、知事よりご答弁をいただきました。観光振興、産業振興、地域振興の3つの柱立てで様々な施策を推進していくという大変力強いご答弁をいただいたところでありますので、地元各市町、民間団体とも連携をしながら、どうぞしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

この間も、知事と佐世保市長との連携で「ツール・ド・九州」を勝ち取っていただいて、大変ありがたいと思っております。ただ、こういうイベントは、たくさんあった方がありがたいわけでありまして、また、一過性のものであって、もっと長く、中・長期にわたって各振興策が図られるとありがたいなと、いつもそう思っております。

今回示された施策に加えてであります、私、私見であります、アイデアとして、本県と中国との関係性を活かして、パンダを誘致できないかと考えております。

地元にある九十九島動植物園、魅力ある「森きらら」という動植物園がございまして、ここは、活性化対策に当たり、皆様方が何度も北海

道の旭山動物園に通われ、私も2度ほど旭山動物園に通い、ここの、動物のありのままの姿を見ることができる「行動展示」という表現だったと記憶しておりますが、全国から集客している北海道の旭山動物園を見た感じで、佐世保の「森きらら」というものは大変、そういったものを参考にしながら工夫を行っております。

そこに、パンダをはじめ三大珍獣、知事はご存じでしょうか、三大珍獣、ご存じ、私から言わせていただきますけれども、コビトカバ、オカピ、そしてパンダ、これが世界三大珍獣というんですけれども、これを国内でも幾つかの動物園で大変な集客を得ているようであります。

皆さん、ご存じのとおり、パンダというのは、集客力が非常にあって、日中親善交流の新たなシンボルにもなり得ると思っております。実現に向けて様々なハードルが想定されますけれども、県北振興の目玉として、パンダの誘致を検討できないか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 本県と中国との関係性を活かしたパンダの誘致でございますけれども、日中友好交流促進や本県の経済活性化にも大きな効果を発揮する可能性があるものと思われま

す。一方で、誘致に当たりましては、まずは中国当局のご理解を得る必要があるほか、飼育等の実施主体、設備整備や運営にかかる費用負担など、検討すべき課題も多くございます。

そのようなことから、他地域の事例等の情報収集も含めて研究をしてみたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 外間議員—42番。

○42番（外間雅広君） おっしゃるとおりだと、私も、そのように認識と理解はしております。

しかし、やっぱり輝けるようなお話でありますし、夢のあるような話でもありますので、このような誘致を行うことによって、県内外から、あるいは国内外からたくさんの観光客を寄せる、このような三大珍獣をぜひ取り寄せて、非常に磨きのかかったこの「森きらら」に、このような動物が入ってくることによって多くの集客力、交流人口の拡大に寄与できるものと理解しておりますので、ぜひともお願いしたいところであります。

参考までに、和歌山県の白浜にあります「アドベンチャーワールド」、ここにはパンダが今現在4頭おると聞いておりまして、ドル建てで年間1頭100万ドル、約1億5,000万円ですね、ドル建てで100万ドルと理解しています。パンダで集客しているアドベンチャーワールドは、恐らく売上げも「森きらら」の数10倍あるわけですから、いかにパンダの集客の力というのは大きいものがあると思いますので、ぜひ検討していただきたいと。特に、中国総領事と深い関係にある長崎県としては、交渉力もあるし、優位に立てるのではというふうに勝手に期待をしているんですけれども、ぜひとも、こういった交流人口拡大に向けたパンダ誘致も含めた動物園の振興にも、ご支援とお力添えをいただければということでもあります。もちろん佐世保市とよくお話をしながら前に進めていただければと思っています。

次に、石木ダムについて、知事よりご答弁をいただきました。

また、自民党の中島浩介議員からも、反対地権者の状況等についてのご質問もあり、知事から答弁をいただいたところでありますが、残された事業認定の猶予期間が、もう8年、7年間ですか、時間ももうありません。もうそろそろ、

工事発注も含めてやっていくためには、やはり団結小屋と呼ばれる、撤去も含めた行政代執行も考えていかなければいけないのではないかと考えておりますが、こういった、いわゆる団結小屋の行政代執行の判断の必要性について、私は必要だと思いますが、知事、どう思われますか。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 川原地区にお住いの13世帯の皆様にご理解とご協力を得たうえで、事業を円滑に進めていくということが最善であるという考えは、もちろん、その考えに変わりはありません。

一方で、県民の安全・安心を確保すること、これは行政の重要な責務でございますので、まずしっかりと、令和14年度までの確実な完成に向けて着実に工事を進めてまいりたいと考えております。

なお、行政代執行でございますけれども、あくまで最終手段であって、ほかに取り得る方法がないという段階で、状況を踏まえながら、総合的に判断しなければならないものと考えております。

○議長（徳永達也君） 外間議員—42番。

○42番（外間雅広君） 知事の中島浩介議員に対する答弁の中で、水源地域整備計画の素案を打ち出して、それに対して川棚地区、川原地区の皆様方に対して、賑わいをつくっていく、こういう整備計画の素案を、ぜひ地元の皆様方から理解と、そして着実に前に進めていくための提案も、先ほどご答弁の中にございました。

また、2月22日には、佐世保市第三者委員会で、石木ダム以外に現実的な方策は認められないと、費用対効果も高いことから事業の継続が妥当であると結論づけておられまして、このよ

うな答申も含めて、ぜひとも、この与えられた8年の間に進めていくためには、工事発注も含めて、こういった行政代執行に至る総合的な判断というものを判断できるのは大石知事の裁量にかかっております。あえてここで申し上げたのは、知事の最終年の年として、ぜひとも、この石木ダムの知事としてのご判断を、少しずつ、少しずつ前には進んではおりますけれども、総合的な判断を明確に打ち出して、石木ダム建設に向けて佐世保市民、あるいは多くの皆様方の期待にぜひとも応えていただきたいということをお願いしておきたいと存じます。

次に、観光振興策として、文化観光国際部長と文化観光国際部政策監より大変前向きなご答弁をいただきました。

交流人口拡大には、何と言ってもこの長崎の観光振興策は必要であり、その中にあって、もう一つ、ご提案をしたいことがございまして、実はスーパーヨットの誘致でございます。

新上五島町の奈良尾地区で、県とともに、漁港を活用して体験コンテンツの造成などの海業の取組を推進しているところでございます。先日、報道でも紹介されていた、ヨットの受け入れにも積極的に取り組んでいる地域でもございます。

その掲載された記事では、一般社団法人スーパーヨット誘致会議・日本の理事の稲葉氏によりますと、スーパーヨットは、1隻で1日100万円以上を消費するとされており、本県にとって、かなり経済効果が見込めると考えております。

また、日本におけるスーパーヨットの航路には、長崎、佐世保をはじめ五島列島が入るとされており、本県は地理的に優位性があるほか、世界遺産などの外国人に訴求するコンテンツを有しており高い評価を得ております。

一方、本県は、良い港はあるものの、浮桟橋や陸電施設などが、設備が十分ではないために利用者の利便性向上が課題とされております。

今後、スーパーヨットを受け入れていくことは、港の賑わい、地域経済の活性化が期待できるなど、本県にとって大きなメリットがあると考えますが、課題である受入環境整備に向けて県の見解をお尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 県としましては、スーパーヨットの受け入れは、滞在中の消費額が大きく、経済効果が高いと考えられることから、関係部局が連携し、充実した受入体制の構築について検討を始めたところでございます。

その中で、今後、寄港するスーパーヨットの所有者に対し、ヒアリングをするなど、ニーズの把握に努め、必要な施設整備を検討してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 外間議員—42番。

○42番（外間雅広君） ただいまの土木部長の答弁を了といたします。どうぞ積極的に導入に向けて取り組んでいただきますことをお願い申し上げます。私の再質問を終わらせていただきます。

時間が少し余りましたが、これで終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（徳永達也君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

— 午後 2時29分 休憩 —

.....
— 午後 2時45分 再開 —

○議長（徳永達也君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

山田議員—38番。

○38番（山田朋子君）（拍手）〔登壇〕 改革21、佐世保・北松浦郡選挙区選出、山田朋子でございます。

吉村 洋副議長のご冥福と、ご遺族の皆様へ心からお悔やみを申し上げます。

それでは、通告に従い、質問に入らせていただきます。

私は、地域をくまなく回る中で、県民の皆様から多くの声をいただきました。

頻発する災害への不安感、継続する物価高は、先行きが不透明であり、家計は言うまでもなく、事業者の皆様にも大きな影響を与えており、県民の皆様の生活は厳しい状況が続いております。

私は、これまでも、県民の皆様に寄り添い、県民の皆様の声に耳を傾け、特に、声を挙げることができない女性や子ども、社会的弱者の方々の声を県政に届けてまいりました。

言うまでもなく、県議会議員は、県民の皆様の代弁者であり、その声をしっかりと県政に届け、反映させていく責任がございます。

知事の政治資金問題などで、県政の停滞が大いに危惧される中、物価高などにあえぐ県民の皆様の立場に立ち、県民の皆様の思い、貴重な県民の皆様の税金がしっかりと県政に適正に反映されているか、県民を代表する県議会議員として、誠心誠意、県民の皆様の切実な声を届けてまいりますので、大石知事をはじめ、関係部局長の明確、明瞭なご答弁をお願いいたします。

1、令和7年度当初予算について。

（1）令和7年度当初予算に対する知事の思い。

令和7年度は、ピース文化祭の開催はもちろん、被爆80年、長崎空港開港50周年、長崎県美術館、長崎県歴史文化博物館開館20周年、中国総領事館開設40周年など、本県の文化、平和、

国際交流等において、大きな節目の年になっております。

一方で、県内経済等に目を向けると、県民の皆様が求める物価高騰対策、様々な分野などでの人材不足対策、「能登半島地震」を教訓とした国土強靱化、防災・減災対策など、喫緊の課題が山積しています。

知事ご自身の政治資金問題の長期化で、県政の停滞も懸念される中、知事1期目の最終年の本格予算として、県民の皆様の思いに応えるため、どのような思いを込めて、令和7年度予算を編成されているのか、伺います。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 山田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

令和7年度は、私の知事としての任期の最終年度となりますが、基本的には、これまでと同様、様々な関係者の皆様と力を合わせて取り組むとの姿勢で、県勢のさらなる発展につながるよう、新しい発想や視点も取り入れながら、必要な施策をしっかりと予算に盛り込んだところでございます。

その中でも、まずは基盤となる経済をしっかりと回していくことが大変重要であるとの考えから、足元の物価高騰対策に加え、半導体等の成長産業への支援や、商工団体等と連携した中小・小規模事業者の経営サポート、持続可能な農林水産業の振興などに積極的に取り組むこととしております。

併せて、基軸であります「こども分野」において、新たな基金の活用等により、子どもが主役の居場所づくりの充実に向けた取組を推進するほか、県民の安全・安心を守る取組についても、防災・減災対策の強化や医療提供体制の確保、充実など、きめ細やかに対応してまいりた

いと考えております。

引き続き、県民の皆様の様々な声に耳を傾けながら、市町や関係団体等の皆さんと一体となって、各種施策に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以後のご質問につきましては、自席から答弁をさせていただきます。

○議長（徳永達也君） 山田議員一38番。

○38番（山田朋子君） 次に、知事のマニフェストについて。

当初予算に対する知事の思いを、今、伺いましたが、知事ご自身の任期の最終年を迎え、県勢浮揚に対して、どのような手応えを感じておられるのか。

知事は、約100項目の施策をマニフェストとして掲げられましたが、その進捗状況、残された任期一年の中で、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） マニフェストにおきましては、県民との対話と行動力の発揮や、子育て支援と教育環境の充実、地場産業の振興、交通ネットワークの整備などの施策を掲げており、これまで県議会をはじめ、市町等とも議論を重ねながら、予算編成などを通して、その実現に努めてまいりました。

マニフェストの進捗状況につきましては、約100項目の施策のうち、現状において約6割が実施に至ったもの、または道筋がつけられたものと認識をしております。

具体的には、県民車座集会の実施や、こども施策として、高校生世代を対象とした本県独自の医療費助成制度の創設、不妊に悩む方々に対する先進医療費の一部助成及び保育士等の処遇改善を支援する県独自の制度の創設等の施策を

講じてまいりました。

また、産業振興面では、スタートアップ支援のミライ企業Nagasakiの実施、ドローンの利活用を先進的に進めることができる新技術実装連携“絆”特区の指定、離島振興面では、ジェットフォイルの更新や長崎県遠隔教育センターの開設に向けた施策等を進めてきたところでございます。

一方で、IR誘致に関連する2つの項目を除いて、例えば、西九州新幹線のフル規格実現や、石木ダムの早期完成実現といった中・長期的な観点を要する施策のほか、長崎空港の24時間化、西九州自動車道や島原道路といった交通ネットワークの整備など、残る全ての項目が実現に向けて取組中となっております。

マニフェストについては、残された任期の中で、現在、取組中の項目のものから、一つでも多くの項目について実現が図られるように、今後とも、県議会の皆様のご意見を伺いながら、引き続き、全力で取り組んでいきたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 山田議員一38番。

○38番（山田朋子君） （2）大石県政における予算傾向について。

予算の配分について、お聞きします。

知事は、子どもたちへの投資を未来への投資と捉えたうえで、本県の将来を担う子どもたちが、安全・安心に、健やかに成長し、その能力を高めることを積極的に支援して、社会での多様な活躍につなげていくため、子ども施策を県政の基軸に位置づけ、「新しい長崎県づくりのビジョン」の柱の一つとして各種施策を推進されております。

これまで、子ども医療費助成、不妊治療費助成、保育士処遇改善などに新たに取り組むと

もに、令和7年度においては、こども場所の充実や支援体制の強化などをさらに推進することとされております。

本県は、言うまでもなく、厳しい財政状況にあることを認識しておりますが、こうした取組を推進する中で、大石県政になって、各部局の予算配分のバランスがどうなっているのか、県として推進すべき分野である産業振興や、インバウンド対策など観光振興、農林水産業の振興などに影響が出ていないのか、伺います。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 予算編成に当たりましては、これまでも選択と集中によって、事業の重点化であったり、効率化等を図りつつ、国の有利な財源等も活用しながら、各種施策の構築に努めてきております。

また、施策の具体的な内容については、総合計画やビジョンの実現に向けて、こども分野はもとより、商工、農林水産、観光などの産業振興や安全・安心の確保など、各分野の状況等を踏まえながら、きめ細やかに対応してきており、ご指摘の予算配分額につきましても、分野間で大きな隔たりはない状況でございます。

引き続き、社会経済情勢を注視し、各分野における課題等をしっかりと把握しながら、必要な施策を適切に講じていきたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 山田議員—38番。

○38番（山田朋子君） 子ども施策は、国、県、市町との役割分担の下、全国一律の施策と地方単独事業を組み合わせることが重要であると考えております。

県として、推進すべき各産業分野の振興に影響が出ないように、ユニバーサルサービスとして国の責任と財源において実施されるべきもの

や、市町事業として実施すべきものなどをしっかりと役割分担をしたうえで、真に効果が実感できるような施策の構築を要望いたします。

2、県北振興対策について。

(1) 県北振興対策について。

昨年5月に開催した「観光・IR・新幹線対策特別委員会」において、参考人としてお招きした井手元観光庁長官から、「地方型IRの必要性について、制度の検討段階で論議されていたが、制度化には至らず、結果として、現行制度は大都市以外には厳しいものとなっている」との話がありました。

現状、地方都市において、IRの導入が難しいことは理解をしておりますが、昨年11月に就任された石破総理大臣は、「地方創生2.0」を掲げられ、地域の観光産業の活性化を図ると発信されております。

IRは、地方創生に資する取組であると考えており、県当局におかれましては、国の動向を注視し、引き続き、情報収集に努めるとともに、IR誘致で得られた知見を活かし、県北地域の振興策にも力を注いでいただきたい。

また、そもそもIRは、民間事業者による約4,400億円という大型投資によるプロジェクトであったこともあり、それに代わって一気に県北振興が進められるような施策がないことは、現実であるというふうに認識をしております。

こうした中、県では、令和7年度主要施策の現下の社会経済情勢を踏まえた諸課題への対応の中で、IRの取組等を活かした県北地域の振興策を取りまとめておられますが、まず、IR誘致の経験をどのように活かしながら施策を組み立てていかれるのかについて、伺います。

○議長（徳永達也君） 企画部長。

○企画部長（早稲田智仁君） 県北地域の振興策

に当たりましては、まず、IRの取組で得られた知見を活用する視点から、九州経済連合会等との関係性を活かした「ツール・ド・九州2025」の佐世保開催をはじめとしまして、ハウステンボスと連携した広域周遊観光の促進などにも取り組んでいくこととしております。

加えて、IRの取組で目指しました産業振興や雇用創出などにつなげるため、県北地域の強みや地域資源を活かし、県内他地域にも効果が波及していくよう、造船関連産業の振興や工業団地整備、企業誘致など、産業基盤の充実、強化などにも取り組み、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

県としましては、IRの取組で得られた知見等を十分に活用し、官民の多様な主体が連携を図りながら、佐世保市をはじめとする県北地域の振興を通じた県全体の発展に向けて力を注いでまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 山田議員—38番。

○38番（山田朋子君） （2）ツール・ド・九州2025の取り組みについて。

①大会開催に向けて、どのような取組を実施しているのか。

県北振興対策の一つである「ツール・ド・九州2025」については、今年10月10日に佐世保駅前のおさげ五番街周辺を会場とし、クリテリウム形式のレースが行われます。

本大会は、佐世保市はもとより、長崎県でもはじめての開催となる国際サイクルロードレースであり、世界トップクラスの選手の走りを近くで見ることができる貴重な機会であることから、大変楽しみにしております。

また、本大会の開催は、佐世保市を中心とした県北地域における交流人口の拡大や賑わいの創出、また国外に向けた本県の認知度向上や魅

力の訴求などにつながるものと期待を寄せているところであります。

そこで、県では、大会の開催に向けてどのような取組を行っているのか、伺います。

○議長（徳永達也君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（伊達良弘君） 県では、昨年10月に「ツール・ド・九州2025佐世保クリテリウム」の開催が決定して以降、県や佐世保市、競技団体、観光団体等をメンバーとした推進委員会を設立し、コースの検討を進めるとともに、機運醸成のためのイベント開催や情報発信等に努めているところであります。

このほかにも、県内外からの来場者や宿泊者の増加策、県北地域をはじめとした県内周遊を図るための取組についても検討を進めております。

県といたしましては、佐世保クリテリウムを成功裏に開催することができるよう、引き続き、佐世保市や競技団体、観光団体等と連携しながら、取組を進めてまいります。

○議長（徳永達也君） 山田議員—38番。

○38番（山田朋子君） 佐世保市だけでなく、周辺地域にも効果が波及するようにお願いをしたいと思いますし、また、併せて、残り7か月余りとなりました。関係団体の方としっかり連携を図って、よい大会にしたいと思っています。

（3）食の賑わいの場創出に向けた取り組みについて。

①現在の取組状況と県北地域の次年度の計画について。

県北地域の振興策として、食の賑わいに関する取組の予算が計上されておりますが、食の賑わいについては、地元の人が本県の農水産物やグルメ等を誇りに思い、自慢できるようにする

ことが地域活性化にもつながる重要な取組だと考えております。

例えば、沖縄県の牧志市場では、1階の店舗で食べたい食材を選び、購入をし、2階の食堂で調理をしてもらい、沖縄料理として味わうことができるシステムが定着をしており、市民が楽しむだけではなく、観光客の沖縄の食文化への理解と交流につながる空間になっており、私も数回体感してきました。ぜひ、佐世保においても、このような事例を参考にして、佐世保のおいしい食材を楽しんでいただくことで地域の振興策になると考えております。

現在の取組状況と県北地域の次年度の計画について、お尋ねをいたします。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 県では、今年度、食の賑わいの場創出に向けた可能性を調査した結果、単に食を提供するだけの場ではなく、食を通じて地域や食材の価値、生産者の思いが伝わる食体験を提供する場の創出が重要であると整理したところです。

県北地域においては、市町や関係団体、民間事業者との意見交換やヒアリングの結果、来年度から、佐世保朝市がある万津エリアを中心に食の賑わいの場の創出に向けた試行と実証に取り組むこととしております。

具体的には、地元の関係者と一体となって、宿泊施設と連携し、県内外の方々に新鮮な旬の魚を味わえる朝食を提供する仕組みをつくるとともに、現在、開催されている朝市イベントを活用して、地元の方々に定期的に旬の食材を提供する場を創出してまいります。

○議長（徳永達也君） 山田議員—38番。

○38番（山田朋子君） ぜひ、佐世保朝市、そして関係者の皆様と連携していただいて、おい

しい朝ごはんをまず佐世保で提供していただく、そして、地域の活性化につなげていただきたいということをお願い申し上げます。

3、防災対策について。

(1) 孤立集落対策について。

①ヘリコプター離発着適地について。

「能登半島地震」では、道路寸断等により、孤立集落が多く発生をし、その進入対策としてヘリコプターが重要な役割を果たしました。そのため、昨年2月の定例会で、県内におけるヘリコプターの離着陸場についての質問をし、「市町と連携して、さらなる確保に取り組んでいく」との答弁がありましたが、その後の状況について、伺います。

○議長（徳永達也君） 危機管理部長。

○危機管理部長（今富洋祐君） 県内のヘリコプターの離着陸場につきましては、空港やヘリポートが27か所、地域防災計画に定められたヘリ離発着適地が169か所で、合計196か所となっております。

「能登半島地震」での課題を踏まえ、市町に対し追加等の照会を行ったところ、30か所ほど候補地の報告があり、現在、県の防災航空隊において、離発着適地として問題がないか、精査を行っているところです。精査した候補地は、秋頃に行う地域防災計画の修正に反映させてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 山田議員—38番。

○38番（山田朋子君） 県内には、孤立集落になり得る集落が378集落あります。ぜひとも、もちろん災害はないことを願うところではありますが、災害があった時に、孤立集落になったりして救出が遅れたり、命の危険が迫ることがないように、日頃からの市町との連携を図っていただきたいとお願い申し上げます。

②ヘリコプターと船舶の活用に向けた取組について。

長崎県には、多くの港湾とか漁港があることから、ヘリコプターとともに船舶の活用も有効と考えられ、防災対策の見直しにも盛り込まれておりますが、これらのヘリと船舶の活用に向け、具体的にどのように取り組んでいくのか、伺います。

○議長（徳永達也君） 危機管理部長。

○危機管理部長（今富洋祐君） ヘリコプターの活用につきましては、孤立集落が発生した場合、その規模や状況、用途に応じて使用されるヘリコプターの種類も異なることから、有事の際に、より迅速に対応できるよう、ヘリ離発着適地ごとに調査を行い、図面を作成し、自衛隊等と連携して、使用可能な機種や進入経路等を事前に検討することとしております。

また、船舶についても、進入可能な船舶を事前に検討できるよう、港湾や漁港の水深などの情報を一元的に集約、整理いたします。

これらの結果につきましては、市町や関係機関と共有、連携しながら、孤立可能性集落ごとに情報収集や進入対策を検討することとしており、より具体的な検討を行うことで、さらなるヘリ離発着適地の選定も含め、有事即応体制の充実、強化を図ってまいります。

○議長（徳永達也君） 山田議員—38番。

○38番（山田朋子君） ぜひ、海上自衛隊、海上保安庁とか、船舶をお持ちのところ、そういった方ともしっかり連携を図りながら、災害にしっかりと備えていただきたいとお願いを申し上げます。

（2）長崎県救急安心センター（#7119）について。

①#7119の運用状況について。

#7119については、急な病気やけがをした際に、救急車を呼ぶべきか、病院に行くべきかなど、迷った方が相談する電話相談窓口であり、これまでも早期の導入を求めてきましたが、ようやく昨年の8月から運用が開始されました。県民の安心・安全の向上につながるものと期待をしております。

運用開始から半年が経過しておりますが、これまでの運用状況について、伺います。

○議長（徳永達也君） 危機管理部長。

○危機管理部長（今富洋祐君） 長崎県救急安心センター（#7119）は、県と各市町で経費を負担し、令和6年8月1日から、民間コールセンターに委託して運用を開始しました。

1月までの相談件数は、1万965件で、ひと月平均では1,828件と想定を上回るご利用をいただいております。

また、相談の内訳は、医療機関案内が約3,600件、救急医療相談が約7,200件で、そのうち、直ちに救急車を呼ぶべきと助言したものが約1,000件、病院の受診を勧めたものが約3,900件などとなっており、適切に助言することで、県民の安全・安心の向上につながっているものと考えております。

○議長（徳永達也君） 山田議員—38番。

○38番（山田朋子君） ②年末年始の対応状況について。

一方、年末年始において利用した方から、「何度かけてもつながらない」との話を聞きました。#7119は、必要な方が速やかに利用できる体制を構築する必要があります。利用者が何度かけてもつながらない状況は解消すべきと考えますが、年末年始の対応状況がどうだったのか、また、今後、どのような対応をしようと考えているのか、伺います。

○議長（徳永達也君） 危機管理部長。

○危機管理部長（今富洋祐君） 年末年始の対応につきましては、多くの医療機関が休診となり、相談件数の増加が見込まれることから、相談員を増員して対応しましたが、それを上回る電話相談があり、つながりにくい状況となったものです。

委託業者に状況を確認しましたところ、他の地域でも同様に相談件数が急激に増加したとのことであり、インフルエンザの流行拡大や寒波などの影響によるのではないかとのことでした。

#7119の運用に当たりましては、初年度の運用状況を踏まえて、必要な改善を図るため、委託期間を1年間としており、現行の委託業者と本期間中の対応について検証するとともに、次期委託に向け、相談電話の回線数や相談員の配置等について、見直しを検討してまいります。

○議長（徳永達也君） 山田議員—38番。

○38番（山田朋子君） ぜひ、お願いをしたいと思います。これは、1か月単位で対応体制を増やしたりもできるとお聞きしております。今年の年末年始も長い連休になるようでありますので、ぜひとも備えをしていただきたいと思いますというふうに思っております。

これは、市町の財政負担もありますので、市町のご理解もいただきながら、体制を整えていただきたいと思いますということをお願い申し上げます。

4、こども施策について。

(1) 保育士の処遇改善について。

①県独自の保育士処遇改善の実施状況について。

安心して子どもを産み、育てられる環境整備として、保育の受け皿を確保することは大変重要であります。

保育の現場では、人材確保が重要な大きな課

題とされております。

本県では、本年度から園内研修に取り組む施設の保育士などに年額2万円を交付する県独自の処遇改善事業である学ぶ保育士等応援事業を立ち上げられました。

この事業は、園内研修の実施による幼児教育、保育の質の向上と、風通しのよい職場環境への改善により、離職防止を図る目的をもって創設されたとお聞きしております。ぜひ、多くの施設で実施していただきたいと思いますが、現時点での実施状況について、伺います。

○議長（徳永達也君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮二君） 県では、本事業の円滑な実施に向けて、「園内研修ガイドブック」を作成し、配布するなど、補助の要件となる園内研修の実施をサポートするほか、県、市町主催の説明会の実施や、様々な広報媒体による周知等に精力的に取り組むなど、広報、周知に力を注いでまいりました。

こうした中、補助金の申請は、7月から受付けておりますが、1月末時点における申請施設の割合は約7割となっております。

未申請施設のうち、約4分の1に当たる公立施設については、特に、申請の割合が低い状況ですが、民間施設と比べ、相対的に給与水準が低い状況であり、支給にかかる手続きの問題等もあることから、申請しないこととした市町が多かったのではないかとというふうに考えております。

また、残りの民間施設につきましても、アンケートを実施しているところではありますが、「所定の研修を実施する手間や時間が取れなかった」などの声をお聞きしているところでございます。

引き続き、未申請施設に個別にアプローチす

るなど、事業のさらなる周知徹底を図るとともに、今後、未申請の理由など、分析を進めたうえで、より多くの施設の活用につながるよう努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 山田議員—38番。

○38番（山田朋子君） ②保育人材確保に向けた今後の取組について。

保育士への処遇改善推進事業については、より多くの施設に活用していただくよう、今後も周知に力を入れていただきたいと思います。

保育士の処遇等に関しては、国の制度においても、今年度から配置基準が改善されるなどの取組が進んでいるようではありますが、いまだ人材確保に苦勞している施設が多いと聞いております。

県としては、保育人材確保に向けた取組を、今後どのように展開していくのか、伺います。

○議長（徳永達也君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮二君） 保育士の人材確保につきましては、「新卒者対策」、「潜在保育士対策」、「離職防止策」の3つの視点で各種施策に取り組んでいるところです。

一方、新卒者採用5年後の離職率が約5割と高いことや、保育士養成施設への入学者数が減少傾向にあることなどが課題となっており、将来を見据え、必要な保育人材を確保していくためには、若年層の視点に立った施策も重要であると考えております。

そのため、次年度は、保育現場のDX、ICT化を促進し、業務負担の軽減を図る取組を進めるほか、中・高校生向けに保育の仕事の魅力を伝えるための効果的な取組を検討する協議会を立ち上げることとしております。

引き続き、子どもたちの育ちを支える質の高い保育人材確保に取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 山田議員—38番。

○38番（山田朋子君） 県内どの地域においても、質の高い保育が受けられるように、保育人材確保にはしっかりと、今、お話しいただいたような様々な施策を打ちながら対応していただきたいと思います。

(2) ヤングケアラー対策について。

①ヤングケアラーの実態調査について。

ヤングケアラーについては、令和5年4月に「ケアラー支援条例」が施行され、今年度からは、計画期間とする「ケアラー支援推進計画」を策定するなど、支援に向けた取組が着実に進んでいるものと認識をしております。

私は、条例制定される前からヤングケアラー問題に着目し、まずは実態を把握する必要があるとの実態調査の必要性を訴えてまいりました。その結果、令和3年度から、学校などと連携した調査が行われたところであり、ヤングケアラーの発見と早期の支援につながっていると認識をしております。

加えて、この調査に児童生徒が回答することで、ヤングケアラーとは何かと、自らを知る契機になることから、こうした実態調査は今後も継続して実施すべきと考えております。

そこで、お尋ねします。

今年度の児童生徒を対象とした実態調査の結果をお聞かせください。

○議長（徳永達也君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮二君） ヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげるため、児童生徒本人から直接回答を得ることができる実態調査は、重要であるとと考えております。

今年度につきましても、学校などの協力を得て実施したところでありまして、598の小・中学校、高等学校等の児童生徒約14万人を対象に

調査を行い、約11万2,000人から回答があったところでは。

その中で「家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか」との質問項目に該当した児童生徒数は393人、そのうち、学校による個別面談で、市町などの相談機関につなぐ必要があると判断した児童生徒数は69人となっております。

○議長（徳永達也君） 山田議員—38番。

○38番（山田朋子君） 実態調査を行っていたということ、今、数字を教えてくださいました。他地域によって、若干出現率というものが低いようにも見受けられますので、次に、周知啓発についての質問をしていきたいと思います。

②周知・啓発について。

近年、ヤングケアラーという言葉も認知が進んでおりますが、現在でも、家族のケアを当然のことと受け入れ、自身がヤングケアラー状態にあるという認識ができてない子どもが多いのではないかと心配をしております。

子ども自らが置かれた立場を理解し、必要に応じて支援を求めることができるよう、さらなる周知・啓発が必要であると考えます。

そこで、県としては、今後、どのように周知・啓発を展開していくのか、伺います。

○議長（徳永達也君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮二君） ヤングケアラーへの支援を推進するに当たっては、まず、子どもたちの声を直接聞くことが大事であると考え、昨年度、私自身も学校に出向き、中学生や高校生の意見を聞かせていただきました。

その中で、児童生徒から「実態調査を通じてヤングケアラーとは何かを知るきっかけとなったので、ぜひ調査は継続してほしい」といった

ご意見もいただいたところでありまして、ヤングケアラー自身に気づきを与える点、また、理解促進の点からも、引き続き、調査を実施してまいりたいと考えております。

また、これまでのポスターやリーフレットの活用に加えまして、現在、長崎大学の学生にご協力をいただき、若者の視点による啓発用の漫画を作成中でありまして、完成後、全ての児童生徒に提供するなど、さらなる周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 山田議員—38番。

○38番（山田朋子君） さらに、子どもたちがわかりやすいツールで、このヤングケアラーに対して理解が深まれば良いと思っております。ぜひ、よろしくお願いいたします。

（3）不妊治療の両立支援について。

①仕事と不妊治療の両立に対する企業の理解促進について。

知事は、こども施策を県政の一丁目一番地と掲げ、子育て支援に力を入れておられます。

しかしながら、少子化の観点からも、子育て支援だけではなく、今後、子どもがほしいという方の希望をかなえるための支援にも、もっと力を入れるべきではないでしょうか。

報道によりますと、令和6年度の全国出生者数は、はじめて70万人を割り込むと見込まれており、少子化に歯止めがかからない状況が続いております。

県においては、不妊治療の先進医療にかかる経費の補助を行うなど、不妊治療の経済的な支援は実施しており、その点は評価できるものと考えております。

しかしながら、安心して不妊治療が受けられる環境づくりをさらに進めていくためには、こうした経済的支援とあわせ、仕事と不妊治療の

両立に対する企業の理解促進が必要です。

県では、企業の理解促進を図るために、企業に対してどのような働きかけをしているのか、伺います。

○議長（徳永達也君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮二君） 県では、県民の皆様が希望どおりに妊娠・出産できるよう、不妊や不妊治療に関する情報発信に努めておりますが、働きながら治療を受ける方が多い中、その両立に向けて企業の理解を得ることは重要だと考えております。

現在、県内企業が、結婚、子育てやワーク・ライフ・バランスなどに関する取組を宣言する制度を設けており、宣言例の一つに不妊治療を含め、従業員の健康支援のための社内相談窓口の設置を掲げるなど、企業の取組を促しているところではありますが、加えて、今後、不妊治療中の県民の皆様の現状把握についても検討してまいりたいと考えております。

一方、企業の取組の重要性につきましては、企業を訪問する中で、少子化の現状、課題とあわせて説明しているところですが、今年度は、特に、若い世代に対する結婚や子育てなどを含むライフデザインを考える機会の提供に関し、連携の働きかけに注力しております。

引き続き、不妊治療と仕事の両立支援など、ワーク・ライフ・バランスの充実に向けて、企業と連携した取組を推進してまいります。

○議長（徳永達也君） 山田議員—38番。

○38番（山田朋子君） 不妊治療中の県民の皆様の状況も、把握について検討していただくということですので、ぜひとも、お願いしたいと思っております。

次に、なぜ両立支援が必要かと申しますと、不妊治療を経験した方のうち、26.1%の方が、

不妊治療と仕事の両立ができずに辞職をしたり、雇用形態を変えたり、不妊治療をやめたりしております。

これは、理由として、通院回数の多さ、精神的な面での負担の大きさ、通院と仕事の両立の難しさ、こういったものが挙げられております。ぜひとも、企業の理解を促進していただくために、しっかり、こども政策局、そして企業と多く接することがあります産業労働部の方にも連携していただいて、お願いしたいと思います。

②ライフデザイン支援について。

先ほど、相談窓口について、ご答弁をいただきました。まず、企業に従業員が相談できる体制を整えることは、両立支援の入り口として重要であると考えておりますので、こうした働きかけにより、不妊治療に対する企業の理解が深まることを期待したいと思います。

また、若いうちから将来について考えることが重要ですので、ライフデザインの支援の取組は進めていくべきと考えております。

そのために、せっかく作成されたライフデザインについてのチラシ等もあると伺っておりますので、今後、こうしたチラシを配布するなどしながら、もっと積極的にライフデザイン支援を進めていただきたいと思います。

そこで、ライフデザイン支援について、具体的に企業とどのような連携を進めていくのか、伺います。

○議長（徳永達也君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮二君） 若い世代が主体的に将来を選択できるよう、必要な知識や情報を得たうえで、ライフデザインについて考える機会を持つことは、大変重要であると考えております。

このため、ライフデザインについて、社内研

修のテーマとして取り組んでもらうための講師派遣や、若手社員向けセミナーの開催など、企業等と連携したライフデザイン支援の取組強化を図ることとしております。

具体的には、企業等にご協力をいただきまして、健康課題や資産形成など、様々な切り口でライフデザインに必要な知識や情報を若い世代に提供してまいりたいと考えております。

今後とも、企業の理解促進を図りながら、結婚、妊娠・出産、子育てなどを含めた個人の希望がかなう環境づくりに取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 山田議員—38番。

○38番（山田朋子君） ぜひ、しっかり連携していただきながら、結婚や子育ての希望がかなう環境づくりに積極的に取り組んでいただきたいと思います。

（4）子どもの権利擁護について。

①アドボケイトの取り組みについて。

子どもの権利については、「児童の権利に関する条約」、いわゆる「子どもの権利条約」の精神にのっとり、等しく保障されることが「児童福祉法」に明記されており、令和4年改正児童福祉法において、「県は、社会的養護に関して子どもの権利の擁護にかかる環境の整備を行うこと」とされております。

私は、令和4年3月定例会において、子どもの権利擁護を推進するため、社会的養護の下で暮らす全ての子どもの意見を聞く仕組みが必要であること、そして、まず、児童養護施設などに措置された子どもたちの権利擁護の観点から、当事者である子どもの意見を表明できる機会を確保すべきであるとして、意思表示等支援員の養成を進めていくことを提案させていただきました。

その時、県において、令和4年度から令和5年

度にかけて、意思表示等支援員を10名養成し、この方々が児童養護施設を訪問して、子どもの意思表示を支援する活動をしていると伺っております。

しかしながら、子どもとの信頼関係を築くためには、複数の意思表示等支援員が複数回施設を訪問する必要がありますが、養成した10名の意思表示等支援員では、県内11か所全ての児童養護施設を訪問することは困難であると考えております。

加えて、児童養護施設以外にも、里親やファミリーホーム等で生活している子どもも含めると、およそ400人以上の子どもがおりますが、こうした社会的養護を受けている子どもたち全員に意見を表明できる機会を与えることが本来の姿であると考えております。

制度を導入したばかりであることを考慮して、少なくとも県内11か所の児童養護施設全てにおいて、子どもの意見を表明できる機会を確保していただきたいと思いますと考えますが、県として、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○議長（徳永達也君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮二君） 社会的養護の下で暮らす子どもの権利擁護につきましては、児童養護施設等に設置している意見箱の活用などにより、子どもが意見を表明できる機会の確保に努めているところでございます。

また、子どもの立場に立って、意見などを聞き取り、望む場合は、その意見を代弁する意見表明等支援員、いわゆるアドボケイトについても、法の規定上、努力義務ではありますが、重要な取組であるとの認識の下、体制の構築を進めてまいりました。

アドボケイトと子どもの良好な信頼関係の構築には、先ほど議員がおっしゃったとおり、複

数回の施設訪問が必要でありまして、全ての施設を訪問するためには、より多くのアドボケイトの確保が必要となります。

県といたしましても、これまで人材の確保、養成に努めてまいりましたが、現時点において、全ての児童養護施設を訪問できるだけの体制の構築には至っておらず、仕組みの見直しも含めた検討が必要と認識をしております。

子どもの声を取りこぼすことのないよう、これまでに養成した人材の活用のほか、外部機関への委託なども含め、他県の実況等も参考にしながら、体制整備を早急に進めてまいります。

○議長（徳永達也君） 山田議員—38番。

○38番（山田朋子君） 今、答弁があった中に意見箱の話がありました。県内全ての児童養護施設において、意見箱があるんですが、開封をしているのが職員であるというふうに聞いております。そうすると、子どもたちは、現状のことを、なかなか素直に、率直に意見を書けないような状況にあるかと思っております。

また、私は以前、県外の施設を訪問した際に、第三者委員が意見箱を開封するほか、月に2回程度、第三者委員が施設を訪問して、子どもたちと自由に話ができるような環境をつくっている取組をなされておりました。

ぜひとも、今、アドボケイトの体制構築、お話がありました外部委託も含めて、まずは11施設、少なくとも年に1回は、子どもたちの話を聞いていただくことからはじめていただき、外部委託も含めて、ぜひとも早急に、社会的擁護の必要な子どもたちの意思が表明できる環境づくりをしていただきたいと強くお願い申し上げます。

5、福祉保健施策について。

(1) がん対策について。

①がん治療と仕事の両立支援の現状について。

（資料掲示）日本人の2人に1人が、生涯のうちにがんにかかると言われている時代ですが、令和2年度に長崎県でがんと診断された人数は1万1,682名でした。人口10万人当たり、年齢調整罹患率で全国と比較すると、ワースト3位という数字であります。本県は、他県よりも罹患率が高い状況にあります。男性が6,508人、女性が5,174人で、男女合わせますと全国でワースト3位、女性に至っては全国でワースト2位、男性はワースト5位という状況にあります。

このような中、全てのがん患者やその家族が、尊厳を持って安心して生活をし、自分らしく生きることのできる地域共生社会を実現させるためには、がんとなっても仕事を辞めることなく、仕事と治療の両立できる環境づくりは、今後、一層求められる重要な対策の一つであると考えております。

そこで、県内におけるがん治療と仕事の両立にかかる現状と、その支援内容について、伺います。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 本県のがん患者の約4人に一人が働く世代であり、また、国が平成30年度に実施した患者体験調査によると、本県においては、がんの診断を受けてから退職される方の割合が26.1%であることから、がん治療と仕事の両立を推進していくことが必要であると認識しております。

両立に向けた取組として、県内のがん診療連携拠点病院に設置している「がん相談支援センター」では、両立支援コーディネーター研修を修了した相談員が、患者の相談に応じて主治医や企業との情報共有を行いながら、治療と仕事の両立支援プラン作成の支援を行っております。

県といたしましては、引き続き、がん相談支援センター事業に対する運営費の助成を行うとともに、新たにがん治療と仕事の両立支援に関するリーフレットを作成し、配布するなど、関係機関と連携し、事業所や働く世代の方への周知を強化してまいります。

○議長（徳永達也君） 山田議員—38番。

○38番（山田朋子君） ②がん相談支援センターの相談実績等について。

がん相談支援センターでは、両立支援のほかに、精神的な不安や医療費の心配などに対する相談を行うことができます。

しかしながら、相談支援センターの存在自体が余り知られていないと、よく耳にしております。

現在のがん相談支援センターの認知度や相談実績等について、お伺いいたします。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） がん相談支援センターは、県内8か所のがん診療連携拠点病院に設置されており、患者やそのご家族のほか、地域の方々など、どなたでも無料で利用できる相談窓口であり、看護師やソーシャルワーカー等の相談員が様々な内容のがん相談に応じております。

令和5年度の新規相談件数は、3,473件で、年々相談件数が増加している一方、がん診療連携拠点病院等と共同で行った「がん患者・家族に対するアンケート」によりますと、「がん相談支援センターを知っている」と回答した人は約6割にとどまっており、認知度を高める必要があると認識しております。

県といたしましては、がん患者の相談に、治療が開始される前の早い段階から適切に応じることができるよう、引き続き、がん診療連携拠

点病院等と連携しながら、がん相談支援センターの設置目的や利用方法等について周知を図ってまいります。

○議長（徳永達也君） 山田議員—38番。

○38番（山田朋子君） 実は、診断されて、最初の治療の前に退職をした人が約4割を超えております。そういった状況でありますので、正しい知識があれば、そういったこともなかったかと思っておりますので、早期に情報提供ができるように、さらに体制強化をしていただきたいと思います。

③子宮頸がん検診受診の啓発にかかる取り組みについて。

（資料掲示）がんに罹患しても、治療と生活、仕事を両立させるQOLの向上を目指すために、やはり定期的ながん検診を受診し、早期発見、早期治療につなぐことが重要であります。

特に、罹患率が全国ワースト1位と高い子宮がんは、ほかのがんの種類と異なり、20代後半から30代後半の方が多く罹患をしてしまう特徴があるため、20歳からのがん検診受診が勧奨されております。

もっと若い世代の女性に、しっかりと子宮頸がん検診の受診の必要性を啓発していく必要があると思いますが、県としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 本県の令和4年度における子宮頸がん検診の受診率は39.7%であり、全国40位と低いことから、検診受診率の向上が喫緊の課題であると認識しております。

子宮頸がんは、20歳代後半から患者が急増いたしますことから、特に、若年層におけるがん検診受診習慣の定着を図ることが重要であり、今年度は新たに県内の2大学において、がん

関する正しい知識と検診の必要性について、専門医による出前講座を行うとともに、検診車に行って無料検診を実施したところでございます。

今後とも、医療機関などの関係機関と連携しながら、より多くの若年層の女性が気軽に参加できる出前講座や検診を実施するほか、子宮頸がんの原因、症状やHPVワクチン接種及びがん検診の情報などをまとめた若い女性向けのリーフレットを作成し、配布するとともに、SNSでの情報発信などに努め、啓発の強化を図ってまいります。

○議長（徳永達也君） 山田議員一38番。

○38番（山田朋子君） ぜひ、若い世代に検診を受けていただくように、さらに取組を強化していただきたいとお願い申し上げます。

④乳房再建について。

乳がんについては、日本人で9人に一人が罹患すると言われておりますが、県内でも毎年1,000人程度の方が罹患しており、罹患率は全国13位と高い状況にあります。

また、乳がん患者には、乳房の全摘出を行う方も多くいらっしゃいますが、乳房の喪失は精神的なダメージが大きく、日常生活にも支障を来すことがあることから、その喪失感を補い、前向きな気持ちで生活できるよう、乳房再建術を受ける方がおられます。

しかし、この乳房再建術は、熱心な医師がいる地域では、より多く行われるとも聞いておりますが、地域差があるように思われます。

また、このような施術が保険適用でできること自体、あまり知られていない状況にあります。

そこで、県内の乳房再建術の実施割合等の現状や、その推進について、県としてどのように考えているのか、伺います。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 国が公表しておりますNDBオープンデータによりますと、本県の令和4年度における乳房再建術の実績は約25件であり、乳房全摘の約650件に対する割合は約5%、全国平均が約10%の状況であります。

乳房の再建は、乳房の喪失感が軽減でき、下着着用時の補正パットが不要になるなど、日常生活の不都合が減少する利点がある一方で、乳房切除術以外に再建手術も追加されるため、再建しない場合に比べて、身体的、時間的、経済的な負担が増えるという欠点があるとされております。

このため、乳房再建術を受けるかどうかは、患者本人が主治医とよく話し合い、メリットやデメリットをよく理解したうえで選択することが重要であり、県といたしましては、がん診療連携拠点病院などと連携しながら、患者本人が最適な選択ができるよう、必要な情報の提供に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 山田議員一38番。

○38番（山田朋子君） ぜひ、お願いしたいと思います。

⑤職域におけるがん検診の推進について。

子宮がんは20代後半から、乳がんは40代後半から、働く世代の方ががんに罹患している状況の中、治療と仕事の両立推進は、企業において、その発展を支える人材を確保するうえで、大変重要な取組であります。

しかし、職場でのがん検診は、事業者や保険者の福利厚生の一環で実施されており、内容も不統一で、国により実態を集約する仕組みもありません。

例えば、島根県では、今年度、職域のがん検診受診状況等を把握し、今後の対策につなげようと、県内の希望事業所のうち、同意を得た従

業員に対し、胃がんの精密検査未受診の場合は個別に電話をし、受診を勧奨する事業を実施されております。

本県においても、職域におけるがん検診の実態をどのように把握をし、今後、どう推進をしていくのか、伺います。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） がん検診は、「健康増進法」において、市町村が実施に努めることとなっておりますが、さらなるがんの早期発見・早期治療につなげるため、本県においては、「長崎県がん対策推進条例」などの趣旨に基づき、職域におけるがん検診の受診率向上にも取り組んでいるところであります。

県内で多くの労働者が加入する協会けんぽにおきましては、令和5年度のがん検診受診率は64.3%で、全国平均の57.7%を上回っていると聞きしております。

しかしながら、その他市町が行う検診などを含んだ県内全体の受診率は40%前後であり、県が目標としている60%と比べ、まだ低い状況にありますことから、さらなる受診率向上に向けた取組が必要であると認識しております。

本県におきましては、今年度、国や協会けんぽと連携して、職域におけるがん対策についてのセミナーを開催したほか、「がん検診の推進に関する協力協定」を締結している企業と連携して、各事業主に対し、がん検診の必要性や市町や協会けんぽが実施するがん検診の周知を図るとともに、従業員に対する受診勧奨を働きかけたところであります。

今後も、引き続き、各関係機関と緊密に連携を図りながら、職域でのさらなるがん検診の推進に取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 山田議員—38番。

○38番（山田朋子君） （2）受動喫煙について。

①敷地内禁煙の市町の状況と周知啓発について。

望まない受動喫煙を防止するため、令和2年4月、改正健康増進法が全面施行され、間もなく5年が経過します。

たばこには、多くの発がん性物質による有害性があり、非喫煙者、特に、妊娠女性や子ども、喘息や難病の患者の方々を受動喫煙による被害から守ることは非常に重要であります。

同法に基づき、令和5年4月から、県庁敷地内禁煙となりました。県のみならず、市町の施設でも率先して敷地内禁煙を実施することは望ましいし、受動喫煙防止の観点からも重要であると考えます。

市町の施設での敷地内禁煙の実施状況と、県の市町に対する今後の対応策について、伺います。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 健康増進法において規定される第一種施設である教育機関、医療機関、児童福祉施設、行政機関などにおける敷地内禁煙実施率は、県実施の令和5年度の受動喫煙対策状況調査の結果によれば、市町が管理するものについては8割程度にとどまっているという状況です。

改正健康増進法では、第一種施設には敷地内禁煙を義務づけておりますが、一定の条件を満たせば屋外喫煙場所の設置が可能となっているというところであります。

しかしながら、第一種施設は、受動喫煙により、健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設でありますことから、特に、公共施設においては、敷地内禁煙を一層進めていく必

要があると考えております。

県といたしましては、今後も調査結果を公表したうえで、各市町の担当課長会議などを通じて敷地内禁煙の意義を改めて周知し、実施に向けた検討を促すとともに、敷地内禁煙で得られる効果などを共有して横展開を図ってまいります。

○議長（徳永達也君） 山田議員—38番。

○38番（山田朋子君） 私の胸と福祉保健部長の胸に「イエローグリーンリボン」というものを今つけています。これは、受動喫煙を受けたくないという気持ちをさりげなく周囲に伝えるものでありまして、私の地元、佐世保市の市民発祥でできたもので、全国に広がっているものであります。ご紹介をさせていただきます。

②加熱式たばこの利用状況と周知啓発について。

望まない受動喫煙を防止するためには、喫煙者を減少させていくことが重要であります。特に、加熱式たばこは、紙たばこよりも臭いが抑えられることから、喫煙者本人や周囲への健康被害がないという誤解があるようであります。若い世代や女性が吸っている方が増えている印象があります。

加熱式たばこには、健康に影響を与える有害物質が含まれていることから、しっかりと周知すべきであると考えます。

そこで、県民の加熱式たばこの利用状況と加熱式たばこの害を広く知っていただくため、今後、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 長崎県民の喫煙者における加熱式たばこ利用率は、「令和6年度長崎県生活習慣状況調査」によれば、男性は約39%、女性は約43%であり、特に、20代、30

代で7割近くと高い割合を占めております。

県では、ホームページや県政番組などでの周知のほか、「世界禁煙デー」にあわせて実施しているパネル展などにおいて、加熱式たばこを含む新型たばこは健康に影響を与える有害物質が含まれていることなどを周知・啓発しているところです。

今後は、若い世代や女性へターゲットを絞った周知啓発を実施するなど、加熱式たばこが健康に悪影響を及ぼす可能性が否定できないことのほか、禁煙治療が保険対象となっていることなども併せて、しっかり周知をしてまいります。

○議長（徳永達也君） 山田議員—38番。

○38番（山田朋子君） （3）認知症対策について。

①若年性認知症の方への支援について。

65歳未満で認知症を発症した若年性認知症の方の数は、平成30年度の県の調査によりますと、約200名となっております。

若年性認知症の方は、働き盛りの世代の方が多く、仕事に支障が出たり、仕事を辞めたりすることによって、経済的に困窮する可能性があることから、就労支援をはじめ、障害福祉サービスの利用や介護保険サービスへの移行など、本人の状況に応じて切れ目のない支援を受けていただくようにすることが重要であると考えております。

県においては、令和6年4月に、「長崎県若年性認知症サポートセンター」の開設をしたところではありますが、センターでの相談実績、対応状況などをお聞かせください。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 「長崎県若年性認知症サポートセンター」には、ご本人やご家族などから相談を受け、症状を応じた支援を行

う「若年性認知症支援コーディネーター」を配置しており、今年1月までに生活、就労に関する悩み、利用できる制度と福祉サービスの問い合わせなど、延べ285件の相談がありました。

センターでは、各種制度やサービス申請に関する窓口の紹介を行うほか、医療や福祉、就労などの関係機関への橋渡しに加え、若年性認知症を有するご本人やご家族が、日頃の悩みや思いを語り合い、交流できる集いを定期的に開催し、ご本人の社会参加の促進や、ご家族の負担を軽減するための支援を行っております。

今後とも、若年性認知症を有するご本人とそのご家族が安心して生活できるよう、ご本人の状況に応じた切れ目のない支援に取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 山田議員—38番。

○38番（山田朋子君） ぜひ、この若年性認知症に関する理解促進に努めていただきたいと思います。

②国の計画策定を踏まえた今後の認知症施策について。

令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。

また、この法律に基づき、同年12月には、国の「認知症施策推進基本計画」が策定されました。

この基本法や基本計画では、認知症になったら何もできなくなるのではなく、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという、新しい認知症観の理解促進が重要と示されております。

今後は、認知症の人を含めた国民一人ひとりが、新しい認知症観に立ち、認知症の人を単に支える対象ではなく、若年性認知症を含む認知症の方の本人の視点に立って、行政や地域が多

様な主体とともに施策を推進することが求められていると考えております。

県において、この計画策定を踏まえ、認知症対策の推進に向けて、今後、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 認知症施策の推進に向けて、国の「認知症施策推進基本計画」に基づき、「認知症になったら、何もできなくなるのではなく、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる」という新しい認知症観を県民の皆様に理解していただき、認知症を有するご本人とともに取り組んでいくことが重要であると考えております。

県といたしましては、国の基本計画を基本とした「認知症施策推進計画」を策定し、新しい認知症観の普及啓発を行うとともに、具体的な認知症施策を推進する役割を担う市町に対し、勉強会の開催などを通じて、各市町における「認知症施策推進計画」の策定に向けた取組を支援することとしております。

今後とも、県民の皆様の理解と協力をいただきながら、認知症を有するご本人やご家族の意見を伺いつつ、市町や関係機関と連携して認知症施策の充実に向けて取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 山田議員—38番。

○38番（山田朋子君） 6、パートナーシップ制度の導入について。

（1）現在の検討状況と今後の対応について。

パートナーシップ制度は、同性の婚姻が法的に認められていない日本で、自治体が独自にLGBTQカップルに対して、結婚に相当する関係と証する、関係するという証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくなる制度です。

県においては、今、「人権施策のあり方に関する検討委員会」を開催しておりますが、議事録を見ますと、このパートナーシップ制度について、前向きな意見が出されているようですが、こういった意見が出ているのか。

また、県は、検討委員会の意見を受け、制度を導入する方向にかじをきるものと考えますが、導入に向けての考え方を伺います。

○議長（徳永達也君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 今年度開催しております「長崎県人権施策のあり方に関する検討委員会」は、これまで5回開催し、昨年12月の第4回会議から、「性の多様性」をテーマにご議論をいただいているところです。

これまでの会議では、ご意見として、「パートナーシップ宣誓制度の導入は、性的少数者が暮らしやすい環境づくりを目指していくというメッセージになることや、性の多様性について県民への啓発につながることを期待される」とのご意見や、制度を導入した場合の運用について、「制度導入済みの県内市町との整合性を図っていくことや県内市町が提供する行政サービスにばらつきが少なくなるよう働きかけることが求められる」といった市町との調整に関するご意見などが出されているところであります。

今後、さらに議論が行われ、今年度中に取りまとめを行う予定となっており、取りまとめられたご意見を参考にしながら、市町との意見交換を重ね、制度導入の方向性について検討してまいります。

○議長（徳永達也君） 山田議員—38番。

○38番（山田朋子君） ぜひ、6月定例会に導入いただけるようなことがあることを期待したいと思っております。

7、知事の政治姿勢について。

私ども4会派は、これまでの議論の中で、なかなかこの問題が一切払拭をされないことを受け、今議会においても動議を提出する予定でございます。

知事は、知事ご自身の疑惑が原因で改めて百条委員会の設置を求められる現状について、どのように考えているのか、長期にわたり県政が停滞している状況をどのように受け止めているのか、伺います。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） このたびの私の政治資金に関しまして、収支報告書が一部正確性を欠いていたということについて、ご迷惑をかけていることについては、本当に反省をしておりますし、申し訳なく、お詫びを申し上げる次第でございます。

引き続き、私自身も、県政がしっかり前に進んでいくように、説明に努めるとともに、県政の推進に努めてまいりたいと思っております。

○議長（徳永達也君） 本日の会議は、これにて終了いたします。

3月3日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午後 3時47分 散会 —

第 1 1 日 目

令和7年2月定例会

令和7年3月3日

議 事 日 程

第 1 1 日 目

1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 散 会

令和7年3月3日（月曜日）

出席議員（45名）

1番	大倉	聡	君
2番	本多	泰邦	君
3番	白川	鮎美	君
4番	まきやま	大和	君
5番	虎島	泰洋	君
6番	畑島	晃貴	君
7番	湊	亮太	君
8番	富岡	孝介	君
9番	大久保	堅太	君
10番	中村	俊介	君
11番	山村	健志	君
12番	初手	安幸	君
13番	鵜瀬	和博	君
14番	清川	久義	君
15番	坂口	慎一	君
16番	宮本	法広	君
17番	中村	泰輔	君
18番	饗庭	敦子	君
19番	堤	典子	君
20番	坂本	浩	君
21番	千住	良治	君
22番	山下	博史	君
23番	石本	政弘	君
24番	中村	一三	君
25番	大場	博文	君
26番	近藤	智昭	君
27番	宅島	寿一	君
28番	山本	由夫	君
	欠		番
30番	松本	洋介	君
31番	ごう	まなみ	君
32番	堀江	ひとみ	君
33番	中山	功	君
34番	小林	克敏	君

35番	川崎	祥司	君
36番	深堀	ひろし	君
37番	山口	初實	君
38番	山田	朋子	君
39番	中島	浩介	君
40番	前田	哲也	君
41番	浅田	ますみ	君
42番	外間	雅広	君
43番	徳永	達也	君
44番	瀬川	光之	君
45番	溝口	芙美雄	君
46番	田中	愛国	君

説明のため出席した者

知事	大石	賢吾	君
副知事	浦	真樹	君
副知事	馬場	裕子	君
秘書・広報戦略部長	陣野	和弘	君
企画部長	早稲田	智仁	君
総務部長	中尾	正英	君
危機管理部長	今富	洋祐	君
地域振興部長	小川	雅純	君
文化観光国際部長	伊達	良弘	君
県民生活環境部長	大安	哲也	君
福祉保健部長	新田	惇一	君
こども政策局長	浦	亮治	君
産業労働部長	宮地	智弘	君
水産部長	吉田	誠	君
農林部長	渋谷	隆秀	君
土木部長	中尾	吉宏	君
会計管理者	井手	美都子	君
土木部技監	植村	公彦	君
交通局長	太田	彰幸	君
地域振興部政策監	渡辺	大祐	君
文化観光国際部政策監	村田	利博	君

産業労働部政策監	石 田 智 久 君
教育委員会教育長	前 川 謙 介 君
選挙管理委員会委員	原 章 夫 君
代表監査委員	下 田 芳 之 君
人事委員会委員	安 達 健太郎 君
公安委員会委員長	森 拓二郎 君
警 察 本 部 長	遠 藤 顕 史 君
監 査 事 務 局 長	桑 宮 直 彦 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	田 中 紀久美 君
教 育 次 長	坂 口 育 裕 君
財 政 課 長	苑 田 弘 継 君
秘 書 課 長	黒 島 航 君
選挙管理委員会 総括書記長補佐	小 橋 和 則 君
警察本部参事官兼総務課長	古 賀 新 一 君

議会事務局職員出席者

局 長	中 尾 美恵子 君
次長兼総務課長	濱 口 孝 君
議 事 課 長	佐 藤 隆 幸 君
政 務 調 査 課 長	大 宮 巖 浩 君
議事課課長補佐	永 尾 弘 之 君
議 事 課 係 長	山 口 祐一郎 君
議事課会計年度任用職員	天 雨 千代子 君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長(徳永達也君) おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、2月28日に引き続き、一般質問を行います。

ごう議員—31番。

○31番(ごうまなみ君) (拍手)〔登壇〕 皆様、おはようございます。

自由民主党、長崎市選挙区選出、ごうまなみでございます。

質問に入ります前に、吉村 洋副議長のご逝

去を悼み、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

今回も、「ダイバーシティとインクルージョンで持続可能な長崎県」をテーマに、ご支援をいただいている皆様方に感謝し、県民の皆様からお寄せいただいている声を反映させながら、暮らしの一助となるように質問をさせていただきます。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

1、長崎港周辺の再整備と観光振興について。

(1) 松が枝2バース化の進捗について。

人口が減少している中、交流人口を拡大していくことは大変重要で、クルーズ船の誘致は有効であります。

そのような中、大型クルーズ船2隻を接岸できるようにする長崎港の松が枝国際観光船埠頭2バース化事業が、国の直轄事業として、令和2年度に事業化されました。

この事業は、クルーズ船の受入れ拡大だけでなく、まちづくりにもつながり、地域の発展に大きく寄与するものと考えます。

長崎県と長崎市は、地域住民や関係権利者などと意見交換を行いながら、「松が枝周辺地区整備構想」を策定し、取り組んでいると思いますが、現地では、「なかなか前に進んでいないように感じる」という声が聞こえてきます。

そのような中、2月19日の長崎新聞に、整備予定地に含まれる造船所が移転する方向で調整していて、2バース化に向けて事業が進展する見通しであるとの記事が掲載されておりました。

そこで、新規事業化から5年が経過し、地域活性化のためにも早期の現地着手が望まれるところですが、現在の2バース化の進捗について、お尋ねをいたします。

（2）長崎港周辺の賑わいづくりについて。

長崎港は、1571年にポルトガル船の入港を契機に開港して以来、海外との交易を通じ、日本の発展に寄与してきた交流の港です。

現在、長崎港周辺では、松が枝2バース化だけでなく、元船地区再開発など大規模な開発が行われる予定となっており、100年に一度と呼ばれる変革期を迎えております。

長崎港ターミナルビルは、離島・沿岸航路や軍艦島クルーズを含め、延べおよそ100万人が利用する海の玄関口であります。また、物流の要所であり、賑わい機能もあり、再整備が完成すれば、ますます交流人口の拡大も期待されます。

しかし、これらの事業の完成までには時間を要するため、今、生活している人々のことを考えると、現状でどのように賑わいづくりをするのかをしっかりと考え、計画していく必要があると考えます。

長崎港周辺には、出島ワーフやヨットハーバー、三角広場、水辺の森公園などがあり、観光の視点に立った港周辺活用を充実させていくことで、さらなる交流人口の拡大につながり、観光消費額の増加にもつながるものと考えます。

そこで、このような大規模開発が完成に至るまで、長崎港を中心とした賑わいづくりについて、どのように取り組んでいこうとしているのか、お尋ねをいたします。

（3）インフラツールの推進について。

国土交通省は、平成28年にインフラツールのポータルサイトを立ち上げ、積極的に取り組んでおり、全国的にも広がってきています。

長崎港周辺において、観光振興に向けた再開発が進められていますが、完成までに長い期間を要するため、今あるインフラ施設を活用し、

比較的短期間でできる取組についても積極的に進めていくべきであると考えます。

具体的には、長崎港のランドマークとして親しまれている女神大橋を、単なる景観としての観光資源ではなく、普段訪れることができない橋の内部や、普段見ることができない橋からの絶景など、非日常を経験できる、いわゆるインフラツールの視点での魅力ある観光コンテンツとして最大限活用すべきと考えます。

県として、女神大橋を観光資源として、今後どのように活用していくのかをお尋ねいたします。

（4）大黒町再開発について。

長崎駅周辺再整備事業は、長崎市の中心部における都市機能の向上や地域活性化を目的とした大規模なプロジェクトです。

長崎駅周辺は、新幹線や出島メッセ、商業ビルの開業により、新しく生まれ変わり、今年の10月にはスタジアムシティも開業し、新たな賑わいも見せております。

併せて、駅前大黒町の長崎県営バスターミナルの建替えを含む再開発事業も、昨年より地権者による準備組合も設立され、事業協力者も決定し、先日は都市計画の地元説明会が行われるなど、かなり進展をしてくれています。

一方、準備組合など一部の方々には、事業の進捗をご存じですが、そのほかの住民の方々には情報が伝わっておらず、説明会でも、「駅が遠くなったが、動く歩道の整備はどうなるのか」、「駐車場を建設する際、現在の道幅では狭すぎて渋滞が起こるのでは」など、生活者としての心配の声が多く挙がっていました。今後、住民への丁寧な説明が必要だと思っております。

これまで、長崎市中心部の交通結節等検討会議の中で、このような課題が検討され、駅と大

黒町の間に歩行者の移動手段としてペデストリアンデッキを設け、動く歩道を設置する案が示されてきました。住民だけでなく、観光客にとっても必要なことと思いますが、県のお考えをお聞かせください。

また、完成までには、あと7～8年の期間を要すると思いますが、現在、バス停が集約されておらず、大黒町の私の事務所前のバス停は、降車専用であり、観光客の方が戸惑われている状況をよく目にいたしております。

高速バスで長崎に到着された観光客の方に対するサービスが不十分だと感じています。

大黒町の再開発は、これからどのように進んでいくのか、再開発が完了するまでの工事期間中はどのような対策をするのか、お聞かせください。

2、プロスポーツクラブを応援する機運の醸成について。

V・ファーレン長崎が、2月15日に新シーズンを迎え、開幕戦は、見事勝利を収め、おとともジュビロ磐田に勝ちました。

長崎ヴェルカもB1リーグで熱戦を繰り広げていて、昨日も琉球に逆転勝利を収めました。

2つのプロスポーツクラブは、昨年10月に開業し、注目を集める長崎スタジアムシティに拠点を移し、県内外から多くの方が来場されると聞いております。

私自身も小学校からバスケットボール部で活動していたこともあり、長崎ヴェルカのシーズンチケットを購入し、できる限り試合観戦をするようにしております。

プロスポーツクラブの存在は、県民の地域に対する愛着や誇りの醸成につながるものであり、県民が、特に、子どもたちが両クラブに接することが必要ではないかと考えます。

世界的にも評価の高い施設を訪れ体感することでも、その思いは深まるのではないかと思います。

そこで、県では、子どもたちがプロスポーツに興味、関心を持ち、さらには試合観戦など積極的な応援につなげるため、どのような取組を行っているのかをお尋ねいたします。

3、事業承継の取組について。

帝国データバンクの調査によりますと、2023年における九州の企業の後継者不在率は52.9%であり、長崎県は59.0%と、九州全体の平均を上回っています。この状況は、長崎県経済の活性化にとって大きな課題となっています。

九州経済調査協会が発表した「2025年版九州経済白書」によりますと、後継者がいない企業が廃業した場合、今後、5年から10年で、本県では1万4,000人の雇用が失われるとされています。

後継者不足は、企業の廃業につながり、地域経済の衰退を招く可能性があります。特に、長崎県は、中小企業の割合が高く、後継者不足が深刻化しています。

県内の商工会など、いろいろなところで話をしているにもかかわらず、事業承継の話題をお聞きする機会が多く、事業者の皆様にとって切実な問題だと感じているところです。

物価高騰、最低賃金のさらなる上昇など、県内の中小・小規模事業者を取り巻く事業環境は、一層厳しさを増しており、廃業を選択せざるを得ない事業者もいるものと思います。

そのような中、地域の暮らしを守っていくうえでも、円滑な事業承継につなげていただきたいと考えますが、県の取組について、お尋ねいたします。

4、依存症対策について。

昨年11月、県庁にて開催された「長崎アクションフォーラムKATARANNE」に参加し、アルコール、ギャンブル、薬物、ゲームなどの依存症当事者の体験談をお聞きいたしました。

また、先日、長崎県断酒連合会が開催した「SBIRTS研修会」に参加し、当事者や、そのご家族からアルコール依存症についてのお話を聞きしました。当事者や、そのご家族の体験談は、壮絶なものであり、まだまだ依存症が病気であるということへの社会の理解が不十分であると再認識したところであります。

このような当事者やご家族からの体験談の発信は、社会的理解の向上に効果が高いと改めて実感したところでありますので、今後とも、関係団体と連携して取組を推進していただきたいと思います。

依存症は、否認の病気と言われ、本人に病識がなかったり、薄いことから、なかなか回復のための医療機関等の支援機関や団体につなぐにくく、その結果、ご家族もどのように対応してよいかわからず、悩みを抱えています。

このような悩みを抱えた方が、一人で悩まず、気軽に相談できる場所があるということが、アルコールも含めた依存症対策では必要であり、その相談から回復に向けた支援にどうつないでいくかが重要であると考えています。

そのためには、相談窓口の周知が重要と考えますが、県はどのような取組を行っているのか。また、相談に対して、適切な支援機関、団体につなぐなど、どのように対応しているのか、お尋ねいたします。

5、医療的ケア児の支援について。

（1）特別支援学校の適正な配置について。

①医療的ケア児の通学支援の成果と課題について。

令和6年度から医療的ケア児の通学支援が制度化され、保護者の皆様から感謝の声が届いております。本当にありがとうございます。

しかしながら、利用日数が限られており、まだまだ課題は残っていると感じます。今回、回数を増やすとなれば、看護師の人件費やタクシーの経費など予算もかかっていきます。

そこで、まず、令和6年度からの医療的ケア児の通学支援の成果と課題をお尋ねいたします。

②盲学校への医療的ケア児の受入れについて。

肢体不自由の特別支援学校が、施設整備、看護師配置の面で環境が整っていることは承知しておりますが、1時間以上の時間をかけて通っている子どもたちがたくさんいます。適切な支援が受けられるのであれば、やはり自宅に近い学校に通わせたいという保護者の声があるのも事実であります。

実際、長崎市の北部や時津、長与から通学している子どもたちも増えてきています。時津町選出の富岡議員のところにも相談が寄せられるとお聞きしております。

そこで、時津の盲学校には広い敷地がありますが、生徒数は少ない現状です。盲学校への医療的ケア児を含む肢体不自由児を受け入れる可能性があるのか、分教室等設置の可能性はあるのか、また、地域のニーズや課題について調査研究を行っていただきたいと思います。県のお考えをお聞かせください。

（2）訪問型レスパイト事業の拡大について。

県では、医療的ケア児の保護者の負担軽減のため、令和5年度から訪問型レスパイト事業に取り組んでいます。

令和5年時点では、4市町で実施されておりました。実施市町は増加していると思いますが、離島地域などでは、まだまだ利用できないとこ

ろがあると同っております。

希望される保護者にさらに利用いただくためには、地域において、医療的ケア児に対応できる訪問看護ステーションが増加することや、必要な情報が保護者へ届くことが必要だと考えます。

県は、看護協会に委託し、医療的ケアの研修などにも取り組んでいます。その現状と、今後、レスパイト事業の拡大に向けて、どのように取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

6、ケアラー支援条例について。

(1) ケアラー支援条例2年目の取組について。

①ワーキングケアラー支援に対する取組について。

令和5年4月に「長崎県ケアラー支援条例」が施行され、令和7年度は3年目を迎えます。この間、「長崎県ケアラー支援推進計画」を策定し、様々な取組が進められてきました。

先日、事業所向けに講演をさせていただいた際、「ヤングケアラーは知っているが、ワーキングケアラーは知らない」という声を多く聞いたところであり、事業者の認識が進んでいないと感じています。

経済産業省が2024年3月に公表した「仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン」によりますと、家族を介護する人は、2030年には833万人、そのうち4割がワーキングケアラーに当たると言われています。

その経済損失は、およそ9.2兆円です。このことは大変大きな問題であり、ワーキングケアラーに対する取組は重要と考えます。どうしてもヤングケアラーのみに注目がいきがちですが、ヤングケアラーとは、ケアラーの中で18歳までのことです。もちろん、学業や進路など大きな影響を与えるので最大の支援が必要では

ありますが、ケアラー全体を切れ目なく支援していくことが大切だと考えます。

県では、本年度事業としてワークサポートケアマネジャーのモデル事業所への派遣など、事業所支援に取り組んでいると聞いていますが、ワーキングケアラー支援に関連する施策について、現在の進捗と今後の取組について、お尋ねいたします。

7、将来における小児医療体制の確保について。

小児科を標榜する医療機関は、医師の高齢化などにより減少しており、現在、在宅当番医の当番頻度が増え、医療機関の負担が生じております。

長崎市小児科医会の調べによりますと、2010年の医院数は32であったのが、2022年には23医院に減少しています。今後、10年後までに5医院程度の新規開業または継承がなければ、一医院当たり、およそ2倍の患者対応が必要となる見込みと予測されています。

長崎市議会でも先日取り上げられ、長崎市も、「しっかりと取り組んでいく」と答弁をされておりました。このことは長崎市だけに限ったことではないと考えます。

小児科医の高齢化が進み、医院数が減少することによって、休日当番医を行える医院が減り、月に何回も担当しなければならなくなり、医院の負担が大きくなるばかりでなく、県民においても、一般診療や予防接種などの一次医療ですら、十分な医療を受けられなくなる可能性があります。当番医制度の見直しや予防接種の体制整備など、仕組みを見直すことも必要ではないかと思えます。

一次医療については、市町が行うものだと理解はしておりますが、将来も持続可能な小児医

療体制の確保に向けて、県としてどのように取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

8、国民保護計画について。

沖縄県先島諸島からの住民避難にかかる取組について。

沖縄県の国民保護訓練について、国は、先島諸島の住民およそ12万人の避難先に、九州・山口各県を設定し、本県には竹富町の住民およそ4,300人の受入れにかかる計画の作成依頼があり、先日、本県から国に受入れ計画を提出したと伺っております。

今回策定するのは、初期的な計画とされ、受入れの初期段階で必要となる交通手段や収容施設の確保、食料や衣料の提供などの項目とのこと。

そこで、今回、国に提出した受入れ計画の内容と、その課題、今後の対応について、お伺いいたします。

9、特定地域づくり事業協同組合の本県の現状と課題について。

過疎地域など人口減少が著しい地域においては、農林水産業などの一次産業や商工業などの地域産業をはじめ、地域の担い手不足が深刻な状況にあります。

担い手不足の状況にある地域を見ますと、事業者単位で見ると、年間を通じた仕事がなく、安定的な雇用環境や一定の給与水準を確保できていないなどの課題があります。

国においては、こうした地域において、一定の給与水準を確保するため、地域の複数の事業者の仕事を組み合わせてマルチワークによる年間を通じた仕事を創出するとともに、安定的な雇用環境を確保するため、正規雇用することで地域人材の確保、地域の活性化につなげたいとのことから、令和2年から「特定地域づくり事

業協同組合制度」を実施しています。

この制度は、地域人材の確保のみならず、移住促進という面からも非常に有益なものであると考えますが、県内における組合の設立状況について、お尋ねをいたします。

また、取り組んでいくに当たり、どのような課題があり、県としてどのような支援を行っているのかをお尋ねいたします。

以上、演壇からの質問はこれにてとどめ、これより先は、対面演壇席より再質問させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 とう議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先島諸島からの住民避難の取組について、お尋ねをいただきました。

今回の取組につきましては、昨年の5月に内閣官房長官から、私に直接電話があつて、協力の依頼を受けたものでございまして、6月の九州地方知事会議で、改めて取組内容の説明と協力要請があつたものでございます。

本県においては、竹富町からの住民避難の受入れについて、国から、避難当初約1か月間の初期的計画の作成依頼がございまして、県内市町と調整を行い、避難後のコミュニティ維持や宿泊施設のキャパシティの観点から、長崎市、諫早市、大村市で受け入れる計画案としております。

具体的には、福岡空港から避難先までの新幹線とバスによる輸送や、竹富町役場機能の移転先、宿泊施設や食料の提供等について検討して盛り込んだところでございます。

今回の受入計画は、訓練上の想定であつて、有事の際の土台となるものでありますけれども、

受入れにかかる交通機関、宿泊施設の空き状況や宿泊費用の基準額など、前提条件の実効性に課題があると考えております。

今後、令和8年度の実働訓練に向けまして、要配慮者の受入れ、就学・就労支援、長期避難住宅の設置など、長期避難を見据えた検討や、さらなる具体化の作業を行う予定であることから、避難元の状況も確認しつつ、より実効性のある計画となるように国に意見を伝えてまいりたいと考えております。

残余のご質問につきましては、関係部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） まず、松が枝2バース化の進捗について、お尋ねをいただきました。

松が枝2バース化の事業につきましては、現在、工事に伴い、移転が必要となる事業所との協議を進めております。

報道があったことは承知しておりますが、協議中の案件でもありまして、具体的な内容につきましては、答弁を差し控えさせていただきますと思います。

県といたしましては、早期の工事着手に向け、引き続き、丁寧に、ご意見を伺い、移転調整を進めてまいりたいと考えております。

次に、長崎港周辺の賑わいづくりについて、お尋ねをいただきました。

長崎港周辺においては、プラタナス広場や尾上緑地などで定期的にマルシェが開催されるなど、港での賑わいづくりが少しずつ見えてきたところでございます。

しかしながら、こうした取組は、現在は場所ごとでありまして、港全体の取組となっていないことから、港周辺の指定管理者等で組織する「みなとオアシスNAGASAKI」におきまして、

連携した賑わい創出の取組が検討されております。

県としまして、この取組に積極的に関与し、例えば、週末ごとのキッチンカーの常設エリアの設置や、地域のサークル活動の発表の場の確保などを通じまして、港に来れば何か楽しめるといった雰囲気や環境づくりを支援し、港全体での日常的な賑わい創出に寄与してまいりたいと考えております。

次に、女神大橋の観光資源としての活用について、お尋ねをいただきました。

女神大橋では、現在、年4回程度、周辺の観光施設と組み合わせたツアーが開催されておりまして、普段は立ち入ることができない塔の上で眺める長崎港の絶景は、非常に好評であると伺っております。

しかしながら、ツアーの運営主体が限定されておりまして、開催回数が少ないことから、観光資源として、さらなる活用の余地があると認識しております。

このため、令和7年度から実施を予定している長崎県インフラツーリズム推進事業により、他県の先進事例を参考にしながら、運営主体の拡大や観光目線によるPRの強化を図りたいと考えております。

また、桁下を通過する大型クルーズ船の迫力を間近で見ることができる体験の追加など、コンテンツの質の向上にも取り組んでいきたいと考えております。

次に、長崎駅からバスターミナル間の動く歩道の検討状況について、お尋ねをいただきました。

令和2年に策定しました「長崎市中心部の交通結節機能強化の基本計画」におきまして、駅側とバスターミナルを結ぶデッキ上に、歩行者

の移動支援として動く歩道が盛り込まれております。

現在、昨年7月に、国、県、長崎市で設立した「長崎駅前交通拠点整備事業計画検討会」の中で、駅周辺の交通結節の強化やバリアフリー等についての整備方針を策定しているところでございます。

今後、バスターミナルの施設配置計画等の検討を行い、事業計画を策定する予定ですが、その中で、国、県、市で、動く歩道など個別計画も検討してまいりたいと考えております。

次に、大黒町再開発がこれからどう進んでいくのか、また、その間の公共交通の案内について、お尋ねをいただきました。

長崎駅前バスターミナルとその周辺建物を含む大黒町地区におきまして、地権者等の組合による市街地再開発事業が計画されておまして、先月、県と長崎市により住民説明会を行い、都市計画決定の手續に着手いたしました。

都市計画決定がなされた後は、再開発の具体的な事業計画や、各権利者が取得する床の位置、面積、補償額を決める権利変換計画を策定し、その認可手續を経て工事へと進んでいく予定です。

なお、工事完成までには長期間を要し、現在のバスターミナルやバス停は、場所を変えて仮設置する予定でありますことから、例えば、工事の際の仮囲みに案内を表示するなど、事業主体となる組合をはじめ、県の関係部局や市と連携して、地元住民やバス利用者の方々に対して、丁寧な対応を行ってまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（伊達良弘君） 私からは、子どもたちがプロスポーツクラブに興味、関心

を持ち、試合観戦などの積極的な応援につなげるための取組について、お答えをいたします。

県では、これまで、より多くの県民がプロスポーツクラブに親しむ機会を創出するため、クラブや関係市町と連携し、子どもたちを対象とした観戦体験ツアーや県民招待、クイズラリーなどを内容とした「県民応援フェア」の開催等を実施しております。

来年度は、こうした取組に加え、両クラブが地域において実施する学校訪問や、スポーツ体験教室などのホームタウン活動への支援についても予定をしております。

このほか、来年1月には、長崎市においてBリーグのオールスターゲームが開催されることから、長崎ヴェルカや長崎市等と連携して大会の盛り上げを図り、プロスポーツクラブに対する県民の興味、関心の向上につなげてまいります。

地元プロスポーツクラブの存在や活躍は、未来を担う子どもたちに夢と希望を与えることから、引き続き、県内市町や関係団体とも連携し、両クラブをしっかりと後押しをしてまいります。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 事業承継に対する県の取組についてとのお尋ねでございます。

県では、県内の中小・小規模事業者は、企業数においては全体の99.9%、従業員数においては94.7%を占めるなど、地域経済の維持に大きな役割を果たしており、地域の暮らしを守っていくためにも、事業承継の促進は重要であると考えております。

そのため、県では、国が各県の商工会議所等に設置している「事業承継・引継ぎ支援センター」と連携し、意識醸成や相談対応、マッチング支援等に取り組むとともに、若手後継者が行う既存事業の変革や、新規事業展開などの新た

な挑戦について、伴走支援する取組も進めてまいりました。

さらに、事業承継の促進を図るため、県では、国の有利な財源を活用し、企業が事業を承継する際に必要となる企業の資産評価や承継後の事業展開に要する経費などについて支援することとしております。

今後とも、地域経済を維持するため、関係機関と連携しながら、中小・小規模事業者の事業承継の促進を図ってまいります。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 私からは、4点答弁させていただきたいと存じます。

まず、依存症の相談窓口の周知のため、どのような取組を行っているのか。また、相談に対して適切な支援機関や団体につなぐなど、どのように対応しているのか、お尋ねいただきましたが、本県における依存症に関する相談は、依存症の専門相談拠点である「長崎こども・女性・障害者支援センター」や保健所などを窓口として対応を行っており、一般住民を対象とした依存症の研修会や、高校、大学における講和の機会などを捉えて、相談窓口の周知に取り組んでおります。

さらに、アルコール依存症のハイリスク者に対して、昨年度、新たに県が作成したリーフレットを市町が特定健診を行う際に配布し、相談を促す取組も実施しております。

また、「長崎こども・女性・障害者支援センター」や保健所などにおいては、相談に来られた方々が依存症の回復に向けた支援を受けられるよう、保健所嘱託医との面談を行ったり、専門医療機関や自助グループを紹介したりするなど、相談者に寄り添った対応に努めているところです。

県といたしましては、アルコール依存症だけではなく、薬物依存症やギャンブル等依存症なども含め、依存症患者本人や、そのご家族が気軽に相談し、早期に専門医療機関の診療や自助グループの支援につながるよう取り組んでまいります。

次に、訪問型レスパイト事業の利用拡大に向けて、今後、どのように取り組んでいくのか、お尋ねをいただきましたが、医療的ケア児訪問型レスパイト事業は、在宅の医療的ケア児が訪問看護ステーションを利用する際の経費を助成することにより、看護や介護を行う家族の負担軽減を図るものであり、利用拡大のためには、対応できる訪問看護ステーションを増やしていくことが重要であると認識しております。

そのため、県におきましては、病院や訪問看護ステーションなどに勤務する看護職員などの育成に向け、令和5年度は研修会を7回開催し、延べ243名の方に参加していただきました。さらに、今年度は初めて離島においても研修会を実施したところであります。

今後は、研修を受講された訪問看護ステーションの看護職員に対して、「長崎県医療的ケア児支援センター」が、助言、訪問指導などのフォローアップを行うことで、研修の効果について検証するとともに、医療的ケア児に対応可能な訪問看護ステーションの増加を図ってまいります。

また、医療的ケア児のご家族に対して、支援センターにおける各種相談対応の際に、事業内容や対応可能な訪問看護ステーションを併せてご案内するなど、事業のさらなる周知を図り、利用拡大に努めてまいります。

次に、ワーキングケアラー支援に関する施策について、現在の進捗と今後どのように取り組

んでいくのか、お尋ねをいただきましたが、令和5年4月に施行されました「長崎県ケアラー支援条例」では、事業者の役割として、ケアラー支援の必要性についての理解や、従業員の勤務への配慮、支援などが定められており、県では、本年度から介護離職防止に向けた事業所への支援に取り組んでおります。

具体的には、事業所への支援ツールとして、ワーキングケアラーを早期に発見するための手引や従業員向けセルフチェックシートを作成しているところです。

また、事業者に対して、日本介護支援専門員協会の認定資格である「ワークサポートケアマネジャー」をモデル的に派遣し、従業員向けセミナーの開催や介護離職予防プログラムの策定、従業員への個別相談など、介護と仕事の両立に向けた環境整備を支援しております。

今後は、関係団体と連携をいたしまして、支援ツールやワークサポートケアマネジャーの活用を県内事業者に横展開をすることで、ワーキングケアラーの支援に取り組んでまいります。

最後に、将来における小児医療体制の確保に向けて、県としてどのように取り組んでいく考えかとお尋ねをいただきました。

本県の令和4年における小児科を標榜する医療機関数は211施設であり、10年前と比較すると60施設減少しておりますことから、市町や郡・市医師会が実施しております休日・夜間の急患センターや在宅当番医制においては、当番医の確保が以前よりも困難になっているということにつきまして、認識をしているところです。

県におきましては、小児医療体制の確保に向け、在宅当番医制度などの充実や効率的な運用について、市町に対し、助言を行うとともに、小児科医の確保や広域的な救急医療体制の整備

に取り組んでおります。

また、子どもの休日・夜間における急な病気やけがに関する不安を解消し、症状に応じた適切な受診を促して、医療機関の負担軽減を図るため、平成20年より「子ども医療電話相談窓口（＃8000）」を導入しており、1か月当たり約1,100件の相談を受けております。

県といたしましては、引き続き、広域的な二次医療圏の医療提供体制の強化に取り組むとともに、関係者と連携して、市町の取組を後押しし、持続可能な小児医療体制の確保に取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 私からは、医療的ケア児の支援につきまして、2点答弁をさせていただきます。

まず、医療的ケア児の通学支援の成果と課題についてのお尋ねでございます。

医療的ケア児の通学を支援するために、今年度から、長崎、佐世保、諫早の特別支援学校3校におきまして、登校時に保護者に代わってタクシーに同乗して、医療的ケアに対応する医療的ケア通学支援看護職員を新たに配置をいたしております。

保護者の方々からは、「負担軽減や精神的な支援につながった」とのご意見をはじめといたしまして、「児童生徒が保護者と離れて看護職員等と同行することで、自立する機会につながった」とか、「朝のリズムが整うことで登校時間が早くなった」、こうした声も寄せられておりまして、一定の成果が得られているものと考えております。

今後、これを持続的な取組とするためには、医療的ケア通学支援看護職員の安定的な確保が課題となりますので、引き続き、関係機関と連

携しながら、人材の確保と安全・安心な通学支援の実施に努めてまいります。

次に、盲学校への医療的ケア児の受入れについてのお尋ねでございます。

盲学校で医療的ケア児を受け入れるためには、新たな医療的ケア看護職員の配置、あるいは障害特性に応じた施設設備等の整備が必要となります。

また、これらに加えて、今後、継続した一定の就学希望者が見込まれることも必要な条件となってまいります。

これまで、特別支援学校の適正配置につきましては、障害の種類や程度のうち、対象となる児童生徒数の推移、また、地域の教育的なニーズを踏まえ、「長崎県特別支援教育推進基本計画」及びその「実施計画」に基づきまして検討を進めてきたところでございます。

このため、今後の受入れの可能性につきましては、こうした県全体の動向も踏まえたうえで、就学希望者の見込みや地域のニーズ等の調査、研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） 県内における特定地域づくり事業協同組合の設立状況、課題、県の支援についてのお尋ねでございます。

特定地域づくり事業協同組合は、現在、県内において、平戸市、対馬市、壱岐市、五島市、雲仙市の5市で組合が設立されております。

本制度の活用に当たり、一部の市町や組合からは、組合員数の拡大や派遣する職員の人材確保が難しいといった課題があると伺っております。

県としては、こうした課題に対応するため、市町職員と組合職員の意見交換の場を設けるほか、先進的な取組の研修会などを実施しており

ます。

今後とも、市町と連携しながら、本制度の推進を図ってまいります。

○議長（徳永達也君） ごう議員—31番。

○31番（ごうまなみ君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、残り時間、幾つか再質問を行わせていただきます。

まず、依存症対策についてでございます。

先ほど、相談窓口の周知と相談内容に応じたきめ細やかな対応を引き続き行っていくというお話でございました。これまで私も断酒会の当事者の皆様にいろいろとお話を伺ってまいりましたが、アルコール依存症の場合、まずは肝臓機能の低下などで内科的疾患として一般病院を受診なさいます。そして、入院して治療を行って体調が改善したら、また、退院した後に飲酒を繰り返してしまい、症状が悪化していくパターンが多いということでした。

一般病院とアルコール依存症の専門機関、精神科病院などとの連携がもっと綿密に取れていれば、より早期にアルコール依存症に対して治療を開始できると思っておりますけれども、県としては、連携について、今後どのような取組を行っていくのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 一般医療機関とアルコール依存症専門医療機関との連携につきましては、令和4年度から専門医療機関の少ない離島や県北地域など、複数の医療圏域を対象といたしまして、専門医療機関と一般医療機関、相談支援機関などとの連携を目指し、定期的に研修会を開催するなど、依存症診療のネットワーク構築に取り組んでいるところです。

来年度は、一般医療機関の医師が研修会へ参

加することが少ないといった課題を克服すべく、日本医師会生涯教育制度の単位が付与される研修会となるよう、内容を一部見直すなど、一般医療機関の医師の参加を促す取組を強化することにより、依存症専門医とのさらなる連携促進を図ってまいりたいと存じます。

○議長（徳永達也君） ごう議員—31番。

○31番（ごうまなみ君） 本当に連携することがとても重要だと思っております。

先日、私は、SBIRTSの研修会に参加をいたしました。SBIRTSとは、依存症の疑いのある人を早い段階で発見し、専門的医療機関や自助グループにつなげる取組のことでありまして、この取組をしっかりと県の計画の中に組み込んでいく必要があるのではないかと私は思っております。

アルコール依存症は、放置すれば死に至ってしまいます。断酒をするか、死ぬか、その2択と言われております。その後、AAや断酒会など自助グループにつながっていけば、断酒成功率は50%に上がります。そして、死亡率は8.5%に下がります。一方で、つながらずに参加する機会がなければ、断酒成功率は14%、そして死亡は53%というすごい数字を伺ってまいりました。一刻も早く、しっかりとした連携が取れるということが命を助けることにつながりますので、ぜひとも、今後、この取組をやってほしいと思います。

また、長崎県内に依存症専門の病院数が少ないというふうに感じております。先日、また大村の長崎医療センターの精神科も医師の不足により新規外来の受入れができなくなったという報道もあっております。

今後、医師会や大学病院等としっかりと話し合いをして、体系づくりを整えていただければ

と思っております。

あと、もう一つ、要望ですが、アルコール依存症の支援計画の期間が12年という長期になっておりました。ほかのギャンブルとかであれば、計画期間が3年とかなんですが、この12年というものが、あまりにも長いのではないかと。社会状況がどんどん変わっていく中、的確に、きめ細やかに支援を行うためには、計画期間の見直しというものも検討していただければと思っております。

次に、訪問看護ステーションについて、再質問です。

訪問看護ステーションは、医療的ケア児のほか、主に高齢者の在宅医療を支える中心的な存在であります。しかし、最近の物価高騰によりまして、ガソリン代や駐車場代などの負担が増えており、現在の介護報酬では十分な措置ができておらず、多くの事業所が経営に苦しんでいるとお聞きしています。

長崎市は、車の入らない坂道が多く、近隣の有料駐車場に止めざるを得ないほか、山間部や離島などでは長距離を自動車で移動する必要があり、自転車や公共交通を利用して効率のよい訪問ができる都市部と比較しても、必要経費がかさみ、物価高騰の影響が大きいものと思われます。

そこで、訪問看護ステーションのこうした苦しい状況、現状に対して、県はどのように対応していけるのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 訪問看護ステーションを含む介護事業所につきましては、エネルギー価格などの高騰により厳しい状況にあるため、これまでも国の支援策を踏まえた予算措置を講じてきたところであり、令和6年11月の

補正予算におきましては、5億3,600万円を計上し、影響額の一部について支援を行っているところとです。

県といたしましては、これまでも本県知事が全国知事会を代表して参加しております国の社会保障審議会における介護報酬制度に関する議論において、地方の厳しい実情を説明してまいりました。

今後とも、機会を捉え、物価高騰や地理的要因による影響を踏まえた適切な介護報酬となるよう、要望をしてまいります。

○議長（徳永達也君） 　　ごう議員—31番。

○31番（ごうまなみ君） 私のところには、「離島では施設のレスパイトができるどころもなく、在宅で訪問看護師に頼る部分が大いんです」といった声が届けられております。実際、保護者の皆様方、また、高齢者を介護される方々にとっても、これは非常に切実な問題だと思っております。

そのような中、例えば、離島では小児の点滴の管理が行える訪問看護ステーションがなかったりして、医療的ケアの必要がある子どもたちが安心して自宅で暮らせない現状というのも起こっております。

そしてまた、現在の物価高騰などで、経済的理由で、訪問看護ステーションが廃業に追いやられているところもあると伺っております。これは絶対に避けなければならないというふうに感じております。

県は、これまでも看護協会と連携を取りながら研修に努めていただきまして、本当にステーションを増やす努力もしていただいているけれども、今後は、やはり守る努力というものをしていかなないと、在宅医療が成り立たないのではないかというふうに感じております。

そして、知事は、離島のご出身でありますので、誰よりも離島の状況はおわかりになっていると思いますけれども、やはり長崎県の地理的な状況を踏まえ、先ほども社会保障審議会で発言されて、要望されているということでございましたが、私は、一定、長崎県の在宅医療を守るために県単での何か検討もする必要があるのではないかというふうに感じております。その点、知事、今どのようにお考えでしょうか。

○議長（徳永達也君） 　　知事。

○知事（大石賢吾君） 私自身も離島出身でございますので、離島の人材も含めた難しさといったことは、理解しているつもりでございます。県民の皆様が安全・安心に暮らせる社会の実現といったことも非常に重要なことでありますし、そこに県が担っている役割といったものは、非常に大きなものがあると思っております。

ただ、これを県だけで実施することは、なかなか難しいものもございますので、関係者の皆様と協力しながら、理解をいただきながら取り組んでいくことが必要と思います。

その中で、限られた財源の中で、県がどのようなことができるのか。それはもう実情を踏まえながら、また、国等の動き等も注視しながら、何ができるのか、常に考えていく必要があると思っております。

○議長（徳永達也君） 　　ごう議員—31番。

○31番（ごうまなみ君） 引き続き、前向きにお願いしたいと思います。

次に、大黒町の再開発について、お尋ねいたします。

知事や土木部長は、車椅子を押して、長崎のまちを歩いた経験がおありでしょうか。（「ありません」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。もし、なければ、長崎駅前周辺の周辺や港周辺

を車椅子を押して、ぜひ歩いていただければと思っていますんですね。

なぜ、この話をするかというと、先日、長崎県身体障害者団体連合会の関係者にお話を伺いました。「これまで、長崎の新しいまちづくりの計画時に、会議に呼ばれたり、意見を求められたりしたことはありますか」との問いに対して、「ありません」というお答えが返ってきました。「そもそも障害者や弱者のことが頭にならないのか」というようなお声も聞こえました。

今の長崎駅前の再開発の状況を見ている、住民の皆様からの声を聞いていても、人に寄り添った計画になっているのかということに、私も少し疑問を感じるところであります。

多様性の時代です。誰一人取り残さない持続可能な長崎県づくりを今後していかなければなりません。

そこで、ぜひとも障害者の方々の生の声というものをお聞きいただきたいと思っているんですが、今後、障害者団体等に意見聴取をしたり、会議に招集したりという予定はございますでしょうか。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 現時点、予定はしておりませんが、ごう議員がご指摘のとおり、障害をお持ちの方をはじめとして、様々な利用者の方にご意見を伺うことは、本当に意義があることだと思います。

今後、その方法について考えさせていただきたいと思います。

○議長（徳永達也君） ごう議員—31番。

○31番（ごうまなみ君） ありがとうございます。

ぜひとも実現をしていただきたいと思います。

弱者に優しいまちは、全ての人に優しいまちになりますので、よろしくお願いいたします。

次に、プロスポーツの件で、本日質問させていただきましたが、プロスポーツクラブの拠点になっているスタジアムシティについても少しお話ししたいと思います。

プロスポーツクラブを応援する機運の醸成については、ご答弁をいただきました。様々な取組を行っていただいております。その中でスタジアムシティの存在自体について、県としてどのようにお考えなのかなというふうに思っております。

本来ならば公共で整備するようなスタジアムやアリーナを民間が1,000億円投資をして建設していただきました。そして、ここには1,000人の雇用も生んでいるわけでありまして。大型の企業誘致と捉えることもできるのではないかなというふうに感じています。

そして、お話を聞くと、移住して、ここで働いているんですというスタッフも数名いらっしゃいました。

そして、意見交換させていただいたんですが、これまでサッカーの5試合で9万6,000人、そして、バスケ20試合で10万9,000人、合計20万5,000人を集客しています。ほかにもスタジアムシティ全体で開業3か月で140万人、来場されているということなんですね。

今後、長崎県にこのスタジアムシティがどれだけの経済効果をもたらしているのかという検証をする必要も出てくると思います。もちろん、一企業を県として支援するということは公平性を欠いてしまいますので、もちろん企業努力が第一であるということは理解をしております。

しかし、この施設が存続できない場合の長崎県の損失は大きいと思いますので、存続させて

いくためには、何らかの支援策を見出していくべきではないかと思っております。

現在、県のふるさと納税の企業版ふるさと納税などを見ても、様々なテーマで支援する策があるようでございますが、今後、このようなふるさと納税を利用して長崎県の青少年育成のための支援策の仕組みをつくるとか、また、国際大会を県が一緒になって誘致をして、県のほかの施設とともに利用できるようにするとか、また、現在、無料開放されている部分もあるので、その部分を県民に活用してもらうような策、例えば、「歩こーで！」を使った何かイベントをやるとか、そういったことを計画していくべきではないかと思っておりますけれども、知事、何か今の段階でお考えはありますでしょうか。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） スタジアムシティですね、先日、私も県民応援フェアがございましたので、応援も兼ねて行ってまいりました。非常に賑わっておりますし、県民の皆様からも非常に親しまれている感じがうかがえたところです。

今、ごう議員から経済的な側面でのお話もございました。それに加えて青少年がスポーツに触れる機会であるとか、一流選手のプレーを実際に見れる場所であるとか、経済効果ももちろん大きなものがございますけれども、それに加えて様々な効果があるものだと思っております。

ですので、数字以上のものも含めて、どこに公益性を見出すかというところもありますけれども、そういったところも我々として注視をしつつ、県民の福祉の増大、また、県勢の発展のために、より連携をしていけるところはしていくといった取組が必要になるというふうに思っております。

今年度は、先ほど部長からも答弁がございましたけれども、プロスポーツクラブとの連携であったり、また、そういった中で県民とより触れ合っていただけるような機会の創出といったことも試みとして取り組んでいきたいと考えております。

いずれにしても、今後とも、民間の方々のお力も借りながら、県勢の発展に寄与することができるよう、県としても取り組んでいきたいと思っております。

○議長（徳永達也君） ごう議員—31番。

○31番（ごうまなみ君） 知事、ありがとうございました。今後も、しっかりと連携を取りながら後方支援をお願いしたいと思います。

次に、国民保護計画について、これは要望でございますが、国から指示を受けて、今後も動いていくものと思われますけれども、長崎県としては、県民の生命、そして財産を守らなければならないと思っております。宿泊施設、医療、そして食料の提供などをしていく中、そこに関わる事業者に多大な損失を与えてはいけないと思いますので、やはり資金の面などで折り合いがとれない部分もあろうかと思いますが、そこはしっかりと国に強く要望を続けていただければと思います。

次に、医療的ケア児でございますけれども、たまたま生まれてきた子どもに障害があっただけで、地域の学校に通えないという現状なんです。子どもたちや保護者は、本当に大きな負担がかかっている状況で、でも、学校に通いたいという思いを強く持って、今、一生懸命通ってくださっております。

社会の状況が変化している中で、やっぱり学校の在り方も変化をせざるを得ない状況にきているのではないかと考えております。不登校の

こともありますし、また、少子化で学校が消えるということは、地域の灯が消えていくことになります。そういった意味では、やっぱりインクルーシブな教育等をもう一回、再検討していくタイミングにきているのではないかと思いますので、調査を行っていただきたいと思います。

まとめとなりますが、今回も、私は、「誰一人取り残さない長崎県づくり」を基本に置きながら、質問させていただきました。令和7年度は、総合計画の最終年度であり、次期計画に向けて諸々精査されていくことと思います。知事も、1期目の最終年、知事が思い描く「未来大国」が、人の痛みに寄り添ったやさしい大国になるよう、心から望みまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（徳永達也君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

— 午前11時 2分 休憩 —

— 午前11時15分 再開 —

○議長（徳永達也君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

宅島議員—27番。

○27番（宅島寿一君）（拍手）〔登壇〕皆様、おはようございます。

自由民主党、雲仙市選挙区選出、宅島寿一でございます。

質問に入ります前に、吉村 洋副議長のご逝去に謹んでお悔やみを申し上げ、ご冥福を心からお祈り申し上げます。

また、本日は、県内から数多くの傍聴の皆様方、ありがとうございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

知事及び関係部局長の答弁をよろしくお願いいたします。

1、知事の政治姿勢について。

（1）経済の活性化について。

本県の経済情勢については、財務省長崎財務事務所の経済報告によると、「県内経済は緩やかに回復しつつある」とされ、先行きについても、「雇用・所得環境が改善する中で、各種施策の効果もあり、緩やかな回復が続くことが期待される」と発表されております。

このような中、国においては、賃上げによる物価上昇を上回る経済の実現を目指した「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を策定し、これに伴い、本県においても国からの交付金等を活用しながら、各種施策を構築されていることと思います。

そこで、知事として、現下の経済情勢を踏まえた県内経済の活性化について、今後、どのように取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

2、産業労働行政について。

（1）企業誘致について。

大石知事が、知事に就任されて3年がたちました。この間、企業誘致に尽力され、3年間で京セラをはじめとして26件の誘致を実現し、1,500名の雇用の場を創出されたと伺っており、大きな成果を上げられていることを評価いたします。

特に、九州に目を向けると、熊本県を中心に半導体関連の投資が相次いでいるほか、福岡県北九州市では、台湾の半導体企業の工場立地や、トヨタ、日産のEV向け電池工場の大型投資が発表されるなど、九州においても成長市場への投資が相次いでおります。

そこで、本県においても、目まぐるしく変化する経済状況を的確に捉え、企業誘致の推進を図ることが必要と考えますが、県は、どのような方針で誘致活動を実施していくのか、お尋ねいたします。

（2）半導体関連産業について。

前回の私の一般質問において、九州地方知事会などで進められている「新生シリコンアイランド九州」の実現に向けた取組について、長崎県でもこうした需要を取り込むため、スピード感を持って取組を進めていただくようお願いしてきたところであります。

こうした中、県では、本県の特徴を活かした「半導体産業成長戦略」を策定され、来年度から集中的に関連施策に取り組むこととされております。

そこで、アンカー企業誘致に向けた取組と県内サプライチェーンとの連携について、どう取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

3、水産行政について。

（1）養殖業の振興について。

本県の養殖業においては、令和6年度は過去最大となる16億円の赤潮被害が発生するなど、養殖業の振興を図るうえで、赤潮対策は喫緊の課題となっております。

2年続けて大規模な被害に遭った橘湾東部漁協所属の養殖業者は、昨年9月に赤潮対策として足し網を導入している先進地を視察し、足し網についての意識が高まったと聞いております。

県は、令和6年度9月補正予算、11月補正予算により、特に、被害が大きかった橘湾東部漁協ほか2漁協を対象に、足し網等の導入支援を行うこととしたところでありますが、私は、こうした被害軽減対策は、より広く県内に普及を進めていくべきだと考えております。

足し網などの普及に向けた県の取組について、お尋ねをいたします。

（2）輸出拡大の取組について。

海外の水産物需要の拡大を背景に、本県水産物の輸出も順調に伸びており、生産者の所得向上を図るうえでも、輸出のさらなる拡大が期待されているところであります。

主要輸出国である中国向け水産物の輸出は、ALPS処理水の放出に伴い、令和5年8月から禁止されている状況が続いておりますが、昨年秋以降、日中政府間による交渉の動きがあるなど、輸出再開に向けた動きが見られており、近く解禁することが予想されます。

そこで、県は、今後どのように水産物輸出の取組を進めていくのか、お尋ねをいたします。

（3）水産加工施設整備について。

本県の水産物の輸出拡大を図るうえで、安定生産が可能な養殖魚の輸出をさらに伸ばすべきと考えますが、本県の場合は、輸出拠点となる加工施設がないことが課題であります。

欧米向けの輸出の多くは、相手国の衛生管理基準（HACCP）に対応した県外の加工施設を経由して出荷されており、本来、本県で享受すべき加工の付加価値が県外に奪われております。

こうした課題を解決するためには、本県に輸出拠点となり得る加工施設を整備すべきと考えております。

令和5年11月定例会において、同様の質問をいたしました。

県は、「加工場並びに関連施設を保有する県漁連と連携し、施設整備を進め、輸出量の増大を目指す」と答弁されておりますが、その後の進捗状況をお尋ねいたします。

4、農林行政について。

（1）本県農業産出額の推移について。

本県は、温暖な気候であるものの、離島・半島や中山間などの条件不利地が多いことが特徴であり、各地域では、この特徴を活かした多様な農業が展開されております。

しかし、生産現場は、高齢化や後継者不足により、農業従事者は減少傾向であり、かつ近年の生産資材の価格高騰など、大変厳しい状況に置かれています。

本県の基幹産業である農業を維持・拡大していくためには、限られた優良農地や、限られた労力での生産量確保や販売額向上などを図っていくため、県においては、各種施策に取り組まれておりますが、その成果を測る指標としての農業産出額の推移と目標について、お伺いいたします。

（2）農地の基盤整備について。

私の地元である雲仙市においても、農地の基盤整備が進められておりますが、整備された地域では、産地が拡大されるとともに、担い手農家や農業後継者が育成されるなど、活力ある地域が増えております。

このような中、現在、整備が進められている雲仙市南串山町岡南部地区は、中山間地で地形条件が厳しく、狭い農地で道路もない中で、農家の皆様が懸命になって営農されており、一日も早い事業完成を望まれております。

そこで、現在、雲仙市で進められている農地の基盤整備事業の進捗状況について、お尋ねいたします。

5、防災・減災対策について。

（1）防災・減災、国土強靱化について。

県において、「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」の予算により、防災事業や島原道路などの高規格道路整備、港湾の第一線防波堤の強化、トンネルや橋梁の老朽化対策など、

様々な事業で大きな進捗が図られております。

そのような中、国は、5か年加速化対策後の計画である「国土強靱化実施中期計画」について、令和7年6月を目途に策定する方針を示しました。

これにより、国土強靱化の取組が継続されるものと期待をしております。

県として、今後も、予算を継続的かつ安定的に確保するため、どのように取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

（2）緊急浚渫推進事業について。

河川の緊急浚渫推進事業は、令和2年度から令和6年度までの時限事業でありましたが、事業期間が令和11年度まで延長される見込みと伺いました。

今後も、本事業を積極的に活用し、浚渫等の対応が必要と考えており、これまでの県内における本事業の実施状況と今後の取組方針について、お尋ねをいたします。

（3）国道57号・富津防災について。

島原半島の西側、雲仙市愛野町から小浜町間の国道57号は、長崎や県央方面への唯一の幹線道路であります。しかし、周辺地域は、起伏の激しい地形であるため、災害発生リスクがあり、防災面での課題を抱えております。

特に、危険度の高い富津地区において、防災上危険な箇所を回避し、災害に強い道路ネットワークを構築することを目的に、国が令和4年度からバイパス整備に着手していただきました。

能登半島地震や日向灘地震の影響で、島原半島の住民は非常に不安を感じており、バイパスの早期完成が望まれております。

そこで、この国道57号・富津防災の現在の進捗状況について、お尋ねをいたします。

（4）消防団の活動について。

消防団員が減少する中、女性消防団員数は全国的に増加傾向にあります。

消防庁によると、令和6年4月1日現在で、全国の消防団員のうち、女性消防団員は2万8,595人となっており、前年から641人増加しております。

長崎県においても、消防団員数1万7,017人、うち女性団員は353人、女性消防団員は、高齢者宅を訪問しての火災予防活動や、住民を対象とした応急手当講習、住宅用火災警報器の設置促進など、幅広い分野で活躍が期待されており、本県においても女性消防団員の活躍に向けた取組が必要であると考えております。

そうした中、本年11月13日、全国から多くの女性消防団員が集う「全国女性消防団員活性化大会」が本県で開催されるとお聞きしており、このような大会が本県で開催されることは、大変有意義であると考えております。

そこで、本大会において、その内容はどのようなものなのか、また、その後の消防団活動にどのように活かしていくのか、お尋ねをいたします。

6、観光行政について。

(1) インバウンド対策について。

本県の令和6年の外国人延べ宿泊者数は、11月末現在、約55万人となっており、前年同時期と比較すると、約1.3倍と増加傾向にあるものの、コロナ禍前の令和元年と比較すると、約7割の回復にとどまっている状況であります。

特に、訪日需要が高い台湾からの誘客については、福岡や熊本から本県を周遊してもらうという考え方もありますが、私は、やはり長崎～台湾の直行便を誘致し、獲得すべきだと考えております。

台湾線については、既に、九州では本県と大

分県を除く5県に就航している状況であります。昨今の燃油価格、人件費、物価などの高騰により、誘致に伴う様々な交渉は大変困難な状況にあるとは理解をしておりますが、多くの県民の皆様が台湾線の直行便就航を強く要望されております。

そこで、県では、台湾からの直行便誘致についてはどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

(2) 外国人材の活用について。

日本を訪れる外国人旅行者が過去最多となる中、国際航空路線の誘致等、積極的にインバウンドを本県に取り込み、旅行者数、旅行消費額等の増加といった経済効果を最大化するためにも、受け皿となる宿泊業の人手不足の解消は急務と考えております。

県においては、今年度、宿泊施設における外国人材の導入のきっかけにしてみようとして、ネパールからインターンシップ生の受入れを進めていると聞いておりますが、現在の状況と今後の取組について、お尋ねをいたします。

7、福祉保健行政について。

(1) 看護人材の確保対策について。

人口減少や少子・高齢化が進行する中において、どのように担い手を確保するかということは、様々な分野に共通する重要な課題であります。

今後も、後期高齢者の増加が見込まれており、安心して暮らし続けられる長崎県づくりのためには、福祉保健分野においても看護や介護を担う人材をしっかりと確保していく必要があると考えます。

看護分野においては、高校生が地元地域の看護師等養成所で学び、看護師の資格を得て卒業され、県内の医療機関や福祉施設に就業し、次

の世代の担い手となる、こうしたサイクルを継続することが大切であると考えます。

しかし、一部の養成所では、定員割れが生じるなど、厳しい状況にあると伺っております。

今後も、看護師を養成していけるよう、養成所運営への支援を強化すべきと考えますが、県の対応をお尋ねいたします。

（2）介護人材の確保対策について。

本県は、急速に少子・高齢化が進み、ひとり暮らしの高齢者の増加も見込まれており、地域において介護サービスを整備し、維持していくことがますます重要になってまいります。

しかしながら、各産業での人材獲得意欲も高まる中で、介護分野の有効求人倍率は、令和5年度に2.53倍と、産業全体を大きく上回り、介護事業所では、人材の確保に大変苦勞されていると聞いており、特に、若い方は介護の仕事に就いて、きつくて大変との印象が強く、介護現場で働きたくないという方が多いという話も伺っております。

県は、これまで、介護現場のテクノロジー導入に対し、今年度3億円の予算を計上するなど、積極的に支援をしておられますが、テクノロジーの活用などによって、現場で働いておられる方々の負担をできるだけ減らし、介護の仕事の魅力を上げていくことが、人材を確保するためには非常に重要と考えますが、県の考えをお尋ねいたします。

8、教育行政について。

（1）長崎県遠隔教育センターについて。

遠隔授業の配信拠点である「長崎県遠隔教育センター」が、大村市の県教育センター内に、令和7年4月に開設されます。

離島・半島部に多くの高校がある本県において、ICTを活用して遠隔授業を配信したり、外

部人材などを活用し、オンラインで生徒の学びを充実させたりすることは意義が大きく、長崎らしい遠隔教育の取組を大いに期待しているところであります。

今年度は、先行して、4つの高校に情報Ⅰの授業を配信し、単位認定を行うと聞いております。小規模高校を対象とした遠隔授業の準備については、課題の洗い出しを進め、その解消に努めてこられたと思います。

一方で、遠隔教育センターの掲げる取組の一つである、例えば、キャリア教育の充実など、県立高校の全ての生徒を対象にした配信コンテンツの準備は進んでいるのでしょうか。現在の準備状況について、お尋ねをいたします。

9、土木行政について。

（1）工事書類の簡素化について。

建設業において、将来的な担い手不足が懸念され、令和6年度から建設業にも時間外労働の上限規制が適用された中、業務の効率化、省力化は不可欠であります。

その方策の一つとして、工事書類の簡素化があります。工事書類の作成には、多大な時間を要していることから、簡素化することができれば、著しく業務が改善されるものと思います。

また、業界からも工事書類の簡素化を求める要望が県へ行われていると聞いております。

そこで、工事書類の簡素化に向けて、県としてどのように取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

（2）地域の拠点となる港湾整備について。

離島・半島を数多く有する本県では、海上航路は、住民生活及び物資の輸送など、地域の生活基盤を下支えする重要な役割を果たしていると考えております。

本県は、台風の常襲地帯に位置し、台風の強

大化が顕著となる中、ひとたび大規模災害等が発生し、岸壁が長期にわたり使用できなくなれば、住民生活に多大な影響を及ぼすこととなります。

このため、本土や他県との定期航路を有する厳原港や多比良港など、地域の拠点となる港湾において、その機能を維持していくために、防波堤の増強など、必要な整備を行っていくべきだと考えておりますが、県の見解について、お尋ねをいたします。

（3）幹線道路ネットワークの整備について。

県内の高規格道路には、未開通区間が約4割も残っており、まだまだ完成にはほど遠い状況であると感じております。

産業振興や地域活性化など、県土の均衡ある発展を推進していくためには、幹線道路ネットワークを早期に構築することが必要不可欠であります。

そこで、幹線道路ネットワークの整備に向けた県の考え方と、これらの各路線の進捗状況について、お尋ねをいたします。

10、ハラスメント対策について。

（1）人権尊重に関する条例の制定を求める県議会の意見書への対応について。

県議会では、昨年2月、「県議会議員によるハラスメントを防止するための条例」が制定されました。

そこで、県議会としては、長崎県においても、全ての県民に人権尊重や人権侵害の防止を広く訴えるとともに、人権が尊重され、あらゆる差別や偏見のない社会を実現するため、人権尊重に関する県等の責務や、市町及び関係機関との連携、相談体制の強化や対応策などを盛り込んだ人権尊重に関する条例を速やかに制定していただきたいとの県議会の意見書を提出したとこ

ろであります。

その後、県は、この意見書に対して、どういった取組をしているのか、お尋ねをいたします。

以上で、壇上からの質問を終了し、以後は、対面演壇席から再質問させていただきます。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 宅島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

現下の経済情勢を踏まえた県内経済の活性化について、今後、どのように取り組んでいくのかのお尋ねでございます。

私は、県民の生活を豊かにするためには、その基盤となる経済をしっかりと回していくことが大変重要であると考えております。

そのため、まずは直面しております物価高騰等への対応として、国の交付金等を活用し、市町と連携したプレミアム商品券発行などの生活者支援のほか、地域を支える中小・小規模事業者や第一次産業従事者等の生産性向上のための省エネ設備の導入や、デジタル化の支援など、きめ細やかな施策を講じてまいります。

併せて、今後の県勢のさらなる発展を見据えた取組にも注力する必要があると認識をしており、半導体関連分野におけます地場企業等によるサプライチェーン構築支援や、持続可能な農林水産業の振興、観光やIT関連分野の人材確保・育成等に努めてまいりたいと考えております。

引き続き、社会経済情勢を注視しながら、市町や関係機関等と一体となって県民生活を下支えし、県内経済活動の活性化に資する施策の推進に力を尽くしてまいりたいと考えております。

残余のご質問につきましては、関係部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） まず、誘致方針について、お答えいたします。

県では、他県との競争を勝ち抜き、本県に成長企業の投資を呼び込むためには、国内外の経済状況や企業の投資動向を踏まえた企業誘致活動が重要と考えております。

このため、変化する経済状況を注視するとともに、直接企業を訪問し、投資動向の変化をリアルタイムで把握するよう努めております。

それらの情報を踏まえ、現在の企業誘致方針においては、製造業は、世界的に市場が拡大し、国内市場も活発化している半導体関連や、電気自動車関連の企業を中心に誘致活動を展開しており、また、オフィス系については、世界的にAIの活用などで目覚ましく成長しており、かつ本県の大学等から輩出される優秀な人材の強みも活かせる、情報関連分野を中心に誘致活動を実施しております。

このほか、造船業で培った高い技術と人材を有する県内企業のサプライチェーンを活かせる分野として、航空機関連や海洋エネルギー関連において、アンカー企業をターゲットとした活動を実施しております。

今後とも、地域間競争を勝ち抜き、本県への企業誘致を実現するため、変化する経済の状況や企業の投資動向等を踏まえた誘致活動に努めてまいります。

次に、アンカー企業と県内サプライチェーンとの連携についてのお尋ねでございます。

県では、県内サプライチェーンの構築、強化を図るため、令和12年度に県内企業の売上高が1兆206億円を達成することなどを目標とした「長崎県半導体産業成長戦略」を策定し、県内企業への波及効果が期待できる半導体製造装置関連において、アンカー企業誘致に向けた工業

団地の整備を検討するとともに、県内企業の受注拡大に向け、設備投資や技術力向上などに対する支援を行うこととしております。

また、産学官で構成する「ながさき半導体ネットワーク」を核として、引き続き、人材育成・確保に取り組むとともに、リスクリングの拠点などを有する「新生シリコンアイランド九州」の強みを活かし、新たに他県とも連携した人材育成策などを進めてまいります。

今後とも、戦略に掲げた各種施策を実施することにより、県内サプライチェーンの構築、強化を進めてまいります。

○議長（徳永達也君） 水産部長。

○水産部長（吉田 誠君） まず、足し網などの普及に向けた県の取組について、お答えいたします。

足し網は、赤潮発生時に養殖魚のへい死を軽減させる有効な対策であることから、県は、各養殖産地に対し、先進県の効果事例や使用方法などの情報提供を行いながら、導入を働きかけてまいりました。

また、既に足し網の導入を進めている3漁協と同様に、ブリ類やクロマグロなどの赤潮被害が懸念される漁協に対しても予算措置を行ったところであります。

今後、足し網の導入効果を他産地と共有することにより、県内へ広く普及してまいりたいと考えております。

次に、今後、どのように水産物輸出の取組を進めていくのかについて、県は、中国への輸出再開に備えて、関係者と連携を密にしているところであり、解禁した際には、他県より早く輸出を再開するとともに、イベントや展示会への参加などにより、長崎産水産物のシェアの回復・拡大を図ってまいりたいと考えております。

また、韓国、香港、タイにおきましては、商談会やフェアへの参加、バイヤー招聘などにより、販路の開拓を進めております。

今後は、本県の強みを活かした輸出のさらなる拡大を目指し、生産量日本一の養殖クロマグロをリーディング商品として、アジア諸国へ新たな販路開拓を進めるなど、販路拡大と価格向上を図り、漁業者の所得向上につなげてまいりたいと考えております。

最後に、輸出増大を目指すための加工施設の整備にかかる進捗状況について、県内で拠点となり得る加工施設の整備については、現在、県漁連において、必要な加工場の規模、能力のほか、関連する製氷施設や冷凍庫の再配置等も含めた検討が行われており、県もこの協議に参画し、必要な助言・指導を行っております。

県としては、引き続き、高度な衛生管理が求められる諸外国への輸出も可能となるような施設整備に向けて、先進県の事例や国別の輸入規制などの情報提供を行い、県漁連による具体的な計画づくりを後押ししてまいります。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 本県の農業産出額の推移についてのお尋ねですが、本県の令和5年の農業産出額は1,590億円で、10年前と比較して146億円の増となっております。

品目別では、肉用牛は53億円の増、野菜は21億円の増、いも類は20億円の増となっており、農地の基盤や集出荷施設の整備のもと、環境制御技術の導入による施設野菜の単収向上、省力化機器の導入や労力支援等を活用した露地野菜の作付拡大、肉用牛の増頭など、生産者の方々が進めてこられた様々な取組の成果があらわれたものと考えております。

今後とも、このような取組を進め、「第3期

ながさき農林業・農山村活性化計画」の令和7年目標額である1,714億円の達成を目指してまいります。

次に、現在、雲仙市で進めている農地の基盤整備事業の進捗状況についてのお尋ねですが、農地の基盤整備は、生産性の向上や担い手の確保を図るうえで極めて有効であり、計画的な事業推進が重要と考え、現在、県全体では32地区で事業を実施しております。

そのうち、雲仙市では5地区の整備を進めており、令和5年度末での進捗率は、愛津原地区で95%、桃山田地区で42%、宮田地区で64%、岡南部地区で31%、横田地区で8%となっております。

県としましては、今後とも、計画的な事業推進に向けて、しっかりと予算確保に取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 土木部技監。

○土木部技監（植村公彦君） 防災・減災、国土強靱化に関するお尋ねですが、土木部では、3か年緊急対策と5か年加速化対策を合わせ、令和6年度補正までに1,488億円の予算を確保し、国土強靱化の取組を進めております。

しかし、その取組は、いまだ道半ばでございまして、今後も継続的かつ安定的な予算の確保が不可欠であると考えております。

このため、加速化対策終了後の令和8年度からの新たな計画の早期策定などを、知事が先頭に立って、国へ繰り返し要望してまいりました。

そのような中、国は、計画期間を5か年とすることや、加速化対策を上回る予算規模とすることなどを盛り込んだ「国土強靱化実施中期計画」の策定方針を先月示しており、今後、その内容について、全国の自治体などに意見を求めると聞いております。

県としましては、実施中期計画の内容が継続的かつ安定的な予算の確保につながるよう、国に対し地域の実情をしっかりと訴えるとともに、引き続き、機会あるごとに要望を行い、必要な予算の確保に努めてまいります。

次に、緊急浚渫推進事業に関するお尋ねですが、県管理河川における本事業の取組状況としましては、令和2年度から令和6年度までの5年間で、総事業費約73億円、実施箇所数は約550か所となっております。

県の管理する河川には、堆積した土砂等により、治水安全度が低下している箇所が、まだ数多く存在しており、引き続き、財政上有利な起債事業である本事業を活用し、計画的かつ集中的な浚渫を行い、治水安全度の確保に努めてまいります。

次に、国道57号・富津防災に関するお尋ねですが、国道57号・富津防災につきましては、延長3.4キロメートルのバイパス事業として、国において令和4年度に事業化され、これまで現地測量や地質調査、道路設計などが進められております。

昨年11月には、千々石地区と小浜地区で地元説明会が開催され、用地幅杭の設置が行われるとともに、令和6年度補正予算の配分後は、橋梁設計に前倒しで着手するなど、事業の加速化が図られているところです。

県としましては、引き続き、富津防災の整備促進を国に働きかけてまいります。

次に、地域の拠点となる港湾整備に関するお尋ねでございますが、港に押し寄せる波浪は、気候変動の影響によりまして、今後増大するものと想定されており、国においては、昨年、技術基準を改訂し、将来の波浪増大を見越した施設設計を行うこととされたところでございます。

このため、県では、地域の拠点となる港湾において、新たな基準に照らして、既存施設の安定性を検証し、必要に応じて堤体の拡幅やかさ上げによる防波堤の強化を行うなど、施設の強靱化を計画的に進め、将来にわたって港湾機能を確保してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 危機管理部長。

○危機管理部長（今富洋祐君） 消防団の活動についてのお尋ねですが、「第30回全国女性消防団員活性化長崎大会」につきましては、県消防協会などの主催により、本年11月13日に長崎市で開催されます。

本大会では、全国から女性消防団員を中心に、約3,000人の参加が見込まれており、先進的な取組などの発表や記念講演、パネルディスカッションなどが予定されております。

県内の女性消防団員にとっては、全国で活躍する女性消防団員と交流する、またとない機会であるとともに、大会の準備等を通じて、県内での交流を深める機会でもあります。

大会を契機に、女性消防団員の意識を一層高めるとともに、横のつながりを築いていただき、例えば、女性消防団員の活動を情報発信する継続的な取組として発展させるなど、さらなる活躍と各地域における活動の活性化につなげてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（村田利博君） 台湾からの直行便誘致についてのお尋ねでございます。

本県における令和6年の外国人延べ宿泊者数は、台湾が韓国に次いで第2位であり、今後もインバウンドの誘客拡大が期待できる市場であると考えております。

また、令和元年度に長崎～台湾線の連続チャーターを実施した際には、搭乗率が9割を超え

るなど、ニーズの高い路線であると認識しております。

県といたしましては、これまで航空会社や旅行会社と継続して協議を行っているところであり、新規路線の誘致については、市場のニーズや就航に伴う経済効果などを総合的に勘案しながら、粘り強く取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（伊達良弘君） 宿泊業における外国人材の受入れに関する県の取組についてのお尋ねでございます。

今年度、県では、県旅館ホテル生活衛生同業組合と連携して、海外大学等からのインターンシップ生の受入れを進めておりますが、昨年12月に第1期生となる9名の学生がネパールから来県し、県内5つの宿泊施設でインターンシップを開始しております。

受入れた宿泊施設からは、「勤勉で接客能力が高い」という評価のほか、はじめて外国人材を受入れた宿泊施設からも、「従業員との関係性も良好で、継続して受入れを進めたい」との声も伺っております。

こうした取組は、宿泊施設での外国人材受入れのきっかけづくりになるほか、インターンシップ生卒業後の本県への特定技能等による就労にもつながっていくものと考えており、宿泊施設の人手不足解消に向けて、次年度は、新たにインドネシア等からの受入れにもついても調整を進めてまいります。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田淳一君） 看護人材の確保対策について、お尋ねですが、医師会が設置・運営をしております看護師等養成所は、卒業生の県内医療機関等への就業率が高く、本県の医療提供体制を確保するうえで、重要な役割を担

っていただいていると認識しております。

そのため、県といたしましては、「看護師等養成所運営等事業補助金」により、医師会が設置・運営しております養成所に対する支援を行っているところです。

しかしながら、少子化などの影響により、入学者数が減少傾向にあり、一部で定員割れが生じておりますことから、県内の看護職員の確保と養成所の安定的運営を図るため、令和7年度から支援を拡充したいと考えております。

具体的には、養成所における看護教育のさらなる充実のため、看護師国家試験の合格率に応じた加算措置などの新設や、人口減少などが著しく、学生や担い手確保が非常に厳しい地域の実情を踏まえ、へき地加算を追加することとしております。

県といたしましては、養成所による運営改善に向けた取組とあわせて、卒業生の県内医療機関等への就業促進などを通じて、引き続き、看護職員の確保に努めてまいります。

次に、介護人材の確保対策について、お尋ねいただきましたが、昨年12月に、中高生やその保護者を対象に県が行ったアンケートでは、介護の仕事に対して、「きつい仕事」というイメージを持っている方が多く、人材を確保するためには、テクノロジーの活用によって、働き方が改善された介護現場の実情を幅広く知ってもらうことが重要であると考えております。

昨年夏に実施しました県の調査では、介護施設の75%が、見守り、入浴支援、業務支援ソフトなどの機器を導入し、業務時間の短縮や職員の身体的な負担軽減に効果を実感されており、働きやすい職場環境づくりが進んでいるという状況があります。

県といたしましては、引き続き、テクノロジー

一導入支援をはじめ、処遇改善につながる効果的な施策を推進するとともに、こうした介護現場を取り巻く環境の変化について、機会を捉えて積極的に発信することで介護人材の確保につなげてまいります。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 長崎県遠隔教育センターについてのお尋ねでございます。

遠隔教育センターでは、地域や学校規模等に捉われない、多様で豊かな学びを提供するために、主に小規模高校への授業配信に加えまして、全ての県立高校を対象に、キャリア教育の一環といたしまして、外部人材を活用したオンライン講演会ですとか、あるいは進路ガイダンスなどを実施いたしているところでございます。

例えば、離島地区の宇久、奈留、北松西、豊玉の4高校におきましては、メタバース技術を活用いたしまして、それぞれの学校から生徒たちが県内の経営者にインタビューを行う合同授業を実施いたしました。約7割の生徒が、メタバースを「使いやすい」と回答いたしまして、また、約9割の生徒が「講座内容に満足」と回答をいたしておりました。

来年度から、この遠隔教育センターとして本格稼働をいたすわけでございますけれども、魅力ある授業はもちろんでございますが、キャリア教育や国際交流学習といった様々なコンテンツを準備いたしまして、配信をしてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） まず、工事書類の簡素化について、お尋ねをいただきました。

県におきましては、平成20年度から業界団体と意見交換を行い、内容が類似するものや口頭報告で足りるものを削減するなど、工事書類の

簡素化に努めてきており、その内容を「土木工事書類スリム化の手引き」として取りまとめ、官民が共有しながら取組を進めてきました。

また、今年度の新たな取組といたしまして、これまで工事に関する契約保証等の証書の提出を書面に限定しておりましたが、令和7年1月から、電子保証による取扱いを開始し、事務負担の軽減を図ったところでございます。

このような中、業界団体からは、さらなる工事書類の簡素化が求められており、県と業界団体でワーキンググループを立ち上げ、デジタル技術の活用による効率化の視点で簡素化に向けた検討を行うこととしております。

その結果を踏まえ、工事書類のさらなる簡素化に努めてまいります。

次に、幹線道路のネットワークの整備について、お尋ねをいただきました。

県では、力強い産業の育成や交流人口の拡大等による地域活性化を図るとともに、強靱な県土づくりを進めるため、高規格道路の整備を重点的に進めております。

まず、西九州自動車道は、県内の全長60キロメートルのうち、41キロメートルが供用中であり、来年度には松浦から平戸インターチェンジ間の7.5キロメートルが供用予定です。

また、今月23日には、暫定2車線区間であります佐々から佐世保中央インターチェンジ間の4車線化工事が完成予定であります。

島原道路は、全長50キロメートルのうち25キロメートルが供用中でありまして、国と県で合わせて21.7キロメートルを整備中でございます。

西彼杵道路は、全長46キロメートルのうち18キロメートルが供用中でありまして、現在、6.6キロメートルの整備と約9キロメートルの環境影響評価の手続きを進めております。

東彼杵道路につきましては、国と連携しながら、事業化に向けて環境影響評価の手続き中でございます。

長崎南北幹線道路の茂里町から滑石間は、今年度中に国の事業認可を取得する見込みで、来年度から用地交渉に着手予定でございます。

引き続き、県内の幹線道路ネットワークの整備促進に全力で取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 人権に関する意見書対応のお尋ねですが、県では、近年、SNS等での発信のあり方や性の多様性など、人権課題が多様化・複雑化しており、改めて県が人権施策を進めていくに当たっての基本的な視点や考え方、施策の方向性の整理が必要と考え、昨年5月に「人権施策のあり方に関する検討委員会」を立ち上げております。

検討委員会は、弁護士や大学教授等の有識者7名で構成しており、現在、ご議論をいただいているところでございます。

昨年2月に県議会から「人権尊重に関する条例の制定を求める意見書」をいただいております、今後、検討委員会で取りまとめられたご意見を参考にしながら、人権尊重の条例を含む人権施策の方向性について検討してまいります。

○議長（徳永達也君） 宅島議員—27番。

○27番（宅島寿一君） それぞれ、ご答弁ありがとうございました。

まず、長崎県の県内総生産額、これは最新の情報で、令和3年度の額が4兆6,207億円ですね、県内の総生産額、そして、県民一人当たりの所得金額が257万1,000円ということで発表されております。

こういった数字が、県民の安心・安全で豊かな生活ができるかという指標で発表されるわけ

でありますけれども、まだまだ長崎県においては低い水準であると言わざるを得ません。こういったことをどんどん上に上げていくために、今日、質問させていただきましたけれども、産業労働部長から、令和12年度までに半導体関連産業の県内総生産額を、約1兆円を目指すという大変うれしい答弁がございました。

県の産業振興財団においても、15年以上にわたり継続的に企業訪問をされております。

企業の誘致にもかなり成功をされておりますが、一方で、立地後も人材の採用や操業開始に向けた企業の様々な調整等を継続的に県や産業振興財団が支援した結果、企業との信頼関係が強まり、本県においても、さらなる規模拡大につながった事例もあるとお聞きしておりますが、どのような企業があるのか、お伺いいたします。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 県と県産業振興財団では、企業を誘致するに当たっては、企業進出が決定した時点で企業に対する支援が終わるものではなく、本県における事業開始以降が支援の中心と考え、工場やオフィスの立ち上げの際に、企業から寄せられる、人材の採用をはじめとする様々な相談にきめ細かに対応しております。

このような本県の企業に寄り添った支援や、産学官が連携した人材確保の取組等について、誘致企業に評価いただき、県内で追加投資を実施していただいている企業も数多くあります。

具体的には、航空機分野において、第5工場まで増設し、現在では本県のサプライチェーンの中核となっている企業や、BPOや情報関連分野において、県内に複数の拠点を増設し、進出当初の3倍以上である1,500名近くまで雇用を創出していただいている企業などもあります。

今後とも、県と県産業振興財団では、良質な雇用の場の拡大に向け、誘致企業の信頼を得るための取組を全力で進めてまいります。

○議長（徳永達也君） 宅島議員—27番。

○27番（宅島寿一君） 本当に、今、諫早のソニー、また、今後立地、建設される京セラなど、本当に優良企業が長崎県に企業立地をされて、どんどん雇用もされて、この長崎県において経済活動をされるということは、大変うれしく思います。

今、産業労働部長から説明がありましたとおり、今後も引き続き、県の産業振興財団を中心にしながら、一層の企業訪問等々を行っていただいて、優良企業の誘致に努めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、農地の基盤整備についてであります。

先ほど、農林部長から答弁をいただきましたけれども、特に、雲仙市においては、県内の総生産額の約半分が島原半島、そのうちで一番多いのも雲仙市でございます。雲仙市における農業基盤整備の前後を比較して、どのように具体的な効果事例があったのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 具体的な事例として、99ヘクタールの畑地整備を行った雲仙市の山田原地区では、事業前後で作付率が135%から194%へ1.4倍に拡大するとともに、飼料作物主体から収益性の高いブロッコリーの導入が積極的に進められたことで、農業産出額は2億円から5.7億円へと大幅に増加しております。

また、収益性が向上したことにより、新たな若い担い手が就農し、地元小学校では児童数が増加するといった効果もあらわれております。

○議長（徳永達也君） 宅島議員—27番。

○27番（宅島寿一君） やっぱり農業は、基盤

整備事業を行うことによって、農家の方の所得が上がっていく、そして、お子さんやお孫さんに、それが受け継がれていくということで、非常に重要な事業であります。特に、山田原地区においては、ブロッコリーで天皇賞もいただくなど、本当に頑張っておられます。引き続き、県においても農業基盤整備につきましては、全力で取り組んでいただくようお願いいたします。

次に、外国人材の活用について、お伺いいたします。

インターンシップ事業において、今年度、ネパールから県内5つの施設で学生9名を受入れ、来年度は、対象国の拡大にも取り組むということでありました。

短期間の受入れということで、事業者が取り組みやすく、実際に外国人材を受入れるきっかけになるものと考えておりますが、まだまだ受入れ人数が少ないように感じております。

今年度の実績を踏まえ、受入れ施設を増やすために、今後、どのように取り組まれようとしているのか、お尋ねをいたします。

○議長（徳永達也君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（伊達良弘君） 今回、事業開始に当たり開催した説明会には、50の宿泊施設から申し込みがあり、大学からも38名の応募がありましたが、結果として、5つの宿泊施設で9名の受入れにとどまっております。

インターンシップ生の受入れに至らなかった事業者からは、「今年度の実施状況を見て判断したい」との声が多く聞かれたことから、その解決に向けて、受入れ宿泊施設での業務見学を兼ねた意見交換会を実施したほか、インターンシップ期間における評価を取りまとめ、広く情報共有を図ってまいります。

また、今年度は、宿泊業の基本スキルが高い

観光専門大学から受入れたところではありますが、事業者からは「もっと高い日本語スキルを持った学生がほしい」との声もあったことから、次年度は、より日本語スキルの高い学生の受入れに向けて調整を進めてまいります。

○議長（徳永達也君） 宅島議員—27番。

○27番（宅島寿一君） 特に、外国人材、ホテル関係者のことだったんですけども、農業とか、建設産業とか、介護とか、今からさらに外国人材が増えてくると予測されます。

そうした中で、文教厚生委員会などで、私も発言をしてまいりましたが、やはり地域の廃校になった小学校や中学校、公共施設等々、こういったものを、そういった外国人材のために整備をして、寄宿舎的な整備を図って、それを民間企業に提供するというようなことを進めていくと、企業としても外国人材を受入れやすいというようなことを、数多くの経済人の方からもお聞きしておりますので、ぜひそういったところも前向きに検討していただければというふうに思います。

次に、看護人材の確保対策についてであります。

答弁にございましたけれども、私としても医師会が設置・運営している養成所は、卒業生の県内就業率が約8割でありまして、地域医療を支えるうえで非常に重要な役割を担ってもらえると考えております。

仮に、養成所がなくなれば、看護師確保が困難となり、地域医療の崩壊を招きかねないことから、県におかれても、看護師等の養成所に対して、しっかりした支援の継続をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田淳一君） 先ほども答弁さ

せていただきましたとおり、看護人材の確保、こちらに当たりましては、看護師等養成所が果たしている役割は非常に大きいというふうに県としても認識しているところでございます。

県といたしましても、引き続き、しっかりと支援を継続してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 宅島議員—27番。

○27番（宅島寿一君） 今、現在、看護師を志す方、数多くいらっしゃるんですけども、その中でも大学の看護学部に進みたいというような声が数多くございます。今、県内においては、医師会が運営されております養成所、これをもとに進めておられますけれども、今から必要な看護人材、介護人材をしっかり育成していくためにも、やはり大学内における看護学部の新設の声があるということをぜひ認識していただいて、今後のそういった人材確保のことを含めて検討していただければというふうに思います。

次に、インバウンド対策でありますけれども、先ほど台湾のことを質問させていただきました。前回も、台湾の台北からの直行便の一般質問をいたしましたけれども、本当に長崎県と大分県以外は台北に就航してしまっていて、数多くの方が台湾からお見えでありますし、数多くの日本人の方がアウトバウンドとして台北、台湾に行かれております。

大体台湾の人口が2,500万人、そして、年に大体4回ぐらい国外に旅行されるというデータがあります。なので、台湾から年間に約1億人の方が海外に旅行されると、その中でも日本は非常に人気の観光地でありますので、距離的にも近いですし、ぜひ、長崎にも直行便を飛ばしていただきたいというような、台湾の関係者の方からも、そういうお声をいただいておりますけ

れども、文化観光国際部としても、今後、きち
っと対応していただきたいと思っておりますけれども、
いま一度答弁をお願いいたします。

○議長（徳永達也君） 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（村田利博君） 先ほど
もご答弁さしあげましたけれども、今、議員も
ご紹介いただきましたとおり、台湾からは多くの
の皆様が日本に来ておられまして、その中で九
州、そして長崎にも多くの皆さんがお越しいた
だいております。韓国に次いで2番目に多い外国
人延べ宿泊者数でございます。

私どもといたしましても、本当に非常にニー
ズの高い国であり、路線であると思っております
して、重点地域に掲げながら、今後も引き続き、
継続的に協議を進めて、粘り強く取り組んでい
きたいと、そのように考えております。

○議長（徳永達也君） 宅島議員—27番。

○27番（宅島寿一君） しっかり取り組んでい
ただきたいと思えます。

知事、残りの任期があと一年となりました。
この一年間、本当に知事の活躍を期待しており
ます。今日、傍聴にお越しの皆さん方も、本当
に大石知事に期待をされている方々が多くお見
えでございます。この最後の一年に向けた知事
のご意志を答弁賜りたいと存じます。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 今年度、今年は私の任期
の最終年度になります。これまでも申し上げて
きましたけれども、私の任期の最終年度という
ことももちろんありますけれども、総合計画も
最終年度を迎えます。県政の諸課題も多くござ
いますけれども、一つでも多く、一日も早く解
決できるように全力を尽くしてまいりたいと思
っております。

○議長（徳永達也君） 午前中の会議は、これに

てとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時17分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

○議長（徳永達也君） 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

坂口議員—15番。

○15番（坂口慎一君）（拍手）〔登壇〕 皆さ
ん、こんにちは。

諫早市選挙区選出、自由民主党の坂口慎一で
ございます。

冒頭、このたびご逝去されました吉村 洋副議
長に、謹んで哀悼の誠を捧げますとともに、多
年にわたるご貢献とご功績に対しまして、深い
敬意を表する次第でございます。

ご冥福をお祈りいたします。

それでは、一問一答方式にて質問をさせてい
ただきます。

1、道路行政について。

（1）「生活道路」の30キロ規制について。

昨年7月23日に「道路交通法施行令の一部改
正」が閣議決定され、生活道路の速度規制が60
キロから30キロへと引き下げられます。

施行が令和8年9月からということで、まだ時
間的な余裕はあるものの、報道等でもあるよう
に、住宅地などにあつて日常的に利用され、道
幅も狭い、いわゆる生活道路について、一律に
時速30キロまで引き下げられるということで、
一定の周知時間が必要ではないかと考えます。

本政令の改正について、その概要と県民に対
する周知の方法について、警察本部長にお尋ね
いたします。

なお、以後の質問については、対面演壇席よ
り行います。

○議長（徳永達也君） 警察本部長。

○警察本部長（遠藤顕史君） お答えいたします。

いわゆる生活道路等への法定速度30km/hへの引き下げにつきましては、ご指摘のとおり、令和8年9月1日から施行されます。

その内容でございますが、中央線や中央分離帯などが設置されていない一般道路を、これまでの法定速度60km/hから30km/hに引き下げることによってございます。

施行後は、道路構造により30km/h及び60km/hと法定速度が2種類となりますが、現在設置されている道路標識等による速度規制は継続されますし、また、交通の状況によりまして、必要な箇所には道路標識等による速度規制を新たに実施するということもあり得ます。

施行まで1年半ほどの期間がございますので、県警ホームページ、SNS、広報チラシ等を活用し、また、交通安全講話の機会等を利用するなどいたしまして、広く周知が図られるよう努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 坂口議員—15番。

○15番（坂口慎一君） そもそも、この生活道路には法律上の明確な定義がないという指摘もあります。一般のドライバーにとっては、どの道路が生活道路に該当するのか、あるいはしないのか等の判断が難しいことが考えられますが、生活道路に該当する道路の定義と、混乱を防止するための方策について、再度お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 警察本部長。

○警察本部長（遠藤顕史君） お答えいたします。

いわゆる生活道路につきましては、一般道路のうち、主として地域住民の日常生活に利用される道路というふうに解してございます。もともと、ご指摘のとおり、現場の状況に違いがござ

いますので、一律の線引きは難しいというのが実情です。

そこで、改正されました道路交通法施行令におきましては、法定速度を30km/hとする対象の道路は、「生活道路」と規定するのではなくて、道路標識や標示により中央線が設けられていない道路などとされているところでございます。

中央線が摩耗した道路とか、中央線が設けられている区間と設けられていない区間が混在する道路などもございます。道路管理者と連携を図りつつ、必要な点検、補修を行うほか、十分な広報に努めるなど施行に向けた準備を着実に進めてまいります。

○議長（徳永達也君） 坂口議員—15番。

○15番（坂口慎一君） この制度を導入するに当たっては、道路改良中の路線についての対応や中央線の設置など、道路管理者である市町との協議も必要になってくるものと考えますので、そういった対応や県民への十分な周知を、県民生活に混乱が生じることをないように努めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

2、財政について。

（1）長崎県の財政状況について。

国内の経済状況を見ますと、内閣府が本年2月17日に公表した名目GDPの2024年の速報値は、前年度比2.9%増の609兆2,887億円となり、過去最高を記録したということです。国内での新工場建設といった半導体関連の投資や、人手不足に対応するためのDX関連などの投資が牽引役となったといえます。

一方で、GDPの半分以上を占める個人消費は実質ベースではほとんど横ばいで、様々な物やサービスが値上がりし、名目の購入額が増えて

も、家計が実際に購入する数量を増やせていない状況がうかがえるということです。

近年では、例年、大型の補正予算が編成されるようになり、国の歳出が増加傾向にあることが、名目GDPの増加に寄与しているということです。

政府が閣議決定した令和7年度の一般会計予算案の総額は、約115兆5,000億円と当初予算としては過去最大となる一方で、財源の4分の1を国債に頼る厳しい財政状況が続く見通しであるといえます。

我が国の経済情勢や国家の財政状況を踏まえつつ、まずは本県の財政状況はどのようなになっているのか、伺います。

○議長（徳永達也君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 本県は、県税などの自主財源に乏しく脆弱な財政構造にあり、加えて令和7年度以降は、社会保障関係費や公債費の増加等により財源調整のための基金の取り崩しが見込まれるなど財政状況はさらに厳しさを増していくものと考えております。

こうした状況をしっかりと認識し、引き続き、施策の重点化や着実な収支改善等に取り組むなど健全な財政運営に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 坂口議員—15番。

○15番（坂口慎一君） 今後は、社会保障関係費や公債費の増加、基金の取り崩し等見込まれているということで、本県の財政状況は厳しさを増していくという見通しで、見解であります。

（2）令和5年度決算分の財務諸表等について。

地方財政の場合、収支の不足を赤字国債などの公債発行で賄うことのできる国家財政と異なり、様々な制約の中で予算編成を余儀なくされるという特徴があります。県債を含む地方債の発行は、地方財政法第5条に規定されるものに

限られており、公共財の財源として充当されるものであります。

県債残高が、その主なものである負債に着目した場合、財務指標としては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率がありますが、この財務指標は、一般会計に限らず関係団体を含む連結ベースで将来負担を認識、確認できる一方で、その充当先である公共財、すなわち資産の状況までは確認できないものとなっております。

その点、国が全国の地方公共団体に対して導入を進めた新公会計に基づく財務諸表については、資産との対比で負債を確認できるものとなっております。それまでの自治体会計では把握することができなかった資産の時価等を把握できるものとなっております。新公会計制度に基づく財務諸表は、法定の決算書類ではないため、あまり重要視されていない面もありますけれども、資産と債務の改革という側面から極めて重要な財務書類であると考えます。

そこで、最新である令和5年度の財務諸表について、概要を伺います。

○議長（徳永達也君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 今、議員ご指摘のございました新地方公会計制度に基づく財務諸表の中で、本県の令和5年度の決算について申し上げます。

貸借対照表における資産、こちらは3兆71億円でございます。負債は1兆4,303億円、資産から負債を差し引いた純資産は1兆5,768億円となっております。

また、地方自治体の行政活動にかかる人件費や物件費等の費用に減価償却費などを加えて算出する純行政コストは5,630億円となっております。

なお、これらの指標にかかる県民一人当たりの数値と順位について申し上げますと、全国統計がある令和4年度の決算で比較いたしますと、資産が233万円で4位、負債が111万円で16位、行政コストは46万円で20位となっています。

○議長（徳永達也君） 坂口議員—15番。

○15番（坂口慎一君） 本県の財務諸表の概要について、ご答弁をいただきました。

財務諸表のうち貸借対照表、いわゆるバランスシートからは、資産の老朽化や将来世代の負担について知ることができます。こちらのグラフをご覧ください。（資料掲示）

こちらのグラフ1は、資産残高と負債残高の推移をあらわしたものです。資産残高は、平成29年度末で3兆2,528億8,600万円となっておりまして、令和5年度では3兆71億9,000万円、先ほどご答弁いただきました数字となっております。年々減少傾向にあることがわかります。

一方、下のオレンジのグラフですけれども、県債残高は概ね1兆2,500億円台でほとんど横ばい、同水準にあることがわかります。

また、こちらのグラフをご覧くださいければと思います。（資料掲示）

こちらのグラフ2は、資産の老朽化比率と将来世代の負担比率をあらわしたものであります。上の青い線が資産の老朽化です。下のオレンジが将来世代の負担比率をあらわしたものになります。資産の老朽化は、年々増加傾向にある一方で、将来世代負担比率も年々増加傾向にあることがわかります。

県債残高を有形固定資産、無形固定資産の合計額で除した本県の将来世代負担比率は30%前後で、他県と比べて低い水準にあります。これは、本県は、離島・半島を多く抱えるため資産規模が大きくなっており、計算式の分母が大

きくなるため、結果的に低い水準になっていると考えられます。

しかし、資産規模が大きい反面、その老朽化の進展も著しく、令和5年度の資産の老朽化比率、いわゆる有形固定資産減価償却率は63%で、平成29年度の53.6%と比較して9.4ポイント上昇しているような状況にあります。

資産の老朽化比率は、近年上昇傾向にありますが、全国に比べてどのようになっているのか、伺います。

○議長（徳永達也君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 今、議員ご指摘のございました資産老朽化比率、正式には有形固定資産減価償却率でございますが、これは地方公会計における財務指標の一つで、資産の耐用年数が取得からどの程度経過しているかを示すものでございます。分子は、減価償却累計額、分母は、有形固定資産の取得価格の合計となっています。

全国比較が可能な令和4年度決算においては、全国平均が62.5%の中、本県は61.8%で、順位は高い方から25位ということで中位にございます。

施設の使用年数の経過により、全国同様、本比率は本県においても上昇傾向にあるところでございまして、引き続き、公共施設等総合管理基本方針等に基づき、適正な管理等に努めていく必要があると認識しております。

○議長（徳永達也君） 坂口議員—15番。

○15番（坂口慎一君） （3）資産規模と将来世代の負担のあり方について。

このグラフ1と2を合わせて考えますと、（資料掲示）資産規模がだんだん小さくなるにつれて、将来世代負担比率は増加傾向にあるということがわかるかと思います。将来世代負担比率

は、令和5年度は31.6%、平成29年度の25.4%と比較して6.2ポイント増加をしております。

今後、施設の老朽化対策等を計画的に進めていくうえでは、県債の償還など将来世代の負担にも留意する必要があります。

将来世代負担比率が近年、上昇傾向にありますが、全国に比べてどのようになっているか、確認させていただきます。

○議長（徳永達也君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 将来世代負担比率は、固定資産などの社会資本形成にかかる将来世代の負担の程度を示すものであり、分子は、地方債残高、分母は、有形固定資産等の合計となっております。

こちら全国比較が可能な令和4年度決算において比較いたしますと、全国平均53.1%に対し、本県は30.5%で、4番目に低い水準でございます。

これは、先ほど議員からもご指摘がございましたが、離島・半島を多く有する本県の地理的特性により、分母となるインフラ資産の規模が他県に比べて大きいことが主な要因となっております。

○議長（徳永達也君） 坂口議員—15番。

○15番（坂口慎一君） 以上を踏まえますと、財政状況を考える場合に、負債の残高の高い、低い、それを基準とした見方だけでは不足するのではないかというふうに考えます。

地方債は、基本的には公共財の形成にのみ充当できるということが原則でありますし、地方債の制度上、その償還については形成した公共財の耐用年数以内に定められていることから、債務超過にはならないという特性があります。そういったことを考えますと、資産の規模と合わせた県債残高の水準というものを考えていく

必要があると思います。

そこで、本県の県債残高を考える場合、その資産規模について合わせて考える必要があると思いますが、見解を伺います。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） これまでも地域の活性化や県民の安全・安心につながりますインフラの整備につきましては、費用対効果等、また緊急性等を十分精査しながら着実に推進をしてきております。

一方、整備に当たり発行します地方債の償還期間は、資産の耐用年数よりも短い取り扱いとなっておりますことから、財政負担にも留意する必要があります。そのため、国の有利な財源等も活用しながら、計画的な実施に努めてきているところでございます。

ただ、離島・半島などの条件不利地域を多く有する本県といたしまして、県民の安全・安心な暮らしや経済活動を支える社会基盤の整備の必要性は認識しているところでございますので、引き続き、財政面も考慮しながら適切に対応していきたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 坂口議員—15番。

○15番（坂口慎一君） 本来であれば、県債の償還に関わる減債基金の運用であったり、その他財政調整に関する基金などもありますので、そういったことも伺いたいところではあるんですが、今回は時間の都合上、割愛をさせていただきます。

（4）個人県民税の税収額の推移について。

個人県民税と県民所得について、伺ってまいります。

これまでは資産、負債といったストックについて議論をしてまいりました。財政状況を考える場合、これらに加えて歳入・歳出といったフ

ローの情報に着目することも重要であります。
ここでは、歳入のうち自主財源である県税について、特に、県税のうちでも県民の所得から得られる個人県民税について、伺いたいと思います。

本県は、人口減少が著しい状況にあります、そのような中で平成29年度以降の個人県民税の税収額の推移について、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 個人県民税は、県内に住所を有する県民に対し、個人市町村民税と併せ、お住いの市町が賦課徴収を行う税目であり、所得に応じて課税される所得割と、所得に関わらず課税される均等割で構成されております。

平成29年度から令和5年度までの現年課税分につきましては、調定件数が約100万件、収入額が約370億円から380億円で推移しているというところでございます。

また、令和3年度から令和5年度の直近の3年間で見ますと、調定件数は減少しているものの、収入額は増加しており、令和5年度は、令和3年度と比べて調定件数は約1万2,000件減少、収入額は約5億円増加している状況でございます。

○議長（徳永達也君） 坂口議員—15番。

○15番（坂口慎一君） では、次に、こちらのグラフをご覧ください。（資料掲示）

グラフ3は、本県の人口と県民一人当たりの個人県民税の推移について、示したものであります。

平成29年に137万6,371人であった本県の人口は、令和5年には127万9,871人となっており、この間で約9万6,500人減少をしております。

一方で、県民一人当たりの個人県民税額、下のオレンジのグラフですけれども、平成29年の

2万6,962円から、令和5年には2万9,735円と、年々増加傾向にあることがわかるかと思います。

また、先ほどご答弁の中にもありました調停件数について、1件当たりの額を算出しますと、約3万6,000円台から約3万7,000円台で推移をしているということでもあります。

県民の所得に応じて賦課されるという個人県民税の性質を踏まえ、人口は、減少しているにも関わらず、県民一人当たりの額が上昇傾向にあるということを考えれば、県民所得も上昇傾向にあるのではないかと、そういったことを推察することができるのではないかというふうに考えます。このことを税収という側面から確認をさせていただきまして、次の質問に移りたいと思います。

3、長崎県の製造業と半導体戦略について。

（1）長崎県の製造業の現状について。

①製造品出荷額等の現状について。

農業や観光業と並び製造業は、本県の重要な基幹産業の一つであります。近代以降、長崎は、造船業を中心として発展してきた歴史があり、現在、県では、造船業で培われた技術、人材を活かして半導体関連産業、航空機関連産業等の成長産業分野の振興にご尽力をいただいております。

また、製造業については、大きな雇用創出効果や経済波及効果が期待できるとともに、県税収入にも寄与しており、県でも積極的に支援されていると認識をしております。

特に、近年では半導体関連産業が成長を続けており、諫早市を中心に、県内企業の規模拡大や企業誘致など地域への産業集積が進んでおります。半導体関連産業については、良質な雇用の場としてのみならず、ほかの産業と比較しても付加価値額が大きく、県税収入にも大きなイ

ンパクトを与える産業であると考えております。

そこで、まずは半導体関連産業などの製造品出荷額等について、県全体や市町の状況について、お伺いをいたします。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 国の統計によると、本県の製造品出荷額等は1兆5,718億円となっており、このうち造船などの輸送用機械器具が3,523億円と最も大きく、次いで半導体などの電子部品・デバイス等が3,203億円となっております。

これを市町別に見ますと、諫早市が4,422億円と最も大きくなっており、長崎市の2,794億円、佐世保市の1,916億円が続いております。

○議長（徳永達也君） 坂口議員—15番。

○15番（坂口慎一君） 半導体関連産業が造船業に次ぐ基幹産業となっており、その半導体関連産業が集積している諫早市の製造品出荷額等が、県内で最も大きいということを確認させていただきました。

②従業員一人当たりの付加価値額等について。

私は、半導体関連産業については、ほかの産業と比べても、地域経済に与える影響が大きい分野であるというふうに考えておまして、それは付加価値額や給与にあらわれるものと考えております。付加価値額とは、売上げから原材料費等を除いたものであり、生産性の高さを示すものであるとともに、従業員らに支払われる給与の原資となるものと、そういうふうに考えております。

そこで、半導体関連産業における従業員一人当たりの付加価値額と給与の状況をお尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 国の統計による

と、本県の従業員一人当たりの付加価値額については、製造業全体が1,164万円となっているのに対し、半導体関連は、その3倍を超える3,662万円となっており、製造業の中では最も付加価値の高い産業となっております。

また、従業員一人当たりの平均月間給与総額については、製造業全体の32万5,877円に対し、半導体関連は、5割以上も高い50万5,391円となっており、製造業の中で最も高い額となっております。

○議長（徳永達也君） 坂口議員—15番。

○15番（坂口慎一君） ちなみにではありますが、従業員一人当たりの市町別の付加価値額を見ますと、長崎市が995万円、佐世保市が833万円、諫早市が2,355万円となっております。半導体関連企業の集積による構造の変化というものが見てとれるのではないかというふうに考えます。

半導体関連産業は、製造品出荷額も大きく、付加価値額は製造業の中で最も高いということデータをでもはっきりと示していただきました。半導体需要が高まる中で、今後も引き続き成長が見込まれている業界であり、企業も巨額の投資を行っているような状況であります。それらが実際に県民の生活にどのような、どれくらいの影響を与えているかということについては、これまであまり議論がなされてこなかったように思います。

このように半導体関連産業は、県民の所得向上を図るうえで、また、本県の税収を支えていくうえで非常に重要な産業であることが明らかになったのではないかとこのように考えます。引き続き、この分野の振興に力を入れて取り組んでいただければと思います。

(2) 長崎県半導体産業成長戦略について。

①どのような現状分析と課題認識のもとで策定されたのか。

私は、半導体関連産業の振興を図るためには、様々な取組を県民にもわかりやすくお示ししていくことが大切だと考えまして、昨年9月の県議会定例会、あるいは「成長産業・県土強靱化対策特別委員会」において、県の戦略としてまとめていただくことを提案してまいりました。

このたび県では、「長崎県半導体産業成長戦略」を策定していただいたところであります。

この戦略をつくりあげていく過程で様々な検討を重ねてこられたと思いますが、本県の半導体関連産業の現状と課題について、どのように認識をされているのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 県では、県内に、モバイル向け画像センサーで世界トップシェアを誇る企業や、シリコンウエハー製造において世界第2位のシェアを持つ企業の大規模生産拠点が立地しており、半導体関連の製造品出荷額等は熊本県に次ぐ九州第2位であるなど、本県は半導体関連産業の集積県であると考えております。

一方で、半導体関連の県内事業所数は、半導体関連産業が集積している他県に対し比較的に少ない状況にあるなど、本県の半導体関連産業はサプライチェーンの広がりには欠けているため、今後、県では、県内企業の受注拡大等によりサプライチェーンの充実・強化を図ることが課題であると考えております。

○議長（徳永達也君） 坂口議員—15番。

○15番（坂口慎一君） （3）令和7年度一般会計当初予算における半導体関連事業について。

今回の戦略策定に当たって、先ほどご答弁いただいた課題というものは、私も、そのとおり

というふうには受け止めております。基幹産業として本県経済を支えるためにも、携わる事業所数の増加や、それを支える人材の育成・確保は重要であると考えます。

そこで、こうした課題を解決していくために、戦略の初年度となる令和7年度当初予算において、具体的にどのようなことに取り組んでいくのか、そのことについて、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 県では、県内企業が造船業を通じて培った技術や人材が活かせる半導体製造装置分野において、アンカー企業の誘致や県内企業の受注拡大を後押しすることにより、県内サプライチェーンの充実、強化を図っていきたいと考えております。

具体的には、アンカー企業誘致に適した工業団地の整備を検討するとともに、来年度から事業拡大や新規参入を図ろうとする県内企業に対し、設備投資や専門家派遣による技術力向上などを支援するほか、県産業振興財団と連携し、県外大手企業とのビジネスマッチングの開催や、国内最大級の展示会への出展支援などを実施してまいります。

また、人材確保については、高校生や大学生に半導体産業への理解をさらに深めてもらい、県内企業を選んでいただくため、従来の企業見学会に加え、来年度から新たに企業の現場で加工技術や製造工程等を体験できる機会の提供を進めてまいります。

今後とも、成長が期待できる半導体関連産業のさらなる振興に努め、県内経済の発展を図ってまいります。

○議長（徳永達也君） 坂口議員—15番。

○15番（坂口慎一君） 引き続き、取組を進めていただきますようお願いをいたします。

（4）半導体産業における再生可能エネルギーの利用について。

県の半導体戦略にもありますように、半導体関連企業が事業活動を行っていくうえで、二酸化炭素等の温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーの重要性が高まってきております。カーボンニュートラルに向けた動きが世界的に加速する中で、企業においては、脱炭素の取組が不十分な場合は、サプライチェーンから外される時代にきているとも言われております。

半導体関連企業を県の基幹産業として、さらに振興していくためには、県内において、豊富な水の確保のほか、クリーンエネルギーである再生可能エネルギーの導入拡大が重要であると考えます。

広大な海域を活用した洋上風力発電の積極的な導入や、広い水域を利用した諫早湾干拓調整池での太陽光発電の検討など、本県の特徴を活かした半導体産業に貢献する再生可能エネルギーの導入について、県の考えをお尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 県では、広大な海域を有する本県の特徴を活かし、洋上風力発電など再生可能エネルギー関連産業の振興を図るとともに、県内で創出されたクリーンエネルギーを本県の優位性として、半導体関連の企業誘致などに活かしていきたいと考えております。

一方で、県内において再生可能エネルギーの導入拡大を図っていくためには、各地域の理解を得たうえで取組を進めることが必要と考えており、県では、新たな洋上風力発電の促進区域設定や諫早湾干拓地域など広域的なエリアでの事業実施に当たっては、市町と連携しながら丁寧に検討を進めているところであります。

今後とも、地域と連携して、再生可能エネルギーの導入拡大に努めるなど、県内における半導体産業のさらなる振興を図ってまいります。

○議長（徳永達也君） 坂口議員—15番。

○15番（坂口慎一君） ぜひ検討を進めていただくようによろしく願いいたします。

ここまで本県の製造業、特に半導体関連産業について取り上げてまいりました。

半導体産業は、2030年には1兆ドル、約146兆円産業になると言われております。我が国政府も、国内の半導体生産額、売上高を2020年の5兆円から2030年には15兆円超まで増加させることを目標としております。

また、九州経済産業局は、政府目標の15兆円のうち3兆円を九州で担うということを目指しております。

また、九州経済調査協会は、半導体関連産業の設備投資が九州地方に及ぼす2021年から2030年までの10年間の経済波及効果を20.1兆円と推計しておりましたけれども、昨年12月には23兆円に2.9兆円上方修正をしております。

地域別に見ますと、熊本県が13.3兆円と全体の58.2%を占めており、先ほどのご答弁にもありましたが、本県は2番手の位置にあるものの2.6兆円、11.1%と、その差は大きな開きが見られます。

また、本県の次には福岡県が2.1兆円、9.1%と間近に迫っております。福岡県では、北九州市で活発な動きが見られます。北九州学術研究都市の戦略として「サイエンスパーク構想」をまとめ、また、台湾半導体メーカーで製造後工程の世界最大手である企業の誘致に向けた動きも見られます。

本県の戦略としては、半導体製造装置の集積にご尽力をいただいておりますが、技術的にも

重要性を増す製造後工程の企業にも、ぜひ着目していただきますよう要望をいたします。

半導体関連産業は、まさに生き馬の目を抜くような変化と進展の早い分野であります。今後とも迅速かつ緊張感を持って、鋭意お取り組みいただきますようお願いをいたします。

4、国民保護に関する取組について。

（1）沖縄県の離島からの住民避難について。

①国・県・基礎自治体の役割について。

国は、台湾有事を念頭に、沖縄県の離島から九州・山口の8県に住民を避難させる計画づくりを進めております。本県も避難住民の受入れ先となっておりますが、本県における取組の状況については、午前中に、ごう議員の質問で取り上げていただきました。

私からは、この取組における国、県、基礎自治体の役割はどのようになっているのかということについて、伺います。

○議長（徳永達也君） 危機管理部長。

○危機管理部長（今富洋祐君） 避難住民の受け入れは、国民保護法に基づいて実施されることになり、今回の沖縄県国民保護訓練の取組におきましても、国、県、基礎自治体は、同法に定められた役割を担うこととなります。

まず、国は、受け入れる都道府県に対し、具体的な避難先地域を指示するとともに、住民の受け入れに関し救援の指示を行います。

次に、受け入れる都道府県は、国の方針の下、受入れ地域を決定し、市町へ通知したうえで、収容施設の供与や食品、飲料水の供給などの救援を行います。

受け入れる市町は、都道府県から通知を受け、救援の一部実施や県が行う救援の補助を行います。

○議長（徳永達也君） 坂口議員—15番。

○15番（坂口慎一君） ②長崎県の受入れ人数及び九州各県の受入れ人数について。

本県も避難住民の受入れ先になっているわけでありまして、既に報道等でも出ておりますけれども、住民避難計画については、本県も協力要請を受け、全体では12万人ともされる避難民について、長崎県の受入れ人数、九州各県の受入れ人数、これがどのようになっているのか、伺います。

○議長（徳永達也君） 危機管理部長。

○危機管理部長（今富洋祐君） 本県に対しましては、国から、沖縄県竹富町の住民約4,300人の受け入れについて検討依頼がなされたことから、避難後のコミュニティ維持や受け入れのキャパシティの関係から、長崎市3,300人、諫早市550人、大村市450人で受け入れる計画案を提出しております。

なお、他県の受入れ人数につきましては、国において、今月中に各県の計画を取りまとめたうえで公表される予定となっております。

○議長（徳永達也君） 坂口議員—15番。

○15番（坂口慎一君） （2）今後の調整と県民への周知について。

①県民に対して、特に、受入れ先である自治体の住民にどのように周知し、理解を求めているか。

本県においては、沖縄県の竹富町というところから4,300人の受け入れ、基礎自治体ごとの内訳は、長崎市が3,300人、諫早市が550人、大村市が450人ということでありました。

このことを受入れ先とされる自治体の住民に対して、どのように周知して理解を求めているのか、このことについて県の見解を伺います。

○議長（徳永達也君） 危機管理部長。

○危機管理部長（今富洋祐君） 今回の受入れ計

画につきましては、沖縄県の国民保護訓練に向けた取組であり、その公表につきましても、国の方針に沿って対応しているところでございます。先月、本県の計画案を国に提出したことから、作業状況や概要について公表いたしました。

受入れ先の自治体の住民に対しましては、計画内容と併せて、今回の取組が訓練想定のもので、実際には、この計画どおりに受け入れを行うとは限らないことを周知する必要があると考えており、国や受入れ3市と連携しながら、ホームページ等を活用して周知に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 坂口議員—15番。

○15番（坂口慎一君） ぜひ、受入れ先とされている自治体の住民に誤解とか混乱がないように周知に努めていただいて、理解を求めるようお願いをしたいと思います。

②長崎県国民保護計画の改訂について。

この国民保護に関しては、本県においても「長崎県国民保護計画」というものが策定をされております。今回の沖縄県の離島からの住民避難については、訓練想定のもので、実際の受入れ計画とは異なる、あるいは異なる可能性もあるというご答弁をいただきましたが、今回の取組に伴って、本県の国民保護計画の改訂を行う予定があるのかどうか、これについて伺います。

○議長（徳永達也君） 危機管理部長。

○危機管理部長（今富洋祐君） 現行の国民保護計画につきましては、武力攻撃事態等への対処として救援の内容等を定めており、今回の取組につきましても、この規定に基づいて実施するものでございます。

また、令和8年度の沖縄県国民保護訓練に向け、あくまで訓練上の想定として検討しているものであり、個々の訓練想定は計画自体に盛り

込む内容ではないことから、本県の計画を改訂する予定はなく、国にも、今回の取組に伴う改訂の必要がないことを確認しております。

○議長（徳永達也君） 坂口議員—15番。

○15番（坂口慎一君） いずれにしても、本県の県民の皆様にとって混乱が生じないように、今後、取組を進めていただきたいというふうに思います。

5、農政について。

（1）農産物の適正価格形成に向けた取組について。

①生産資材価格高騰対策について。

農水省がまとめた農業物価統計を見ますと、令和2年の価格を基準とした農産物や生産資材の物価指数の令和6年の平均は、概算ですが、農産物全体が115.9と、最近の米や野菜価格の高騰により上昇を見せております。

しかしながら、生産資材価格も120.7と、過去最高であった前年の121.3から減少はしたものの、高止まりしているような状況にあります。

特に、肥料、高熱動力、建築資材については130を超えており、また、飼料については140.9と依然として高い状況が続いております。

農産物価格も上昇している一方で、依然として生産資材価格が高止まりしており、農業経営を圧迫している状況が続いているものと考えます。

県として、生産資材価格高騰対策として、どのような支援に取り組んでいるのか、伺います。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 近年の生産資材価格の高止まりなど厳しい生産状況の中、農家の経営安定を図るため、県では、各振興局に相談窓口を設置し、新たな資金の借入れや営農の計画策定等を支援しております。

また、価格高騰の影響を受けにくい生産体制を整備するため、燃油や肥料の使用量を低減する資機材の導入を支援するとともに、国による施設園芸セーフティネット構築事業への加入を促進しております。

さらに、飼料価格の高騰対策として、配合飼料価格安定制度における生産者積立金を支援するほか、飼料用米や子実用トウモロコシなどの自給飼料の生産拡大、耕作放棄地での放牧等を推進しているところです。

今後とも、価格の動向を注視しながら、県内の農業者が将来も安心して営農を継続できるよう、関係機関と連携し、県としてしっかりと対応してまいります。

○議長（徳永達也君） 坂口議員—15番。

○15番（坂口慎一君） ②適正価格の形成に向けた取組について。

県としては、様々、物価高騰対策にお取り組みいただいて、支援をしていただいているものと考えますが、そもそもの農産物の価格形成については適正な価格形成が必要ではないかと、構造的な問題として、適正な価格形成が必要であるというふうにも言われております。

国では、農政の基本理念や政策の方向性を示す「食料・農業・農村基本法」を令和6年5月に改正し、我が国の農業を取り巻く世界的な情勢の変化、食料安全保障上のリスクや地球環境問題へ対応しようとしております。中でも、食料自給率の向上も含む食料安全保障の強化は、基本理念の中心として位置づけられております。

特に、今回の改正では、我が国農業を持続可能なものとするために、食料の持続的な供給に要する費用の考慮、第23条を新設し、食料の価格形成における持続的な供給に要する合理的な費用などの制度構築を進めております。

現在、国において進められている農産物の適正価格の形成に向けた取組について、直近の動向及び県の対応等について、伺います。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 県としましては、昨年6月に行った令和7年度政府施策要望において、生産資材価格や輸送経費等の上昇分を反映した適正価格で販売できる仕組みの構築について、最重点項目の一つとして国に対し要望したところです。

こうした中、国では、生産者や小売業者等との協議によるコストの指標づくりを推進しつつ、持続的な食料供給に必要な合理的なコストを考慮する仕組みについて、新たに法制化することを検討されております。

最終的な取引価格については、売り手と買い手の当事者間で決められるものですが、今後の国の検討状況を注視してまいります。

○議長（徳永達也君） 坂口議員—15番。

○15番（坂口慎一君） 特に、本県の場合ですと、費用という面でいいますと、やはり西の端っこということで、大消費地からは遠いという地理的に不利な状況もありますので、そういったことも含めて、ぜひ費用として適正価格に反映できるような仕組みになるように、県としても要望をしていただきたいというふうに考えますので、よろしくお願いをいたします。

（2）多様な人材の確保と支援について。

①多様な人材とは。

今回の改正では、農業従事者の確保も重要なテーマとして位置づけられております。我が国の農業従事者は依然として減少を続けており、令和5年度の「食料・農業・農村白書」によれば、基幹的農業従事者は、2023年、令和5年には116万4,000人と、2000年の240万人から20年

間で半減、また、農業従事者の高齢化も深刻で、2023年では65歳以上が82万3,000人で、全体の約7割を占めるという一方で、49歳以下の若年層の割合が13万3,000人で、全体の約1割にとどまるという状況になっております。

今回の法改正では、生産基盤の確保に向けた担い手の育成、確保、それ以外の多様な農業人材の役割の明確化が示されておまして、担い手の育成、確保を引き続き図りつつ、農地の確保に向け、担い手とともに地域の農業生産活動を行う担い手以外の多様な農業人材も位置づけるものとされております。

そこで、担い手に加え、それ以外の農業に携わる方々とはどのような人たちなのか、県の見解を伺います。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 国では、農業を担う者として、生産活動の主体となる認定農業者や認定新規就農者、集落営農の担い手、農地の保全・管理、集落機能の維持の役割を担う活動組織等を担い手以外の多様な農業者、農作業受託や人材派遣等を行う組織を農業支援サービス事業体と整理しており、県も同様に認識をしております。

○議長（徳永達也君） 坂口議員—15番。

○15番（坂口慎一君） ②担い手及び多様な人材の確保に関する取組について。

なかなかちょっと、言葉が少し違うぐらいの感じで、なかなか線引きというものもわかりにくく、難しい部分ではありますけれども、今後は、農業の主要な従事者である、いわゆる担い手という方々に加えて、兼業の農家であったり、集落機能の維持のために活動する、多様な農業者というふうに言われておりますけれども、そういった方々、あるいは、いろんな事業体です

ね、農福連携の福祉事業所であったり、あるいは外国人材であったり、多様な人材の確保に努めていかなければならないような状況でございます。

現在、これらの多様な人材の確保のため、県としてどのような取組や支援を実施しているのか、伺います。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 担い手に対しては、新規就農時や規模拡大等に応じた研修を実施するとともに、必要な施設、機械等の導入支援を行っております。

また、担い手以外の多様な農業者に対しては、農地、水路等の保全管理活動が継続できるよう、中山間地域等直接支払い交付金等による支援を行うとともに、ボランティア活動を行う企業などとのマッチングを支援しているところであります。

さらに、農業支援サービス事業体の活用に関する取組としては、株式会社エヌによる外国人材の受入れ拡大を行うとともに、令和7年度から、農作業の外部委託化について支援してまいります。

○議長（徳永達也君） 坂口議員—15番。

○15番（坂口慎一君） 様々、取組を支援、行っているわけですが、多様な農業人材という定義が少し不明確というか、なかなか概念として難しい部分がありますので、そういったところは一定整理をしていただいて、それに対する県の取組として、わかりやすくといいますか、お示しいただければ、少し一般の方にもわかりやすいのかなと思いますので、今後の検討として、よろしくお願ひしたいと思います。

6、不登校児童・生徒の支援について。

（1）不登校児童生徒の健康診断受診状況について。

小・中学校における不登校について、文部科学省の調査によれば、令和5年度の小・中学校における不登校児童生徒数は34万6,482人であり、前年度の29万9,048人から4万7,434人、率にして15.9%増加したということです。増加率は、令和4年度の22.1%から令和5年度の15.9%と、前年度と比較して若干低下したものの、11年連続して増加し、過去最高となったということです。

全国的には不登校の児童生徒は増加する傾向にありますが、本県における状況はどのようなになっているのか、まずは、不登校の定義及び不登校児童生徒数の状況について、伺います。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 不登校の定義につきましては、文部科学省におきまして、「病気や経済的理由によるものを除いて、何らかの心理的、身体的等の要因により年間30日以上欠席した者」とされております。

本県の公立小・中学校における令和5年度の不登校者数につきましては、小学校で1,278人、中学校で2,351人で合計3,629人と、平成30年度の1,556人と比較して約2.3倍の増加となっております。

○議長（徳永達也君） 坂口議員—15番。

○15番（坂口慎一君） （2）不登校児童生徒の健康診断受診の支援について。

本県においても、不登校児童生徒の人数は増加傾向にあるというご答弁でした。

そのような中、最近では不登校児童生徒の健康診断の未受診の問題が指摘をされております。報道等では、健康診断を受診しないことで、本来であれば発見される病気が見過ごされてしま

うなど、子どもたちの健康に影響を与えている事例もあるようです。

そこで、本県における不登校児童生徒の健康診断の受診状況はどのようなになっているのか、伺います。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 児童生徒等の健康診断につきましては、「学校保健安全法」によりまして、毎学年、定期に実施することが定められておりまして、各学校では、様々な工夫をしながら受診に努めているところでございます。

各学校における受診状況につきましては、市町立学校は、県教委では把握をしておりませんが、県立学校では、本年度、不登校児童生徒のうち43人が健康診断に必要とされる検査項目を全て受診していないという状況にございます。

○議長（徳永達也君） 坂口議員—15番。

○15番（坂口慎一君） 県立学校の不登校児童生徒の健康診断の未受診者は43人ということで、市町立学校の状況は把握されていないという答弁でありました。健康診断の未受診者が存在するということは、子どもの健康を考慮すれば課題であるように思います。

今後、県として、未受診者が受診できるようにするために、どのような対応や支援をしているのか、伺いたいと思います。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 健康診断につきましては、学校生活の円滑な実施だけではなくて、児童生徒の健康の保持・増進を図るために実施されるものでございまして、全ての児童生徒が健康診断を受診する機会を確保することは重要であると認識しております。

こうした不登校児童生徒が年々増加する中で、これまで学校におきましては、養護教諭を中心に個々の事情を踏まえた対応を行っていましたが、未受診を解消していくためには、今後、学校設置者も一緒になって取り組んでいく必要があると考えております。

そのため、県としましては、まずは年度当初に行う市町村教育委員会の担当者等を集めた会議の場などにおきまして、議員ご指摘の健康診断の実施状況、課題についての情報共有を図り、また、様々な取組事例を紹介するなどして、各学校における健康診断が円滑に実施できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 坂口議員—15番。

○15番（坂口慎一君） 学校現場も含めて様々ご対応いただくということでありましたけれども、そうした対応や支援を実施したとして、それがどう効果を発揮しているか、どのように状況が改善しているかを検証していくためには、やはり市町立の学校も含めた県全体の受診状況というものを把握する必要があると思いますが、改めまして教育委員会教育長の見解を伺います。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 児童生徒の健康診断につきましては、生徒個人個人、一人ひとりにおいて様々な状況がございますので、その一人ひとりに対して個別に対応していくことが必要だと思っております。まず、そうした事例につきまして、各市町教育委員会、私ども県教委が、それぞれ状況をしっかり把握して課題を認識することで、最終的にその数の把握というものも、その課題の共有認識というところから情報を得られていくかと思っておりますので、そうした形でしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 坂口議員—15番。

○15番（坂口慎一君） 今、私が申し上げたことは、県のいろんな取組を検証するために、やはりある種定量的な実態の把握というものは必要ではないかということで、ご提案をさせていただいたところであります。教育現場の状況と合わせながら、こういったことを検討していただければと思っておりますので、どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（徳永達也君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

— 午後 2時31分 休憩 —

.....
— 午後 2時45分 再開 —

○議長（徳永達也君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

坂本議員—20番。

○20番（坂本 浩君）（拍手）〔登壇〕 改革21、社会民主党の坂本 浩でございます。

まず冒頭、吉村 洋副議長のご逝去に当たりまして、心よりご冥福をお祈り申し上げる次第でございます。

私も2021年に、一年間でありますけれども、吉村副議長と監査委員をご一緒させていただきました。非常に気さくな方で、出張先では、夜、非常に元気な方だなというふうに思いましたけれども、本当に心からご冥福をお祈り申し上げる次第でございます。

それでは、質問通告に従いまして、一問一答で行います。

知事はじめ、理事者の皆様方のご答弁よろし

くお願い申し上げます。

1、被爆80年の平和・被爆行政について。

核兵器を巡っては、人類最後の日を示す2025年版の終末時計が89秒と過去最短となっていることが報道をされております。このことに象徴されるように、核兵器使用のリスクが世界各地で高まっているということが懸念をされております。

一方で、昨年12月に、日本被団協が「ノーベル平和賞」を受賞いたしました。今年は、被爆から80年の節目の年ということになります。ここ被爆地の役割が一層高まっているのではないのでしょうか。

（1）核兵器禁止条約に関する国への要請と今後の取り組み。

昨年12月、県議会は、「核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」を全会一致で可決をし、政府と国会に提出をいたしました。

これを受けまして、大石知事は、広島県の湯崎知事と一緒に、国に対しまして「核兵器禁止条約への署名・批准等に関する要望」を行われました。

要望の内容、そして国の反応はどうだったのか、お尋ねをいたします。

以降の質問につきましては、対面演壇席にて行います。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 坂本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

去る1月28日に、広島県知事と共に、宮路外務副大臣へ、「核兵器禁止条約への署名・批准等に関する要望」を行ってきたところでございます。

私からは、人類史上初の原子爆弾によって未曾有の惨禍を体験した広島及び長崎にとって、

核兵器のない平和な国際社会の実現は、被爆から80年を迎えようとする今もなお苦しみ続けている被爆者の皆様の悲願である。

については、核兵器禁止条約は、核兵器のない平和な世界の実現に向けて有効な手段の一つでもあることから、早期に条約への署名及び批准を行っていただきたいこと、また今年3月に開催される「第3回締約国会議」にオブザーバーとして参加されるよう要望したところでございます。

これに対しまして、外務副大臣からは、「思いは一緒だと思っている。被爆80年という年に、こうした要望書を受け取ることは、日本政府として重く受け止める」とのお話がありましたが、今回の締約国会議へのオブザーバー参加は、残念ながら、見送られたところでございます。

以後のご質問につきましては、自席から答弁をさせていただきます。

○議長（徳永達也君） 坂本議員—20番。

○20番（坂本 浩君） 1月28日、長崎県知事と広島県知事が、被爆両県知事が足並みをそろえて条約への署名と批准、そして締約国会議へのオブザーバー参加を国に求めたということにつきましては、評価をさせていただきます。

しかし、結果として、オブザーバー参加につきましては、今、知事が言われましたように、見送るというふうなことになりました。

県内からも、被爆者をはじめ、憤りと、そして落胆の声が挙がったところでありますけれども、被爆県として、今後の課題をどのように考え、今後取組を進めていくのか、答弁をお願いいたします。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 「第3回核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加が見送られ

たことは、大変残念に思っております。

県としては、引き続き日本政府に対しまして、被爆地の思いをしっかりと受け止めていただけるように、広島県と連携して、核兵器禁止条約への署名・批准並びに締約国会議へのオブザーバー参加について、粘り強く求めていきたいと考えております。

また、国際社会において、核兵器廃絶の議論が停滞している現状を踏まえまして、日本被団協が「ノーベル平和賞」を受賞するなど、核兵器廃絶に向けた機運が高まる中、これまで以上に非人道性の観点から被爆の実相を発信していくとともに、持続可能性の観点からの働きかけも進めていく必要があると考えております。

つきましては、国が重視をしておりますNPT再検討会議等に引き続き参加し、「長崎を最後の被爆地に」という県民の皆様の思いを訴えるとともに、広島県と連携して、次期SDGsの目標に核兵器廃絶が位置づけられるよう市民社会の動きをつくり出す取組などを推進してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 坂本議員—20番。

○20番（坂本 浩君） 外務副大臣から、そういう話があったということなんですけれども、結果的には、オブザーバーでも参加をしないというふうなことでありました。ぜひ、今後も、被爆県両県知事連携をして取り組んでいただきたいというふうに思います。

それで、この「第3回核兵器禁止条約締約国会議」ですけれども、日本時間で4日からということになっておりますけれども、5日間の日程で開かれることになっております。県内からも、長崎大学の核兵器廃絶研究センター（RECNA）や、あるいは高校生平和大使が参加をするというふうなことのようでありますけ

れども、県の方からは、どなたか派遣をするかどうか、そこら辺について、いかがでしょうか。

○議長（徳永達也君） 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（村田利博君） 「第3回核兵器禁止条約締約国会議」につきましては、3月3日から7日までの間、アメリカ合衆国・ニューヨーク市で開催をされます。

議会日程と重なりますため、本県は参加いたしませんけれども、連携して取組を進めております広島県に本県から派遣しております職員も、広島県代表団の一員として同行をいたします。

今後も、広島県と連携をいたしまして、核兵器のない世界の実現に向けた取組を行ってまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 坂本議員—20番。

○20番（坂本 浩君） 広島の方に派遣をされている県の職員の方が派遣をされると、広島代表団として参加をされるということでありませう。

派遣ですから、多分、長崎の方に戻ってこられるというふうに思いますので、ぜひ、今後もそういう方を中心に、県としての取組をさらに強めていただきたいというふうに思いますし、今、知事の方から、4月末、NPT再検討会議の方に引き続き参加をするというふうなことでありますけれども、報道によりますと、徳永議長も参加をされるというふうなことのようでありますので、長崎県とそれから長崎県議会の両トップが参加をして、被爆地の思いをぜひ発信してきていただきたいというふうに思います。

そういう取組と同時に、今年が被爆80年でもありますので、そうした取組と連動しながら、核兵器廃絶へ向けた県民の世論を高めることが重要ではないかというふうに思っておりますけれども、県として、この80年の今年、どのよう

に取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（村田利博君） 本県では、令和4年度から、広島県と連携し、次期SDGsの目標に核兵器廃絶が位置づけられるよう市民社会の動きをつくり出す取組などを推進してまいりました。

昨年11月には、これまでにない新たな平和のイベントといたしまして、「地球市民フェス2024」を開催し、幅広い世代の皆様に多数ご参加いただいたところでございます。

来年度は、世界規模の団体等が行う世界に向けた平和発信や次世代の平和人材育成等に資するイベントを支援する「被爆80年事業補助金」などの取組を通じて、これまで以上に被爆の実相や「長崎を最後の被爆地に」という県民の皆様様の思いを発信するとともに、全世界のお一人おひとりが核兵器の問題を自分ごととして考えていただけるよう、長崎市や広島県、関係団体の皆様とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 坂本議員—20番。

○20番（坂本 浩君） 新年度の予算も、80年の予算ということで組まれているようでありますので、ぜひ、そういった取組に取り組んでいただきたいというふうに思うんですけれども、いずれにしても、被団協が「ノーベル平和賞」をこの時期に受賞したというのは、やはり被爆県長崎として、人道上許されない兵器なんだということを被爆者の皆さんとも連携をして、きちんと内外に発信をしていくというふうな作業を県としても全力で取り組んでいただきたいということを申し上げさせていただきます。

（2）「被爆体験者は被爆者です」との声にどう応えるのか。

被爆80年の被爆行政でありますけれども、「被爆体験者は被爆者です」というふうな声に、どう応えていくのかということをお尋ねいたします。

昨年9月9日の長崎地裁の判決で、15人の被爆体験者の方々が勝訴をいたしました。

判決後、県議会では全会一致で、県、長崎市及び国は控訴をせずに判決を受け入れること、全ての被爆体験者の一日も早い救済の2点を、国に求める意見書を可決いたしました。

県と長崎市は、一旦、国に控訴断念を求めたものの、最終的に、国の控訴方針を受け入れたということであります。

県は、控訴をせずに、勝訴した原告に被爆者手帳を交付すべきだったというふうに考えますが、この控訴理由を改めてお尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 昨年9月の長崎地裁判決に対しましては、長崎市と共に、国に控訴断念を重ねて求めてまいりましたが、国からは、黒い雨が降った事実認定について、最高裁で確定した先行訴訟と異なること、また同じ事情を持つ他の地域に関する考え方が示されておらず、被爆者健康手帳を交付すべき統一的な基準をつくることが困難であることから、上級審の判断を仰ぐべく控訴せざるを得ないとの判断が示されたところです。

県といたしましては、今回の判決で勝訴された方々だけではなく、全ての被爆体験者が救済されることを望んでいるところであり、上級審の判断によって手帳を交付すべき統一的な基準が確立することとなれば、救済範囲の拡大につながる可能性があると考え、苦渋の判断ではありましたが、控訴の手続きをとらせていただい

たところですよ。

○議長（徳永達也君） 坂本議員—20番。

○20番（坂本 浩君） 今、部長が言われましたけれども、統一的な基準が確立すれば手帳の交付の範囲が拡大をする可能性があるというふうなことで、苦渋だったけれども、控訴をしたということなんですけれども、既に控訴審は始まりました。第一審の時もそうでしたけれども、被告の県と長崎市は、被爆の地域をできるだけ縮小しようと、そういう主張をされていたはずなんです。だから、そういう意味でいくと、この控訴の理由を考えるならば、この第二審、控訴審で一体何を訴えるのかというふうな非常に矛盾があるんじゃないかなというふうに思いました。

被爆者手帳の交付というのは、いわゆる法定受託事務ということになっていて、県も長崎市も、被爆体験者の皆さんと寄り添う一方で、裁判では被告として争っているというふうなことになるわけなのでありますけれども、少なくとも、裁判という訴訟行為においては、法定受託事務ではありません。そもそも国は、補助参加人というふうな立場じゃないかなというふうに思いますので、そういう意味でいくと、県と長崎市で自主的に、独自に決定できたんじゃないかというふうなことを感じました。

統一的な基準の確立で手帳交付の範囲が広がる可能性があるというのであれば、まずは勝訴原告15人の判決を確定させて、そして改めて被爆者認定基準の見直しを着手しながら、被爆体験者の皆さんの全員を被爆者と認めていくというふうな、それが筋ではないかなというふうに私は思うんですけれども、それに対して、認識いかがですか。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 先日の長崎地裁判決におきまして、国の意に反しまして、今回の判決を確定させてしまうと、勝訴した15人しか被爆者健康手帳が交付できなくなってしまうおそれがあったというところと認識しているところでございます。

繰り返しになってしまいますけれども、県といたしましては、今回の判決で勝訴された方々だけではなく、全ての被爆体験者が救済されることを望んでいるというところでございますので、上級審の判断によって救済範囲の拡大につながる可能性があるというふうに考えて、控訴の手続きを取らせていただいていると、そういう状況でございます。

○議長（徳永達也君） 坂本議員—20番。

○20番（坂本 浩君） なかなか、そこがわかりません。

もう既に2月18日から控訴審が始まりました。平均年齢は恐らく85歳をもう超えている原告の皆さん方が、遠い福岡まで、高裁まで出向いて行かなければならないというふうなことであります。

今、部長が言われました、全ての被爆体験者の皆さん方の救済を図っていくんだというふうなことでありますけれども、改めて、知事に、国に対して、一日も早い全ての被爆体験者の皆さんの救済をどのように求めていくのか、答弁をお願いします。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） まず、被爆体験者の皆様の思いが、被爆者として認定をされることであることは、重々理解をしております。しかしながら、先ほど部長からも答弁をさせていただきましたが、被爆者健康手帳の交付につきましては、国の法定受託事務でございまして、県は、国の

処理基準に基づいて適切に運用する立場でございます。そのため、被爆者健康手帳が交付されるためには、まず統一的な基準が確立される必要があると考えております。

ただ、そうした中においても、被爆体験者の方々の切実な思いを受け止めた上で、県としましては、引き続き、長崎でも当時降雨があったということを証明する資料を探索するなど、そういった努力をしながら、被爆体験者の皆様に今後も寄り添いつつ、一刻も早い救済に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 坂本議員—20番。

○20番（坂本 浩君） 昨年12月から、被爆体験者事業が拡充をされました。いわゆる被爆者と同等というふうなことで、11疾病が医療給付の対象というふうになりましたけれども、真の救済は、今、知事が言われたように、被爆者として認定をするというふうなことでありますので、ぜひ、そのことを確認させていただきたいというふうに思いますし、そして改めて、そういう状況であれば、国に対して、長崎市と一緒に、被爆地域の是正拡大を含めて強く求めるべきではないかというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 先ほど申し述べたとおり、被爆体験者の方々の思いが認定をされるということであることは重々理解をしております。ただ、今の状況については、我々としても、可能な限り努力を続けていくということを申し上げさせていただきたいと思いますし、今、坂本議員がおっしゃってくださったように、関係者と力を合わせて、しっかり寄り添った対応を進めていくといったことの姿勢に変わりはありませんので、引き続き、しっかり取り組んでい

きたいと思います。

○議長（徳永達也君） 坂本議員—20番。

○20番（坂本 浩君） ぜひ、よろしくお願いいたします。

2、人権施策の推進について。

（1）「人権尊重に関する県条例」の制定へ向けた認識。

今日、午前中の宅島議員も同様の質問をしていただきました。去年、2月定例会で、「人権尊重に関する条例の制定を求める意見書」を全会一致で採択をして、知事に提出をしたところであります。

午前中の部長の答弁を聞いていまして、去年の私の質問に対して、同じ答弁だったんですね。しかも、今回は、県議会からの意見書はいただいていると、有識者による検討委員会での議論を参考にして、人権条例を含む人権施策の方向性を検討するというふうな答弁じゃなかったかなというふうに思いますけれども、これだけでは条例制定に関する県の主体的な判断というのか、方向性というのか、それがなかなか見えてこないんですよ。

それで、改めて確認させていただきたいんですけれども、この条例を制定することの意義、私は3つあると思うんです。人権尊重に関わる県民の社会動向認識に影響を与える、人権擁護の立場に立った態度や行動を促していくということが1点目。そして2点目は、条例の制定に至る議論そのものが啓発効果を果たすということです。そして3点目に、条例ができれば、その条例を周知徹底する様々な取組が県民に対して大きな啓発効果をもたらすという、この3点にあるというふうに考えるんですけれども、改めて県の認識を伺います。

○議長（徳永達也君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 人権尊重に関する条例は、制定に至る検討過程や制定後において、県民への人権尊重の普及啓発につながるということが期待されるものと考えております。

一方、人権施策の推進については、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を踏まえたうえで、「長崎県人権教育・啓発基本計画」を策定し、人権尊重社会の実現に向けて、あらゆる場や機会を通じて人権教育・啓発を行っているところでございます。

条例の制定につきましては、県議会から意見書をいただいております。今後、現在開催しております「人権施策のあり方に関する検討委員会」で取りまとめられたご意見を参考にしながら、人権尊重の条例を含む人権施策の方向性について、検討をしてまいります。

○議長（徳永達也君） 坂本議員—20番。

○20番（坂本 浩君） ぜひ、もう一步踏み込んでいただきたいんです。この有識者の検討委員会というのは、そもそも例えば条例制定を諮問したとか、そういう委員会じゃないはずなんですよね。県の人権施策について、様々な有識者の方からいろんな意見をいただくというふうなことだと思うんです。県議会の昨年の意見書は、これははっきり県の人権条例を制定してほしいということを求めた内容で、そういう意味でいけば、検討委員会は、検討委員会で、有識者の皆さんの検討委員会は、それはそれで様々な意見を出していただいて、取りまとめをしていただいていいというふうには思うんですけれども、やはり県の主体的な判断として、制定の方向性というのをはっきり示してほしいなというふうに思うんですけれども、いかがですか。

○議長（徳永達也君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 先ほど申し

上げましたところでございますけれども、今回の検討委員会につきましては、人権施策の在り方に関してということで、改めて全体的なこのご議論も含めて意見をいただいていくということにしております。そういったところを踏まえますと、そこで取りまとめられたご意見、そこを踏まえながら、人権尊重の条例を含む人権施策の方向性について、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（徳永達也君） 坂本議員—20番。

○20番（坂本 浩君） 意見書はしっかり受け止めていただくというふうな認識でいいですね。ぜひよろしくお願いいたします。

（2）県手話言語条例に基づく取り組み。

これも昨年の2月の定例会で、条例として、議案として出されまして、可決されました。4月から施行されたわけなんですけれども、施行されて一年がたちます。言語としての手話の認識の普及、手話の習得の機会の確保、手話を使用しやすい環境の整備を図って、聾者を含む全ての県民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現するため、この条例を制定するというふうに、前文は明記をされています。

昨年の6月定例会におきまして、同僚議員の質問に、普及啓発に向けたリーフレットの作成、県職員を対象にした手話講座、県内市町や他県における取組調査を行い、今後の施策の方向性を「県手話言語施策推進協議会」で検討するというふうな答弁でございましたけれども、取組の進捗について、伺います。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 本条例では、聾者を含む全ての県民の共生社会の実現に向け、言語としての手話の認識の普及、手話の習得の

機会の確保、その他の手話を使用しやすい環境の整備を図ることとしております。

言語としての手話の認識の普及につきましては、新たに、普及啓発に向けたリーフレットや手話による動画の作成を進めており、今後、関係団体や商工団体、学校などへの配布や県の広報媒体、SNSを活用した情報発信により、普及促進を図ってまいります。

手話の習得の機会の確保につきましては、手話通訳者の育成に取り組んでおりますほか、新たに、県職員を対象とした手話講座を実施しており、今後は、「ながさきピース文化祭2025」と連携をし、ボランティア向けの手話研修を実施してまいりたいと考えております。

その他の手話を使用しやすい環境の整備につきましては、長崎県ろうあ協会に手話通訳者を設置し、県や関係団体が開催する行事などに派遣しておりますほか、遠隔手話サービスの提供なども実施をしているところです。

引き続き、本条例に基づき、「長崎県手話言語施策推進協議会」のご意見をお聞きしながら、手話の普及などに関する施策の推進を図ってまいります。

○議長（徳永達也君） 坂本議員—20番。

○20番（坂本 浩君） ぜひ、今後も普及活動を含めて進めていただきたいと思いますけれども、さらに公的施設あるいは観光施設等での手話の案内、ビデオ映像とかでいいと思うんです。そういったものもしていただきたいと思いますし、それから児童生徒が聾者やあるいは手話を知る機会をぜひ増やしていただきたいと思いますというふうに思います。

それと、乳幼児の聴覚のスクリーニング検査の時に、もし陽性ということであれば、保護者の皆さんに対して情報提供をきちんとしていた

だきたい。なかなか今、県内ではそれがうまくできていないというふうなことでありますので、ぜひ情報提供をきちんとしていただきたいと思いますというふうに思っております。

手話通訳者とか、それからその講師の養成、そういった今取り組まれている事業の拡充も必要だというふうに思いますけれども、いずれも予算措置が伴うというふうに思いますので、しっかり準備をして、今後の取組を進めていただきたいと思いますというふうに思います。

3、人材確保と育成に向けた公務職場の「働き方改革」について。

今、公務職場では、採用応募者数の減少、離職者増など、公務職場での人材不足が広がっています。行政の方では、民間事業者への人材確保を支援するというふうな取組もしておりますけれども、自らが働き方改革の推進をさらに力を入れていく必要があるというふうに思っています。今日は、知事部局、それから教育委員会、公立小中学校ですね、そして警察本部、それぞれ、この取組について、お伺いをしたいというふうに思います。

（1）知事部局での現状と取り組み。

知事部局の方ですけれども、時間外勤務、離職者、欠員の現状と対策について、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 知事部局における時間外勤務につきまして、まず申し上げます。

令和3年度と令和5年度と比較させていただきたいと思いますが、時間外勤務、まず月45時間を超えた職員というのが延べ1,121人で、令和3年度と比較して558人、約33%減少しております。

月80時間を超えた職員は、延べ148人で、令

和3年度と比較して170人、約54%減少しております。さらに、月100時間を超えた職員は、延べ41人で、令和3年度と比較して58人、約59%減少しております。

こうした時間外勤務のさらなる縮減に向けましては、管理職による勤務時間の把握、管理の徹底、デジタルツールの活用等による業務効率化、職場内ミーティングによる業務の共有化、平準化などに取り組んでいるところであります。

続いて、離職者でございますが、令和5年度中に40歳未満で自己都合により退職した職員、これは43人ございまして、令和3年度と比較して13人増加しております。

この離職の背景は様々でございますが、主な理由は、転職であるということで、働きやすく、魅力ある職場環境づくりに向けまして、時間外勤務の縮減、また多様な働き方の推進、ハラスメント防止等の就労環境整備に取り組んでいるところでございます。

最後に、欠員でございますが、令和4年度が47人、令和5年度が66人、令和6年度が82人となっております。その対応として、臨時的任用職員等の配置や繰上げ採用等に努めているところでございます。

今後でございますが、欠員が生じないよう、先ほど申し上げた離職防止対策や採用計画の精度を高めるほか、民間企業志望者等を含めた多様な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 坂本議員—20番。

○20番（坂本 浩君） 一定数、超勤とか、時間外勤務が減っている部分はあろうかというふうに思いますけれども、まだまだ現場の方からの声は、業務はなかなか減らないけれども、人が少ないというふうな声を聞いております。離

職者についても増加をしている、それから欠員がずっと増えてきているというふうな状況でありますので、ぜひ抜本的な改善策をお願いいたします。

それと、精神疾患による求職・休暇、この10年で1.5倍ぐらい増加しているということではないかなというふうに思いますけれども、改善策について、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 昨年度の病気休職者の数は41人で、そのうち精神疾患によるものが約7割の30人となっております。

また、30日以上病気休暇の取得者は112人で、そのうち精神疾患によるものは約6割の72人となっております。

精神疾患による病気休職者の数は、先ほど議員ご指摘ございましたとおり、約10年前、平成25年度と比較すると1.5倍に増加しているという状況でございます。

その対策としましては、精神疾患で病気休暇の取得や休職をしている職員に対しては、産業医等による個別面談や関係所属と連携した業務上の配慮、職場環境の改善等、必要に応じフォローを実施しております。

また、復帰に向けて、「職場復帰支援プログラム」を作成し、サポート体制を整えるなど、確実な職場復帰と再発防止に努めているところでございます。

加えて、メンタル面での不調を未然に防止するため、ストレスチェックの実施や健康相談室での面接を含む随時の相談対応、階層別職員研修でのメンタルヘルス研修等を実施しているところでございます。

○議長（徳永達也君） 坂本議員—20番。

○20番（坂本 浩君） 次に、去年の人事委員

会の勧告ですけれども、給与改定の結果、初任給や若年層の職員の給与は引き上げられているんですけれども、一方で、地域手当の廃止、あるいは扶養手当、特に、配偶者の段階的な縮小というふうなことによりまして、知事部局のうち、40歳代以上の職員の17%、約450人が今年の4月1日現在で、平均でマイナス1,900円引下げになるというふうな試算が私が所属しておりました総務委員会の中で明らかになりました。

これは職員採用試験での応募者数の減少とか、離職者が増えているというふうな中で、人材確保の観点から若い世代の給与の引上げは必要だというふうに思いますけれども、しかし、40歳代以上の職員の給与水準の低下というのは、職員の労働意欲を下げ、また若い職員の方々にとっても、将来への不安につながるものではないかというふうに考えます。

そこで、40歳代以上の職員の給与が引下げとまらないような措置が今後必要ではないかなというふうに思いますけれども、人事委員会の方ではどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（徳永達也君） 人事委員会委員長。

○人事委員会委員（安達健太郎君） 人事委員会の勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対して、社会一般の情勢に適応した適正な給与等を確保するとともに、県民の理解が得られる給与水準を保障するものであります。

今年度におきましては、職員給与と民間給与の較差解消を行うに当たり、人材確保の観点から、初任給や若年層に特に重点を置きながら、全世代の給料月額を引き上げるよう勧告をいたしました。

加えて、社会と公務の変化に応じた給与制度

の整備といたしまして、職務や職責をより重視した新たな給料表への切替えのほか、地域手当において、民間給与等の水準を考慮した支給地域等の見直しや扶養手当において、配偶者にかかる手当を廃止し、子にかかる手当を引き上げる見直し等について、「地方公務員法」の均衡の原則等に基づき総合的に判断し、勧告をいたしました。

来年度におきましても、民間給与実態調査を実施したうえで、国や他の都道府県及び民間の状況を踏まえながら、適正な給与水準について検討してまいります。

○議長（徳永達也君） 坂本議員—20番。

○20番（坂本 浩君） 結果的に、国の人事院勧告のとおり、今回、県の人事委員会も勧告を出したというふうなことで、先ほど申し上げましたような実質引下げというふうな状況になっているんじゃないかなというふうに思います。

昨年の9月に、地域手当に関する特別交付税の減額措置、これはいわゆるペナルティーというふうなことで、国が出している地域手当よりも下げる、地方は下げない、それに対するペナルティーのことなんですけれども、それがずっと今まであったのですが、これを減額措置については廃止をするというふうなことで、去年の9月に総務大臣が記者会見で発表をしているところでありますので、必ずしも国の人事院勧告どおりしなくてもいいというふうなこともぜひ頭に置いて、今後の対応をよろしく願いしたいと思います。

（2）公立小中学校での現状と取り組み。

時間外勤務、離職者、欠員の現状と対策について、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 公立小中学

校の時間外勤務、月45時間超えについては、令和3年度が20.3%、令和4年度が18.1%、令和5年度16.1%、また月80時間超えにつきましては、令和3年度が1.6%、令和4年度1.2%、令和5年度1.1%と、ともに減少傾向にはございます。

主な縮減対策といたしましては、平成29年度から、県及び市町教育委員会、県校長会等により「超勤改善等対策会議」という会議を設置いたしております。定時退校日やノー部活デーの設定などに取り組んできたところでございます。

次に、39歳以下の離職者数につきましては、令和3年度32人、令和4年度47人、令和5年度63人と増加傾向でございまして、その理由のほとんどは、結婚、転職、他県での教員採用となっております。

欠員の状況につきましては、年度当初は法律が定める教職員を確保しておりますが、病気休暇あるいは育児休業等にかかる代替者が不足しております。直近3年間の不足数の年間の最大値は、令和4年度49人、令和5年度40人、令和6年度30人となっております。

代替教員の配置ができない学校につきましては、非常勤講師の配置や近隣学校の教員の兼務などによって対応しておりますが、代替者の確保のために、潜在的な教員の掘り起こしを目的といたしました登録システムの活用やセミナーの開催などにも積極的に取り組んでいるところでございます。

○議長（徳永達也君） 坂本議員—20番。

○20番（坂本 浩君） 状況はなかなか改善しないという状況も、少しはよくなっているんだろうというふうには思いますけれども、なかなか現状そうっていない。学校の現場の皆さんの声を聞くと、どうしてもやっぱり人手が足ら

ない。先ほど申し上げましたけれども、知事部局と同じでありますけれども、業務はなかなか減らないで、人は増えないというふうなことで、現場だけの取組じゃ非常にもう限界にきているというのはずっと言われておりますので、ぜひ今後の取組をお願いしたいと思います。

その一環で、去年もスクールサポートスタッフ（教員業務支援員）について、お尋ねをいたしましたけれども、新年度、今後こういった取組になるのか、お尋ねをいたします。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 「教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）」でございしますが、配置する市町への補助額は、令和7年度当初予算案におきまして、対前年度2,124万5,000円の増、8,295万3,000円を計上したところでございます。

これまで、市町教育委員会にも増員配置に対する理解を求めてきたところでございますけれども、その結果、今年度の11市町、145人に対しまして、来年度、2市町、約30人増加する見込みでございます。

今後とも、各市町と連携しながら、必要な支援員の増員に努めてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 坂本議員—20番。

○20番（坂本 浩君） 拡充というふうなことでありますけれども、去年も申し上げましたけれども、本来であれば、文部科学省の方は、全校配置というのをもう既に予算措置しております。ぜひ、予算の関係で言うと教育委員会教育長よりも知事の方がいいんだろうというふうに思いますけれども、よろしく願いいたします。

次に、教職の魅力化作戦会議ということで、今、議論されているというふうに思いますけれ

ども、その議論の経過と方向性について、お伺いいたします。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 教員の働き方を見直し、やりがいを持って授業をはじめとする教育活動に打ち込める環境を整備するため、令和5年度に、「教職の魅力化作戦会議」を設置いたしまして、様々なご意見、ご提案をいただいていたところでございます。

先月開催した会議におきましては、働き方改革を一層推進するために、社会に向けて発信する3つの提言につきまして、ご議論いただいたところでございます。具体的に、1つ目は、「働き方改革の趣旨、教職のやりがいや魅力を社会に発信すること」、2つ目は、「業務削減や効率化等による教師の負担軽減及び持続可能な人材の確保を図ること」、3つ目が、「学校、家庭、地域、企業等が主体的につながりを持って子どもたちの教育に関わる取組を推進し、学校、教師の役割を再構築すること」のこの3つでございまして。

今年度中に、会議からの提言として取りまとめいただくこととしておりまして、今後、関係者と連携を図りながら、本提言を踏まえた取組を推進することで、さらに働きがいのある職場づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 坂本議員—20番。

○20番（坂本 浩君） ぜひ、よろしくお願いいたします。

（3）警察本部での現状と取り組み。

時間外勤務、そして離職者、欠員の現状と対策について、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 警察本部長。

○警察本部長（遠藤顕史君） お答えいたします。

県警察では、令和5年度中、月45時間を超え

て勤務していた職員数は延べ650人で、令和3年度と比較して、延べ389人増加しております。

また、令和5年度中、月80時間を超えて在庁していた職員数は延べ973人、そのうち100時間を超えていた職員数は延べ312人で、令和3年度と比較いたしまして、それぞれ26人及び80人減少しております。

職員の健康管理と勤務環境を改善するため、正規の勤務時間外での勤務等を抑制すべく、県警察では、業務の合理化、効率化のほか、柔軟に勤務時間を変更できる制度の活用などを推奨しております。

次に、令和5年度中、40歳未満の警察官の自己都合による離職者数は41人でございました。令和3年度と比較して、14人増加しております。

自己都合退職の主な理由でございしますが、他の仕事に転職したい等となっております。

他の仕事に魅力を感じたことが背景にあると推察されますので、県警察では、年次休暇等の取得を促進するほか、業務の合理化等により職場環境改善を進め、魅力ある職場づくりを進めております。

最後に、令和6年4月1日現在、警察官の欠員数は30人となっております。令和4年度と比較しまして、13人減少しております。

県警察では、毎年度末の退職者等による欠員数を推計し、新規採用や退職した警察官の再任用などにより充足するよう努めております。

○議長（徳永達也君） 坂本議員—20番。

○20番（坂本 浩君） 警察の方では、働き方改革の一環として、警察署当番制というものを導入されたというふうに思いますけれども、経過と、それから成果について、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 警察本部長。

○警察本部長（遠藤顕史君） 答えいたします。

お尋ねの警察署当番制は、従来の宿日直勤務に代わりまして、働き方改革の一環として、令和4年1月から全警察署で運用しております。

これまで、閉庁時間帯の対応につきましては、パトカーや交番などの交替制勤務員のほか、労働時間に算入しない宿日直勤務に従事する職員で行っていましたが、警察署当番制になり、この宿日直勤務を、勤務時間条例で規定された正規の勤務時間として取り扱っております。

これによりまして、例えば、土日に当番勤務に従事した場合には、確実に平日に週休日割り振られることになりまして、ワーク・ライフ・バランスの推進につながっているものと考えております。

引き続き、職員の働き方改革の推進に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 坂本議員—20番。

○20番（坂本 浩君） 今、それぞれ取組について、ご報告をいただきました。今それぞれありましたように、取り組んでいただいているんだらうというふうに思いますけれども、先ほどの人事委員会の勧告ですけれども、これは大きく2つありまして、給与に関する報告と勧告、そして人事管理に関する報告ということになっておりまして、特に、人材の確保のところ、各任命権者においても、人材確保の現状が危機的状況であるということを組織全体での共通認識として、公務の魅力発信について、一体的に取り組む必要があるというふうなことで、それぞれ任命権者の皆さんに勧告という形で出されておりますので、ぜひ知事部局、そして教育委員会、警察本部、それぞれ今後も取組を進めていただきたいということを申し上げまして、次にいきます。

4、危機管理行政について。

（1）日米地位協定の抜本的改定について。

在日米軍の地位や施設・区域の使用について定めた行政協定である日米地位協定の抜本的改定についてであります。

報道では、本県も改定が必要だというふうなアンケート調査でありましたけれども、今後の対応について、お伺いいたします。

○議長（徳永達也君） 浦副知事。

○副知事（浦 真樹君） 日米地位協定は、我が国の社会経済環境が大きく変化した中であっても、締結以来60年以上改定されていない状況にありますけれども、米軍基地に起因する環境問題や事件、事故等の諸問題を抜本的に解決し、住民の方々の不安を解消するためには、国内法適用の拡充などについて、協定の改定が必要であるというふうに考えております。

そのため、米軍基地所在の本県を含む15の都道府県で構成をされております涉外知事会として、従前から、国に協定の改定を求めてきているところであり、昨年7月にも、本県は副会長県として、防衛省、外務省、米国大使館に直接要望をさせていただいたところであります。

地位協定にかかる課題につきましては、全国の基地所在地域に共通するものが多く、関係都道府県がまとまって改定の要望を行うことで説得力が増し、より効果的と考えられますことから、引き続き、関係都道府県と連携しながら、改定を求めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（徳永達也君） 坂本議員—20番。

○20番（坂本 浩君） 浦副知事が去年、行かれたというふうなことでありますけれども、これは副会長県として涉外知事会で行かれたんだらうというふうに思いますけれども、日米地位

協定に関しては、渉外知事会だけではなくて、全国知事会も2018年と、それから2020年、平成30年と令和2年に、「米軍基地負担に関する提言」という決議をして、この中に、地位協定抜本改定も含まれているんですけれども、そして国に要請をしているところであります。

この日米地位協定の見直しは、米軍基地がある地域だけの問題ではなくて、我が国の外交、安全保障、国民の命・人権・環境問題、そして何よりも日本の主権の在り方が問われているんじゃないかなというふうに思いますので、引き続き、渉外知事会、そして全国知事会連携して、取組を今後も進めていただきたいというふうに思います。

（2）特定利用空港の指定による「軍民共用」としての影響は。

昨年の4月1日に、長崎空港と福江空港が特定利用空港に指定をされました。昨年の10月から11月にかけて、自衛隊と、そして米軍による日米共同統合演習というのがありまして、両空港を自衛隊機が使用をいたしました。そういう意味では、軍民共用が進んでいるのではないかなというふうに思いますけれども、こうした状況が、攻撃対象というふうになる影響等があるんじゃないかなというふうに思いますけれども、県の認識をお伺いいたします。

○議長（徳永達也君） 危機管理部長。

○危機管理部長（今富洋祐君） 特定利用空港の指定につきましては、国から、「自衛隊等の優先利用のためのものではなく、これまで行ってきた利用について、さらなる円滑化を図る目的であり、平素の利用に大きな変化はなく、このことのみで攻撃目標とみなされる可能性が高まるとは言えない」、また「自衛隊等が平素から空港、港湾を円滑に利用できるこうした取組は、

我が国への攻撃に対する抑止・対処力を高め、攻撃の可能性を低下させるもので、ひいては国民の安全につながる」との説明を受けております。

県としましては、県民の安全で幸福な生活と自由で平和な社会が維持されることを念願しており、武力攻撃事態に至らないよう、国において諸外国との友好に努め、一層の外交努力が払われることが重要と考えております。

○議長（徳永達也君） 坂本議員—20番。

○20番（坂本 浩君） これは総務委員会の時も、この特定利用空港については随分とやりとりをさせていただきました。前提が、全く私の認識と、今言われた認識と違うものですから、なかなか交わらないんですけれども、少なくとも、特定利用空港に指定をされたということは、これまで以上に自衛隊なり、あるいは在日米軍なり、使用する頻度がやっぱり高まるんじゃないかなと、高まるということは、やはり軍民共用という、そうした色合いが濃くなるというふうな懸念はどうしても拭えないのではないかなというふうに思いますので、県としては、なかなか国に対して、だめだということを言える立場にはないというのは重々承知をしつつも、やはり周辺の住民の皆さん方が、そういった心配、懸念というのがありますので、そのことは常に地域住民の皆さんの声を聞いて、あるいは当該自治体の意見を聞きながら、国に対して、やっぱりきちんと行っていくということだけは忘れないでいただきたいというふうに思います。

（3）国民保護計画に基づく先島諸島からの避難住民受け入れについて。

先ほどもちょっとありましたけれども、今日、お二方から質問がありました。「国民保護計画」に基づいて沖縄県の先島諸島から避難住民を受

け入れるということで、「初期的計画」というのがつくられましたけれども、計画を出されたということなんですけれども、これは前提が、武力攻撃予測事態に認定されたが、九州・山口各県は安全が確保された状態であり、交通インフラは維持され、平時の経済活動が行われているという前提なんです。本当にそういうふうな前提というのが現実的なのかというふうなちょっと疑問を持っているんですけれども、認識をお聞かせください。

○議長（徳永達也君） 危機管理部長。

○危機管理部長（今富洋祐君） 今回、本県が国に提出しました「初期的計画案」につきまして、国から、あくまで訓練想定上の避難先として協力依頼を受け、検討したものであり、有事の際の土台となるものでございます。

そのため、検討の前提につきましても、国が訓練を通じて受入れ要領や手続きを確認し、具体化するために、一定の想定を示しているものでございます。

国からは、今後、今回の沖縄県国民保護訓練の成果も踏まえながら、訓練の前提も含め、さらに実効性を高めるよう検討していくと伺っております。

○議長（徳永達也君） 坂本議員—20番。

○20番（坂本 浩君） 訓練上の想定とか、それから有事の際の土台とか、それがなかなかしっくりこないというか、わからないんですよ。そもそも、そういう前提、だから、沖縄本島は屋内避難じゃないですか。宮古、石垣とか、あいったところの皆さん方が、先島の皆さん方が、船とか飛行機で移動してくる。九州・山口地方は、全く平時と同じなんだと、こういう想定が、武力攻撃予測事態ですから、実際まだ武力攻撃事態という、その前の段階だから、そう

いうことになっているのかなというふうに思いますけれども、そうした想定で、先ほどもちょっとありましたけれども、民間の例えば宿泊施設、これも全て空き室という大前提になっているとか、ちょっとだから、そういう非現実な状況の中でこの訓練する意味というのがあるのかなというふうなことをずっと思っていましたので、去年ぐらいから、これは言われていて、ちょっと非現実的なのに、どれだけの予算を使うのかなというふうな感じもしておりますので、そのことは指摘をさせていただきたいというふうに思います。

5、大型事業について。

（1）石木ダム建設事業の「疑問点」に関する対話について。

市民委員会というのがありまして、市民による再評価監視委員会というのがありまして、県に疑問点を出しております。それについて話をどのように進めていくのか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 市民による石木ダム再評価監視委員会が示した疑問点に対しましては、事業の直接の当事者であります13世帯の皆様への説明会を開催し、同委員会も同席いただくことを提案しましたけれども、あくまでも県が市民委員会に出席するよう主張され、応じていただけなかったため、先日、県のホームページに疑問点に対する回答を掲載したところでございます。

県としましては、事業の直接の当事者であります13世帯の皆様に対し、今年度行った事業計画の変更や技術的な疑問点などについて説明し、事業へのご理解とご協力をいただけるよう努力を続けてまいります。

○議長（徳永達也君） 坂本議員—20番。

○20番（坂本 浩君） いろいろ経過をお伺いしました。昨年の7月25日から、ずっと市民委員会の方から県の方に出して、やりとりもずっとあっているんですけども、どうしても、そのやりとりを聞く限りは、一方的なんですよ、丁寧じゃない、何でこういうふうになってしまうのかなというふうに思うんですよ。当事者は、もちろん、その13世帯の皆さん方、地権者かもしれないですけども、しかし、少なくとも、この事業というのは、国費も投じて、治水の分で3分の1、公共事業の国のお金も出ているわけなんです。この市民による再評価監視委員会の皆さん方は、委員に県民の方もいらっしゃるわけですよ。県民であり、そして納税者でもあるわけなんです。そういう方々が、純粋に技術的な観点から、こういった問題、疑問点があるんじゃないんですかということを行っているのに、なかなか折り合わないからといって、ホームページにぼんと載せて、これで返事しましたと、それが本当に対話なのかなというふうな感じがするんですよ。だから、そこはきちんともう一回考えていただいて、この15の疑問点に対する対話というのを、今後きちんと誠実にやっていただきたいということだけ申し上げさせていたいただきたいと思います。

（2）県庁舎跡地の活用について。

今年度から基本構想の具体化を進めているというふうに思いますけれども、これまで暫定活用等々の中とかで、多くのサポーターとかプレーヤーの皆さん方が関わってきました。そうした方々の声を具体的にどう活かしていくのかということについて、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） 県庁舎跡地の活

用については、基本構想の取りまとめや暫定供用を行う中で、イベント主催者や関係者の方々から、敷地の使い勝手や利活用を促す環境づくりなど、様々なご意見を伺ってまいりました。

こうしたご意見も踏まえ、公共スペースとして整備を予定している広場や情報発信、交流支援機能の現時点における規模や配置等の計画をお示ししたいと考えております。

整備後の有効活用については、持続的な賑わいや交流の創出が重要であり、引き続き、関係者との連携を図ってまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 本日の会議は、これにて終了いたします。

明日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午後 3時47分 散会 —

第 1 2 日 目

令和7年2月定例会

令和7年3月4日

議 事 日 程

第 1 2 日 目

-
- ◇
- 1 開 議
 - 2 議員辞職の件
 - 3 県政一般に対する質問
 - 4 上程議案委員会付託
 - 5 散 会

令和7年3月4日（火曜日）

出席議員（44名）

1番 大 倉 聡 君
 2番 本 多 泰 邦 君
 3番 白 川 鮎 美 君
 4番 まきやま 大 和 君
 5番 虎 島 泰 洋 君
 6番 畑 島 晃 貴 君
 7番 湊 亮 太 君
 8番 富 岡 孝 介 君
 9番 大久保 堅 太 君
 10番 中 村 俊 介 君
 11番 山 村 健 志 君
 12番 初 手 安 幸 君
 13番 鵜 瀬 和 博 君
 14番 清 川 久 義 君
 15番 坂 口 慎 一 君
 16番 宮 本 法 広 君
 17番 中 村 泰 輔 君
 18番 饗 庭 敦 子 君
 19番 堤 典 子 君
 20番 坂 本 浩 君
 21番 千 住 良 治 君
 22番 山 下 博 史 君
 23番 石 本 政 弘 君
 24番 中 村 一 三 君
 25番 大 場 博 文 君
 26番 近 藤 智 昭 君
 27番 宅 島 寿 一 君
 28番 山 本 由 夫 君
 29番 欠 番
 30番 松 本 洋 介 君
 31番 ご う まなみ 君
 32番 堀 江 ひとみ 君
 33番 中 山 功 君
 34番 小 林 克 敏 君

35番 川 崎 祥 司 君
 36番 深 堀 ひろし 君
 37番 山 口 初 實 君
 38番 山 田 朋 子 君
 39番 中 島 浩 介 君
 40番 前 田 哲 也 君
 41番 浅 田 ますみ 君
 42番 外 間 雅 広 君
 43番 徳 永 達 也 君
 45番 溝 口 芙美雄 君
 46番 田 中 愛 国 君

欠席議員（1名）

44番 瀬 川 光 之 君

説明のため出席した者

知 事 大 石 賢 吾 君
 副 知 事 浦 真 樹 君
 副 知 事 馬 場 裕 子 君
 秘書・広報戦略部長 陣 野 和 弘 君
 企 画 部 長 早稲田 智 仁 君
 総 務 部 長 中 尾 正 英 君
 危機管理部長 今 富 洋 祐 君
 地域振興部長 小 川 雅 純 君
 文化観光国際部長 伊 達 良 弘 君
 県民生活環境部長 大 安 哲 也 君
 福祉保健部長 新 田 惇 一 君
 こども政策局長 浦 亮 治 君
 産業労働部長 宮 地 智 弘 君
 水 産 部 長 吉 田 誠 君
 農 林 部 長 渋谷 隆 秀 君
 土 木 部 長 中 尾 吉 宏 君
 会 計 管 理 者 井 手 美都子 君
 土 木 部 技 監 植 村 公 彦 君
 交 通 局 長 太 田 彰 幸 君

地域振興部政策監	渡 辺 大 祐 君
文化観光国際部政策監	村 田 利 博 君
産業労働部政策監	石 田 智 久 君
教育委員会教育長	前 川 謙 介 君
選挙管理委員会委員	渡 邊 敏 勝 君
代表監査委員	下 田 芳 之 君
人事委員会委員	辻 良 子 君
公安委員会委員	真 下 和 枝 君
警 察 本 部 長	遠 藤 顕 史 君
監 査 事 務 局 長	桑 宮 直 彦 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	田 中 紀久美 君
教 育 次 長	坂 口 育 裕 君
財 政 課 長	苑 田 弘 継 君
秘 書 課 長	黒 島 航 君
選挙管理委員会書記長補佐	小 橋 和 則 君
警察本部参事官兼総務課長	古 賀 新 一 君

議会事務局職員出席者

局 長	中 尾 美恵子 君
次長兼総務課長	濱 口 孝 君
議 事 課 長	佐 藤 隆 幸 君
政 務 調 査 課 長	大 宮 巖 浩 君
議事課課長補佐	永 尾 弘 之 君
議 事 課 係 長	山 口 祐一郎 君
議事課会計年度任用職員	天 雨 千代子 君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長(徳永達也君) おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

この際、ご報告いたします。

瀬川光之議員から、一身上の都合により、議員を辞職したい旨の辞職願が提出されておりますので、ご報告をいたします。

お諮りいたします。

瀬川光之議員の辞職を許可することにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永達也君) ご異議なしと認めます。

よって、瀬川光之議員の辞職は、許可することに決定されました。

これより、昨日に引き続き、一般質問を行います。

山村議員—11番。

○11番(山村健志君)(拍手)〔登壇〕皆様、おはようございます。

自由民主党、諫早市選挙区選出、山村健志です。

先日、ご逝去されました吉村 洋副議長に対し、心からご冥福をお祈りいたします。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

今回の一般質問は、長崎県や日本の課題である人口減少や地球温暖化に対し、将来、県民生活が困らないため、今、何をすべきかを中心に質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

1、施設の老朽化対策・維持管理について。

道路や河川、水道や下水道など、多くのインフラ施設が整備されてきており、これらのインフラ施設は、県民の安全・安心の確保や利便性の向上に大変大きな役割を果たしており、生活には欠かせないものとなっております。しかし、建設から長い期間が経過してきており、施設の老朽化が社会問題となってきております。

これらのインフラ施設は、県民生活に密接に関連していることから、適切な維持管理や老朽化対策が求められております。

そこで、施設の維持管理や老朽化対策、その課題などについて、お尋ねします。

(1) 上下水道施設について。

埼玉県において発生した下水道の腐食に起因

する道路陥没事故では、人的被害も発生し、住民生活に多大なる影響を及ぼしています。

長崎県においても、同様の被害が発生しないよう、水道・下水道施設の老朽化対策や維持管理を着実にやっていく必要があります。

しかしながら、今後、老朽化対策工事に費用がかさむことにより、上下水道は、企業会計として運営が成り立たなくなるのではないかと危惧しております。

そこで、県内における水道・下水道管の老朽化対策について、お尋ねいたします。

まず、水道管の漏水や下水道管の破損が原因で、県民生活に支障が出た件数について、教えてください。

以後の質問については、対面演壇席から行います。

○議長（徳永達也君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 水道管の漏水が原因による断・減水については、国が100戸を超える断・減水を調査しておりますが、その件数は、令和2年度から令和4年度の3年間に於いて、県内で11件となっております。

また、国の下水道管路メンテナンスの調査によると、下水道管の破損が原因で道路が陥没した件数は、令和2年度から令和4年度の3年間に於いて、県内で37件となっております。

なお、陥没による人身事故や物損事故は生じておりません。

○議長（徳永達也君） 山村議員—11番。

○11番（山村健志君） 県内でも、一定数、下水道管の破損や水道管の漏水が発生していることを確認させていただきました。

下水道管の破損や水道管の漏水は、施設が老朽化していくと発生しやすいというふうに言われています。

そこで、長崎県の水道管や下水道管の老朽化の現状と今後の見通しについて、教えてください。

○議長（徳永達也君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 令和4年度末における県内の水道管の総延長は約1万2,900キロメートルであり、このうち耐用年数40年を経過した延長は約2,700キロメートルと、全体の約21%となっております。

また、令和4年度末における県内の下水道管の総延長は約4,500キロメートルであり、このうち耐用年数50年を経過した延長は約400キロメートルと、全体の約9%となっております。

このまま老朽化対策を行わなかった場合、20年後には、耐用年数を経過した管の割合は水道管で約62%となり、令和4年度末の約3倍に増加し、下水道管では約36%となり、令和4年度末の約4倍に増加する見通しとなっております。

○議長（徳永達也君） 山村議員—11番。

○11番（山村健志君） 下水道管も水道管も、20年後、耐用年数を超えるものというのが急激に増えていくというのを確認させていただきました。

水道・下水道の施設の設備及び老朽化対策は、基本的に料金収入による企業会計で行われています。ただ、急激に進む老朽化に対応できるのかというところが、すごく危惧されることではないかと思っております。

そこで、水道・下水道の老朽化対策に対する財源確保が重要だと考えておりますが、県としての認識と今後の取組について、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 上下水道事業については、本県が離島・半島地域が多く、

起伏の多い地形であり、非効率な施設配置を余儀なくされている中であって、人口減少に伴い、料金収入が減少し、経営環境が厳しくなることが想定されており、国の財源確保が重要だと認識をしております。

このため、政府施策要望や国土強靱化の要望において、水道事業における補助率のかさ上げや、上下水道事業の補助金等の安定的な予算確保を求めており、引き続き、国に強く働きかけてまいります。

○議長（徳永達也君） 山村議員—11番。

○11番（山村健志君） 水道や下水道事業は、県民生活の基盤となるものですので、長崎県特有の事情を訴えて、ぜひ、国からの財政支援や新たな制度創設などを含めて、積極的に国に提案していただきたいというふうに思っておりますので、ぜひ、政府施策要望などで強く働きかけていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

（2）道路施設について。

橋梁やトンネルなど、老朽化対策については、たびたび議会でも取り上げられております。計画的に老朽化対策に取り組んでいただいているところは理解しております。

日々使われている道路の舗装や道路付属物についても、適切に維持管理されて、はじめて日々の暮らしや経済活動を支え、県民生活の安全・安心を支えることができます。

そこで、道路の維持管理について、質問させていただきます。

道路の維持管理については、施設の老朽化やここ数年の物価の上昇率に対し、道路維持予算の伸び率が比例しておらず、将来的には、道路施設の管理水準の低下を危惧しております。

そこで、必要な道路維持予算が不足した場合

に、どのような問題が生じるおそれがあるのか、また、そのような問題を生じさせないために、どのようにして必要な道路維持予算を確保していくのか、県の考えをお尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 土木部技監。

○土木部技監（植村公彦君） 道路の維持管理予算が不足いたしますと、舗装や道路付属物の補修が遅延しまして、安全・安心な生活が脅かされるだけでなく、損傷が進んで更新せざるを得ない状況となれば、さらなる予算が必要となってまいります。

このことから、舗装や道路付属物等の補修にかかる予算をしっかりと確保することが重要でございまして、国の財政支援が受けられる緊急自然災害防止対策事業債や公共施設等適正管理推進事業債なども活用して、予算の確保に努めているところでございます。

しかしながら、緊急自然災害防止対策事業債が令和7年度、公共施設等適正管理推進事業債は令和8年度までの時限措置でございますため、適用期間の延長を国に対して強く働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 山村議員—11番。

○11番（山村健志君） 恐らくなんですが、「緊急自債」と言われるものと「公適債」と言われるもので多くの整備がされているかと思います。これが、期限が迫ってきているというのも実態でございますので、県としてもしっかりと要望して、この延長を勝ち取っていただきたいと思っておりますし、議会としても取り組んでいかなきゃいけない課題かなと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、信号機について、質問させていただきます。

警察では、多くの信号を管理していると思い

ます。信号機の老朽化対策についても、今後の課題になってくると思いますので、交通信号機の設置状況と老朽化対策の今後の方向性について、教えてください。

○議長（徳永達也君） 警察本部長。

○警察本部長（遠藤顕史君） お答えいたします。

県内の信号制御機の数でございますが、令和5年度末現在で2,284基となっています。

更新基準は19年とされておりますところ、これを超過しました制御機は218基、全体の約9.5%となっております。この割合は、全国で7番目に低い率となっております。

制御機につきましては、専門業者による委託点検や、警察職員による定期点検等によりまして維持管理を行っております。また、必要性の乏しくなったものにつきましては、地元の理解を得るなどしながら、撤去を計画的に進めているところでございますが、今後とも、必要な事業量を確保して、制御機の更新を計画的に進め、道路交通の安全と円滑の確保に遺漏のないように努めてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 山村議員—11番。

○11番（山村健志君） 信号機の老朽化対策として、信号機の撤去・削減を含めた合理化を進めていただいているということで、非常にいい取組かなと思っております。施設の老朽化が進む将来においては、持続可能な社会資本のためにも、施設数を減らすという取組は、もう避けて通れない時代にきているかなと思っております。

信号機をなくすための地元への説明など、大変な仕事だとは思いますが、ぜひ、今後も進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

（3）ため池について。

近年、集中豪雨などにより、自然災害は、激甚化、頻発化してきております。全国では、農業用ため池が決壊するなど、下流域に甚大な被害が発生する事例が見られます。

長崎県には、現在、約2,900か所の農業用ため池があり、その多くは江戸時代以前に地元関係者によって築造されたものと聞いております。

一方、これらの農業用ため池を管理する農家人口は減少しており、今後、管理者不在のため池は、増加することが懸念されます。

管理がゆき届かなくなることで、下流域の住民の方々の安全・安心が脅かされるおそれがあります。管理者がいなくなった農業用ため池の安全対策と防災対策を教えてください。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 農業用水として利用されなくなったため池については、市町が「ため池管理保全法」等に基づき、所有者に対して、水をためないよう指導するとともに、決壊などで下流域に甚大な被害を及ぼすおそれがあるため池については、取り壊すなどの取組を進めているところです。

今後とも、決壊等による災害の未然防止のため、市町と連携して対策を進めてまいります。

○議長（徳永達也君） 山村議員—11番。

○11番（山村健志君） 年々、管理者がいなくなる農業用ため池が増えてくるのではないかと思っておりますので、引き続き、安全対策と防災対策をしっかり進めていただきたいと思います。

また、今後も継続して利用する農業用ため池については、老朽化が進行していくと思います。

そこで、ため池の老朽化対策を進めるための必要な予算確保に向けた県の取組状況について、教えてください。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 農業用ため池の整備に必要となる予算については、昨年6月の政府施策要望において、十分な当初予算の確保を最重点項目として国に要望したところであります。

また、昨年7月と11月には、県議会のお力添えをいただきながら、国に対して、令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算の確保と、本県への重点配分について、関係団体とともに要望を行いました。

今後とも、計画的な事業の進捗が図られるよう、関係団体と連携し、必要な予算確保について、あらゆる機会を捉えて国に要望してまいります。

○議長（徳永達也君） 山村議員—11番。

○11番（山村健志君） ぜひ、県民の安全・安心のためにも、現行制度の存続や財源確保を図っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（4）河川ダム施設について。

長崎県の河川は、急勾配で、降った雨が一気に川を流れ下るため、洪水被害が発生しやすく、また、降った雨が土壌に保水されにくいいため、渇水も生じやすいといった特徴があります。

そのため、多くの河川で治水・利水を目的としたダムが設置され、長崎県で管理している国交省所管の治水及び多目的ダムは、全国最多の35ダムと伺っております。

そこで、ダムの老朽化対策について、お尋ねします。

長崎県が管理するダムの老朽化対策の現状について、教えてください。

○議長（徳永達也君） 土木部技監。

○土木部技監（植村公彦君） 県で管理しております35のダムは、完成から30年以上経過したも

のが半数を超えておりまして、ダムの管理設備などで老朽化が進行いたしております。

今後、さらに老朽化が進行した場合、大雨の際の洪水調節への支障や、下流住民の皆様への放流警報の遅れなどが懸念されるところでございます。

そのため、現在、国の補助事業でございますダムメンテナンス事業を活用しまして、老朽化した設備の改良工事や長寿命化計画の更新作業などを進めているところでございます。

○議長（徳永達也君） 山村議員—11番。

○11番（山村健志君） ダムの長寿命化計画は重要だと思いますし、計画に沿った施設の維持管理のためにも、財源確保は必要だと思っております。

長崎県として、財源確保に向けた今後の対応について、教えてください。

○議長（徳永達也君） 土木部技監。

○土木部技監（植村公彦君） ダムの適正な維持管理のため、これまで国に対してインフラ施設の老朽化対策予算の確保や、施設の長寿命化にかかる財政措置の拡充を要望してきております。

今後も、引き続き、政府施策要望など、機会を捉えて働きかけを行ってまいります。

○議長（徳永達也君） 山村議員—11番。

○11番（山村健志君） 次に、河川関係について、質問させていただきます。

県の管理河川においても、土砂の堆積や樹木の繁茂による流下断面の阻害により、大雨時の被害が懸念されているところであります。

令和2年度に創設された緊急浚渫推進事業は、令和6年度までの時限的事業でありましたが、事業期間が令和11年度までに延伸される見込みと伺いました。引き続き、本事業を活用して、積極的にハード面の対策をお願いしたいと思っ

ております。

一方、ソフト面では、住民の避難行動に直結する河川水位や雨量などの防災情報を適切に提供することも非常に重要であると考えています。

そこで、防災情報の提供のための観測機器などの維持管理の状況について、お尋ねをいたします。

○議長（徳永達也君） 土木部技監。

○土木部技監（植村公彦君） 県では、雨量計198か所、水位計316か所、河川監視カメラ29か所を県内各地に設置しまして、長崎県河川砂防情報システムによって、リアルタイムで県民の皆様に防災情報を提供しているところでございます。

なお、水位計につきましては、本県が管理する河川の水系数が多いという特徴から、九州で最も多い設置数となっております。

○議長（徳永達也君） 山村議員—11番。

○11番（山村健志君） 住民の避難行動に直結する観測機器です。適切に維持管理していく必要があると思います。

観測機器などの維持管理に関する現状と問題点とその対策について、お尋ねをいたします。

○議長（徳永達也君） 土木部技監。

○土木部技監（植村公彦君） 防災情報の提供は、県民の皆様の速やかな避難行動につなげるため、大変重要であると認識いたしております。

現在、観測機器等の設置につきましては、社会資本整備総合交付金を活用しておりますが、維持管理費は県単独費で対応しているところであります。

今後、観測機器等の老朽化が進行し、それらの維持管理費が増大するものと想定されますので、県単独費の確保に努めるとともに、交付金や起債の対象となるよう、国に対しましても働

きかけを行ってまいります。

○議長（徳永達也君） 山村議員—11番。

○11番（山村健志君） 住民の生命を守るために発令される避難情報は、現在、河川やダムで整備された観測機器のデータを基に発令をされております。その保守点検や維持管理は、現在は県の単独予算で賄われているということでございます。

本県は、国が管理する一級河川が一つしかありません。地形的特徴から、県管理河川が多く、県が管理する観測施設が、他県と比べて非常に多い状況だということでございます。

観測機器の維持管理の予算確保は、長崎県が先頭に立って国に要望していくしかないものでございますので、ぜひその点をご理解のうえ、今後、活動していただければと思います。よろしくお願いします。

（5）予算確保について。

今、様々なことを聞いてまいりましたが、施設の老朽化対策、維持管理の予算確保について、最後に知事にお伺いいたします。

施設の老朽化対策や適切な維持管理ができないと、県民生活に多大な影響を与え、県民の安心・安全が守れないおそれがあります。適切な維持管理には、予算が必要であり、その財源確保は行政の責任でもあります。

財源確保に関する知事の考えをお伺いします。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 長崎県は、離島・半島などの条件不利地域が大変多く存在をしております。また、インフラ資産の保有率が、ほかの自治体よりも高く、施設の老朽化に伴う維持管理コストの増加が今後見込まれる状況にございます。

このことから、施設ごとに維持管理計画を定

めたうえで、可能な限り、予防保全型の取組によってコストの縮減に努めるとともに、長大橋など、一部施設については補修予算の平準化を図るため、PFI方式による民間資金の活用も検討しているところでございます。

併せまして、国に対し、補助事業や交付金事業の予算確保に加えまして、補助率のかさ上げであったり、補助対象範囲の拡大、地方にとって有利な起債制度の継続などについて、私自身先頭に立って、引き続き、繰り返し要望を行って、必要な財源の確保に努めていきたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 山村議員—11番。

○11番（山村健志君） 特に、維持管理予算というのは、今、県単独予算がほとんどでして、人口減少が進む本県においては、非常に厳しくなってくるというふうに予想しておりますので、事が大事に至る前に、やはり早い時点から国に現状を訴えて、要望して予算化を図っていくというのは、すごく大事なことだと思いますので、引き続き、今後さらになるんでしょうけれども、強い要望を行っていただければと思います。よろしく願いいたします。

2、カーボンニュートラルの長崎県の取組について。

（1）長崎県全体の取組状況について。

地球温暖化対策は、世界共通の課題であります。2050年、温室効果ガスゼロ、カーボンニュートラルを目指し、世界中、日本中で様々な取組が行われております。

しかしながら、昨年、日本の平均気温は、平年値を1.48度上回り、1898年の統計開始以降、最も高くなっております。

2015年に採択された「パリ協定」では、産業革命前からの世界平均気温上昇を1.5度に抑え

ることを努力目標としており、地球温暖化対策は、喫緊の課題となっております。

そこで、カーボンニュートラルに関する長崎県の取組について、質問いたします。

長崎県でも、地球温暖化防止、「地球温暖化対策推進法」に基づき「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」を策定し、同計画に基づいた対策を進めていると思いますが、その取組の状況を教えてください。

○議長（徳永達也君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」では、国が目指す2050年までの脱炭素社会の実現を踏まえ、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入促進に、各部局が連携して取り組んでおります。

具体的には、温室効果ガスの排出を抑制するため、一定規模以上のエネルギーを使用する事業者に対して、排出削減計画書の作成の義務づけの実施、また、再生可能エネルギーの導入を促進するため、太陽光発電設備の共同購入への支援、国の交付金を財源とした同設備の設置補助事業を行う市町への支援、また、海洋エネルギー関連産業の拠点形成に向けた支援のほか、各産業分野で対策を実施しております。

家庭分野では、月ごとの環境配慮テーマ、「ゼロカーボンアクション12」を知事から県民に呼びかけるほか、環境学習会などを通じ、県民の脱炭素に向けたライフスタイル転換を促しております。

また、国においては、再生可能エネルギーの主力電源化を目指しており、電源構成に占める割合を、現在の2割程度から、2040年度に4から5割程度へ引き上げることを見込んでおり、県としては、このような国の取組も注視しながら、

県内の温室効果ガスの排出削減を図っていると
ころでございます。

○議長（徳永達也君） 山村議員—11番。

○11番（山村健志君） 同計画における温室効果ガス排出量の削減の進捗状況について、教えてください。

○議長（徳永達也君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 本計画では、2030年度における温室効果ガス排出量を、2013年度比で45.2%削減することを目標として取組を進めております。

本県の温室効果ガス排出量は、直近実績である2021年度には31.7%が削減されており、計画に沿った削減となっております。

○議長（徳永達也君） 山村議員—11番。

○11番（山村健志君） （2）産業分野の取組状況について。

2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーなどの脱炭素技術の導入拡大が必要です。太陽光や風力による発電、海洋エネルギーの活用など、様々な技術がある中で、本県においても、脱炭素の動きをどう産業振興につなげていくかが大事であります。

特に、本県の地理的な特性や地域の特徴を活かして、産業振興につなげる必要があります。地域の発展のためにも、環境と経済の両輪でGXの取組を県内で推進すべきと考えています。

長崎県では、地理的特徴を活かした取組として、昨年、諫早湾干拓調整池での発電事業の導入可能性について検討することを発表していますが、現在の状況について、教えてください。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 県では、県内においてカーボンニュートラルと経済成長の両立を目指すグリーントランスフォーメーションを

推進するためには、各地域の理解を得たうえで、産業振興の取組を進めることが重要と考えております。

このような中、諫早湾干拓調整池を活用した水上太陽光発電事業については、昨年2月に事業の検討を公表して以降、県内外から大規模開発などに対する懸念の声も挙がっているため、現在、調整池に限らず、諫早湾干拓地域において、どのようなビジネスモデルが構築できるのか、関係市や庁内関係部局と丁寧に協議を進めているところであります。

今後とも、県では、県内でグリーントランスフォーメーションの取組を推進するため、地域と連携したビジネスモデルの創出に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 山村議員—11番。

○11番（山村健志君） 事業実施に向けては、地元の理解を得ることが重要と認識しております。

ただ、各方面から期待が大きい事業でございます。特に、世界市場を相手とする企業にとっては、再生可能エネルギーの確保は必要不可欠となっており、工場立地のうえでも、再生可能エネルギーが確保できるか、できる場所かどうかポイントになってきております。

再生可能エネルギーを大量に生み出すことができる本事業は、本県の経済、良質な雇用の場の確保、人口減少対策につながる事業です。地球温暖化対策、カーボンニュートラルにもつながります。

懸念の声の一つは、水質だと思います。本事業で生み出した電力や収益を使って、水質改善事業に取り組むことも可能だと思いますし、民間企業の皆様には様々な対応策があると思います。

事業発表から1年が経過したと思います。行政内で検討していただいていると思いますが、そろそろ次の段階へ入る時期ではないかというふうに思っております。

民間事業者には事業の可能性を検討していただくため、調査検討を行うフィールドを提供したり、地域の声を聞く場を設けるなど、地域と民間と行政が連携した取組を進める時期にきていると思っております。

期待が大きい事業です。各部署が事業を止めることなく、検討を進めていただきますよう要望させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。

本県では、広い海域や風況の良さなど、地理的・気候的な地域特性を活かした取組として、全国に先駆けて洋上風力発電事業に注力していただいております。

洋上風力発電の導入目標については、発電量が、昨年12月に発表された次期エネルギー基本計画では、現在の1%から最大8%に拡大することとなっております。

再生可能エネルギー拡大の切り札と言われる洋上風力発電は、国のエネルギー基本計画にあるとおり、今後、急速に増加することが見込まれ、それに伴い、国内の関連市場も急拡大すると予想されています。

今後、県内の基幹産業として、洋上風力発電事業を成長させていくためには、県内プロジェクトの需要の取り込みにとどまらず、拡大していく県外のプロジェクトにも目を向けて、積極的な活動を行うことが必要と考えていますが、現在の取組状況について、教えてください。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 県では、今後、

洋上風力発電関連産業を県の基幹産業として成長させていくためには、県内だけでなく、県外からの需要獲得が必要と考えており、県内企業に対し、県産業振興財団と連携したマッチング支援等を実施しております。

具体的には、県内企業と北九州市の発電事業者や洋上風力関連企業との間でマッチングを行った結果、洋上風力の基礎部材等について、県内企業の受注につながっております。

また、複数の促進区域を有し、大規模プロジェクトが進む秋田県には、商談の機会を得るため、県内企業15社と訪問し、現在、受注に向けた具体的な協議が進んでおります。

今後とも、県では、洋上風力発電関連産業を基幹産業として成長させるため、県内に加え、県外の需要獲得に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 山村議員—11番。

○11番（山村健志君） 洋上風力発電は、我が国の広大な海域を活かし、大規模導入が可能なものだと思います。CO₂削減効果も大きく、調査、開発から製造、維持管理まで、産業のすそ野が広く、経済効果も期待できます。まさにGXを推進するには、効果的な再生可能エネルギーだと言われております。

既に、海外、特に、欧州においては、国内に先んじて浮体式洋上風力プロジェクトが進められており、国外需要を見据えた取組も進めていくべきだと考えております。

そこで、今後、県としてどのように取り組んでいくのか、県の考えをお尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 県では、「洋上風力発電で、2040年に最大45ギガワット」という国の目標達成に向け、導入拡大が必要とされている浮体式洋上風力発電については、県内企

業が造船業で培った技術や人材を活かせる分野と考え、今後、県内企業のサプライチェーン構築を図っていきたいと考えております。

具体的には、先日、浮体式の基幹部品製造で、国の補助金に採択された大島造船所の取組について、浮体式に関する世界初の量産サプライチェーンが県内に構築されるよう、県内企業の参画を後押ししてまいります。

今後とも、県としては、世界的に成長が期待される浮体式洋上風力発電分野において、国内外の需要獲得に向けた県内企業の取組を支援してまいります。

○議長（徳永達也君） 山村議員—11番。

○11番（山村健志君） すばらしい取組だと思いますし、県内外の需要をいかに取り込むか、県内企業が参入できるかというのが、すごく大事なことだと思っておりますので、引き続き、県には、県内企業の支援と戦略的な取組を行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（3）農業分野の取組状況について。

カーボンニュートラルを進めるうえで、各産業が様々な取組を行っている中、工場などから排出されたCO₂を吸収する技術というのも開発されております。

せっかくなら、回収されたCO₂をどこかで使うことができれば、特に、地域の農業で使うことができれば、工業、農業が連携し、温室効果ガスの削減を地域循環の仕組みでつくり込むことができるのではないかと考えております。

カーボンニュートラルを進めるうえでは、試験的な取組に対し、行政の支援や研究開発も必要だというふうに思っております。

そこで、長崎県の農業分野において、カーボンニュートラルに向けた試験的な取組を行って

いるのか、教えてください。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 県では、工場から排出された二酸化炭素を有効活用するため、本年度から民間企業と連携し、いちご栽培において、二酸化炭素を株元に施用することで光合成を促進させ、収量を増加させる試験を行っております。

○議長（徳永達也君） 山村議員—11番。

○11番（山村健志君） 試験的な段階だと思いますが、カーボンニュートラルについては、行政や研究機関が積極的に試験などを支援していくことが大事だと思っておりますので、引き続き、積極的な取組をお願いいたします。

（4）林業分野の取組状況について。

カーボンニュートラルに向けては、森林による二酸化炭素の吸収効果を活用することがとても大切だと考えております。

国においては、森林管理により吸収された二酸化炭素の温室効果ガスの量を認証し、認証分のクレジットを発行するJ-クレジット制度が創設されています。この制度を活用し、森林整備を進め、二酸化炭素の吸収量を増やすことが、カーボンニュートラルを進めるうえで有効だと思います。

そこで、本県におけるJ-クレジット制度の取組の状況を教えてください。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 本県においては、平成25年に、県、対馬市、林業公社、民間企業が構成する「ながさきカーボン・オフセット推進協議会」が設立され、J-クレジットの推進に取り組んでおります。

これまで、J-クレジットの販売促進のため、県内外で開催されるマッチングイベントへの参

加、企業への個別訪問等による営業活動などを行い、令和5年度末時点で、48団体に対し2万6,354二酸化炭素トンのクレジットを販売したところです。

併せて、販売実績が上がったことから、本県のJ-クレジット認証量を拡大させた結果、令和5年度末で7万8,638二酸化炭素トンと、全国の7%、九州では59%を占めております。

○議長（徳永達也君） 山村議員—11番。

○11番（山村健志君） 全国の7%、九州で59%を占めているということで、積極的に取り組んでいただいていると思います。ありがとうございます。

カーボンニュートラルに林業の役割は非常に大きいものがあります。環境対策と経済発展の好循環が生まれますよう、今後とも、取組を進めていただければと思います。よろしくお願いします。

（5）今後の取組について。

GX投資の活用、離島・半島など、過疎地域のエネルギー転換という視点も重要と考えております。

「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」の見直しに当たっては、それらの点も踏まえて検討してもらいたいと思っております。令和7年度計画の見直しは、どのような方針で進めるのか、お尋ねをいたします。

○議長（徳永達也君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 本計画の見直しについては、国の地球温暖化対策計画や、社会情勢の変化を踏まえて対応する必要がありますが、国は、本年2月18日に計画改定を行ったところでありまして、これから県計画の見直しに取り組み、令和7年度中の策定を目指してまいります。

改定された国の計画には、脱炭素と経済成長の同時実現を目指すGX政策と協調した気候変動対策や、地域の環境保全と地域経済の発展に資する再生可能エネルギー導入の推進がうたわれており、このような視点を県計画に取り入れることも検討してまいります。

○議長（徳永達也君） 山村議員—11番。

○11番（山村健志君） カーボンニュートラル、2050年までに温室効果ガスの排出量を全体でゼロにするという大きな目標があります。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減、並びに吸収作用の保全、強化をする必要があります。

カーボンニュートラルのためには、産業分野、農業分野、水産分野も林業分野も含めて、産官学の連携が非常に必要になってくると思います。

また、下水処理やごみ処理などを活用したエネルギーの地産地消に取り組んでいる自治体も発生してきております。

こういったことも踏まえて、次期計画の見直し、「長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」の見直しに当たっては、本県の特徴を踏まえた「脱炭素」、「エネルギー安定供給」、「経済成長」の3つを同時に実現できるような戦略的な計画にしていきたいと思っておりますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

3、教員の働き方改革について。

昨日も坂本議員が同様の質問をされましたが、少し具体的などころでお話をお伺いしたいと思います。

教員の働き方改革については、近年、様々な取組がされていると思います。教員の仕事量を削減し、心身を充実させ、授業をはじめとする本来の教育活動に専念できるよう、働き方改革を推進することは必要不可欠だと思います。

そこで、長崎県における教員の働き方改革について、質問させていただきます。

（1）仕事の削減について。

教員の働き方改革を進めていくうえでは、現場の声を聞き、それを反映させることが大切であります。

まずは、現場の声をどのように聞いているのか、また、どのような声があるのか、教えてください。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 学校現場の声に耳を傾けることは、実効性のある働き方改革を推進するうえで、とても重要であると考えてございます。

そのため、これまで実施してまいりました教職員を対象とした働き方に関するアンケートに加えまして、今年度からは、業務改善に向けたアイデアを教職員から募集する制度を開始したりですとか、また、若手教員との働き方などに関する意見交換を実施するなどいたしまして、さらに学校現場の声を拾いあげる取組を行っているところでございます。

その中では、文書や調査等の削減、あるいはICT等を活用した業務の効率化、校務支援システム等の導入や拡充、勤務時間外における電話対応などの改善を求める意見や提案が寄せられているところでございます。

○議長（徳永達也君） 山村議員—11番。

○11番（山村健志君） いろんな意見が出てきているというのがよくわかりました。

「働き方改革」で大切なのは、私は、仕事で何を減らすかということも大事なかなと思っております。私も公務員として働いておりましたが、報告書類や説明書類、証拠書類など、仕事の一つひとつに実は書類というのが必要になってき

て、種類が多くて大変だなという思いをしたことがあります。

学校も同じであると聞いております。「働き方改革」の手はじめは、書類を減らすことかなというふうに思っておりますが、そこで、書類や報告資料の削減は進んでいるのか、教えてください。また、今後、どのように取り組んでいくのか、教えていただければと思います。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 文書量の削減につきましては、これまでも複数の調査を統合するなどの見直しや、あるいはグループウェアの活用などによりまして取り組んできたところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、いまだ学校現場の負担の要因の一つとなっておりまして、さらなる削減が必要であると認識をいたしております。

そのため、年度内に教育庁内に学校現場への文書及び調査等の削減に向けたプロジェクトチームを立ち上げまして、来年度当初から、学校や市町教育委員会に送付する全ての文書調査につきまして、これまでどおり送付するもの、送付する必要がないもの、回数、対象等を見直すものに仕分けを行うなどいたしまして、事務負担の抜本的な軽減に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 山村議員—11番。

○11番（山村健志君） ぜひ、プロジェクトチームで、いい成果が得られるようなことを期待しております。

（2）教員が授業や生徒に専念できる環境整備について。

学校が担うべき業務が多様化、複雑化しているというふうに思っております。教員だけで担

うことが困難になってきていると思います。

保護者の対応や学校外でのトラブル対応のうち、解決が難しいものは教員以外が担うなど、教員が授業や生徒指導に専念できる環境をつくっていく必要があるというふうに考えております。

例えば、県立学校では、どのような取組を行っているのか、支援を行っているのか、教えてください。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 県立学校におきましては、いじめ等への対応について、平成28年度から、学校が弁護士に直接相談できる制度を設けておりますが、さらに、今年度からは、学校に対する過大な要求等もその相談対象とするなどいたしまして、学校だけでは解決が困難な諸課題に対して、専門家の支援が受けられるような制度の拡充を図っているところでございます。

また、今年度は、試験的に退職校長を「学校経営アドバイザー」として任用いたしまして、学校のニーズに応じて派遣いたしましたところ、突発的な事案への対応など、教員の負担軽減などにおいて一定の効果が認められたところでございます。次年度以降も、引き続き、任用することといたしております。

今後も外部機関との連携や、外部人材の活用などを通して、教員が授業に専念でき、また生徒と向き合うことができるような環境づくりに努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 山村議員—11番。

○11番（山村健志君） 様々な工夫で、先生たちの働き方改革を進めていただきたいと思います。やはり学校の先生は、子どもたち、授業に集中できる環境を整えていくということがすく

く大事だと思っています。

例えばですけれども、警察のOBの方や再任用の方を学校に配置して、トラブル対応に当たってもらえれば、先生方の業務改善につながることはないかなと思っています。これは、教員の方が不足して、先生のOBの方々も授業に入らなきゃいけないという中で、もっといろんな人材を活用するということも考えたらどうかというふうに思っています。

長崎県には、幸いにして、職員としていろんな人材がいらっしゃいますので、教育委員会だけにとどまらずに、県全体で適材適所を考えて運用すれば、よりよい学校になるのではないかなというふうに思っておりますので、提案とさせていただきます。よろしく願いいたします。

4、島原鉄道について。

（1）島原鉄道活性化検討部会における検討の背景と状況について。

島原鉄道は、諫早市、雲仙市、島原市の沿線3市における住民生活や観光振興などにおいて、非常に大きな役割を果たしているものと考えております。

しかしながら、沿線区域では、人口減少が加速し、島原鉄道の利用者数は、平成25年度以降減少が続き、これに加えて、令和2年度からはコロナ禍の影響なども受け、経営環境がより一層厳しさを増しているものと認識しております。

こうした状況を受け、県では、令和4年11月に「島原鉄道活性化検討部会」を立ち上げ、これまで2年半にわたり、島原鉄道の今後の方向性についての検討が行われてきたものと承知しておりますが、島原鉄道の現状と島原鉄道活性化検討部会の状況について、教えてください。

○議長（徳永達也君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） 島原鉄道は、通

勤や高校生の通学をはじめ、沿線住民の日常生活を支え、また、島原半島を訪れる観光客の移動手段としても重要な役割を担っており、令和5年度の利用者数は110万人を超えております。

一方で、島原鉄道の経営状況については、利用者数がコロナ禍前の令和元年度比で87%程度にとどまっており、鉄道事業の収支は、コロナ禍前から年間2億円程度の赤字が続き、令和5年度も約2億1,000万円の赤字となっております。

このような厳しい経営環境であることに加え、令和4年7月に国の検討会で「ローカル鉄道の在り方に関する提言」がなされ、鉄道事業を再構築した場合の国の補助制度の拡充等が示されたことから、県としては、令和4年度に沿線市等で構成する「島原鉄道活性化検討部会」を設置したところであります。

検討部会においては、これまで6回の会議を開催したほか、昨年度からは今後の方向性を検討するうえで必要な調査も実施しながら、現在は、島原鉄道の今後の方向性として、みなし上下分離方式による鉄道存続やバス転換について、検討を進めているところでございます。

○議長（徳永達也君） 山村議員—11番。

○11番（山村健志君） 今の答弁でありましたように、令和5年度利用者数は110万人を超えているという中ではございますが、まだまだコロナ禍前の水準に戻っていないということでございます。

（2）今後の方向性の決定に向けた課題について。

島原鉄道の鉄道事業の収支が、コロナ禍前から毎年、年間2億円程度の赤字が続いているということは、経営環境として危機的状況にあると言っているのではないかというふうに思っ

ております。

だからこそ、県は、「島原鉄道活性化検討部会」を設置し、今後の方向性として、みなし上下分離方式による鉄道存続とバス転換の2案で検討されているということでございます。

私の考え的には、仮に鉄道を廃止してバスに転換した場合、路線バスの運転手が、現在でも不足しておりますので、路線バスの運転手不足が県内でも深刻化している中、果たして、今の輸送需要をバスで代替できるのかを考えると、正直、実現性に乏しいのかなというふうに言わざるを得ないと思っております。

バス転換などの実現性についての所感と、今後の方向性を決定するうえで、どのようなことが重要となると考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（徳永達也君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） 鉄道からバスへの転換については、現状の利用者数や運転手不足によるバス路線の縮小等が顕在化していることを踏まえると、現実的には大変厳しいものと受け止めております。

今後の方向性として、仮に、みなし上下分離方式を選択する場合には、電路、線路等の施設の維持管理費にかかる新たな自治体の負担、少なくとも将来10年程度にわたって、鉄道事業が維持できる体制、さらに、事業者自らが取り組む収支改善策などについて、関係者間で共有することが重要であると考えております。

県としては、島原半島や沿線地域の持続可能な公共交通ネットワークの維持に向け、沿線市等との合意が早期に得られるよう、引き続き、議論を進めてまいります。

○議長（徳永達也君） 山村議員—11番。

○11番（山村健志君） 鉄道からのバス転換が

厳しいものと認識していただいていることがわかりました。ありがとうございます。

今後の進め方はいろいろあるかと思うんですが、恐らく関係沿線市との費用負担などが非常に大きな課題になってくるかなというふうに思っております。

鉄道をどうしていくかということは、全国的な課題になっておりますけれども、少し時間もありますので、私の考えを少しだけ述べさせていただきますと思います。

私は、鉄道を残すべきだというふうに思っている一人でございます。

鉄道は、一度廃線してしまうと、二度と復活することはありません。これが、今の日本の実態かなというふうに思っています。

ローカル鉄道は、お荷物になっていると捉える向きもあるかもしれませんが、むしろ、ありがたい財産だというふうに思っております。

例えば、全国的には、駅周辺に住宅地を整備して、若い世代を呼び込んだ街や、駅に子育て施設を設置して、共働き世帯を支援したりしているところもあります。

また、諫早もそうなんですが、主要な駅周辺には病院が多くあります。車が運転できなくなった高齢者にも利用しやすいといった面もあります。

鉄道を活かしたまちづくりで、人口を増やしたり、誰もが住みたい街になることも可能です。

島原鉄道の駅周辺は、幸いなことに、まだまだ開発が、地域を発展させる可能性があります。正直言いますと、駅前には、まだまだ土地があるという状態でございます。なかなか駅を活用したまちづくりができてなかったのかなというふうに思っております。

また、バスの運転手不足やカーボンニュート

ラル、SDGs、持続可能なまちづくりのためにも、鉄道は、地域交通の要であり、鉄道を活かしたまちづくりを戦略的にやっていくべきというふうに考えております。

そのことが地域の持続可能な発展につながるのではないかとこのように思っております。

沿線市におきましてもそうなんですが、沿線市の支援を拡大してでも、鉄道を残すという方向でいち早く決着していただきたいと思っております。

沿線市においては、これまで以上に、島原鉄道を活かしたまちづくりに取り組むことが、沿線地域全体の振興につながるというふうに考えております。

ぜひ、沿線市には、「鉄道は財産」という観点で、視点を持って、財産である島鉄をうまく活用した地域活性化や観光振興に取り組んでもらいたいというふうに思っておりますので、県には、沿線市の後押しも含めて、いろんなアドバイスをしていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、今回、一般質問では、将来困らないために、今何をすべきかという案件についてを中心に質問をさせていただきました。

例えば、当たり前に使われている水道や下水道が、人口減少や施設の老朽化により、予算が確保できないためにサービスを提供できなくなる事態が発生することにも十二分に予想できます。

現に、上下水道代を大幅に値上げする自治体も出てきております。これは市民生活、県民生活の基盤である上下水道が機能しなくなるということは、その街に住みづらくなるということになります。

今日、いろいろお話をしましたが、防災情報の観点でいけば、観測施設のメンテナンスにつ

きまして、今までなかなかクローズアップされてないと思います。この観測施設のメンテナンスができる予算が確保できなくなれば、住民の安全・安心を守るための避難情報が発令されなくなるといった危機的状況に陥ってまいります。

こういったことも踏まえて、国への要望というのは、今年やって来年予算がつくものではございません。長い時間がかかります。その必要性を、きちっと県の実情を訴えて、春以降行われます政府施策要望などにきちっと組み込んでいただきたい。

今年度の政府施策要望を見ていても、なかなかそういった観点が薄いのかなというふうに実感をしておりましたので、その点をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（徳永達也君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

— 午前11時 1分 休憩 —

— 午前11時15分 再開 —

○議長（徳永達也君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

中村俊介議員—10番。

○10番（中村俊介君）（拍手）〔登壇〕 皆さん、おはようございます。

長崎市選挙区選出、自由民主党の中村俊介でございます。

質問に入ります前に、このたび、ご逝去されました故吉村 洋長崎県議会副議長の御霊に対し、謹んで哀悼の誠を捧げますとともに、故人のご冥福を衷心よりお祈りいたします。

それでは、通告に従いまして、大きくは2つ

の項目について、一括方式にて順次質問を行います。

知事をはじめ、関係各位の明快かつ誠意ある答弁を求めるものであります。

1、未来大国の実現。

（1）「広域連携」などの推進について。

長崎県及び長崎県下各市町は、人口の自然減、社会減の渦中にあつて、私個人の見解としましては、一定の人口減少を受け入れつつ、より戦略的な行財政運営の観点から、どの程度の人口で、どの程度の行政運営が行えるのか、民間経営者的な感覚を持って、そのバランスを可及的速やかに模索していく必要があるものと考えます。

その対策として、私の地元長崎市をはじめ、主要な地方都市においては、国土交通省指導のもとに、それぞれ立地適正化計画が策定され、国の有利な財源を活用した、ネットワーク型コンパクトシティのまちづくりが進められているところであります。

とは言え、人口減少は、税収にダイレクトにはね返ってくるため、国の有利な補助メニューを活用しつつも、自主財源の確保は必須であり、例えば、長崎市においては、県の協力をいただきながらの企業誘致はもちろん、国際観光都市、国際文化都市という強みを活かした交流人口の拡大による交流の産業化、あるいは宿泊税の導入などを具現化してきたところであります。

一方で、人口動態に関わらず、防災・減災対策については、各市町単独での対応には限界があることから、これからのまちづくりにあつては、隣り合う複数の近隣市町が協定を結ぶなど、広域連携の取組がより重要になってくるのではないかと考えているところです。

現在、本県においてはどのような状況か、ま

た、広域連携に限らず、知事と各市長、町長が協議、議論、意見交換などできる場が必要であると考えますが、どのように取り組んでおられるのか、お示してください。

また、人口減少が進む中においては、地域公共交通や日常の買い物など、利便性や行政サービスの低下が懸念されますが、そのような中にあるとしても、県民の生活水準を維持し、満足度や幸福度を高めるような施策を構築、支援を行う必要があると考えます。

本県では、その基礎となる県民の満足度等について、昨年、県政世論調査を実施されておりますが、どのように活用を図っていくのか、重ねて、お尋ねをいたします。

（2）「家族の日休暇」の推進について。

昨今、子どもを取り巻く社会生活環境は、刻一刻と変化してきており、人が生きていくうえで、その礎となる各家庭のライフスタイルの変化への対応は喫緊の課題であります。

休暇制度についても、育児や介護、看護、冠婚葬祭、災害など家族の事情で休むための制度が充実してきております。

代表的な事例として、結婚や出産、育児、看護などライフイベントに合わせて利用可能な「ファミリーサポート休暇」、家族が介護状態になった場合、介護や世話のために取得できる「介護休暇」、子どもが病気やけがをした際に取得できる「子の看護休暇」があるほか、法定外休暇として、年間6日間の家族都合を理由とする特別休暇を整えている企業等もあると伺っております。

さて、本県北松浦郡佐々町では、子どもたちの学びや現代家族のライフスタイルに寄与することを目的とした「家族の日休暇」を令和6年度に設けております。

具体的な内容は、町内小中学生が保護者の休暇に合わせ、保護者と一緒に校外での体験や探究的な学び、活動を考え、企画し、実行するために年3日が付与されるもので、実際には欠席とはせず、出席停止等相当の取り扱いになるということです。

そもそも、なぜ佐々町が「家族の日休暇」を設けたのか。

これにつきましては、各種調査から、土曜・日曜に仕事をしている保護者が一定割合おられ、休日に子どもと一緒に過ごすことが難しい家庭があり、そのような家庭においても、保護者が休暇の際に子どもと一緒に学び、活動することを可能にしたいという考えからであると伺っております。

この取り組みは、大石知事が掲げます「未来大国」の実現に向けての取組の分野においても、「将来を担う子どもたちが、安全・安心に、健やかに成長し、その能力と可能性を高めることを積極的に支援、社会での多様な活躍につなげる」という内容にも合致するものであると考えますが、長崎県下各市町においても、同様の制度の導入を促すお考えはないのか、お伺いをいたします。

（3）財政の健全化について。

①地域経済の活性化による税収増加。

税収増を図るためには、地域経済の活性化を積極的に推進、促していくことが重要であるということは、周知の事実であります。

これまで長崎県は、恵まれた地勢や、それによって育まれた歴史や産業に不断の投資を行い、観光業や農業、水産業といった主産業を生み出し、併せて、それらを支える関連分野に対しても、地勢や歴史に沿った産業政策を推進することで、本県経済の原動力として機能させるとと

もに、税収対策の面においても、寄与してきたものと承知をしているところです。

このような状況の中、県並びに関連自治体のたゆまぬ努力の結果、近年においては、洋上風力や太陽光をはじめ半導体、ソフト面では、プロバスケットボールチームの誕生など新分野における産業の進出も著しく、既存の業種と合わせて、相乗的に地域内の関連産業の経済活動を活性化させることがかなえば、さらなる法人税や個人所得税の増加を図る大きな機会にもなり得るものと考えます。

これらを背景とした地域経済の活性化による税収増加策について、新分野も含めて見解をお示ください。

②国の補助金、交付金の活用。

国からの補助金や交付金の獲得を積極的に行うことも、歳入増加の手段であります。県下を見ても、道路の整備等に当たって、国土交通省の新たな財源を求めるのではなく、地域創生の観点から、地域再生計画を立案し、国の認定を受け、内閣府の交付金を活用して、道路整備を行うなど、既存の補助メニューに加えての懸命な取組がなされているところです。

このように既存の補助メニューに事業をとどめるのではなく、国の金融政策に基づく経済対策や、地方創生政策に合わせて、本県の特徴を活かしたプロジェクトを提案し、これに対する補助金や交付金を獲得することで、県の予算を補完しながら、新たな事業展開を図ることが可能になると考えますが、これについての見解をお示ください。

③県有財産の有効活用について。

県有財産や未利用地の有効活用につきまして、過去の私の質問において触れさせていただきましたが、本県が保有する未利用地や建物を

有効活用することは、その数や規模にもよりますが、財政基盤強化にもつながり、自主財源に乏しい本県の財政健全化を図るうえで、有効な手段として期待できるものと考えます。

財源確保のためには、貸付けや未利用地の売却による歳入増なども視野に入れた取組が考えられますが、これらの取組の主な実績と考え方について。県の見解を求めます。

（4）デジタル化（DX化）と業務効率化によるコスト削減について。

行政のデジタル化を推進することで、業務効率の向上とコスト削減、職員の業務負担軽減など、その効果については大いに期待をしているところです。

特に、行政手続の電子化やAIを活用した業務の自動化は、先ほど申し上げたとおり、職員の負担軽減や運営コストの軽減にとどまらず、行政サービスを受ける側である県民の利便性、煩雑な手続の簡素化にも大きく寄与できるものと期待をしているところであります。

これらの推進により、人的支援や削減された時間を企画立案などの業務に充当することが可能ではないかと考えますが、この点についての県の見解を求めます。

（5）低未利用地の活用について。

先ほど財政健全化という視点で、県有財産の有効活用に触れましたが、ここでは、長崎、諫早、大村都市圏における低未利用地の有効活用について伺います。

高度経済成長期以降、県央部では、産業団地開発と併せて住宅地の開発や高速交通ネットワークの整備が計画的に行われ、今や大村市も含めた長崎都市圏は、日本経済を支える重要な要所、魅力的な地域となっております。

また、近年においても、知事をはじめ、関係

自治体の積極的な取組により大規模な企業立地や、大型商業施設の立地が進んでおり、関係各位のご尽力に心から敬意を表します。

長崎都市圏は、県全体の人口減が進む中、UIJタウンを含む人口のダム機能として、県外、国外から人を呼び込み、県内からの流出を抑制できる施策立案、具現化も可能な地域であると私は信じております。今後においては、その求心力を都市圏全体で高めることが非常に重要になってまいります。

一方で、西諫早ニュータウンなど県による計画的な宅地開発が一定終了した今、昨今の誘致企業を支えることとなる従業員の住まい、特に、ご家族を含めた居住環境や、お子さん方の幼児期から大学に至るまでの教育や研究環境を考える時、それら環境整備が十分に提供できているのか、安心して家族共々移り住み、就労できる環境が整っているのか、危惧をしているところであります。

実際、諫早市では、住宅地が足りずに市街化調整区域の見直しも含めた低未利用地の活用を検討が進んでいるとも伺っており、通勤圏内に位置する長崎市東長崎地区においても、民間の宅地開発が誘発されていると伺っております。

県央地域は、そもそも農業の盛んな土地柄であり、住宅政策だけを見ても農業と混ざり合う魅力的なライフスタイルを提供できる可能性を秘めたエリアであると考えます。

企業誘致と合わせて、魅力的な住宅地の提供も可能とする土地利用施策を緩和・展開することで民間投資を促し、長崎都市圏の求心力を高め、ひいては長崎経済の活性化に資することが可能となるのではないかと考えますが、県の見解を求めます。

(6) 建設業におけるDXの取組について。

本県の建設業においては、高齢化の進行による将来的な担い手不足が予測され、加えまして、令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用されるなど、労働力の減少が懸念されております。

そのような中、国においては、インフラ整備の担い手、地域の守り手である建設業等が、その役割を果たすことを目的に、令和6年6月、いわゆる「担い手三法」が改正されております。

改正の主な柱の一つとして、生産性の向上が掲げられており、具体的には、ICTを活用した生産性の向上・調査等や、発注から維持・管理までのICT活用などが盛り込まれております。

本県の建設業においても、労働力の減少という課題を解決し、少ない労働力で県民の安全・安心や経済を支えるインフラの整備や維持・管理、災害時における復旧などの重要な役割を果たし続けることができるよう、「品確法」に掲げられているICTを活用した生産性の向上、いわゆる建設業におけるDXの取組を加速させていく必要があると考えます。

県がどのように建設業におけるDXの取組を進めようとしているのか、見解を求めます。

(7) 水道水におけるPFOS及びPFOAについて。

最近、PFOS及びPFOA（総称PFAS）という言葉をよく耳にします。

この物質は、有機フッ素化合物の一種であり、耐熱性、難分解性、撥水性などの性状を有することから、泡消火薬剤やコーティング剤など様々な工業で利用され、その分解しにくい性状から世界中に広く残留しているとのことであります。

最近では、これらPFOS及びPFOAが水道水から検出されており、人の健康への影響が懸念さ

れているといった新聞記事や、テレビ、ネットニュースなどで報道をされております。

調べたところ、これらは、水質基準より下の法的検査義務のない「水質管理目標設定項目」に位置づけられており、暫定目標値として50ng/L以下と定められております。

昨年11月に、水道水におけるPFOS及びPFOAの国の調査があったと記憶しておりますが、本県における各市町の状況について、改めて、お尋ねをいたします。

また、健康への影響についての懸念があると思えば、規制を強化する必要もあると考えますが、当該案件について、国の動向と県は今後どのように対応していくのか、重ねて、お伺いをいたします。

（8）ノーベル賞受賞を契機とした平和の希求について。

被爆者の方々は、原爆の惨禍を体験した戦争被害者であります。

戦争の被害者が救済の対象にとどまるのではなく、これまで継続的、体系的に大規模な草根の平和運動を続けてこられたことこそが、「ノーベル平和賞」受賞の意義だと私は捉えております。

ゆえに、被爆80年という節目を迎え、今後も同じ被爆地である広島県などと連携し、「長崎を最後の被爆地に」という県民の皆様の思いを被爆地から世界に向けて発信することは、これまで以上に重要であり、かつ尊いことであると考えております。

そこで、「ノーベル平和賞」受賞と被爆80年を契機として、例えば、被爆の実相を世界に向けて伝えるイベント等を開催するなど、全世界に展開していく必要があると考えますが、来年度どのように取り組むお考えなのか、知事のお

考えをお伺いいたします。

（9）電停のバリアフリー化について。

国、県のご尽力により、長年の懸案であった長崎市諏訪神社電停の平面接続が完成し、車椅子等での乗降が容易になりました。いよいよ残す箇所は、国道202号、国道206号の重複路線上に位置する旧宝町電停のみとなりました。

この電停は、現在、長崎スタジアムシティの開業に伴い、名称がスタジアムシティサウスと改められるとともに、当社が長崎電気軌道とパートナーシップを締結して推し進めようとする公共交通機関利用促進の取組においても、象徴的な交通結節点となっております。

公共交通機関利用促進は、まさに、県においても率先して取り組むべきテーマであり、道路管理者としても、当該電停の平面接続化は喫緊の課題であろうと考えております。

県民の移動の円滑化はもちろんのこと、長崎スタジアムシティの開業効果をより高め、相乗効果を図るという観点から、県勢の発展につながる意味でも、迅速な取組が必要であると考えますが、これについて県の見解をお示しく下さい。

（10）災害時の対応について。

「未来大国」の実現には、道路や公安などのインフラ施設の果たす役割も大変重要であると考えます。

自然災害により、被災した場所においても、その機能を速やかに回復することが求められることは想像に難くありませんし、インフラ施設の早期の機能回復を図るため、本県を含む多くの市町が地域の建設業者等と災害協定を締結し、災害発生直後における速やかな現場対応に備えておられることと思います。

実際、災害が発生した場合、まず、速やかに

被災箇所を把握したうえで、箇所ごとに地形の測量、地質の状況調査、道路を片側交互通行で早期に供用、応急工事などを行うことが一連の流れであるというふうに理解をしております。

ひとたび、災害が発生した後は、刻一刻と状況が変化する中で、被災者や地域住民の安全・安心を確保するため、災害支援協定に基づき、この一連の流れを速やかに、円滑に実行することが求められます。

これらを踏まえ、本県では、大雨や台風、地震などによる大規模災害時におけるインフラの早期復旧のため、どのような協定の締結により体制を確保し、実際にどのように運用されているのか、説明を求めます。

2、「歴史的史跡・遺産を活用したまちづくり」の実現。

（1）県庁舎跡地の早期整備について。

本件につきましては、昨年2月定例会の一般質問でも取り上げましたが、一年という期間を経て、その進捗確認の意味も込めまして、再度お伺いをいたします。

県庁舎跡地活用につきましては、令和4年7月に「県庁舎跡地整備基本構想」を策定されたところであり、整備される機能として、「広場」、「情報発信機能」、「交流支援機能」が掲げられました。しかし、これまでの間、県庁舎跡地の暫定供用による利用状況等の検証はなされておりますが、跡地整備にかかる具体的な進捗は見られておりません。

県庁舎跡地は、陸の玄関口である長崎駅周辺からまちなかへのルート上にあり、来訪者や県民、市民をまちなかへ回遊させるための大切な場所であります。

また、歴史的にも岬の教会、長崎奉行所などが置かれていた長崎発祥の礎とも言うべき場所

であり、対岸には、国指定史跡「出島和蘭商館跡」があり、出島と県庁舎跡地が連携することで、賑わい創出に高い相乗効果が期待できる場所であると考えます。

当該跡地が所在する長崎市や、近隣地域の意見にもしっかりと耳を傾けつつ、周遊など県庁舎跡地整備による効果がまちなかや長崎県内の市町にも波及するような取組を目に見える形で前へ進めていただきたいと思います。県の見解をお示してください。

（2）端島炭鉱の整備事業にかかる支援について。

端島炭鉱については、本県においても世界遺産登録に努力をされ、平成27年7月に、「明治日本の産業革命遺産」の構成資産として世界文化遺産に登録をされました。

護岸遺構は、劣化が相当程度進行しており、長崎市が事業主体として整備を行っておりますが、多額の費用と時間を要するため、長崎県にも財政支援の要望が行われているところです。

端島の護岸については、世界遺産そのものを守る重要な役割があり、その整備については、当該区域の港湾及び海岸管理者である長崎県が長崎市に対し、しっかりとした支援を行っていただきたいと思います。県の見解をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とし、再質問につきましては、対面演壇席より行います。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 中村俊介議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、はじめに、本県における市町の広域連携の取組状況と、県と市町の連携に向けた知事と市・町長との意見交換、協議等の場について、

お尋ねをいただきました。

まず、はじめに、県内自治体間の連携につきましては、人口構造の変化やインフラ老朽化等の課題に的確に対応し、持続可能な形で住民生活を支えていくうえで、それぞれの強みを活かし、資源を融合し合うなど、地域の枠を超えた連携が重要であると考えております。

市町の広域連携の事例としましては、例えば、現在、消防、ごみ処理、し尿処理など、そういった分野で複数の市町が一部事務組合を設置をし、共同で行政サービスを実施しながら、効率的な運営を行っております。

また、後期高齢者医療制度については、県内21市町で構成をいたします広域連合で運営が行われているところでございます。

加えて、国が進めております連携中枢都市圏の取組として、県内において中心都市の要件を満たす長崎市、佐世保市が、それぞれ近隣市町と地域の魅力発信や、広域避難体制の構築などに取り組んでいるところでございます。

一方、県と市町の連携につきましては、知事と県内市町長との協議や意見交換を行う場を設けておりまして、私と県内21市町長が一堂に会する「長崎県・市町連携会議」を、これまで4回開催をしたところでございます。

この会議の中で、子どもの医療費助成制度や新しい長崎県づくりのビジョン、デジタル分野における県・市町の連携など、県全体で連携して取り組む施策をテーマとして設定をし、課題の共有であったり、意見交換を行ってまいりました。

引き続き、県と市町において、より一層、効果的な連携に向けた取組を進めていきたいと考えております。

次に、地域経済活性化による税収増加策に新

分野も含めてどう取り組んでいくのかとのお尋ねをいただきました。

県としても、県税等の自主財源の充実を図り、県勢の発展につながる施策を積極的に構築していくため、その基盤となります経済を活性化していくことが重要であると考えております。

そのため、令和7年度当初予算においても、半導体、海洋エネルギー、水素関連産業等のサプライチェーン構築支援や気候変動等に対応した農林水産業の振興、インターネット上の海外OTAサイトを活用したインバウンド誘客の取組強化など、各分野の動向や環境変化等をしっかりと把握をし、新規施策等を展開していくこととしております。

引き続き、税源涵養にも資する地域経済の活性化に向けた取組の推進に力を注いでまいりたいと考えております。

次に、ノーベル賞受賞を契機とした平和の希求に関する取り組みはとのお尋ねをいただきました。

昨年12月に、日本被団協が「ノーベル平和賞」を受賞するなど、核兵器廃絶に向けた機運が高まる中、本年は被爆80年の節目の年になります。

そのため、世界規模の団体が行いますイベント等を支援する「被爆80年事業補助金」を創設するとともに、九州各県の国際交流員等が、被爆の実相を学ぶ「地域国際化塾」等を開催したいと考えております。

こうした取組を通じて、被爆の実相や、「長崎を最後の被爆地に」という県民の皆様の思いを世界に向けて発信することにより、次期SDGsの目標に核兵器廃絶を位置づけるための取組を推進するとともに、次代を担う平和人材の育成や平和意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。

残余のご質問につきましては、関係部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（徳永達也君） 企画部長。

○企画部長（早稲田智仁君） 私から、県民の満足度など県政世論調査の活用にかかるお尋ねについて、お答えいたします。

県におきましては、令和8年度からの次期総合計画の策定にかかる県政世論調査の中で、本県の暮らしやすさや政策の満足度、重要度などに関するアンケートを実施しているところであります。

本調査では、新たに、県民の皆様の日常生活の満足度や暮らしを取り巻く環境の変化に関する質問項目を追加するなど、効果的な施策構築につながるよう、県民ニーズの的確な把握に努め、現在、その集計・分析作業を進めております。

今後、本調査の分析結果等を踏まえまして、地域社会の基盤となる産業の振興や県民生活の安全・安心の確保など、人口減少社会におきましても、県民の皆様の生活の質と利便性が高められるよう、施策の構築に努めながら、次期総合計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 「家族の日休暇」と同様の制度を県内各市町に導入を促す考えはないかとのお尋ねでございます。

佐々町で実施をしております「家族の日休暇」につきましては、家族と触れ合いながら、学校外での多様な学びを体験できる有効なものであると認識をいたしております。

一方で、家庭環境の違いなどに対しては十分な配慮が必要であると考えております。

取組の実施主体は、市町教育委員会となりま

すが、県内市町教委が、成果や課題を踏まえながら、制度導入の検討ができるように全国の先行事例等の情報を収集いたしまして、積極的な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 私からは、3点お答え申し上げます。

まず、国の交付金等の活用に関し、国に対して積極的に事業提案を行い、財源を確保しながら、新たな事業転換を図ることが重要じゃないかというご質問でございました。

本県は、県税等の自主財源に乏しく、脆弱な財政構造にあることから、財源確保の取組が重要であり、これまでも国の有利な財源措置を最大限活用しながら、地域活性化等に資する施策を積極的に推進してきております。

こうした中、令和7年度当初予算において、国において拡充されました「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を有効活用し、本県の強みである豊富な食材や観光資源などを活かした新たなプロジェクト等に取り組むこととしております。

今後とも、国の補助制度等を活用した効果的な事業推進が図られるよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、県有財産の貸付、売却の主な実績、それに対する県の考え方についてのお尋ねでございました。

長崎県公有財産取扱規則に基づく今年度の収入見込みとして、行政財産の目的外使用許可等による収入が723件で約1億300万円、普通財産貸付収入が370件で約2億4,300万円となっております。

また、現時点における今年度の未利用地の売却実績は5件、約4,000万円となっております。

これらの取組は、財政状況の厳しい本県にとって、財源確保の一助となる重要な取組であると考えておりますので、引き続き、県有財産の有効活用や、未利用地の周知・売却促進に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、県庁内のデジタル化というところで削減時間を新たな業務に充てることへの県の見解についてのお尋ねでございました。

県庁内のDXについては、令和6年4月に「デジタル改革推進専門チーム」を総務部内に設置し、各部局とともに洗い出した業務に関して、AI等のデジタル技術を活用した見直しを進めているほか、生成AIに関しては、本年2月、全職員の利用環境を整え、積極的な活用を促す通知を行ったところでございます。

また、行政手続では、キャッシュレス決済等の機能を実装した汎用的電子申請システムの利用所属の拡大を図っており、総合計画等の令和7年度の目標である70所属を既に大きく上回り、130を超える所属で導入されているところでございます。

このほか、各種デジタルツールの導入も行っており、RPA等を本格導入した令和2年度以降の5年間では、約1万時間を削減しているところでございます。

見直しによって見直された時間は、一時的には、職員の働き方改革の実現に資するものとなるところでございますが、議員ご指摘のとおり、新たな企画立案や県民サービスの向上にもつながるものと考えております。

県といたしましては、引き続き、庁内DXを推進し、より効率的で、質の高い行政サービスの実現を目指してまいります。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 企業立地に伴います

住宅確保のための土地利用施策について、お尋ねをいただきました。

県といたしましては、新たに立地する企業のための住宅確保は重要な課題であると認識しておりまして、まずは、市街化を促進すべき市街化区域や、立地適正化計画における居住誘導区域において、住宅の確保を進めることが必要であると考えております。

そのような中、昨年、諫早市において、宅地の供給不足などに対応するため、市街化区域と市街化調整区域との区分、いわゆる線引きを廃止する方針が示されました。

線引き制度は、計画的な市街地の形成を図り、無秩序な市街地の拡大をコントロールする有効な手法であると考えておりますが、今後、諫早市と十分に協議・調整を行いながら、対応を検討してまいります。

一方で、市街化を抑制すべき市街化調整区域におきましても、一定の開発行為は認められており、これまでも各市町で地区計画を適用した宅地開発などにより、多様な住宅ニーズに対応してまいりました。

今後も、まちづくりの主体であります市町と連携し、企業の住宅ニーズにも配慮しながら、地域活性化につながる効果的な土地利用施策を進めてまいります。

次に、建設業におけるDXの取組について、お尋ねをいただきました。

土木部では、平成29年度から自動制御機能を備えた建設機械によるICT施工の普及や、受発注者間のやりとりをクラウド上で行う情報共有システムの導入など、建設DXに取り組んでまいりました。

しかしながら、官民が、それぞれの環境で独自に取り組みを行っており、建設DXをさらに加

速化するためには、官民が足並みを揃えて、ICTを活用するための環境づくりを進める必要があります。

このため、官民一体となって重点的に取り組む事項などを示しました「長崎県インフラDXアクションプラン」を令和6年12月に策定したところでございます。

このアクションプランでは、測量調査から施工、完成後の維持・管理までの各段階において、三次元データの活用やICT施工などに取り組むこととしております。

今後、取組の効果や最新の技術情報を踏まえ、官民が連携し、アクションプランの充実を図り、建設DXのさらなる推進に努めてまいります。

次に、電停のバリアフリー化について、お尋ねをいただきました。

錢座町及び宝町電停は、長崎スタジアムシティの開業に伴いまして、スタジアムシティノースとスタジアムシティサウス電停となり、試合観戦者や施設利用者などによる利用が増加しております。

県といたしましても、電停を利用する高齢者や障がい者の移動を円滑にするバリアフリー化は重要な課題と認識しております。

今後、周辺道路を含めた道路の利用状況や2つの電停の利用状況を踏まえ、バリアフリー化のあり方について関係機関と検討を進めてまいります。

次に、端島の護岸整備につきまして、お尋ねをいただきました。

端島の護岸につきましては、所有者である長崎市が海岸事業にて整備を行っており、県においては、設計の際の指導、助言などの支援を行ってきたところでございます。

護岸整備に当たっては、これまでの市町が行う海岸事業と同様に、事業主体である市が負担するものと考えております。

今後も、市の要請に応じまして、技術的支援等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 私からは、2点お答えさせていただきます。

PFOS及びPFOAの国の調査にかかる県内市町の状況のお尋ねですが、国は、令和2年度に水道水におけるPFOS及びPFOAについて、遵守義務や検査義務は伴わないが、水質管理上、留意すべきとする水質管理目標設定項目に位置づけ、暫定目標値を50ng/Lとしております。

今年度において、国は、水道事業者である市町に対し、水質検査未実施の場合は、検査したうえで水質検査結果の報告を求めています。

その水質検査結果によると、県内において、暫定目標値を超える市町はございません。

次に、国の動向と県は今後どのように対応していくのかのお尋ねですが、環境省が設置した専門家会議では、「PFOS及びPFOAの基準値を50ng/Lとする水道水質基準へ移行し、その施行時期は、令和8年4月1日とすることが適当」との意見が示されたところでございます。

今後、水道水質基準に移行となった場合は、水道法に基づき、水道事業者には遵守義務と検査義務が生じることになります。

県は、引き続き、国の動向を注視し、市町等への情報提供を行うとともに、水道事業者による浄水処理の適切な管理がなされるよう、必要な指導を行ってまいります。

○議長（徳永達也君） 土木部技監。

○土木部技監（植村公彦君） 災害支援協定の締結と運用の状況に関するお尋ねでございますが、

本県は、急峻な山地や崖地が多く、台風の常襲地帯でもありますことから、大規模自然災害が発生しやすい状況にあり、あらかじめ、発災から復旧までの一連の活動を速やかに行う体制を確保しておくことが必要であると認識しております。

このため、被災箇所の調査や測量に関して長崎県地質調査業協会など2団体と、また、現場での応急対応に関しては、長崎県建設業協会や九州レッカー事業協力会などの5団体と、大規模災害時の支援活動に関する協定を締結いたしております。

協定に基づく過去3年間の支援活動の実績数は88件ございまして、その内容は、崖崩れで通行止めになった道路における被災状況の調査や、車の通行スペースを確保するための土砂の撤去などとなっております。

今後、関係団体と連携した支援体制を確保し、災害発生時に迅速な復旧を図ることにより、県民生活への影響を最小限にとどめるよう努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） 県庁舎跡地の整備を目に見える形で前に進めてほしいとのお尋ねでございますが、県庁舎跡地は、重層的な歴史を有し、長崎発祥の礎となった重要な場所であるとともに、県民の貴重な財産であり、多くの県民や県外からの来訪者の賑わいの場、県内周遊や市内回遊の起点となるよう整備を進めてまいりたいと考えております。

整備に当たっては、これまでの検討状況や専門家等の意見も踏まえ、本館跡地に「広場」と「交流支援機能」を、旧第3別館敷地に「情報発信機能」の配置を考えております。

今月中にも、スケジュールを含め県議会や関

係者へ説明し、ご意見を伺いながら、今後、PFI事業等による整備を検討する中で、民間収益施設などを含めた全体の施設配置や規模等の具体化を進めてまいります。

○議長（徳永達也君） 中村俊介議員—10番。

○10番（中村俊介君） 一通りのご答弁、ありがとうございました。

それでは、こちらから再質問、あるいは要望をさせていただきたいというふうに思いますが、時間の関係から順不同となりますことをお許してください。

まず、では最初に、未来大国の実現の広域連携などの推進について、再度、お伺いをいたしたいと思います。

まず、本壇からも申し上げましたとおり、繰り返しになりますが、人口減少下にあっても、県民が幸せに暮らしていけるような施策を講じる必要があると、私は日々強く感じております。

そのために、今回の県政世論調査では、日常生活の満足度に関する質問項目を追加して、調査の集計や分析を行っているとのことでございました。

国勢調査によれば、長崎県の総人口は、全国よりも約50年近く、早く、人口減少が始まっており、2020年の調査においては、2015年から2020年の5年間の人口減少率が全国平均のマイナス0.7%に対して、本県はマイナス4.7%と、全国平均を大きく上回っている状況であります。

そのような大変厳しい状況の中で、次期総合計画は、県民の需要を的確に捉えたうえで、それ相当のスピード感を持って施策を実施しなければならないという危機感を持っております。

通常であれば、集計・分析に基づいた、まず素案が上がって、それを有識者懇話会や議会の場で意見交換を行いながらパブリックコメント

を経て、成案になるという手続を考えると、県民の満足度を高めるために、幅広く県民の声に耳を傾けることが望まれるというふうに思います。

この点、県は今後どのような手順で、計画策定を進めていくのか、再度お尋ねをいたします。

○議長（徳永達也君） 企画部長。

○企画部長（早稲田智仁君） 次期総合計画につきましては、本年の6月定例会に素案骨子、9月定例会に素案をお示しし、県議会でのご議論やパブリックコメントの結果等を踏まえ、11月定例会に計画議案として提案する予定としております。

計画の策定に当たりましては、様々な関係者の皆様の幅広いご意見を丁寧にお聞きしながら、進める必要があると考えております。

そのため、県内外の有識者等で構成されます県総合計画、総合戦略懇話会において、ご議論をいただいているほか、若者や女性をはじめ、誰もが活躍できる社会の実現に向けて、県内高校生、大学生や、県内企業の女性社員の方々との意見交換などを実施しているところであります。

引き続き、市町をはじめ、県内各地域の皆様や県外の本県関係者、県議会のご意見をお伺いしながら、効果的な施策構築に努め、実効性の高い総合計画の策定を目指してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 中村俊介議員—10番。

○10番（中村俊介君） ぜひとも策定段階から幅広く県内外の関係者の皆様の声を集めて、ぜひ総合計画の施策に反映をしていただき、県民と一緒に取り組んでいただけるような、おっしゃったように実効性の高い計画となるよう、よろしく願いをいたします。

そして、もう一点、本県が全国でも先行して人口減少など危機的状況にあること、その現実を悲観するのではなくて、当該課題を長崎県がどのように克服・打開していくのかが、全国に先駆けての先進的な事例になり得るものというふうに考えております。

この待ったなしの状況下で必要なのは、現状を正しく認識し、得られた情報を基に状況判断を行い、取るべき行動を方向づけ、そして、迅速な意思決定から行動に移すことであろうというふうに考えております。

次期総合計画も、恐らく従来のPDCAサイクルのフレームワークに乗せて行われるのであらうというふうに思っておりますけれども、今申し上げました観察、方向づけ、意思決定、行動という英単語のObserve・Orient・Decide・Act、それぞれの頭文字を取ったOODAループというフレームワークもございます。そのような新たな手法も、ぜひ研究、検討いただき、遅きに失したということにならないように、総合計画の策定及び計画の実現をお願いしておきます。

次に、電停のバリアフリー化について、お伺いをいたします。

周辺道路を含めた道路の利用状況や電停利用状況を踏まえ、関係機関と検討を進めるとのこと、一定納得をいたしました。

ただ、先ほど壇上から申し上げましたように、この取り組みは、副次的にジャパネットスタジアムの開業効果をも最大限発揮できるものであり、県民の利便性やまちづくりの観点からも有効であらうというふうに考えております。

どの程度の期間をめどに実施されようとしているのか、目標をお伺いいたします。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） バリアフリー化のあ

り方につきましては、これから検討を行うことから、現時点で目標をお示しすることは困難ですが、今後、長崎市や警察、長崎電気軌道等との協議組織を早期に立ち上げ、現状や課題を整理・共有したうえで、対応策の検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 中村俊介議員—10番。

○10番（中村俊介君） まずは、協議の組織を立ち上げていただけるということでありますので、感謝を申し上げます。

対応策の検討を、ぜひ今後も引き続きよろしくお願いをいたします。

次に、水道水におけるPFOS及びPFOAについてでございます。

先ほど県内の市町においては、暫定目標値を超えるPFOS及びPFOAは検出されていないとのご回答で、安心をいたしました。

しかしながら、新聞において、岡山県や岐阜県での超過事例、また、同じ九州では、熊本県において目標値を上回る測定結果が報じられていました。

これらのことから、現在は、基準値を超えなくとも、今後は県内の市町において、この基準値を超えることがないとは言いきれないというふうに思います。

そこで、お尋ねをいたしますが、仮に基準値を超えた場合、PFOS及びPFOAを除去するために施設の改良が必要になる可能性もあると考えますが、その場合の予算措置について、県としてどのように対応するのか、お伺いをいたします。

○議長（徳永達也君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 市町の水道施設は、国の水道施設整備費補助金、または社会資本整備総合交付金を活用し、整備が進めら

れています。

仮に、PFOS及びPFOAを除去するために必要な施設整備を行う場合においても、同様に、国の補助制度の活用が想定されるところです。

県としましては、水道施設整備について、今回の案件にかかわらず、これまでも国に対し、補助率のかさ上げや補助金等の安定的な予算確保を求めており、引き続き、国に働きかけてまいります。

○議長（徳永達也君） 中村俊介議員—10番。

○10番（中村俊介君） 水道は、県民の生活に欠かすことができない最も重要なライフラインの一つであるというふうに認識をしております。

水道施設の整備における国の補助率は、他の事業に比して低いと伺っております。また、水道事業は、「地方公営企業法」にて運用されておりますが、国の公表資料によれば、全国の約54%の市町村が料金収入だけで運営できていないということでございます。

そのような状況を鑑み、ライフラインの適切な維持・管理のために、国に対して補助率のかさ上げや、必要であれば、新たな補助制度の創出について、ぜひとも県下各市町とともに、県においても声を挙げていただきますようによりしくお願いをいたします。

次に、歴史的史跡・遺産を活用したまちづくりの端島炭鉱の整備事業にかかる支援について、お伺いをいたします。

本件につきましては、「長崎市が行う施工断面検討に対する技術的な指導及び助言などを行うけれども、整備費用については支援できない」という厳しいニュアンスの答弁だったかなというふうに考えております。

ただ、これまでも長崎県・市、そして長崎県フィルムコミッションや長崎国際観光ベンショ

ン協会など諸団体のご尽力もあって、昨年放送されましたテレビドラマ「海に眠るダイヤモンド」や、2012年、平成24年には「007スカイフォール」で端島、（通称）軍艦島でありますけれども、これがCGで再現をされ、海外の方が旅行先として長崎県を選択する理由にもなっているほか、海外でも人気となった漫画「進撃の巨人」や「軍艦少年」でも実写版のロケ地となるなど、その知名度を含め、国内外を問わず多くの来訪者を魅了してやまない貴重な観光資源、また、教育資源になると私自身は認識をしています。

県としては、そこまで県下各市町への波及効果が認められないというような認識があるのかもしれませんけれども、例えば、海外にも拠点を置く大手旅行会社であるとか、国内大手の広告代理店などですね、プロジェクトチームを立ち上げるとか、あるいは長崎県独自のツアーを作り出すなど、やり方やアイデアというのは、今後、生み出せるものだというふうに考えております。

また、長崎市においても、整備費用を何とか捻出しようと自助努力をされて、去る1月末には世界遺産「明治日本の産業革命遺産」登録10周年を迎えることを機に、全世界で5億人以上が登録アカウントを持つオンラインゲーム、これは「フォートナイト」というものですが、これを利用するプロジェクトをスタートしております。ご存じない方もいらっしゃるかと思いますので、少しだけ、このプロジェクトの内容をご紹介しますしたいと思います。

まず、世界遺産をはじめとする貴重な自然や文化は、近年、オーバーツーリズムや災害、経年劣化によって崩壊が進んでおり、資金不足などの理由から国や自治体、管理団体の力では十

分な保全が難しく、国際的な課題となっている。

軍艦島では、現在、上陸見学ツアーはあるものの、崩壊の危険があるため、島の大部分が立入禁止エリアであり、海上の天候によっては上陸不可な日もあるなど、アクセス自体も困難であるということです。

フォートナイトというものは、ステージの利用者数に応じてフォートナイト運営者からゲームの収益が還元される仕組みとなっており、長崎市では、ユーザーが軍艦島アーカイブで遊ぶほどに還元されるゲームの収益を、現実世界で老朽化が進む軍艦島の保存・活用のために整備につなげていく仕組みを構築し、新しい保全の形を実現していくというものです。

そして、軍艦島アーカイブというのが聞き慣れない方もいらっしゃるかと思いますので、これは最新の3Dスキャン技術で作成された軍艦島アーカイブ、通常見るできないリアルな軍艦島を上空から景色を見たり、ゲーム内で標準搭載されているボートで島を周遊することができる。また、立入禁止エリアにも、歩行可能エリアの散策もできて、かつ全13か所のチェックポイントで知ることができる軍艦島の情報を収集する。現実世界と同様に、精巧な軍艦島において、ゲームの世界でしか体験できない軍艦島のコンテンツを楽しめるというものになっております。

このような取組を今やっているんですが、ただ、やはり現時点においては、この収益も修復の一助となる程度でしかない厳しい状況、金額面ではその程度だというふうなことでお伺いしておりますので、その点、県は、その整備費は長崎市が単独でやはり負担すべきものと判断する理由が何かしらあるものだというふうに思いますので、今後とも、引き続き、落とし

どころと言いましょうか、妥協点をしっかりと見出してまいりたいと、長崎市選挙区選出の県議としても考えておりますので、引き続き、私も時期を捉えまして、質問ないし提言を行っていきたいと思っておりますので、この点、どうぞよろしくお願いいたします。これは要望にとどめます。

次に、デジタル化（DX化）と業務効率化によるコスト削減について、お伺いをいたします。

令和6年4月に、総務部内に「デジタル改革推進専門チーム」を設置して、業務の見直しを開始したということでした。

一年の取組を経て、これまでどのくらいの項目でDX化が見込まれて、いつ頃をめどに、それぞれ稼働させることが可能なのか、見解をお示しいただきたい。

重ねまして、それぞれの稼働により、どのくらいの時短や効果が見込めるのか、見解をお示してください。

○議長（徳永達也君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 今年度から設置しました「デジタル改革推進専門チーム」では、見直しが完了したものも含めて、現在29の業務で見直しを進めており、今年度、あるいは来年度に実装を目指しているというところでございます。

また、来年度以降についても、新たな業務を対象とした見直しに着手することとしており、引き続き、積極的な取組を推進してまいりたいと考えているところでございます。

この業務の見直しにおける削減時間でございますが、今申し上げましたとおり、今年度ないし来年度から実装されるということですので、取組の途中であるため、正確な数字の算出というのは難しいものの、先ほど申し上げた

対象とする29業務で、少なくとも2,000時間程度の見直しは実現できるものと見込んでおります。

見直しによって生み出された時間は、先ほどご答弁申し上げましたが、職員の働き方改革の実現、また、加えまして、新たな企画立案や県民サービスの向上につながれるものと考えておりまして、引き続き、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 中村俊介議員—10番。

○10番（中村俊介君） 少なくとも2,000時間程度と、かなりの時間の削減、見直しが実現できるというふうなことであります。

いずれにしても、これによって生み出された時間で、ぜひ新たな企画立案はもちろんですが、やはり県民サービスの向上、これを実現して、達成をしていただきますようお願いをしたいというふうに思いますし、私も引き続き、有益・有用だと思われるアイデア等につきましても、時期を捉えまして提言、あるいはアイデアのシェアをしていきたいなというふうに思っておりますので、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、県庁舎跡地の早期整備についてです。

これは要望にとどめますが、今月中にスケジュールを含めて、県議会や関係者へ説明をするというご答弁でございました。

今後においては、とにかく遅延なく関係者との意見交換などを進めていただいて、民間収益施設などを含めた多目的かつ柔軟な視点で全体配置を熟慮されて、その効果を最大限発揮できるような取組としていただきますように期待をいたしております。

引き続き、スピード感を持って早期整備を実現していただきますよう、よろしくお願いいたします。

たします。

次に、「家族の日休暇」の推進について、再度お伺いをいたします。

ご答弁では、先行事例等の情報収集を図り、実施主体である各市町の教育委員会に対して積極的な情報提供に努めるとのことでした。

では、例えば、配慮が必要な内容に対して、先行している地域において、どのような対策を行っているのか、お伺いをいたします。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（前川謙介君） 「家族の日休暇」の導入に当たりまして、まず、配慮すべきことは、家庭環境の違いではないかと考えております。

他県の事例といたしまして、休暇の取得要件を家族での家庭外での体験だけに限定せずに、経済的な負担のかからない家庭内での体験活動も対象にしている市町がございます。

また、休暇取得手続に要する教員の負担を軽減するために、専任の支援員を配置しているような事例もございました。

このように先行している地域においては、それぞれ学校や地域の実情、また、保護者等の意見を踏まえた制度設計とその運用を図っているところでございます。

○議長（徳永達也君） 中村俊介議員—10番。

○10番（中村俊介君） ただいまのご答弁から、「家族の日休暇」については、それぞれに地域性があって、実施対応については創意工夫が見られるということが理解できました。

いずれにしても、この取り組みは、変化著しい現代社会の中で、家族のあり方、あるいは親子関係、子どもの育み方や学びに資するものであるというふうに考えておりますので、当

該制度につきましては、各市町へ引き続きの情報提供をよろしくお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（徳永達也君） 午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時17分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

○議長（徳永達也君） 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君）（拍手）〔登壇〕 皆さん、こんにちは。

自由民主党、平戸市選挙区選出、大久保堅太でございます。

冒頭、故 吉村 洋副議長の訃報に接し、哀悼の誠を捧げます。

私が商工会青年部に入ってから20年間、大変お世話になりました。本当にお疲れさまでございました。ごゆっくりお休みください。

それでは、質問に入らせていただきます。

1、女性に選ばれる長崎県とは。

（1）女性が活躍できる職場づくりについて。

2014年の日本創生会議から、いわゆる増田レポートにより、1,700自治体中744自治体、約4割が消滅の可能性が高いと指摘されました。県内では13自治体が指摘を受け、衝撃を受けたところであります。

それから10年後の昨年、見直しが図られ、諫早市と島原市に改善が見られたことで脱却されました。

その消滅可能性都市の定義となるものは、20代から30代の女性人口が半数以下になる自治

体を抽出したものでした。若年女性が減ると、出生数の減少、人口減少の加速、地域経済の縮小、そして自治体運営が困難になるということでございます。すなわち、結婚、出産、育児をする世代の減少は地域の持続可能性に大きく影響するものでございます。

調査によれば、一般的に男性よりも女性の移住率が高く、都市部へ流出する傾向が強く、女性が活躍できる自治体は、社会全体の活性化につながると言われております。女性が定住すれば、男性も定住しやすいとも言われております。

すなわち、女性が住みやすく、働きやすい環境をつくること、女性が地域へ残り、結果として男性や子どもも、高齢者にとっても暮らしやすくなるということでもあります。女性がいないと社会は回らないことを示唆しております。人は誰でも女性から生まれ、女性が活躍される社会の中で醸成されていくものだということを思い知らされます。

①女性の転出超過の現状、要因と県の認識について。

県においては、関係機関と連携をしながら人口減少対策に取り組んでこられ、企業誘致による新規雇用創出、移住者数の増加など成果が見られており、その結果、令和6年の社会減は約2,700人で、5年前の令和元年と比べて約3,900人の縮減となり、全体的には改善傾向にあり、評価しているところであります。一方で、その内容を詳しく見てみると、女性の転出超過が続いております。

石破総理の下、国が新たな地方創生2.0の基本的な考えの中においても、若者・女性にも選ばれる地方をつくることに主眼が置かれており、女性が定住できる長崎県の実現は急務であると考えております。

そこで、まず、本県における女性の転出超過の現状と要因、併せて県の認識について、お尋ねをいたします。

以後の質問は、対面演壇席より行い、2、長崎県における水資源について、3、一次産業の振興について、4、貿易港の現状と課題について、5、県北振興については、順次、一問一答にて行わせていただきます。

議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 大久保議員のご質問にお答えをさせていただきます。

本県の女性の転出超過数は、長崎県異動人口調査によりますと、令和元年以降、毎年概ね3,000人前後で推移をしているところでございます。

その要因としましては、移動理由アンケートによる転出の理由として、「知識や技術を活かしたい」、「やりがい」、「希望する業種、職種がない」など、仕事に関することが多数を占めております。

こうした中、令和6年の女性の転出超過数は約2,000人となり、前年と比較をいたしますと、約1,000人改善をしております。

その要因について、市町への聞きとり等から推察をいたしますと、大型商業施設の開業や誘致企業等による雇用の創出、西九州新幹線開業に伴う駅周辺の開発など、女性の働く場の選択肢が増えたことなどによるものではないかと考えております。

こうしたことから、県としては、若い女性の県内での雇用拡大が重要であると認識しており、引き続き、女性が魅力を感じる良質な雇用の場の創出のほか、魅力的な職場環境づくりの促進

や女性活躍の推進に力を注ぎ、女性の県内定着や将来のUターンにつなげていく必要があると考えております。

以後のご質問につきましては、自席から答弁をさせていただきます。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） 知事、ご答弁ありがとうございます。

女性の転出超過が続いている現状において、卒業後も長崎にとどまる、あるいは一度県外へ転出して、後、長崎へUターンしてもらうには、女性が働きたいと思う雇用の場を創出することが重要だと思っております。

②誘致企業の実績について。

誘致企業が多く立地する長崎港周辺のオフィスなどでは女性が働く姿が見られ、最近、スタジアムシティの立地において、400人規模のIT人材の雇用を予定する企業のセンター長には女性が就任されたと伺っております。

このように誘致企業では女性が多く雇用されていると思うが、誘致企業における雇用人数のうち女性割合がどれくらいなのか、また、誘致企業のどのような点が女性に選ばれているのかをお尋ねします。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 県では、企業誘致に当たり、ライフスタイルに応じた多様な働き方が選択できるなど、女性にも働きやすい環境づくりに積極的に取り組まれる企業をターゲットの一つとして誘致活動に取り組んでおります。

このような中、平成25年度から令和4年度までの10年間に立地した誘致企業の雇用者数は、昨年4月1日時点において5,624人で、うち女性は全体の7割を超える4,028人となっており、誘

致企業においては女性の採用が進んでおります。

具体的に誘致企業における女性の働き方の状況を見ますと、キャリアを重ね、職場のリーダーや管理職にステップアップする働き方や、短時間勤務などのライフスタイルに応じた働き方など、多様な働き方が選択可能となっています。

また、このような働き方を支えるため、オフィスビルや工場の敷地内に保育園を設置するなど、ハード面での対策まで講じている企業もあり、このような様々な取組が、誘致企業が女性に選ばれる一因になっているものと考えております。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） 企業もそれぞれの工夫をしながら、保育園をつくったりということで、その努力がうかがえます。

長崎港ウォーターフロントに保険会社などの金融機関のバックオフィス機能を誘致、集積されたということで、新たに2,000人を超える良質な雇用を創出できたとも聞いております。それも含めて成功事例であるというふうに思っております。

企業誘致に関しては、女性採用が進んだこと、大変喜ばしく、このご尽力に対して敬意を表すところであります。ぜひとも、さらなる誘致企業に広げていただきたいというふうに思っております。

③職場環境の充実とNぴかの活用について。

一方、これまで郡部や離島においては、なかなか改善されにくいのではないかとというふうに推測します。広域的に県内で女性に働いてもらうには、まずは誰もが働きやすい職場環境の整備が必要、また、キャリアアップの制度、柔軟な働き方の提供なども大変重要であるというふうに思っております。

私の地元平戸市においても、県が認定しているNぴかを取得した企業があつて、女性が働きやすい環境を整えて、また、職場環境もしっかりとつくられております。最近ではNぴかということが広がってきて、ワーク・ライフ・バランスに関しても認識が高まってきているとも思っております。人材の確保や定着のためには、賃金の水準だけではなくて、働きやすい職場環境づくりが重要と、そして進展を感じている所存でございます。

まずは、県としてNぴか取得促進に向けてどのような取組を行っているのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（石田智久君） ご指摘のありましたNぴかは、女性や高齢者、障害のある人など、誰もが働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を県が認証する制度であり、県内企業において人材不足が課題となる中、企業の魅力を高めるための取組として重要であると認識をしているところでございます。

このため、県では、企業向けのセミナー開催やアドバイザー派遣を通して、仕事と家庭の両立や働き方改革、女性の活躍推進等に自ら取り組む意義をお伝えするとともに、産業労働部補助金の申請要件へのNぴか取得の追加や、申請事務の負担軽減など工夫を凝らしながら、認証企業の増加に向け取り組んでいるところでございます。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） 県としても、Nぴかの取得意義を周知しながら精力的に取り組んでおられると理解しました。

このNぴかの認証制度は、求人に苦勞している小規模事業者が人材を獲得するうえで大切な

ことではないかと思っております。

今、企業誘致等々が各地であっておりますけれども、小規模事業者は、そういった誘致企業が来ると、給与水準が違うことから、引き抜かれたり、移ったり、転職されたり、こういった危惧もございます。そういったことを防止するためにも、やはり職場環境改善、そういったところが必要なんじゃないかなという時に、このNぴかというのが、一つの指南書になるというふうに私は感じておりまして、これを少しでも多くの企業に取り入れていただきたいと、このように思っているところであります。

実際に県が進めるNぴかの認証制度、そしてこの件数は現状どのようなになっているのか、またその結果について、県の認識をお尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（石田智久君） Nぴか認証企業数は、令和7年2月末時点で259社となっており、このうち今年度の新規認証企業は86社と、昨年度の43社から大幅に増加をしております。

県といたしましては、取得促進に向けた取組の効果に加え、県内企業において人材の確保や定着が課題となる中、Nぴかを取得することの重要性が高まり、申請する企業が急速に増加してきているものと認識をしております。

認証企業の増加に伴いまして、Nぴかの認知度が高まるという好循環も生まれてきており、今後とも、企業への周知に努めるとともに、大学生や高校生をはじめとする求職者の認知度向上に向けた取組についても併せて進めてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） さらに県として、引き続きしっかりと取り組んでいただければと思っ

ております。

この認証制度は、建設業などの加点、要はインセンティブにもなっていると聞いております。このNぴか、事業、自治体としても本当に使いやすいものであるので、県が推進するだけではなくて、せっかくであれば、各自治体、また商工団体と連携をして、裾野を広く、認証企業を増やしていただきたいなというふうに思っておりますけれども、今後、市町と連携をしてやっていこうとされるのか、その意向を聞きたいと思っています。

○議長（徳永達也君） 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（石田智久君） 市町に対しましては、Nぴかの取得促進に向け、これまでも企業における職場環境改善の重要性やNぴか取得の意義をお伝えし、各地域における周知啓発をお願いしてまいりました。

県としましては、市町と連携した取組は、地域への認証企業の波及につながるものと考えておりますので、今後とも、市町をはじめ商工団体等の関係団体と連携を図りながら、さらなる取得促進に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） ぜひとも連携をして、よろしくお願い申し上げます。

2、長崎県における水資源について。

（1）本県の水資源保全対策は。

今現在、世界的な人口増加と気候変動の影響により、水資源の不足が深刻化しております。国連によれば、2050年までに世界人口は約100億人に達すると予想されており、水の需要は、さらに高まると考えられております。

その結果、世界中で水資源の確保をめぐる競争が激化し、特に、水ビジネスへの外資系企業の参入が加速しております。日本においても、

ミネラルウォータービジネスなど、国内の貴重な水資源が外資の影響を受ける可能性が指摘されております。

本県も例外ではなく、豊富な地下水や湧水が地域の生活や産業を支えており、現状においても適切な水資源の管理が求められております。このような観点により質問いたします。

水は、「21世紀の石油」とも呼ばれ、今後、ますます重要な資源となることは言うまでもありません。長崎県の豊かな水資源を未来世代へと引き継ぐためにも、今こそ水資源保全条例の制定を進め、持続可能な水利用の実現に向けた取組を強化すべき時です。

特に、過剰な地下水摂取や水源池の開発は、将来的に水不足や水質の悪化が懸念されるため、水資源の適正利用を推進し、地域の利益を守るための条例制定が不可欠です。

まず、本県には、ミネラルウォーター製造会社のような地下水をくみ上げて使用する会社は、県内に何箇所あり、どれぐらいの量をくみ上げられているのか、お尋ねをいたします。

○議長（徳永達也君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 2020年経済産業省の工業統計では、令和2年6月1日現在、本県のミネラルウォーターの事業所数は、工業統計で把握ができる従業員4人以上の事業所として3社となっております。

また、工業統計では、地下水の使用量についての公表はなく不明であります。出荷金額は3社合計で7,000万円となっております。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） 今、部長より7,000万円、そして3社ということでございました。調べれば、全国規模からしたら、そんな多い企業数、または多い量ではないというふうに思いま

す。

しかしながら、今後の需要増や、条例化をしていないところは新規参入は容易に可能になってくるということを考えれば、今後、しっかりとそういった管理をしていかなければならないというふうに思っております。

水資源管理のうち、水質の管理は保健所をはじめ管理されているようでありますが、水量の管理についてはどのように対応しているのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 地下水の水量管理については、各種法律により管理が定められております。

「工業用水法」と「ビル用水法」は、地盤沈下防止を目的に地下水の採取を規制する法律で、国が指定した地域において採取を行う場合は都道府県の許可が必要となっておりますが、本県では国が指定した地域はありません。

また、健全な水循環を維持し、または回復させ、経済の発展と生活の安定向上に寄与することを目的とした「水循環基本法」では、「国及び地方公共団体は、地域の実情に応じ地下水の採取の制限を講ずるよう努めるものとする」とされておりますが、県による規制は行っておりませんが、市町が地域の実情に応じて規制の判断をされております。

○議長（徳永達也君） 大久保議員―9番。

○9番（大久保堅太君） 今のところ県では、水の量に対しての規制を行うような条例も何もないということでございますけれども、他県ではそういった例はあるんですね。

今の部長の答弁でいうと、そこは市町に今は任せてあるということでございますけれども、そこは今現在、県内でどれだけの自治体が制限

をかけてあるのかをお尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 県内では7市町が地下水の取水を規制する条例、要綱を制定しております。

その内容は、一定規模以上の揚水機を設置する事業者に対する届け出または許可申請などの規定や、一部市町では地下水採取の禁止地域の規定が設けられているところです。

○議長（徳永達也君） 大久保議員―9番。

○9番（大久保堅太君） 7市町ということでございます。

ちょっと心配しているのが、水というのは、やっぱり地下水なので、どれだけの地下の水脈というのか、要はわかりやすく言えばタンクが、どれだけの大きさであるかがわからない。じゃ、その市が、または町がやっていれば、網掛けをしていけば、それでいいかと考えたら、広い水脈があったとすれば、かけていないところから地下を掘って、それをくみ上げられれば、そこは水量、または水を守ったことにならないというふうに私は思っております。

そういったことも含めて、今、47都道府県中27都道府県が、そういった条例を全県にかけてあるのではないかなというふうに思っておりますけれども、今後、県として、一律にそういった規制をかけるということは考えていないのか、ちょっとお尋ねをしたいと思っております。

○議長（徳永達也君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 地下水域の自然環境、社会環境、風土は、地域によって様々であるため、「水循環基本法」においては、地域の実情に応じ地下水の採取の制限を講ずるよう努めるものとされております。

また、県内7市町において、条例等による地

下水の採取の規制が行われておりますが、禁止地域や罰則の規定など、その内容も異なっており、県が一律に規制を設けるのではなく、引き続き、市町において、地域の実情を踏まえた対応が適切であると考えております。

県としましては、地下水に関する情報を収集するなど状況を注視してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） 地域の実情を見ながらということ、県としては、もう少し様子を見てみるという答弁だったと思うんですけども、水で懸念しているのは、もともと、今、26都道府県が先駆けてやっているということでありまして、一番最初はやっぱり水が豊富なところ、山梨県だったり静岡県だったり、こういったところは先駆けてやっていると思っております。それは水が豊富で、そういった参入を守るためだと思っております。

次に、企業が参入するのは、やっぱり法整備をしていないところ、条例をかけていないところにいくと思うんです。そうした時に、長崎県がそこまで水が豊富ではないとした時に、それをくみ上げられたら、やっぱり県民の水、または企業誘致でも水は大切だということで条件に入っているというふうに聞けば、やっぱりそのためにも水を管理して、量を管理して、しかるべきところにしっかりと届けられる県の管理が必要んじゃないかなというふうに思っており、今回の一般質問をしているわけでございます。

どうか、今、部長の答弁がひっくり返るとは思わないんですけども、どうか検討を前向きにさせていただきたいというふうに思っておりますので、今後とも検討を引き続きさせていただきたいと思っております。

3、一次産業の振興について。

（1）強く安定した農業の確立に向けて。

現在、農業振興における状況は、飼料や資材などの物価高に加え、気候変動による不作であったり、また、後継者や人材不足など課題を抱えております。畜産においても、子牛安や飼料高により厳しい経営に迫られております。

そこで、この暑い日も寒い日も農業経営が厳しい時も頑張っておられる生産者が、安心して安定した農業ができるようになるためには、やっぱり何といたっても出口戦略であると思っております。つまり適正な価格で売っていけば長崎県の農業は明るくなると、そういった思いで質問をさせていただきます。

①農産物輸出の現状。

農産物の輸出は伸びていると聞いておりますけれども、輸出の現状と実績について、お尋ねをいたします。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 令和5年度の農産物輸出額は、対前年比9%増の約8億5,000万円であり、近年増加傾向で推移しております。

主な輸出品目は、長崎和牛、いちご、みかん等であり、輸出先は、香港、シンガポール、タイ等となっております。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） 輸出額は、目標額を超え順調であると、ご努力の賜物であると感謝いたします。

一方、他県はさらに成果を残しておりまして、令和5年、熊本県は54億円、鹿児島県は190億円など、輸出高が高いところもございます。さらに高みを目指して取組を進めてもらいたいというふうに思います。

現在、農産物の輸出は、どのようなルートで

流れているのかもお尋ねをいたします。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 現在、輸出されている本県農畜産物の多くは、青果物については、東京や大阪、福岡などの青果卸売市場から香港やシンガポールなどへ、また、和牛については、熊本や兵庫、鹿児島などの食肉市場を通じて香港やタイなどへ出荷されております。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） ②佐世保食肉センターの輸出の現状と課題。

それぞれに海外展開というところで精力的にいただいておりますけれども、最近、長崎県の農畜産物を海外に売りたいという事業を展開する会社が幾つか出てきております。そこで、県内に直接輸出をする会社がないことを知らされます。長崎県の貿易公社はありますけれども、牛肉や農産物は、直接輸出はしていないとのこと。もっと県内事業者で、県産品第一で売っていきたいと思いを語られます。もちろん既存・系統などの販路は大切にしなければなりませんけれども、他県の例を見れば、県内の流通、輸出業者が販路拡大に大きく寄与していただいているのではないかと考えております。

地元市場からの輸出を増やすルートが必要ではないかという観点で、畜産物の地元市場として佐世保食肉センターがありますが、佐世保食肉センターからの輸出の現状と課題について、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 佐世保食肉センターからの長崎和牛の輸出については、令和5年度にタイへの新たなルートが開拓され、同年度の輸出実績は3.3トンと、長崎和牛の輸出量全体の約1割まで増加してきております。

現在のところ、サーロインやフィレなど高級部位に輸出が偏っていることから、輸出量を増加させるためには、モモやバラなどの需要拡大が必要であり、ステーキ以外の和牛の調理方法の提案等を行っているところであります。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） ③県内の輸出業者の支援について。

今、部長もおっしゃるように、肉を取り扱う業者というのは、多岐にわたる部位をいかに残らないように売りさばけるか、ここが大変工夫のしどころでもあるし、苦慮するところだというふうに聞いております。そういった面でも様々な支援が要るんじゃないかなというふうに思っております。

そこで、県内の輸出業者に対して、支援が今現在どういったことがあるのかをお尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 県内の輸出事業者の支援については、生産者や流通関係者、県等で構成する「長崎県農産物輸出協議会」において、輸出に取り組む事業者に対し、初めての商談やテスト輸送などスタートアップに要する経費を支援する補助制度を設けております。

これまで青果卸売事業者が行うシンガポール等の現地商社との商談や、抹茶の輸出に取り組む生産者が行う、アメリカへの輸出に必要な残留農薬分析などに要する経費への支援を行っております。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） 農産物輸出協議会において、スタートアップ支援等々はあるということでございますけれども、どうか、県内の輸出業者の育成は、今後の農産物の輸出拡大にしつ

かりとつながるというふうに思っておりますので、手厚い支援を含めて取り組んでいただきたいというふうに思っております。

④農業分野における成長品目について。

本県農業において、成長品目が必要と考えておりますけれども、農業は、生産者、そして市場、流通業者、農協や行政など関係機関ががちりと連携して、はじめて産地として所得が上がっていくものであるというふうに思っております。

産業政策には、成長産業として造船、半導体、航空機、海洋エネルギーなど4つの成長産業をしっかりと支援をされております。成長産業には、アンカー企業の誘致などとして、特段のエッジの効いた支援も行われております。

良質な雇用の場というならば、農業分野も良質な農業もつくるべきだというふうに思っております。私は、農業の成長分野も必要でないかと思っております。

本県はどのような品目を支援したのか、重点推進品目、地域推進品目があると聞いておりますけれども、どのように定めてあるのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 県では、米や野菜、果樹、畜産などを品目ごとに、各地域で所得向上等を目指し作成する「産地計画」を基軸とし、スマート農業技術の展開などにより規模拡大や単収向上、単価向上、コスト低減に取り組み、生産性や収益性の高い産地を育成してまいりました。

特に、園芸品目では、県域で振興を図る産地規模の大きな品目を重点推進品目、地域の特性や生産条件等を踏まえ、地域ごとに振興する品目を地域推進品目と定めて各種施策を推進して

おります。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） その重点推進品目と地域推進品目ということでもありますけれども、これは優先的な支援を行われているのか、どういった支援があるのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 県では、各産地の生産振興に必要な施設整備や資機材の導入等への支援を行っております。

県単独事業においては、重点推進品目または地域推進品目であることを採択要件とすることや、他の品目より優先的に採択するための事業推進ポイントを付与しております。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） 生産者の所得向上のためには、重点推進品目、地域推進品目の育成は必要であるというふうには思っております。

この重点推進品目、地域推進品目など、そういったところでの日本一の品目、または日本一を獲得した品目について、また、これから目指しているような品目があるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 本県では、びわの産出額や主要市場におけるみかんの販売単価、全国茶品評会、繁殖牛の分娩間隔、全国和牛能力共進会で日本一を獲得した実績があります。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） ご紹介のとおり、県内には、生産者と農協や行政、関係機関連携で、努力の成果が全国に認められた農産物が幾つもあります。これから農業者の減少や気候変動の激化により、各品目の規模や収益化を心配する声もございます。

そこで提案させていただきたいことは、日本一を目指せる、いわゆる産業振興の成長分野、先ほども言わせていただきましたけれども、その分野のように成長品目を幾つかに絞って産地育成、農業振興ができないかを考えております。その狙いは、日本一にすることで所得向上、担い手の確保、経営の安定につながるものと考えているからでございます。

品種改良、栽培研究、日本一の販売戦略、この3つに支援を行い、強く安定した農業の確立ができると思いますが、県の考えを伺いたいと思います。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 成長品目を定めて日本一を目指すことは、農業振興に当たって有効な手段の一つであります。本県は、多くの離島・半島を有する複雑な地形で、気候条件も異なることから、各地域において推進品目を定め、農業振興を図っているところです。

本県では、現在、各地域において296の「産地計画」が策定され、産地の活性化や生産者の所得向上に向け、関係機関と一体となって、計画実現に向けた取組に対し技術指導や各種支援を行っているところであり、全国と比較して産出額が大きく増加するといった実績が上がっています。

県といたしましては、引き続き、「産地計画」を基軸とした農業振興に取り組み、快適で儲かる農業の実現につなげていきたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） 県の考えとしては、あくまでも「産地計画」から上がってきた262の計画があるということで、それを品目に直すと54品目あると、この54品目をしっかりと県とし

ても支えていくと、こういった考えであろうというふうに思っております。

しかし、これから農業者や戸数が減少する中で、私は、54品目全てが、現在の生産量などを守ることは厳しいのではないかとというふうに勝手に考えております。肉用牛についても大変厳しい状況はご承知のとおりであります。行政としても様々な支援はしながら、やはり自立できる農業、産地づくりをしなければならないというふうに思っております。そのための提案をさせていただきました。私の提案が全てだとは思っておりませんけれども、行政として産地の意向を大切にしたい気持ちもわかりますけれども、これからは、どこかに尖るという必要もあるのではないかなというふうに私は思っております。産業労働の方も、そこに尖るということをしているというふうに思えば、やはり農業もしっかりと、その尖った政策も必要ではないかというふうに思っておりますので、今後、研究を重ねていただきたいというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

（2）水産業のさらなる成長に向けて。

①水産県ながさきとしての進むべき方向性について。

理屈は、先ほど話したところと同じではあるんですけども、本県においても、一次産業において、水産業の持続的な発展も必要不可欠であるというふうに考えております。

先ほど、農業の成長品目について、お尋ねをいたしましたけれども、同様の視点から、本県水産業のさらなる成長に向けて、県はどのような分野に注力していこうとしておられるのかをお尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 水産部長。

○水産部長（吉田 誠君） 世界的な人口増加や

新興国の経済成長などにより水産物需要の増加が見込まれることから、高品質な水産物を安定的に供給できる養殖業をさらに強化し輸出拡大を図っていくことが、本県水産業の成長に必要な不可欠であると考えており、関連施策の着実な推進に取り組んでまいります。

さらに本県は、豊富な海の幸や漁村風景など海の魅力に恵まれており、これらを強みに海業を積極的に推進し、漁業者の所得向上と漁村の賑わい創出を図ってまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） 最近は、漁業者の声を聞きますと、時化の日が多くて、漁に出られない日が続いているという声も聞いております。併せて資源管理、いわゆるTACにより、出漁しても漁獲量を制限されると、これまで安全航海と大漁を祈りながら厳しい海で生業を続けている漁師にとって、やりがいはどこにもっていかばいいのかわからなくなるという声もございます。

平戸の若手漁師も浜に行けば結構おられますけれども、これから先が若手として、後継者としてなかなかいない、こういった声も聞くところであります。どうか、夢と希望のある水産業づくりにご尽力をいただきますようお願いをしたいというふうに思っております。

農業と水産ということで、一次産業振興について話をさせていただきましたけれども、総じての见解を知事にいただきたいというふうに思っております。お願いします。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 一次産業は、我が県にとって大切な基幹産業でございます。これまでも機会を捉えて、私は申し上げてきましたけれど

も、やはり頑張った分がしっかりと収入につながるといった状況をつくっていく必要があると思っております。

県としましても、まず、しっかりと下支えをしながら、生産性を上げていく、収益性を上げていくといったことをともに頑張っていくということ、そして、大久保議員からご指摘いただいた出口ですね、しっかりと適正な価格、収益を上げられるような価格にあった出口をしっかりとつくっていくということも、一緒になって取り組んでいきたいと思っております。

今後、我が県の県民の生活の水準は上がっていくという中で、この一次産業が伸びていくということは非常に重要だと私自身も考えておりますので、この点については引き続き全力で取り組んでいきたいと思っております。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） ぜひとも県内連携をしながら頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

4、貿易港の現状と課題について。

（1）長崎港の現状と課題。

これまでも人口交流拡大に向けて、クルーズ船の振興については、さきの一般質問でも、本県の海を利用した活性化は、まだまだ伸びしろがあると期待されているところであります。今回は、海を活用した物流に目を向けていきたいと思っております。

長崎港は、アジアに近く、古くから交易で栄えた歴史があり、国際コンテナ航路が就航しておりますけれども、国際コンテナの取扱い状況をお尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 長崎港小ヶ倉柳地区のコンテナ埠頭におきましては、韓国釜山との

間に週2便の定期コンテナ航路がありまして、主に中国、東南アジア向けの貨物を取り扱っております。

平成30年には、県内大手重工メーカーの大型客船建造などに伴う関連資材の輸入などによりまして、約1万個の取扱いがありましたが、ここ数年は5,000個前後で推移しております。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） 今、5,000TEUということですね、の取扱いということでありまして、長崎港のコンテナ取扱量、規模がわからないんですけれども、九州・沖縄地域でどれぐらいの規模であるのかをお尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 国土交通省の港湾統計データによりますと、九州・沖縄地区で定期国際コンテナ航路がある14港のうち、長崎港は、ここ数年12番目の取扱量で推移しております。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） 長崎港の国際コンテナ貨物の取扱いは、九州の中では下位の方であるということでありまして、今後、長崎港におけるコンテナ貨物を含めた輸出入を増やすために、長崎県の産業振興を図ることが、このコンテナ出しの増につながるというふうに思っております。

本県の産業の高度化に伴って、輸出入の量だけではなくて、金額ベースで見てみることも重要だとは思っておりますけれども、県では今後、輸出入を増やしていくに当たって、どのように進めていこうと考えておられますか。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（宮地智弘君） 県では、これまで、県、長崎市、長崎商工会議所等で構成する

「長崎港活性化センター」において、造船関連企業などに対するポートセールス等に取り組んできたところであります。

一方、ここ10年間の長崎港の輸出入の状況は、県内大手重工メーカーによる大型客船の建造が行われていた平成28年の2,474億円をピークとし、大手重工メーカーがその後、商船事業を休止したこと等に伴い、令和3年にはピークの3分の1程度である826億円となっております。

このため、県では、造船関連企業に加え、成長分野の企業に対し長崎港利用の働きかけを行うことが必要と考え、県内で規模拡大が進む大手半導体メーカーに対し働きかけを行った結果、新規の利用につながった事例も出てきております。

今後、長崎市香焼地区に進出した大手造船企業や成長が期待される洋上風力関連企業に対しても関係機関と連携して働きかけを強化するなど、長崎港の輸出入増加に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） 物流を担う長崎港については、これまでも多くの関係者、様々な努力を重ねてこられて、産業振興を図るうえでも大変重要なことだと思いますので、今後とも、利用拡大に向けて、ぜひともご尽力いただきたいというふうに思っております。よろしく願い申し上げます。

（2）県北地域での貿易港の整備について。

人口減少の激しい当県の経済活性化のためには、県外や海外の需要を取り込む必要があります。

まずは、全国シェアが高く、豊富な水揚げを誇る魚介類を中心とした農林水産関連品が、需要地としての成長が著しいアジアに距離的に近いこともあり、成長が期待できる分野と考えて

おります。

需要地に向けた航路、航空路の拡充も重要です。生鮮食品を運ぶという面を捉えれば、我が国の西の端に位置するというハンディは、アジアに近いというメリットに変わるのではないのでしょうか。そのためにも、空港の24時間化を含め、需要地のニーズに合わせた物流体系の確立が急務であります。

アジアとの位置関係を考えると、県北地域にも貿易港を整備できるポテンシャルがあると考えております。博多港や伊万里港などに県内のコンテナ貨物が流れている現状からすれば、県北地域に貿易港を整備することは考えられないのか、お尋ねをいたします。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 令和5年度に国土交通省が実施した「全国輸出入コンテナ貨物流動調査」によりますと、県北地域で発生するコンテナ貨物のうち約6割が博多港、約1割が伊万里港で取り扱われるなど、県北地域の企業は、県外港湾を活用している状況でございます。

このような中、荷主企業等からコンテナ航路開設の要請はなく、現時点では、県北地域での港湾港整備を検討する段階ではないと考えております。

県といたしましては、まずは県内唯一の国際コンテナ埠頭であります長崎港小ヶ倉柳埠頭の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） 部長からは、今のところ物流会社等も話がないとして、考えてはいないということでございますけれども、ポテンシャルはあるというふうにも言いましたし、この、今話がないというところも、地元ではそういった話もあると申し添えさせていただきたいので

すね。

実際に今、松浦の市議会でも一般質問等々で、ご存じの方もおられるかもしれませんが、松浦の国際貿易港構想というものが、平成の初めの方にできております。これをめぐって、今、話があっているのも事実であります。ただ、行政から県に対して要望等、まだ出てきていない状況ではあるんでしょうけれども。

今、隣の伊万里港は、活況で、28年前からすると、今現在、26倍ぐらいの4万TEU、今日、長崎港は5,000TEUと言われましたけれども、それだけの規模拡大をされているわけでございます。

併せて伊万里港が今、長崎の、特に県北の土砂を持って行って埋立てもされております。ということは、そこを埋立てられれば、また企業誘致、また港の整備、そういったところでまた拡大していくんじゃないか。

正直私から見たら、それを指をくわえて見ているような状況もありますので、やっぱりそのポテンシャル、可能性、伊万里港が、松浦のすぐ隣の伊万里港がそれだけ拡大をしているのであれば、それは県北もしくは松浦等々に可能性がないのかというのは研究をしていただきたいなというふうに思っております。これも、ひとまず要望にとどめさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

5、県北振興について。

（1）総生産額について。

県北振興については、私の市議時代から南高北低と言われ続けておりますけれども、何が南高北低と言われているのか、空港がないからか、新幹線がこなかったからか、それぞれに理由はあるかもしれませんが、現実的にならな

いものであったり、感情論でいつまでも言っても何も始まらないというふうに思っております。何ができるのか、どう考えるべきか、自問自答しながら、できる限り、数字や根拠がある中で議論をさせていただきたいと思っております。

長崎県の経済力指数を見るうえで、一つの指標となるのが総生産額と言われていることから、この視点で質問させていただきます。

まずもって、県北振興局管内の直近の総生産額、10年前とどのようになっているのかをお尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 直近の令和3年度市町民経済計算によると、県北振興局管内の各市町の総生産額合計は、約1兆1,999億円となっております。

平成23年度の総生産額合計は約1兆1,729億円であり、令和3年度は10年前と比較して約270億円増加しております。

○議長（徳永達也君） 大久保議員―9番。

○9番（大久保堅太君） 長崎振興局及び県央振興局管内の直近の総生産額は、10年前と比較して、どのような推移になっており、県北振興局管内と比較するとどのようになっているのかをお尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 長崎振興局管内各市町の総生産額合計は、令和3年度が約1兆7,120億円、平成23年度が約1兆6,456億円であり、10年前と比較して約664億円増加しております。

県央振興局管内各市町の総生産額合計は、令和3年度が約1兆266億円、平成23年度が約7,533億円であり、10年前と比較して約2,734億円増加しております。

各振興局管内の増加率は、県北振興局管内が約2.3%、長崎振興局管内が約4.0%、県央振興局管内が約36.3%、それぞれ増加しております。

○議長（徳永達也君） 大久保議員―9番。

○9番（大久保堅太君） 今、説明がありましたけれども、今日、資料も配布させていただいております。県南振興局が今つくられるところでございまして、県南振興局になった場合の枠組みと県北、そして離島で分けさせていただきました。

今の比率を見ると、県南振興局3兆799億円、県北振興局は1兆2,000億円、そして離島が3,400億円ということで、県南振興局管内と県北振興局管内を比べると、約1対3の比率になるところでございます。

こういったことを考えた時に、総生産額の増加に向けて、県では、どのような考え方で今回の県北振興対策を考えてあるのかをお尋ねします。

○議長（徳永達也君） 企画部長。

○企画部長（早稲田智仁君） 県北地域の振興策の考え方につきましては、IRの取組で目指してまいりました交流人口拡大や産業振興、雇用創出などの考え方を継承し、その取組で得られた知見等を活かして地域経済の活性化を図ることとしております。

また、県だけでなく市町、民間との連携により事業効果を高める施策を検討したところであり、幅広い波及効果が生まれるよう観光振興、産業振興、地域振興という3つの柱で総合的に取り組もうとするものであります。

例えば観光振興におきましては、設備投資により集客の増加を図るハウステンボスとの連携をはじめ、民間との連携も視野に入れた西海橋公園のリニューアルのほか、食の賑わい創出に

向けて、佐世保朝市がある万津エリアを中心に宿泊施設と連携し、県内外の方々に旬の魚を味わえる朝食を提供できる仕組みづくりなどの取組を進めてまいります。

また、産業振興におきましては、県北地域のポテンシャルを活かしまして、海洋エネルギー関連産業や造船関連産業の振興、工業団地整備を含めた企業誘致の推進などに取り組んでまいります。

さらに、「ツール・ド・九州2025佐世保クリテリウム」の開催と、開催を契機としたサイクルツーリズムの推進など、交流人口の拡大による地域振興を図ってまいります。

引き続き、市町や民間団体等との協議を進めながら、県北地域の地域経済の活性化につながるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 大久保議員—9番。

○9番（大久保堅太君） 今、ちょっと規模感がいまいちわからないというところが、県北の方が言われているところでございます。

配布資料でちょっと話をさせていただきたいんですけども、ならなければいいなという心配事がございます。

それは、来年には京セラの諫早工場が操業となります。生産額は250億円の見込みであります。九州のゆめタウンも開業予定ということで、700億円以上の売上げが見られるというふうに思っております。

半導体でも5,000億円から1兆円ということで、今、諫早市が6,837億円、第2位の佐世保市が7,821億円ということで、その差1,000億円でございます。この総生産額が1,000億円、10年もたたずに逆転するんじゃないかというふうなおそれもありますので、どうか、そういった意味においても県北振興を図っていただきたいと

いうふうに思っておりますので、今後ともよろしく申し上げます。

以上で、終わります。（拍手）

○議長（徳永達也君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

— 午後 2時32分 休憩 —

— 午後 2時45分 再開—

○議長（徳永達也君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

白川議員—3番。

○3番（白川鮎美君）（拍手）〔登壇〕 皆さん、こんにちは。

改革21、長崎市選挙区選出、立憲民主党の白川鮎美でございます。

質問に入る前に、吉村 洋副議長のご逝去に際し、心からご冥福をお祈り申し上げます。

今年度6月定例会に続き、2回目の登壇の機会をいただきました。

傍聴席にお越しの皆様、インターネット中継をご覧の皆様、応援をいただき、また県政に関心を持っていただき、ありがとうございます。

私は、「あなたと共にあゆみたい！」というキャッチフレーズの下、県民お一人おひとりに寄り添い、ともに歩む政治をモットーに活動しております。今回の一般質問でも、県民の皆様からいただいた切実な声の中から、5つのテーマについて、質問をいたします。

知事はじめ、関係部局長の皆様には、明瞭なご回答をお願いいたします。

1、県職員のハラスメント事案について。

昨年12月25日、長崎県は、パワハラ事案で2件の懲戒処分を行ったとの報道がありました。

まず、県職員のハラスメントの実態について、

伺います。

近年のハラスメントの件数、その相談体制、ハラスメント調査アンケートの結果について、実績件数を教えてください。

以後の質問は、対面演壇席より行います。

○議長（徳永達也君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） パワーハラスメントによる職員の懲戒処分事案は、過去5年間で5件発生しており、管理監督者への注意等も含め、18人に対して処分を行ったところでございます。

次に、相談体制といたしましては、内部の窓口として、人事課内に相談窓口「職員ほっとライン」を、外部の窓口として、弁護士による相談窓口をそれぞれ設置しております。

この窓口への相談件数でございますが、内部窓口への過去5年の相談件数の推移、令和元年度から令和5年度まで各年度、件数を申し上げますと、令和元年度以降、1件、3件、5件、0件、7件の合計16件が、同様に、外部窓口への相談件数の推移は、令和元年度以降、2件、1件、1件、0件、2件の合計6件となっております。

また、令和5年度に行いましたハラスメント実態調査では、回答者4,780人のうち、183人からハラスメントの報告があり、そのうち事実確認を希望するものについて調査した結果、ハラスメントに当たると判断した事案は、令和6年12月末時点で4件で、対応としては、懲戒処分が2件、注意指導が2件となっております。

なお、ハラスメントには当たらないものの、コミュニケーションの取り方等、普段の行動について注意喚起をした事案が14件となっております。

○議長（徳永達也君） 白川議員一3番。

○3番（白川鮎美君） 5年間の実績をいただき

ましたが、人事課内設置の職員ほっとラインへの相談件数は年々増加傾向にあります。

また、令和5年度のハラスメント実態調査では、「ハラスメントあり」と回答が183件もあったということで、このうち本人が事実確認を希望した18件については追加調査が行われ、ハラスメント認定されたものが4件、ハラスメント認定とは至らなかったものの、コミュニケーションの取り方や行動に対しての注意喚起をしたものは14件とのことでした。県職員の上司、部下間、また職場内でのコミュニケーションに一部問題が生じているのは事実であります。

冒頭触れました処分事案の2件について具体的に述べると、1件は、約8か月の間、部下3人に対して、「ばかじゃなかとね」、「知ったかぶりをするな」など、人格否定を伴う発言を複数回繰り返しました。うち1人に対しては、隣の課まで聞こえるほど大きな声で10分以上にわたり叱責し、これらの出来事にショックを受けた部下は精神疾患を罹患し、約4か月、病気休暇を取得しました。また、別の部下2人に対しても、強い口調による叱責を繰り返すなどし、うち1人に対しては、面談中に「発達障害と思うけん、病院で検査を受けてこんね」と発言をいたしました。この職員は、減給10分の1を1か月、課長補佐級から係長級への降任の処分となりました。

もう一件は、約1年2か月の間、部下1人に、「ばかじゃないの」、「ふざけんなって」、「公務員に向いてないんじゃないの」などの人格否定を伴う発言を繰り返し、机をたたくなどの行為を行いました。上司から指導があったにもかかわらず、パワハラ行為を継続しました。この職員は、戒告の懲戒処分となりました。

次に、ハラスメントを行った県職員への対応

について、伺います。

「長崎県職員の懲戒処分の指針」では、パワハラを行ったとして注意、指導を受けたにも関わらず繰り返した職員には、停職または減給とするとあるが、今回の処分事案2件では、1件が減給、降任、もう一件が戒告でした。

戒告というのは、言葉で戒めること、つまりは注意と同じことですが、2件の処分に違いがあるのはなぜですか。

○議長（徳永達也君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 職員への処分に関しましては、先ほど議員もご指摘ございました「長崎県職員の懲戒処分の指針」を基本としながら、非違行為の態様、被処分者の職責や行為の動機、あるいは過去の事例や他県事例との比較等を踏まえて、顧問弁護士とも相談のうえ、それぞれの事案に応じて、総合的に判断しているところであります。

また、ハラスメントを行った職員には、再発防止のため、5年間は所属長と定期的に面談を実施するということとしており、その中で、必要に応じて指導、助言等の個別の対応を行っているところでございます。

○議長（徳永達也君） 白川議員一3番。

○3番（白川鮎美君） 対応についてもお答えをいただきました。5年間は所属長による経過観察を行うとのことですが、注意をして様子を見るだけでは、人の言動は変わらないと私は思います。自分が行った行為がハラスメントであることを十分に認識をいただき、それによって部下が傷つき、精神を病んでいることで、職場の意欲、労働力を低下させていることを理解いただき、行動変容を促すような研修を行う必要があると考えますので、実施を強く要望しておきます。

次に、ハラスメント防止対策について、伺います。

報道されていないハラスメント事案が幾つか私の耳に届いております。個別事案は、この場では紹介いたしません、当事者の声を直接伺い、ご本人やご家族にとっては、精神を病む深刻な内容でした。調査、改善を求めたが、ハラスメント認定には至らず、その結果を完全には納得できないまま、今も精神疾患で通院されている状況です。

ハラスメント認定されないまでも、そのような疑いも含めて、ハラスメントのない職場づくりに対して、県はどのように取り組んでいるのか、伺います。

○議長（徳永達也君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 職員にとって働きやすい職場環境づくりを進めていくためには、ハラスメントの防止は重要な課題と認識しております。

そのため、ハラスメントなど、職場環境を害するような言動はしない、させない、早めに注意、是正するという意識を持ち、風通しの良い職場づくりにしっかりと取り組むよう、知事をはじめ、様々な場面で伝えているところでございます。

また、具体的な対策としては、毎年度のハラスメント実態調査や職員向けの階層別研修における具体の研修等を実施しているほか、職場内で実施する「コンプライアンスミーティング」の中で、ハラスメントを起こさないために注意すべき言動例などを具体的に示しながら、防止に向けた意識づけを行うなどの取組を進めているところでございます。

引き続き、ハラスメントの根絶に向け、効果的な対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 白川議員—3番。

○3番（白川鮎美君） ハラスメント防止対策として、職員の階層別研修を行っているとのことですが、部下を持つ立場の職員だけでなく、職員全体に向けて広く研修を行ってほしいとの声も聞いております。上司が部下に行うとは限りません。同僚間、また部下が上司に対して行うこともあり得ると思います。また、受ける側の捉え方や対応でハラスメントを回避することもできるので、全員が知っておくべき知識であり、全体研修の実施も併せて要望させていただきます。

次に、県職員の職務への影響について、伺います。

昨日の坂本県議の質問においても、県職員の精神疾患による病気休職者がこの10年で1.5倍に増加しているという指摘がなされました。

病気休暇、休職等の原因は様々である中で、ハラスメントがその一因になっている職員もいるのではないかと推察いたします。

先ほどの答弁でも、ハラスメントの防止に向けて様々な取組を行っているとなりましたが、そうした取組を確実にやっていく中で、精神疾患による病気休暇等取得者が減っていくことを期待したいところですが、増加傾向にある現状では、職場にとっても、貴重な労働力が欠けることとなり、周囲の職員への影響も生じ、職場全体のパフォーマンスの低下につながるようになります。

当事者にとっては大変不本意なことであると思いますし、私としては、特に、病気休暇等取得した職員がスムーズに、早く職場に復帰できるよう支援し、再発防止をすることが重要であると考えます。

こうした観点から、改めて精神疾患による病

気休暇等取得者への復帰支援や再発防止として、どのように取り組んでいるのかを伺います。

○議長（徳永達也君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 精神疾患により長期の病気休暇や休職に至った職員の復職に当たっては、各職場における業務上の配慮や職場環境の改善を実施するとともに、本人や関係所属等による「職場復帰支援会議」を開催し、産業医等からの指示事項や職場における配慮事項を共有するなど、関係者が連携したサポート体制の整備に努めているところでございます。

また、休職者の復職後についても、あらかじめ策定した「復職支援プログラム」に沿って、産業医や公認心理師などの協力も得ながら、定期的な面接を実施し、再発の防止を図っているところでありまして、今後も、継続してこれらの取組を丁寧かつ着実に実施してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 白川議員—3番。

○3番（白川鮎美君） ハラスメントが原因で病気休暇している人は、同じ人間関係がそこにある場合は、復帰するのがとても難しいと思います。ハラスメント認定を受けて処分、異動している場合はよいですけれども、認定されていない場合は、同じ人間関係がそこにまだあるわけですから、復帰する部署を、希望が合えば変えるなどして、スムーズに復帰できる環境の整備をお願いいたします。

次に、長崎県議会ハラスメント相談窓口の利用状況についてです。

令和6年6月、「長崎県議会におけるハラスメントを防止する条例」の施行に伴い設置された相談窓口の利用状況は、議会事務局に確認したところ、令和7年1月時点でゼロ件となっています。

県民に向けては、県議会のホームページ等で周知を行っているのと承知をしていますが、議員と接する機会が多い県職員への周知はどうなっているのかをお尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 県職員に対しては、職員向けポータルサイトにより周知が行われたほか、条例制定後の庁内会議においても説明、周知がなされたところであります。

また、職員向けの各種相談先を記載したカードがございまして、当該ハラスメント相談窓口を追記したものを改めて配布し、周知を図っているところでございます。

○議長（徳永達也君） 白川議員一3番。

○3番（白川鮎美君） できる限りの周知は行っている中で、相談件数実績がゼロ件ということは、議員が襟を正し、ハラスメントを撲滅しようとする姿勢のあらわれとして、よい傾向だと受け止めます。

そこで、本条例制定に向けて、当時、私も所属しておりましたが、議会運営委員会の小委員会で、県議会だけを対象にするのではなく、県全体でハラスメントを撲滅するための条例をつくるべきとの意見があり、議論を行いました。しかし、まずは県議会に限定した形での条例制定となりました。

この時の意見は、「人権尊重に関する条例制定に関する意見書」として、知事あてに提出しております。

知事がトップを務める長崎県庁内で、ハラスメント事案が疑いも含め増加傾向にあります。上司と部下、職場内の風通しが悪く、精神を病み、仕事を休まざるを得ない苦しい日々を何とか過ごしている職員がおり、その人数は減る傾向にありません。

そこで、知事に伺います。

大切な職員が職場内の人間関係で苦しむことがないように、ハラスメントのない職場づくりと、また県職員のみならず、長崎県からハラスメントを撲滅し、長崎で働きたいと、選ばれる長崎県を目指す本気の取組を行っていただきたいと考えますが、知事の考えを伺います。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 私は、県民一人ひとりの基本的人権が尊重されて、個人の個性と能力が十分に発揮でき、また温もりと心に豊かさが実感できる人権尊重社会の実現を目指しております。

ハラスメントは、人権侵害であって、いかなる理由があろうとも許されるべきものではございません。「長崎県人権教育・啓発基本計画」に掲げるハラスメント防止に関する取組を積極的に推進して、ハラスメントの撲滅につなげていきたいと考えております。

県庁におきましては、先ほど総務部長が答弁をいたしましたとおり、現在、ハラスメントの撲滅に向けた様々な取組を行っております。ハラスメントのない、働きやすく、風通しのよい職場づくりを、私としても努力をしていきたいと思っております。

○議長（徳永達也君） 白川議員一3番。

○3番（白川鮎美君） ハラスメントによる処分事案の報道後も、県民や県職員に対する知事のコメントがなかったことが非常に残念に思っております。今、率直な思い、ご意見をお伺いできて、本当によかったと思っておりますけれども、人間関係に関する特効薬がない中で、トップの姿勢やメッセージは大変重要だと思います。そして、知事をはじめ、上司と部下の信頼関係の構築、人権意識の向上、円滑なコミュニ

ケーションを図ることをそれぞれが努力していただき、そのうえで、人事課における相談体制が適切に機能をしているのか、ハラスメントを行った人への処分、改善策は適切か、またハラスメントを受けた人へのフォローやケアは十分に行われているか等を再度確認いただきますように、お願いをいたします。

2、動物の殺処分ゼロに向けた取り組みについて。

殺処分ゼロに向けた取組における殺処分数の推移について、伺います。

令和3年937頭から、令和5年93頭と、大幅に減少をしております。この結果は、令和11年にゼロとなることを目指す「動物殺処分ゼロに向けたロードマップ」の令和9年度の目標値に近い数字となっております。計画を大きく前進する成果として評価すべきものだと考えます。この要因をどう分析しているのか、県の見解を伺います。

○議長（徳永達也君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 動物殺処分ゼロに向けた取組については、動物愛護ボランティア団体の皆様の熱心なご活動の下、ボランティア団体や関係団体と連携させていただきながら取組を進めております。

殺処分数減少の要因としては、殺処分の減少に向けた「動物愛護管理法」改正を踏まえ、安易な収容ではなく、周辺の生活環境への影響を考慮したうえでの収容としたことや、地域猫活動が進んだことによる収容数の減少とともに、収容動物の譲渡が進んだことが要因と考えております。

○議長（徳永達也君） 白川議員—3番。

○3番（白川鮎美君） 入り口対策、出口対策ともに、行政だけではなく、地域住民や動物愛護

ボランティアの皆さんの理解や様々な協力があって、この成果につながっているものと考えます。

地域猫活動や子猫へのミルクボランティア、多頭飼育崩壊へのレスキュー、人間不信、凶暴化した動物の更生、譲渡など、小さな命をつなぐ活動に日夜奮闘されている方々に心から感謝を申し上げます。

先日、長年、犬猫の保護活動を行っておられるボランティア団体を視察させていただきました。常時100頭を超える動物を保護し、飼育しているとのことで、保健所からの譲渡だけではなく、地域住民からの相談や通報により引き取られた動物もいるとのことです。劣悪な環境で育った子は、人間社会になじむことが難しく、譲渡できないため、この施設で一生を暮らすことも少なくないとのことでした。近年の物価高騰による光熱費の上昇、餌代の高騰、定期的なワクチン代、医療費など、膨大な経費がたくさんの小さな命を守るためにかかっていることを伺いました。

近年、殺処分数が極端に減少し、成果を上げていますが、その裏には、ボランティア団体の活動努力により、管理所から引き出されて命をつないだ動物が多くいるのではないかと推測しています。

そこで、譲渡数について伺います。

近年の譲渡数のうち、動物愛護ボランティア団体等へ譲渡された数を教えてください。

また、ボランティア団体等に対し、飼育にかかる費用等の公的支援はあるのか、伺います。

○議長（徳永達也君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 県における動物譲渡数は、令和3年度は405頭、令和4年度は404頭、令和5年度は386頭で、収容数が減少

する中、譲渡率は上昇しております。

そのうち、動物愛護ボランティアへの譲渡は、令和3年度は176頭、令和4年度は181頭、令和5年度は222頭で、ボランティアからの申し出があった場合に、譲渡を行っております。

また、ボランティアに限らず、譲渡後の動物の飼養に対する経済的な支援は行っておりませんが、新たな飼い主に対し、適正飼養のための講習や冊子の提供を行っております。

○議長（徳永達也君） 白川議員—3番。

○3番（白川鮎美君） 過去3年間の県の譲渡推移について、ご説明をいただきました。

ボランティアへの譲渡割合は、令和3年が43%、令和4年が45%、令和5年が58%と増加傾向にありました。ボランティア団体等へ譲渡された動物が、その後、全て最終譲渡先の家庭等につながればよいですが、譲渡につながらない場合は、一生をボランティアの下で暮らすことになります。県で保護された動物の半数以上が一時的にでもボランティア団体等のお世話になっているわけですから、何らかの形で公的な支援を行うべきであると思います。

光熱費、餌代、医療費を直接に支援することが難しいのであれば、イベントやセミナー等、間接的でもよいので、ボランティア団体の事業収入となるような取組を積極的に行い、支援していくのは可能だと思います。

そこで、動物愛護イベントについて、伺います。

県が実施する動物愛護イベントの内容、実績について、伺います。

○議長（徳永達也君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） イベントにつきましては、毎年9月の「動物愛護週間」では、県、獣医師会、市町の共催によるイベント

を開催し、保護犬、保護猫の写真展示や絵画コンクール、飼い方講習などを行っており、今年度は、県内8か所で実施いたしました。その際には、動物愛護ボランティア団体に参加いただき、譲渡会や動物愛護活動の紹介などを行っていただいております。

また、昨年11月には、県で、一般県民を対象とした「人と動物の共生を考えるフォーラム」を開催し、その際にも、ボランティア団体の方に講師としてご協力をいただいております。

○議長（徳永達也君） 白川議員—3番。

○3番（白川鮎美君） イベントの開催は、県民への動物愛護活動の啓発、譲渡会、ボランティア団体の物品販売など、様々な狙いがあり、行われていると理解します。

私も、昨年9月の県庁エントランスで行われた「動物愛護フェスタ」に参加をさせていただきました。県庁初開催ということで、知事が音頭を取って、県民全体に対して発信するシンポジウムのようなものをイメージし、大変期待をしておりましたが、長崎市が中心ということで、来場者も内容も限定的な感じがいたしました。

動物好きだけではなく、そうでない方も、また子どもから大人まで、動物愛護を学び、理解し合えるイベントとなるよう、また譲渡会やボランティア団体の販売ブースも、人がたくさん集まれば多くの結果につながりますので、さらなる内容の充実と県民への周知徹底を要望しておきます。

次に、県民に対する動物愛護の教育、啓発はどのような取組が行われるのか、伺います。

○議長（徳永達也君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 県民への動物愛護の教育、啓発としましては、子どもたちの動物の命を大切に思う気持ちを醸成するため、

子ども向け啓発資材の作成、配布や学校での学習活動を実施しております。

また、地域住民に対して、県内各所で地域猫活動の理解を促すためのセミナーを行っております。

このほか、「アニマルポートながさき」の休日譲渡会や動物愛護イベントにおける飼い方教室の開催、各種メディアを利用した動物愛護の普及啓発などを積極的に行っております。

現在、整備を進めております「長崎県動物愛護管理センター（仮称）」は、人と動物が共生できる社会づくりに向けた普及啓発の拠点としても位置づけており、今後、さらに関係者と連携をしながら、普及啓発に取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 白川議員—3番。

○3番（白川鮎美君） 学校、地域でのセミナー、譲渡する人への適正飼育講習等の実施に加え、広く啓発も行っているということでした。

学校や地域での出前講座には、ボランティア団体の方が講師として関わっていただいているようです。今年は10回程度の開催をされたということですが、講師料が活動のための貴重な事業収入になると思いますので、積極的に開催をしていただき、多くの子どもたちが学ぶ機会を増やして、県民の動物愛護精神を育てていただきたいと思います。

次に、一步踏み込んで、資格制度について、伺います。

ドイツやスイス、韓国では、ペットを飼う前にマナーやモラルを学ぶ義務や資格制度を設けています。人と動物が共に幸せに暮らす長崎づくりのために、全国に先駆けて、長崎県版で資格制度を設けてはどうかと考えますが、県の見解を伺います。

○議長（徳永達也君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 動物の適正飼養については、令和2年の「動物愛護管理法」改正により、動物の所有者等が遵守する義務が明確化されております。また、県においても、条例により、動物の適正な取扱いについて、飼い主の遵守事項を規定しております。

議員ご提案の資格制度については、飼い主に義務を負わせる制度の導入によって、飼養を諦め、飼養されない動物が生じないか、飼養者減少に伴う動物取扱業への影響などの懸念がある中、県民に義務を強いることになる制度の必要性など課題があり、資格制度を設けることは考えておりません。

県としましては、動物愛護ボランティアや市町などの関係者と連携しながら、県民に対する適正飼養の普及啓発に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 白川議員—3番。

○3番（白川鮎美君） 難しい面もあるとのことですが、令和9年には県立動物愛護管理センターが新設される予定ですので、飼い主が動物の一生を預かる責任感と他者へのマナーやモラルを学ぶ機会を増やしていただき、殺処分ゼロ、またボランティア団体等の負担減となるよう、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

3、インフルエンザ流行警報の発表について。

昨年12月26日に、インフルエンザ流行警報が発表されました。私も報道では認識しておりましたが、改めて、この警報はどのようなものか、発表する目的と効果について、伺います。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） インフルエンザ流行警報は、インフルエンザの大きな流行の発生や継続が疑われることを示すものであり、国

立感染症研究所が定める基準である1週間の定点医療機関当たりのインフルエンザ患者報告数が30人以上となった際に発表をしております。

インフルエンザは、感染症法上5類感染症に分類され、5類感染症は、その発生状況を県民に情報提供することにより、発生及び蔓延を防止する感染症とされております。

このため、警報は、県民の皆様への注意喚起を目的に発表しており、警報発表に併せて感染予防策の情報を提供し、感染対策に自発的に取り組んでいただくことにより、感染拡大を防ぐ効果を期待しております。

○議長（徳永達也君） 白川議員—3番。

○3番（白川鮎美君） では、警報発令時の県内のインフルエンザ患者数の状況について、伺います。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 昨年末、インフルエンザ流行警報を発表することとなった、令和6年12月16日から22日の1週間の定点医療機関当たりの患者報告数は41.96人でした。

その前の1週間の定点医療機関当たり患者報告数は16.73人であったことから、インフルエンザの流行が急激に拡大している状況にあったと認識しております。

○議長（徳永達也君） 白川議員—3番。

○3番（白川鮎美君） 報告数は、現行の調査が開始された1999年以降最多で、地区別では、五島、上五島を除く全ての地域で警報レベル、年代別では、19歳以下が65%と大半を占めており、幸い、高齢者の感染は少なかったと伺っております。

警報発表による市町や医療機関への対応について、伺います。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） インフルエンザ流行警報は、広く県民の皆様に流行状況をお知らせし、感染予防対策を呼びかけるものであり、警報の発表に伴い、県から市町や医療機関に対し、何らかの対応を求めることはございません。

○議長（徳永達也君） 白川議員—3番。

○3番（白川鮎美君） 警報を発表したからといって、市町や医療機関へ何か対策を促すことはないとのことでした。

ただ、今回の警報発表時は、年末の12月26でした。31日の大みそか、正月の三が日、5日の日曜日は、ほとんどの病院が休みで、各市町の当番医しか開いていなかったということで、当番医の現場は大変なことになっていたそうです。

ある当番医院では、一日に50人想定のところ、200人以上が来院して、真夜中まで診療をしたり、元日に日をまたいで、翌朝4時半まで診察したこともあったそうです。当然、検査キットや薬は不足をし、医師も看護師も疲弊しきって、本当に大変だったと伺いました。

また、その時インフルエンザにかかり、受診された方からは、具合が悪い中、待ち時間が長く耐えられなかった、県は、警報を出したら出しっぱなしで、何をしているのかと、お叱りを受けました。

年末年始においても適切に医療提供ができるように、在宅当番医制を拡充し、医療機関の負担を軽減することが必要だと考えます。県として、年末年始における医療提供体制の確保に向けて、どのように取り組んでいるのか、伺います。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 年末年始は、多くの医療機関が休診となりますことから、県や市町、医師会など、関係機関が連携して医療提

供体制の確保に取り組む必要があります。

インフルエンザによる発熱への対応などを担う一次救急につきましては、各市町村が主体的に取り組むこととされており、本県においても、各市町が「休日夜間急患センター」を開設したり、「在宅当番医制」を導入したりすることにより、対応をしているところです。

県といたしましては、市町の取組が充実するよう助言などを行うとともに、広域的な二次医療圏における救急医療体制の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

また、県では、年末年始における医療機関の負担軽減を図るため、住民の救急相談に応じる「＃7119」や子どもの休日、夜間における急な病気などの相談に応じる「＃8000」といった電話相談窓口について、県民に対し周知を図っているところです。

県といたしましては、引き続き、広域的な救急医療体制の整備に取り組むとともに、関係機関と連携をして市町の取組を支援することで、年末年始などの医療需要が逼迫する状況下においても、適切に医療が提供される体制の確保に取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 白川議員—3番。

○3番（白川鮎美君） 市町の予算が関係してくるとのことですので、今回のことを教訓として、市町とよく協議をいただき、休日の医療体制強化に取り組んでいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

4、長崎南北幹線道路の計画について。

長崎地域と佐世保地域間の連携強化と国道206号線の渋滞緩和を目的とし、時津町から滑石、茂里町へ通る道路を県が計画し、整備をしています。

その中で、松山インターチェンジ設置計画に

ついて、伺います。

県が、現在の市民プールの位置に南北幹線道路をつくるという計画を出したことで、長崎市は、プールを移設することになりました。この移設先については、長崎市が検討中とのことですが、現時点で、プールを茂里町の中部下水処理場跡に移設する案と、プールを松山陸上競技場に移設し、陸上競技場を中部下水処理場跡に2段階で移設する案の2案で検討が進んでいます。

これまでも、令和4年11月定例会の一般質問で、前田議員が県有地を利活用した交通公園への移設を提案されていますし、令和5年の6月定例会での観光生活建設委員会で、坂本議員と中村泰輔議員が、松山陸上競技場をそのまま残してほしいという平和団体やスポーツ競技団体をはじめ、県民の声を代弁し、慎重に検討するよう提言をされました。

これらの議会での発言を受けて、県は、どこに、どのように働きかけを行ったのか、伺います。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 長崎南北幹線道路、そして松山インターチェンジの計画につきましては、地域住民との意見交換やルート選定委員会からの提言を踏まえた詳細な検討を経て、令和3年に都市計画決定を行っております。

また、道路計画の影響を受ける平和公園西地区におけます施設の再配置計画につきましては、長崎市の検討委員会の下、施設利用者などの幅広い参画を得て、再検討部会で検討されてきたところでございます。

県では、議会でもいただきましたご意見を踏まえ、道路計画をより丁寧な周知するため、令和5年7月の検討委員会において、これまでのルー

ト選定の経緯などを説明しました。

また、県はメンバーには入っておりませんが、同年9月の再検討部会で、同様の説明を行ったところでございます。

その結果、現在の計画ルートは、これまで長い時間にわたって住民への丁寧な説明の下に決定されたものであり、それを前提に再配置計画の議論を進めていくことが再検討部会で確認されております。

引き続き、道路計画へのご理解をいただけるよう、市とも連携しながら、丁寧に対応してまいります。

○議長（徳永達也君） 白川議員一3番。

○3番（白川鮎美君） 令和3年の計画までは、市民、県民の皆さんにも説明をしながら進めてきたということでもありますけれども、令和4年、令和5年にも、その設置だけではなく、その後のプールの移転先について、様々な市・県民の皆さんから声が挙がっておりまして、我々議員は、県民の声を代弁しております。

松山の競技場の移設は、多くの地元住民の方々が納得をしていない中で、県民への説明会をその後開かなかったことは、非常に不誠実だと思います。県が南北幹線道路をつくることでプールの移設が発生しているのですから、県も、長崎市と一緒に県民に対して丁寧に説明をしていく責任があると思います。

次に、平和公園スポーツ施設の再配置に伴う費用比較について、お尋ねをいたします。

議員と理事者の手元に、費用比較表を配布しております。（資料掲示）

これは先ほど述べた2つの移設案にかかる費用の差を比較するためのものとして長崎市が作成し、公開しているものです。

プールを中部下水処理場跡に移設した場合が

左側、陸上競技場へ移設し、さらに中部下水処理場跡に2段階で移設した場合が右側になります。

この表の中で県が関わっている箇所は、収入欄にある⑤の現在のプールに対する移転補償費と、⑥の新プール（上屋＋基礎）に対する補助金です。

まず、⑤について、長崎市と協議を行ったのか、また、その妥当性をお伺いします。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 長崎市の経済比較資料に記載されています市民プールの移転補償費につきましては、長崎市と協議を行っておらず、長崎市が補償の考え方を参考に算出していると思われるものでありまして、金額の妥当性についてコメントする立場にはございません。

なお、今後、県におきまして、移転補償費を算定するための専門業者によります委託業務を発注することになります。

○議長（徳永達也君） 白川議員一3番。

○3番（白川鮎美君） では、⑥の国の補助金ということで、市が県に確認し、記載したと伺っておりますが、県は、どのように判断し、市に回答したのか、伺います。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 市民プールの補助金につきましては、資料作成前と市議会委員会での審議中に、市から相談を受けております。

その際、市からは、国の補助事業での実施を想定されているということでしたが、その内容は仮定の話にとどまっております、具体的な整備内容等は示されておりました。

そのため、事業の目的や要件を満たせば補助対象となる可能性があるものの、明確な回答はできないので、必要な計画案を作成し、国に相

談した方がよいとの助言を行ったところでございます。

○議長（徳永達也君） 白川議員一3番。

○3番（白川鮎美君） ⑤については、市が試算したものであり、正確な金額については、県が今後算出していくということで、今は、この妥当性については回答することはないというふうに伺いました。

⑥についてですけれども、こちらも国の補助金なので国が判断すべきことだが、計画が未定なので、正確な数字は示せないということで理解をいたしました。

そもそも県は、この表が長崎市の委員会で公開されるまで内容を知らなかったとのことのようにです。県の道路建設計画によって生じたプールの移設先を決定するうえで大変重要な事項について、双方で協議がないままに公表するのはおかしいと思います。

表の下に、補償費や補助金は、今後、県と国と協議が必要と書いてありますが、事前に協議をすべきだと思います。曖昧な数字で決定することがないようにお願いをいたします。

本事業に関して、長崎市民の感情としては、陸上競技場の移転を心から望んでいる人はあまりいないと思いますし、特に、地元は反対をしているわけですから、事業費の安さよりも、この場所を大切に思う市民の気持ちを優先していただきたいと思います。

次に、現在の市民プール部分の用地について、お伺いをいたします。

市から、松山インターチェンジの高架橋下に多目的広場をつくることが提案されたと伺っています。現在の市民プール部分の用地の取得やその費用について、表に記載がありませんが、県と長崎市はどのような協議を行っているのか、

伺います。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 市民プール部分に建設します道路の用地費用につきましては、平和公園西地区の再配置計画が検討中でありますため、これまで長崎市と協議を行っておりません。このため、再配置計画の今後の進捗状況を踏まえ、長崎市と協議を行うことになると考えております。

○議長（徳永達也君） 白川議員一3番。

○3番（白川鮎美君） まだ協議は行われていないということです。

次に、交通渋滞のシミュレーションについて、伺います。

スタジアムシティ開業や長崎駅周辺の再開発等で、令和3年に松山インターチェンジを設置する計画が決定した時から、まちの様子は大きく変わりました。交通量も増加していると思います。交通渋滞シミュレーション調査はどのように進んでいるのか、伺います。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 長崎南北幹線道路の松山インターチェンジにつきましては、交通解析を実施して警察協議を行い、交通処理に問題がないことを確認しております。

ただし、長崎スタジアムシティが開業するなど、周辺状況の変化が見込まれることから、開業一年後の今年秋頃に、交通量調査と交通シミュレーションを実施し、改めて警察協議を行う予定としております。

○議長（徳永達也君） 白川議員一3番。

○3番（白川鮎美君） 今後も、適切な調査を行っていただきたいと思います。

最後に、時津～茂里町間の渋滞緩和策について、お尋ねをいたします。

長崎南北幹線道路は、開通までにかかなりの時間を要するとのことですが、例えば、川平有料道路、こちらはETC利用者限定で、終日3割引きをしているそうですが、それでも有料なので利用が進まず、渋滞緩和の有効策になっていないと思います。

思いきって、通勤時間帯の朝夕時間帯だけでも無料化にするなど、南北幹線道路以外の方法はないのか、お尋ねをいたします

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 川平有料道路の朝夕時間帯の無料化につきましては、当該道路の償還に支障を来すため、実施は困難であると考えております。

また、平成22年に行われた長崎バイパス無料化社会実験の際、当該道路の交通量増加に伴いまして速度が低下し、大きな課題も生じました。

渋滞緩和のための局所的な対策として、国道206号の浦上駅前、そして岩川町バス停においてバスベイ設置を進めておりますけれども、これらの効果も部分的にとどまるものであり、やはり抜本的な対策としましては、長崎南北幹線道路の整備が不可欠であると考えております。

○議長（徳永達也君） 白川議員一3番。

○3番（白川鮎美君） 完成までの間、さらなる効果的な策を講じていただきたいと思います。

南北幹線道路の整備が不可欠であるとの答弁でしたが、本事業に対する県の姿勢とこれまでの長崎市とのやりとりを伺っていると、プール再配置に関する県議会の意見はないがしろにされているし、移設先の決定過程における試算表の確認はしていない、また道路計画はつくったけれども、あとは長崎市にお任せで、県はその先は知らないようなやりとりのように見受けられます。県が計画した道路ですので、長崎市民

の納得をしっかりと得たうえで、市内の交通渋滞緩和と長崎地域と佐世保地域の連携強化に資する、県民に喜ばれる道路となるよう、長崎市としっかり連携して取り組んでいただくようお願いをいたします。

5、宇久島のメガソーラー発電事業について。

本事業は、佐世保市の宇久島に東京ドーム153個分、しまの面積の4分の1を占める日本最大級のメガソーラー発電施設を、民間の合同会社が令和7年度運転開始を目指して建設をしているものです。

昨年6月定例会の一般質問で、まきやま県議が環境、防災の視点で質問をされましたが、今回、私は、県の関わり方にフォーカスをして質問させていただきます。

本事業は、先ほども申し上げたとおり、民間による事業なので、これまで県議会で取り上げられる機会は少なかったのですが、よく調べてみると、県は、事業者や佐世保市から、パネルを設置するための形や林地に対して、また海底にケーブルを引くための海底に対して、環境アセスメントに対してなど、様々な許可や同意の申請に対して審査を行っていました。

そこで、気になる2つの申請について、お尋ねをいたします。

まず、農業振興地域整備計画の変更にかかる同意についてです。

令和元年5月16日、佐世保市農林水産部長から長崎県農林部長宛てに、農業振興地域整備計画の変更に係る同意基準における「関係する他法令の許認可等の見込みがあること」に関する本市の判断について（メガソーラー事業）という文書が提出されております。

この書類には、地方自治法第250条の2に基づき、県の定める農業振興地域整備計画の変更に

係る「同意基準」には、関係する他法令の許認可等の見込みがあることと示されているため、宇久メガソーラー事業の実現に必要な海底ケーブル敷設に当たっては、法律の名称等は省略いたしますが、法律と条例に基づき、関係漁協の承諾が必要である旨、農地利活用推進室から説明を受けております。しかしながら、宇久メガソーラー事業者は、現時点において、海底ケーブル敷設に必要な関係漁協の承諾が得られておりません。

このことについて、佐世保市では、下記の理由により、本市農業振興地域整備計画を変更することはやむを得ないと判断し、協議を行わせていただくものです。

記

1、漁協の承諾を得られる見込みについて

関係者間において協議が継続されていることから、その許可申請までに関係漁協の承諾を得られる可能性を否定することはできず、現時点において、見込みがないと断定はできないと認識しております。以上、と書かれております。

読みましたが、非常に理解が難しい文章です。平たく言うと、佐世保市は、農業振興地域の整備計画の同意を県に得るために関係漁協の承諾が必要なのは重々わかっているが、現時点では承諾は取れていないが、事業者と関係漁協が協議していて、取れる可能性がないとは言えないから、承諾書がなくても変更手続きに入るので同意してくださいというような文章かと思います。

これを受けて、県は同意をしておりますが、その経緯と妥当性について、お伺いをいたします。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 農用地区域から除外

するための農用地利用計画の変更については、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、市町が県の同意を得て決定するものであり、県は、事務処理要領に基づき、必要性、適当性、代替性、確実性などの同意基準を満たした場合は同意することとなっております。

このうち、確実性については、変更手続きに關係する他法令の許認可等の見込みが必要となっており、本案件においては、佐世保市から、関係法令に基づく海底ケーブル敷設に関する許可に必要な地元関係団体の承諾について、「得られる見込みがないと断定はできない」との文書が提出されたことから、県としても、同意基準を満たすものと判断して、同意をしたものであります。

○議長（徳永達也君） 白川議員—3番。

○3番（白川鮎美君） 可能性がないとは言えないということでしたけれども、同意に必要な関係漁協の承諾は、6年経過した今でも取れておりません。

このような文書で同意できたことが大変不思議でしたので、佐世保市が言っている可能性と見込みをどう確認したのかをお尋ねしましたが、本同意にかかる書類が保存期間切れで残っておりませんでした。事業が完了していないのに関係書類を破棄していることも大変問題だと思います。

次に、海域への送電線設置許可申請について、お尋ねをいたします。

令和6年6月、海域への送電線設置許可申請が提出をされています。この申請書にも関係漁協の同意書が必要ですが、どう処理されておりますでしょうか。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 宇久島のメガソーラ

一発電事業にかかります海域占用許可申請書につきましては、昨年6月に、事業者から提出されております。

申請書を確認したところ、要件であります関係漁協の同意書が添付されていなかったため、申請者に対しまして、本年6月30日を期限として、必要な資料の提出を求めているところでございます。

○議長（徳永達也君） 白川議員—3番。

○3番（白川鮎美君） 答弁のとおり、県は、送電線の設置許可は下ろしていません。

令和6年7月29日、事業者から県知事宛てに、海域の占用許可申請に関係漁協の承諾書を添付できない理由を勘案して許可をいただきたい趣旨の上申書が提出されていますが、県は、関係漁協の承諾書の添付がなければ送電線の許可は下ろせないと一貫しており、適切な判断だと思えます。

では、なぜ農業振興地域整備計画の変更については、関係漁協の承諾書の添付がないのに急いで同意をしたのでしょうか。令和元年、承諾が得られる可能性がないとは言えないと、苦し紛れの文言で無理やり取りつけた6年前の同意は取り消すべきではないでしょうか。なぜこれまで佐世保市に関係漁協の承諾がどうなったかも確認せず放置をしていたのですか、教えてください。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 本案件の「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく県の同意については、制度上、取り消すことはできません。

なお、同意後の市への確認についても、制度上、不要となっており、除外した区域の農用地区域への再編入など、農業振興地域整備計画のさらなる変更が生じた場合は、佐世保市におい

て、改めて手続きを行うこととなっております。

○議長（徳永達也君） 白川議員—3番。

○3番（白川鮎美君） 取り消すものではないとの答弁でしたが、申請の時点でおかしいと思います。

このような不完全で、不確実な申請で同意や許可がまかり通るようであれば、今後も、市町から同じような申請がきた場合はどうするのか、こんな前例をつくってはいけないと思いますが、県の見解を伺います。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（渋谷隆秀君） 本案件については、これまでと同様、「農業振興地域の整備に関する法律」や事務処理要領の規定にのっとり適切に審査をしたうえで、同意したものであります。

○議長（徳永達也君） 白川議員—3番。

○3番（白川鮎美君） 適切に処理をされたということでございますが、漁協の許可は得られていないわけでございます。

本事業は、本年度、運用開始を目指していますが、肝心の海底ケーブルの設置が遅々として進んでおりません。このまま運用開始のめどが立たない中、農地にかかる工事が進んでいく現状は、地域住民に不安を与えています。防災についても、火災についても対策が不十分です。海底ケーブルの設置許可が出るまで、陸地の工事一旦停止すべきだと思います。

県は、県民の財産と暮らしを守る観点からも、許可等の審査は慎重に行っていただきたいと強く要望して、質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（徳永達也君） 以上で、県政一般に対する質問を終了いたします。

次に、さきに上程いたしました第1号議案乃至第45号議案及び第47号議案乃至第63号議案

につきましては、お手元の議案付託表のとおり、
それぞれの委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

第46号議案「海区漁業調整委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて」
及び第65号議案「長崎県監査委員の選任について議会の同意を求めることについて」は、委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、第46号議案及び第65号議案は、委員会付託を省略いたします。

次に、各委員会は、お手元の日程表のとおり、
それぞれ開催されますよう、お願いをいたします。

以上で、本日の会議を終了いたします。

明日は、11時より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午後 3時45分 散会 —

第 1 3 日 目

令和7年2月定例会

令和7年3月5日

議 事 日 程

第 1 3 日 目

1 開 議

2 追悼演説

3 副議長選挙

4 散 会

令和7年3月5日（水曜日）

出席議員（44名）

1番	大倉	聡	君
2番	本多	泰邦	君
3番	白川	鮎美	君
4番	まきやま	大和	君
5番	虎島	泰洋	君
6番	畑島	晃貴	君
7番	湊	亮太	君
8番	富岡	孝介	君
9番	大久保	堅太	君
10番	中村	俊介	君
11番	山村	健志	君
12番	初手	安幸	君
13番	鵜瀬	和博	君
14番	清川	久義	君
15番	坂口	慎一	君
16番	宮本	法広	君
17番	中村	泰輔	君
18番	饗庭	敦子	君
19番	堤	典子	君
20番	坂本	浩	君
21番	千住	良治	君
22番	山下	博史	君
23番	石本	政弘	君
24番	中村	一三	君
25番	大場	博文	君
26番	近藤	智昭	君
27番	宅島	寿一	君
28番	山本	由夫	君
	欠		番
30番	松本	洋介	君
31番	ごう	まなみ	君
32番	堀江	ひとみ	君
33番	中山	功	君
34番	小林	克敏	君

35番	川崎	祥司	君
36番	深堀	ひろし	君
37番	山口	初實	君
38番	山田	朋子	君
39番	中島	浩介	君
40番	前田	哲也	君
41番	浅田	ますみ	君
42番	外間	雅広	君
43番	徳永	達也	君
	欠		番
45番	溝口	芙美雄	君
46番	田中	愛国	君

説明のため出席した者

知事	大石	賢吾	君
副知事	浦	真樹	君
副知事	馬場	裕子	君
秘書・広報戦略部長	陣野	和弘	君
企画部長	早稲田	智仁	君
総務部長	中尾	正英	君
危機管理部長	今富	洋祐	君
地域振興部長	小川	雅純	君
文化観光国際部長	伊達	良弘	君
県民生活環境部長	大安	哲也	君
福祉保健部長	新田	惇一	君
こども政策局長	浦	亮治	君
産業労働部長	宮地	智弘	君
水産部長	吉田	誠	君
農林部長	渋谷	隆秀	君
土木部長	中尾	吉宏	君
会計管理者	井手	美都子	君
土木部技監	植村	公彦	君
交通局長	太田	彰幸	君
地域振興部政策監	渡辺	大祐	君
文化観光国際部政策監	村田	利博	君

産業労働部政策監	石 田 智 久 君
教育委員会教育長	前 川 謙 介 君
選挙管理委員会委員	中 島 廣 義 君
代表監査委員	下 田 芳 之 君
人事委員会委員長	水 上 正 博 君
公安委員会委員	長谷川 宏 君
警 察 本 部 長	遠 藤 顕 史 君
監 査 事 務 局 長	桑 宮 直 彦 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	田 中 紀久美 君
教 育 次 長	坂 口 育 裕 君
財 政 課 長	苑 田 弘 継 君
秘 書 課 長	黒 島 航 君
選挙管理委員会 総括書記長補佐	小 橋 和 則 君
選挙管理委員会書記長	楠 本 雅 一 君
警察本部参事官兼総務課長	古 賀 新 一 君

議会事務局職員出席者

局 長	中 尾 美恵子 君
次長兼総務課長	濱 口 孝 君
議 事 課 長	佐 藤 隆 幸 君
政 務 調 査 課 長	大 宮 巖 浩 君
議事課課長補佐	永 尾 弘 之 君
議 事 課 係 長	山 口 祐一郎 君
議事課会計年度任用職員	天 雨 千代子 君

— 午前11時 0分 開議 —

○議長（徳永達也君） ただいまから、本日の会議を開きます。

去る2月26日にご逝去されました、故吉村洋副議長に対し、小職より追悼の言葉を申し上げます。

故吉村 洋副議長は、去る2月26日夕刻、ご逝去なされました。

私は、ここに議会の代表として、友人として、故吉村 洋副議長に対し、謹んで哀悼の誠を捧

げ、追悼の言葉を申し上げます。

「つひにゆく道とはかねて聞きしかど昨日今日とは思はざりしを」

春間近、寒風の中に梅一輪ほどの暖かさを求めながら桜の春を待つ、そんな2月も末の穏やかな日、突然のあなたのご訃報に、言葉を失い、ただ立ちすくみ、この古今和歌集の業平の歌が頭を駆け巡るばかりの私でございました。

昨日今日とは思ひもしない、人の世の無情を感じます。誠に、痛恨、哀惜の念に堪えないところであります。

吉村先生、あなたは、卓越したご見識と、明朗闊達にして、清らかな精神に満ちたそのお人柄を、誰しも等しく敬愛してやまないところでございました。

吉村 洋先生は、平成26年、郷土の発展を願う多くの皆様のご推挙により、長崎県議会に初当選されて以来、今期で4期目をお迎えになられ、吉井町議会議員、佐世保市会議員の任期を含めて、実に長い政治歴をお持ちでありました。

県議会においては、これまでに農水経済委員会、総務委員会、予算決算委員会等、数多くの委員会の委員長を歴任し、卓越した手腕を発揮をされ、昨年7月、その優れた実力と誠実な人柄を高く評価をされ、長崎県議会第94代副議長にご就任されたのであります。

短い就任期間ではございましたが、先生は、文字どおり、献身的に副議長の務めに尽力をされ、私を支えていただきました。

昨年から体調が思わしくなく、次第に歩行や食事がままならぬようになる苦しい中にありながらも、最後まで弱音ひとつ吐かず、明るく笑顔で、職員の皆さんにもやさしく接し、入院される3日前、先々月、1月20日まで出勤をされ、議会の仕事に取り組んでいただきました。

先生の不撓不屈の強さと周囲を気遣う真のやさしさをあらわす人としての尊いお姿でもありました。人格は、このようなところにあらわれます。先生の強さとやさしさ、今、思い返しても感慨深く胸を打つものがあります。

また、あなたは、民間会社の代表取締役、佐世保市北部商工会会長、そして長崎県商工会連合会会長等の要職をお務めであり、その経歴から得た、経済界はもとより、幅広い分野で培った多くの人たちとのつながり、豊かな見識と卓越した行動力、そして、郷土に寄せる並々ならぬ熱い思いにより、愛すべきふるさと、県北地域の発展、さらには、県勢発展のために、実に多大なるご功績を残してこられたのであります。

しかしながら、あなたは、突然、病に倒れ、病床の人となられました。議会への復帰を願い、懸命に努力されましたが、ご家族の手厚い看護も虚しく、去る2月26日、永久に帰らぬ人となられたのであります。無念の一言であります。

現職の長崎県議会副議長であられるあなたの突然のご逝去は、私たちに大変大きな驚きと堪えがたい惜別の情、言いしれない深い悲しみを残しました。

あなたは、まだ68歳と若く、類い稀なる高い見識と、たくましい行動力をお持ちで、100年に一度の大変革と言われるこれからの「新しい時代の長崎県」におけるさらなるご活躍が強く期待されていた方でした。誠に、惜しんでもなお余りある優れた政治家であり、天命とは申せ、残念至極、痛恨の極みでございます。

しかしながら、あなたが県議会議員、県議会副議長として、これまでに県政に貢献された数多くのご功績は、しっかりと私どもの心に残っており、あなたの県勢発展に対する尊い遺志をしっかりと受け継ぐことをここにお約束をいた

します。

今、この悲しみに満ちる議場であって、先生、あなたのいないお席を拝すれば、あの日、あの時のあなたの明るく、すばらしい笑顔が思い浮かばれて、悲しみがさらに募るばかりでございます。

ともに笑い、ともに泣き、そして、たびたび、あなたとはよく口論もやりましたね。もうできないんですね。できないんです。本当に悔しいです。

先週、私にあなたから電話があり、「本会議一般質問の前には、絶対、議長、来るから」と、私にそう言われましたね。その2日後にあなたが病院に運ばれたと奥様から連絡がありました。ただ、私もまだ諦めておりませんでした。しかしながら、その議会復帰というのが叶わなかったことが、本当に悔しい思いであります。

ご遺族の皆様方をはじめ、関係の皆様方におかれましても、悲しみはいかばかりかと深くお察しを申し上げます。

改めまして、衷心より哀悼の誠を捧げる次第でございます。

吉村副議長、今は何とぞ、ただ安らかに眠りください。そして、願わくば在天の光として本県の未来を明るく照らし、いついつまでも私たちをお見守りください。

結びに、私たち議員一同は、あなたの尊いご遺志を受け継ぎ、明日からの長崎県政にさらに力を尽くしてまいることをお誓い申し上げまして、名残は尽きませんが、お別れの言葉といたします。

吉村副議長、吉村 洋先生、本当にご苦労さまでした。ありがとうございます。ありがとうございました。さようなら。いつかまた会う日まで。ありがとうございます。

令和7年3月5日

長崎県議長議長 徳永達也

○議長（徳永達也君） 引き続きまして、溝口芙美雄議員より、追悼の言葉があります。

○議長（徳永達也君） 溝口議員—45番。

○45番（溝口芙美雄君） 故吉村 洋長崎県議会副議長、長崎県商工会連合会会長のご霊前に、謹んで追悼の言葉を申し上げます。

2月26日の朝、徳永議長から吉村先生が危篤と聞いて、えっと、一瞬声が詰まってしまいました。その日の午後5時16分に亡くなったと聞いて、私は、本当に残念で、大事な人が亡くなったと落ち込んでしまいました。

吉村先生が第94代副議長になった時、みんなで喜んだよね。それから数か月後、私に、「医者から、がんと宣告された」、「養生しながら頑張らんといかんぞ、無理すんなよ」と忠告したけど、聞いてくれなかった。「俺は、副議長として徳永議長を補佐し、支えて県勢発展のため最後まで頑張りたい」と言った。こんなに早く逝去するなんて、信じられません。もう一度、議会にとの思いで頑張っていたと聞いています。本人が一番歯がゆかっただろう、悔しかっただろう、病気療養中でありながら、よく頑張った。ご苦労さん。もうゆっくり休んでいいよ。

あなたは、26歳の若さで吉井町の町議、佐世保市議会議員、長崎県議会議員、副議長として、合計42年間、政治家として、町、市、県勢の発展に尽力してまいりました。

あなたは、「中小企業、弱い人の意見を津々浦々まで回って聞いて県政に反映させるのだ」と、いつも話していたよね。特に、「旧北松4町のことが心配で合併したが、失敗だった」と熱く語るのを何度も聞かせていただきました。

あなたが故郷を思う気持ちは誰にも負けない

ものがありました。政治家としての功績は、誰もが認めるところであります。

あなたとはじめて会ったのは、平成19年の長崎県議会議員の選挙の時です。その時の印象は、感じたことをそのまま言葉に出す人だな、頑固でおもしろい人だと思いました。同時に、市議会議員になってから、度々、食事会をするようになりました。平成26年に補欠選挙で長崎県議会議員に当選してから、特に親しくさせていただきました。

あなたは、市議会議員にはじめて当選した時は10票の差もない。また、長崎県商工会連合会の会長選挙では、同点くじ引きで勝ち、すごい運と何かを持っている人だと思っていました。

吉村さん、県議会議員として過ごした11年間、私にとってすごく楽しかった。あなたの趣味であつたサックスをプロと奏でた時、かっこよかったよ。ゴルフもよくしたね、ほとんど負けてばかりだった。

あなたの家で20人くらい集まって、奥さんの手料理で食事会をした時、和やかな雰囲気楽しかった。奥さんは大変だったと思う。

長崎に泊まる時は、毎日のように食事会で仲間と歌ったり、飲んで雑談、政治、経済、長崎県勢の振興、県北の振興、中小企業の振興、県議会の役職、会派のことなど、いろいろ話した。自分の考えと違う時は、「わりや、なんば言いよつとか」、「わからん」、「おう」と言いながら、平気で相手をけなしたね。言い合いもした。「もうよか」と言って別れて、次の日には、「おう、今日、どこ行くや」と言って食事会、毎日つき合っていただき、ありがとう。

ただ、残念なのは、11月定例会で、百条委員会と全員協議会の選択の時、私のリーダーシップが足りず、あなたの望んでいた百条委員会設

置ができなかった。本会議で、あなたを一人立たせたこと、あなたは頑固に筋を通した。でも、私は歯がゆかった。その後、先生から、「おまえたちとは話さん」と言われた時、本当に悲しくてたまりませんでした。

最後に話したのは、1月末に入院する時、電話で、「今日から入院するようになった。徳永議長が電話に出ないので伝えてほしい」とのことでした。「早く元気になってね」、「おう」、それっきりでした。

話したいことはたくさんあるけど、これでお別れです。食事会の別れの時、私がいつも歌っていた歌で別れたいと思います。議場での歌は失礼ですが、議長の許可もいただきまして、皆様のお許しをいただきたいと思います。

星影のワルツ

別れることは つらいけど
仕方がないんだ

吉村先生、あなたがいなくなったから残念。これからも政治、経済、県政、自民党会派のこと、家族のこと、いっぱい話したかった。食事もしたかった。歌も歌いたかった。悔しくて、歯がゆくて、悲しくて、会いたいよ。

今でも好きだ 死ぬほどに

さようなら。

故吉村 洋副議長のご逝去を悼み、ご冥福をお祈り申し上げまして、追悼の言葉といたします。

令和7年3月5日

自由民主党会派代表 溝口芙美雄

○議長（徳永達也君） 引き続きまして、小林克敏議員より、追悼の言葉があります。

小林克敏議員—34番。

○34番（小林克敏君） 追悼の言葉

長崎県議会第94代副議長 吉村 洋先生には、先月、2月26日、午後5時16分、ご逝去いただきました。

2月28日の通夜式、3月1日の葬儀、告別式には、1000名を超えるほどのたくさんの方々が斎場あふれるほど参列され、涙ながらにあなたとの最後のお別れを惜しんでいらっしゃいました。

吉村先生、あなたの生涯は、明るく、活動的なもので、よきご家族、多くのよき友に恵まれ、愛された、幸せな暮らしであられたことと思います。

ここに、私は、改革21、公明党、日本共産党、もったいないよ長崎、県民会議、各会派のご同意をいただき、友人として、在りし日の吉村先生の面影を偲び、謹んで哀悼の意を表しますとともに、追悼の言葉を申し上げます。

寒かった季節に間もなく別れを告げ、大地にまた春が巡り、あなたが心から好きだった桜の花も、もうすぐ美しく咲き誇ることと思います。

吉村先生、あなたは、ここ1年前から体調を崩され、入退院を繰り返されていました。しかし、これまで幾度となく病気を乗り越えられてきた経過と、加えて、奥様はじめ3人のお子様たちの温かい愛情の下、必ず元気に回復されるものと固く信じていました。

2月20日、そのとおり、あなたから「退院したよ」と驚くような、今までになかった元気な大きな声で連絡があり、胸をなでおろしたことが、昨日のことのよう思い起こされます。

しかし、ほっとしたのも束の間、2月26日、昼過ぎ、徳永議長より、全く思いもかけない、

まるで不意打ちのように、あなたの悲報に接したのであります。

退院されてから、わずか6日足らずで事態は急変し、天命時をかさず、あなたは忽然とこの世を去られたのであります。

あなたは、まだまだ働き盛りの68歳、突如として他界されるとは、何とも訴えようのない人の世の儚さと虚しさを抑えることができません。

ご家族の心中を思います時、何と言ってお慰めすべきか、言葉に窮しているのであります。

2月の定例会は、あなたの突然のご逝去を受けて、この本会議場に一つの空席をつくりながら、昨日、一般質問が終わりました。もはやこの本会議場で、あなたの姿を目にすることはできなく、しかし、耳を澄ませば、今も熱情みなぎる、あなたの声が聞こえてくるようであります。

葬儀の際、あなたの同級生の方々とお会いし、少しお話をしました。同級生から、吉村さんは、佐世保北高において神童と言われたくらい、学業に優れ、ドクターになるため医学部を目指していたことを聞かされました。もし、あなたが本当に医療の道に進んでいたら、多くの患者さんたちから信頼され、頼りにされ、あなたの生涯は、それこそ長く幸せに満ちていたに違いないと確信いたします。しかるに、あなたはあえて報われることの少ない政治の道を選ばれたのであります。

吉村先生、あなたは、ふるさとの発展を願い、長崎県議会議員選挙に立候補され、衆望を一身に集められ、平成26年2月、見事に無投票当選を果たされ、そして、昨年7月に、第94代長崎県議会副議長に就任されました。

副議長に就任されたあなたは、元来の責任感の強さも相まって、毎日の激務に加え、商工会

連合会会長、その他の役職も多く、県内を東奔西走することも余儀なくされ、多忙な毎日を病魔が体をむしばんでいったかもしれません。

時代の新しい変化の中で、長崎県の進路について、新たな選択と対応が求められている時、あなたのような、将来を見据え、ただ、ひたすら真っ直ぐに、信念を持って進む議員が、この世を去られたことは、誠に残念であります。まさに、長崎県議会の大きな損失でもあります。まだまだやらなければならない、やりたい課題が山ほどあったと思います。志半ば、道半ばで倒れられたあなたの無念さが、よくよく伝わってくるのであります。

今日は、議長席にあなたの遺影が飾られ、改めて懐かしさと悲しみが身にしみてまいります。

吉村 洋先生、願わくば、本県の未来に明るさと希望を与え、あなたの最愛のご家族、そして、長崎県議会をいついつまでも見守ってください。

吉村先生、大変お世話になりました。ありがとうございました。長い間の友情に心から感謝申し上げます。

ここに在りし日の吉村 洋先生の面影を偲ぶとともに、そのご功績を讃え、心からご冥福をお祈り申し上げ、追悼の言葉といたします。

令和7年3月5日

小林克敏

○議長（徳永達也君） 次に、知事より、故吉村洋副議長に対する弔意を表したい旨の申し出があつておりますので、これを受けることにいたします—知事。

○知事（大石賢吾君） 一言、追悼の言葉を申し上げます。

去る2月26日に、ご逝去されました故吉村洋副議長に対し、哀悼の意を表しますとともに、

御霊の安らかなご冥福を心からお祈り申し上げます。

吉村副議長におかれましては、昭和58年、吉井町議会議員にご当選され、政治家としての道を歩み出されました。町議会議員を4期務められた後、平成19年から佐世保市議会議員を2期務められ、長年にわたり、ご地元の市勢発展、町勢発展のため、ご活躍されました。そして、平成26年、県議会議員に初当選以来、農水経済委員長や総務委員長、予算決算委員長などの要職を歴任され、県議会議員として4期務められる中、昨年7月には、議会の信任と推挙を得られて、第94代県議会副議長にご就任されました。

この間、社会インフラの整備促進、人口減少対策、離島・半島対策、地域における安心・安全の確保など、県政の諸課題の解決のため、お力添えいただくとともに、県議会副議長として議長をお支えされ、円滑な議会運営にご尽力を賜ってまいりました。

特に、平成27年から佐世保市北部商工会会長を、令和3年からは長崎県商工会連合会会長を務められ、その間、地域の声に耳を傾け、地域経済を支える中小・小規模事業者の支援や、商工団体の役割について、熱心にご議論いただき、事業者の売上げ拡大や生産性向上に加え、相談・支援体制の充実につながるなど、事業者に寄り添い、地域経済の活性化にご尽力をいただいてまいりました。

その吉村副議長の思いを受け止めて、引き続き、県政へ反映してまいりたいと考えております。

昨年10月には、長年にわたる県政のご功勞により、全国都道府県議会議長会から永年勤続功勞者表彰を受けられ、吉村副議長には引き続きご指導、ご鞭撻を賜りたいと思っております。

だけに、哀悼痛惜の念に堪えません。

吉村副議長の豊富なご経験や高いご見識の下、この県議会議場の場において、熱心にご議論いただきました。ご地元の佐世保市や県北地域はもとより、長崎県全体の発展のため、ひたすらに熱く語られていたお姿を思い起こしますと、深い悲しみと大きな喪失感を感じているところであります。

ここに、改めて吉村 洋副議長の生前のご功績に敬意を表しますとともに、これまでの県勢発展へのご貢献に衷心より感謝を申し上げ、私からの追悼の言葉といたします。

吉村副議長、本当にありがとうございました。

令和7年3月5日

長崎県知事 大石賢吾

○議長（徳永達也君） 午前中の会議は、これにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午前 11時35分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

○議長（徳永達也君） 会議を再開いたします。

これより、副議長の選挙を行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（徳永達也君） ただいまの出席議員は、44名であります。

お諮りいたします。

選挙立会人2名を、議長において指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、山村健志議員及びまきやま大和議員を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙・配付〕

○議長（徳永達也君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） 配付漏れ なしと認めます。

山村健志議員及びまきやま大和議員の立ち会いをお願いいたします。

〔選挙立会人・立ち会い〕

○議長（徳永達也君） 投票箱を改めます。

〔投票箱・点検〕

○議長（徳永達也君） 異状なしと認めます。

本選挙につきましては、地方自治法第118条第1項の規定に基づき、公職選挙法を準用いたします。

この際、念のため申し上げます。

投票は、単記無記名でありますので、投票用紙に、「被選挙人の氏名のみ」を記載のうえ、点呼に応じて、順次、ご投票をお願いします。

氏名を点呼させます。

〔点呼・投票〕

○議会事務局長（中尾美恵子君） それでは、議席番号順にお名前を読み上げます。

大倉議員、本多議員、白川議員、まきやま議員、虎島議員、畑島議員、湊議員、富岡議員、大久保議員、中村俊介議員、山村議員、初手議員、鵜瀬議員、清川議員、坂口議員、宮本議員、中村泰輔議員、饗庭議員、堤議員、坂本議員、千住議員、山下議員、石本議員、中村一三議員、大場議員、近藤議員、宅島議員、山本議員、松本議員、ごう議員、堀江議員、中山議員、小林議員、川崎議員、深堀議員、山口議員、山田議員、中島議員、前田議員、浅田議員、外間議員、徳永議員、溝口議員、田中議員。

○議長（徳永達也君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） 投票漏れ なしと認めます。

投票を終了いたします。

これより、開票をいたします。

〔開 票〕

○議長（徳永達也君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数44票、うち有効投票44票、無効投票なしであります。

有効投票中、大場博文議員31票、山田朋子議員13票。

以上のとおりであります。

本選挙の法定得票数は、11票であります。

この結果、大場博文議員が、副議長に当選されました。（拍手）

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖解除〕

○議長（徳永達也君） この際、副議長に当選されました大場博文議員をご紹介します。

○副議長（大場博文君）〔登壇〕 挨拶に先立ちまして、第94代副議長でありました故 吉村洋議員のご逝去の報に接し、心からお悔やみを申し上げますとともに、ご遺族の皆様方に謹んで哀悼の誠を捧げます。

また、吉村議員には、生前に議会活動のみならず、あらゆる立場で、ご助言をいただきました。本当にありがとうございました。

今後、その吉村先生の言葉を胸に刻み、できる限り議会活動に取り組んでいきたいと思っておりますので、どうか温かく見守っていただきたいと思います。

吉村先生、安らかに、お眠りください。

それでは、一言就任のご挨拶をさせていただきます。

ただいまの副議長選挙におきまして、議員各位のありがたいご推挙を賜り、長崎県議会副議長に選任いただきました島原市選挙区選出の大場博文でございます。

ご選任いただきました議員の皆様、心から厚くお礼を申し上げます。誠に身に余る光栄に存じます。

長崎県政におきましては、人口減少はもとより、離島・半島振興や九州新幹線西九州ルートフル規格化など、多くの重要な課題に取り組まなければなりません。

このような中であって、副議長という大役を仰せつかり、責任の重さを痛感しております。

微力ではございますが、徳永議長を支え、議員皆様方のご指導、ご協力をいただきながら、議会の円滑な運営に努力を傾注してまいり所存でございます。

最後に、大石知事をはじめ、理事者の皆様並びに報道関係の皆様のご協力を心からお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（徳永達也君） 以上で、本日の会議を終了いたします。

明日より、3月18日までは、委員会開催等のため本会議は休会、3月19日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午後 1時50分 散会 —

第 2 7 日 目

令和7年2月定例会

令和7年3月19日

議 事 日 程

第 27 日 目

-
- ◇
- 1 開 議
 - 2 議席の一部変更
 - 3 第66号議案及び第67号議案上程
 - 4 知事議案説明
 - 5 第66号議案及び第67号議案 委員会付託
 - 6 弔慰金支給の件
 - 7 第46号議案及び第65号議案、質疑・討論、採決
 - 8 発議第214号、質疑・討論、採決
 - 9 委員長審査結果報告、質疑・討論、採決
 - 10 意見書上程、質疑・討論、採決
 - 11 発議第215号上程、質疑・討論、採決
 - 12 動議上程、質疑・討論、採決
 - 13 議会閉会中委員会付託事件の採決
 - 14 閉 会

令和7年3月19日（水曜日）

出席議員（44名）

	欠	番	
2番	大 倉	聡	君
3番	本 多	泰 邦	君
4番	白 川	鮎 美	君
5番	まきやま	大 和	君
6番	虎 島	泰 洋	君
7番	畑 島	晃 貴	君
8番	湊	亮 太	君
9番	富 岡	孝 介	君
10番	大久保	堅 太	君
11番	中 村	俊 介	君
12番	山 村	健 志	君
13番	初 手	安 幸	君
14番	鵜 瀬	和 博	君
	欠	番	
16番	宮 本	法 広	君
17番	中 村	泰 輔	君
18番	饗 庭	敦 子	君
19番	堤	典 子	君
20番	坂 本	浩	君
21番	清 川	久 義	君
22番	坂 口	慎 一	君
23番	千 住	良 治	君
24番	山 下	博 史	君
25番	石 本	政 弘	君
26番	中 村	一 三	君
27番	大 場	博 文	君
28番	近 藤	智 昭	君
29番	宅 島	寿 一	君
30番	山 本	由 夫	君
31番	松 本	洋 介	君
32番	堀 江	ひとみ	君
33番	中 山	功	君
34番	小 林	克 敏	君

35番	川 崎	祥 司	君
36番	深 堀	ひろし	君
37番	山 口	初 實	君
38番	山 田	朋 子	君
39番	ご う	まなみ	君
40番	中 島	浩 介	君
41番	前 田	哲 也	君
42番	浅 田	ますみ	君
43番	外 間	雅 広	君
44番	徳 永	達 也	君
45番	溝 口	芙美雄	君
46番	田 中	愛 国	君

説明のため出席した者

知 事	大 石	賢 吾	君
副 知 事	浦	真 樹	君
副 知 事	馬 場	裕 子	君
総 務 部 長	中 尾	正 英	君
秘書・広報戦略部長	陣 野	和 弘	君
文化観光国際部長	伊 達	良 弘	君
県民生活環境部長	大 安	哲 也	君
福祉保健部長	新 田	惇 一	君
企 画 部 長	早稲田	智 仁	君
危機管理部長	今 富	洋 祐	君
地域振興部長	小 川	雅 純	君
こども政策局長	浦	亮 治	君
産業労働部長	宮 地	智 弘	君
水 産 部 長	吉 田	誠	君
農 林 部 長	渋谷	隆 秀	君
土 木 部 長	中 尾	吉 宏	君
会 計 管 理 者	井 手	美都子	君
土 木 部 技 監	植 村	公 彦	君
交 通 局 長	太 田	彰 幸	君
地域振興部政策監	渡 辺	大 祐	君
文化観光国際部政策監	村 田	利 博	君

産業労働部政策監	石 田 智 久 君
教育委員会教育長	前 川 謙 介 君
選挙管理委員会委員長	渡 邊 敏 則 君
代表監査委員	下 田 芳 之 君
人事委員会委員	辻 良 子 君
公安委員会委員長	森 拓二郎 君
警察本部長	遠 藤 顕 史 君
監査事務局長	桑 宮 直 彦 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	田 中 紀久美 君
教育次長	坂 口 育 裕 君
財政課長	苑 田 弘 継 君
秘書課長	黒 島 航 君
選挙管理委員会 総括書記長補佐	小 橋 和 則 君
警察本部参事官兼総務課長	古 賀 新 一 君

議会事務局職員出席者

局 長	中 尾 美恵子 君
次長兼総務課長	濱 口 孝 君
議事課長	佐 藤 隆 幸 君
政務調査課長	大 宮 巖 浩 君
議事課課長補佐	永 尾 弘 之 君
議事課係長	山 口 祐一郎 君
議事課会計年度任用職員	天 雨 千代子 君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長(徳永達也君) ただいまから、本日の会議を開きます。

まず、議席の一部変更を行います。

議席の一部変更につきましては、お手元の議席表のとおり決定いたします。

次に、知事より、第66号議案及び第67号議案の送付がありましたので、これを一括して上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知事の説明を求めます—知事。

○知事(大石賢吾君)〔登壇〕 本日、提出いたしました追加議案についてご説明いたします。

第66号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算(第1号)」及び第67号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算(第9号)」は、長崎県議会議員補欠選挙(西海市選挙区)の実施に要する経費について計上いたしました。

令和7年度補正予算については、一般会計2,130万8,000円の増額補正をしており、これを当初予算と合算いたしますと、一般会計7,347億5,751万7,000円となります。

また、令和6年度補正予算については、一般会計247万3,000円の増額補正をしており、これを現計予算及び既に提案しております2月補正予算と合算いたしますと、一般会計7,690億7,987万7,000円となります。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

何とぞ、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(徳永達也君) 次に、ただいま上程いたしました第66号議案及び第67号議案につきましては、お手元の議案付託表のとおり予算決算委員会に付託いたします。

予算決算委員会での審査が終了するまでの間、しばらく休憩することにいたします。

— 午前10時 3分 休憩 —

— 午後 3時 0分 再開 —

○議長(徳永達也君) これより、会議を再開いたします。

この際、弔慰金支給の件を議題といたします。お諮りいたします。

吉村 洋前副議長のご逝去に伴い、条例の規定に基づき弔慰金190万円を支給することにい

たしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定されました。

次に、第46号議案「海区漁業調整委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

お諮りいたします。

本議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本議案は、長崎県南部海区漁業調整委員会の委員として、長崎県北部海区漁業調整委員会の委員として、五島海区漁業調整委員会の委員として、対馬海区漁業調整委員会の委員として、原案のとおり、それぞれ同意を与えることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、第46号議案は、原案のとおり、それぞれ同意を与えることに決定されました。

次に、第65号議案「長崎県監査委員の選任について議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

お諮りいたします。

本議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本議案は、原案のとおり委員として、松本洋介君、坂本 浩君に、それぞれ同意を与えることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、第65号議案は、原案のとおり、それぞれ同意を与えることに決定されました。

次に、議会運営委員会より、発議第214号「長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

発議第214号につきましては、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

発議第214号は、可決することの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

これにて、表決を終了いたします。

賛成多数。

よって、発議第214号は、原案のとおり可決されました。

これより、さきに各委員会に付託して審査をお願いいたしておりました案件について、審議することにいたします。

まず、総務委員長の報告を求めます。

鵜瀬委員長—14番。

○総務委員長（鵜瀬和博君）（拍手）〔登壇〕

総務委員会の審査結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

今回、本委員会に付託されました案件は、第16号議案「職員の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」外6件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につつま

しては、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、警察本部関係の所管事項について、外国人の国内免許の取得に関し、県内における外国人の国内免許の取得数は、また、外国人による交通事故の発生件数はどうかとの質問に対し、外国の運転免許保持者が日本免許を取得する「外免切替」により取得した方は、令和6年中で376名である。また、事故件数は令和2年以降、毎年30件程度で推移しているとの答弁がありました。

これに関連し、交通ルールが異なる外国人観光客による事故を防止するため、どのような注意喚起を行っているのかとの質問に対し、レンタカー会社や国際ターミナルに多言語での交通安全チラシを配布・掲示しており、地元市町とも協同して周知を図っているとの答弁がありました。

次に、企画部関係の「長崎県次期総合計画」及び「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に関し、総合計画・総合戦略懇話会において、有識者の意見を聞くことは重要だと考えるが、当該メンバーに20歳代の委員は含まれているのかとの質問に対し、懇話会委員の平均年齢は55.4歳であり、20歳代は含まれていないとの答弁がありました。

これに対し、これからの長崎県を作っていくうえで、次期総合計画は大きな方向性を示すことになるものであることから、ぜひ20歳代の意見を取り入れていただきたいとの意見がありました。

また、これに関連し、次期総合計画・総合戦略の策定に当たり、EBPM（根拠に基づく政策

立案）の考え方をどのように取り入れていくのか。また、その手法としてPPDACサイクルをどのように活用しようとしているのかとの質問に対し、人口動態等のデータを活用するとともに、若者や女性の意見を取り入れながら、策定に努めていきたいと考えている。

また、KPIの進捗管理の中で見えてくる課題について、内部評価の実施や有識者懇話会の意見を取り入れながら、課題の検証を行い、改善に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、地域振興部関係の九州新幹線西九州ルートに関し、開業から2年半ほどが経過したが、フル規格整備に対する佐賀県民の受け止めに変化はないのかとの質問に対し、令和6年12月の佐賀新聞による新幹線整備に関するアンケートにおいて、フル規格による整備に対する賛成と反対が、今回初めて拮抗する結果であったことから、佐賀県内においても、新幹線に対する理解が深まってきていると考えているとの答弁がありました。

また、九州新幹線西九州ルートの整備促進に向けては、長崎・佐賀両県民の利用を促進する必要があるが、どのように取り組むのかとの質問に対し、新年度において、JR九州と連携し、西九州地域の方々に新幹線を利用いただけるツアーの実施や、修学旅行における新幹線利用の支援などに取り組み、周遊促進を図っていききたいとの答弁がありました。

次に、島原鉄道のあり方検討に関し、昨年12月の島原鉄道活性化検討部会後、現在までどのような協議が行われたのか。また、今後のスケジュールはとの質問に対し、現在も、みなし上下分離方式による鉄道存続とバス転換という選択肢での検討を引き続き行っている状況である。

また、沿線自治体等の合意を得るための協議

も続けており、可能な限り早期に方向性が決定できるよう努めていきたいとの答弁がありました。

これに関連し、バス転換が厳しいという見解の根拠はとの質問に対し、鉄道の利用者については、年間110万人を超えており、これをバスに転換した場合、新たに35人の運転士が必要となる。仮に現行のバス路線の効率化を図ったとしても、なお、20人以上の運転士が必要とされている。

また、現在の島原鉄道株式会社の運転士の年齢構成比を見ると、鉄道は50歳未満が5割以上を占める一方、バスは50歳以上が8割を超えることから、バス運転士の確保は、大変厳しい状況にあると考えているとの答弁がありました。

次に、総務部関係の職員の政務への関与に関し、外部有識者でつくる長崎県コンプライアンス委員会において、「長崎県職員の法令順守の取組について」等を議題として、どのようなご意見をいただいたのかとの質問に対し、委員会においては、「職員側ではなく、指示する知事側の問題ではないか」、また、「知事を支える秘書課の業務について、知事を含め、認識の共有がなされていなかったことが問題ではないか」などの意見とともに、「知事が、最大限のパフォーマンスを発揮することが、県政にとっては重要であることから、職員がしっかりと業務に取り組めるよう、ガバナンス面を含めた仕組みづくりを行ってほしい」との提言をいただいたとの答弁がありました。

これに対し、職員が安心して業務を遂行できるよう、さらに取組を進めていただきたいとの意見がありました。

次に、危機管理部関係の沖縄県先島諸島からの避難住民の受入れに関し、国からの協力要請

に基づき、避難計画が策定されているが、どのような輸送を行うのか。また、他県への避難と重なり、混乱は生じないのかとの質問に対し、竹富町の約4,300名の本県への避難については、飛行機で福岡空港を経由し、そこからJRやバスにより、2日間で輸送する計画としている。

また、航空機による輸送については、国と各航空会社等においてダイヤ調整が行われ、支障がないよう計画が立てられているとの答弁がありました。

さらに、令和8年度の実動訓練までの今後のスケジュールや訓練の内容はとの質問に対し、令和6年度の初期的計画は、本県までの輸送計画のほか、宿泊計画、食糧・生活物資の供給方法、避難者の健康管理、通信設備の提供などを盛り込んでいる。

令和7年度以降は、長期避難住宅の対応、子どもたちの学びの再開、要配慮者の受入要領などについて検討していく。

令和8度に予定されている実動訓練の内容について、現段階では、先島諸島の方の移動については、宮古空港及び石垣空港までと聞いているが、具体的な訓練内容については、今後、国において検討されていくこととなっている。

引き続き、国や受入市町などと課題を整理しながら取り組んでいきたいとの答弁がありました。

以上のほか、総務行政全般にわたり、活発な論議が交わされましたが、その詳細につきましては、この際、省略させていただきます。

最後に、別途、本委員会から、「東京一極集中の是正に向けた抜本的な改善策について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

以上で、総務委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（徳永達也君）この際、念のため申し上げます。

本委員会と文教厚生委員会に分割して付託いたしておりました第18号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」については、文教厚生委員長の報告終了後に、一括して審議することにいたします。

また、本委員会と文教厚生委員会及び観光生活建設委員会に分割して付託いたしておりました第17号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、並びに、本委員会と観光生活建設委員会に分割して付託いたしておりました第19号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」については、観光生活建設委員長の報告終了後に、一括して審議することにいたします。

お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君）ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君）ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

中村泰輔委員長—17番。

○文教厚生委員長（中村泰輔君）（拍手）〔登

壇〕文教厚生委員会の審査結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

今回、本委員会に付託されました案件は、第17号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分外11件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、第24号議案「長崎県こども未来応援基金条例」に関し、ふるさと納税や企業からの寄附を基にこどもの居場所づくりや多様な体験を提供するNPO団体等への補助金の財源に充てるということであるが、寄附を募るための周知活動など具体的な取組内容はとの質問に対し、既存事業で実施している各メディアと連携した広報のほか、令和6年度の取組の中で関わりがあった、こども食堂などのNPO団体や青少年健全育成の活動をしている団体等の既存ネットワークなどにも働きかけてまいりたい。

周知を行っていく中で基金を構えてしっかりとこども施策に使うということを、県内外の企業等に発信し、寄附のお願いも展開してまいりたいとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、総務部の所管事項について、高校授業料の無償化に関し保護者の間でも関心が高い事業である。国会で予算が成立してからとなるが、就学支援金の制度が拡充されることによって、令和7年度、令和8年度でそれぞれ何名が対象となるのかとの質問に対し、令和7年度は、年収910万円の所得制限が撤廃される見通しであり、

私立高校の新たな支給対象者は2,074名と試算している。

また、令和8年度は、私立高校の一人当たりの支給上限額を年額39万6,000円から年額45万7,000円に引き上げることが検討されており、増額の対象者は1万983名と試算しているとの答弁がありました。

これに対し、所得制限が撤廃されることによって、余裕が出た分を学習塾などに充てることができるというプラスの面もあると同時に、公立がさらに厳しくなっていく側面もある。今後、高校授業料の無償化による社会的影響について、現場の声を聞くなど配慮していただきたいとの意見がありました。

次に、教育委員会の所管事項について、県立高校の再編に関し、子どもの数が減少していく中、県立高校の募集定員と入学者数の間で乖離が出ている状況に対し、県立高校の再編を検討する時期にきていると考えるが、再編整備の方針をいつ頃までに出すのかとの質問に対し、これまでの15年間は、高校の統廃合は1校も行わずに学級数を減らすことで対応してきたところであるが、少子化が加速しており、これからは学級数を減らす対応のみでは難しいと考えている。

10年、15年後を見据えると、県立高校の再編は避けられないことから、新しい学びを考えるなど、攻めの姿勢で再編していくこととし、目途としては、第3期長崎県立高等学校改革基本方針の中間年である、令和8年度の早い時期に再編の大枠となる大綱を示したいとの答弁がありました。

次に、福祉保健部の所管事項について、開業医の経営状況に関し、赤字経営が増えており、長崎県は離島や半島を多く有しているため、さ

らに続くと地域医療に対する影響は非常に深刻であるが、その要因はとの質問に対し、人件費上昇や物価高騰、また、人口減少に伴い患者数が減少し、収入が確保できず経営状況が厳しくなっており、開業医も含め医療機関は難しい状況であるとの答弁がありました。

これに対し、今後は事態が深刻になることしかないが、持続可能な地域医療のために県としてはどのように考えているのかとの質問があり、国の重点支援交付金を活用し、物価高騰に対する光熱費や食材料費に対する支援を行っているところである。また、国の令和6年度補正予算における人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージに関し、現在医療機関に対し必要額の調査を行っているため、今後精査し、予算計上を検討したいと考えている。併せて将来の医療需要等のデータを医療機関へ提供するほか、医療提供体制の構築に係る医療機関同士の会議の場を設けるなど、技術的支援にも引き続き取り組んでいきたいとの答弁がありました。

以上のほか、教育及び福祉・保健行政全般にわたり、熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、文教厚生委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますようお願いいたします。（拍手）

○議長（徳永達也君） お諮りいたします。

本委員会と総務委員会に分割して付託いたしました第18号議案を含め、各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、観光生活建設委員長の報告を求めます。

坂口委員長—22番。

○観光生活建設委員長（坂口慎一君）（拍手）

〔登壇〕観光生活建設委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第17号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分外9件であります。

慎重に審査いたしました結果、第17号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分、第30号議案「長崎県環境保健研究センター条例の一部を改正する条例」、第42号議案「契約の締結の一部変更について」につきましては、起立採決の結果、原案のとおり、可決すべきものと決定され、その他の議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、第30号議案に関し、関係経費の増減に伴い、環境保健研究センターの手数料を改定することであるが、どのように算定しているのかとの質問に対し、手数料については、検査に従事する職員の平均給与や使用する機器の減価償却費等から算定しているとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、土木部の所管事項について、インフラツーリズムに関し、本県の土木施設を活用し、インフラツーリズムを行うとのことであるが、どのような展開を考えているのかとの質問に対し、女神大橋については、既に塔の上から景色を眺めるツアーが行われているが、年に数回しか開催されていないため、さらなる活用を図ってまいりたい。

また、日本最古の石造りアーチ橋である眼鏡橋や、供用中で日本最古の鉄製の橋である出島橋を有するなど、長崎ならではの歴史を生かし、普段は体験することができない観光コンテンツに作り上げていきたいとの答弁がありました。

これに対し、観光部局とも連携を図り、都市計画を学ぶ大学等をターゲットに情報提供を行うなど、若い人が長崎に足を運ぶ機会につなげていただきたいとの意見がありました。

次に、文化観光国際部の所管事項について、「ながさきピース文化祭2025」に関し、全体の事業費はどの程度か。また、参加者の目標数、その受入態勢はどのように整備するのかとの質問に対し、全体の事業費は、令和3年度から令和7年度にかけて、国で約2億9,600万円、県で約5億6,600万円、市町で約2億1,200万円、協賛金等で約5,700万円、合計で約11億3,100万円である。

イベント出演者等を含めた総参加者数は、延べ190万人を目標としている。5月にトラベルセンターを設置するなど全国から来県される方に対する受入態勢の整備を進めているとの答弁がありました。

これに対し、本祭典をきっかけに来県された方が、また長崎を訪れたいと思えるようしっかりと準備を進め、今後のリピーターの獲得にもつながるような長崎らしい文化際にしていただ

きたいとの意見がありました。

次に、交通局の所管事項について、バス運転士の確保に関し、県営バスとして、生活路線を守り、安定的なサービスの提供が求められる中、運転士の確保が非常に重要となると考えるが、どのような取組を行っているのかとの質問に対し、交通局における人材確保対策として、令和4年度から処遇改善に取り組んでいる。また、切れ目なく運転士の採用試験を実施しており、採用者数は昨年度の12名に対し、今年度は、36名と、改善が見られている。しかし、3月1日時点においても、11名の欠員状態であり、今後も、人材確保対策にしっかりと取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

以上のほか、観光生活建設行政全般にわたり、活発な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、観光生活建設委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（徳永達也君）お諮りいたします。

本委員会と総務委員会及び文教厚生委員会に分割して付託いたしておりました第17号議案、並びに、本委員会と総務委員会に分割して付託いたしておりました第19号議案を含め、各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君）ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第17号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することの

賛否について、表決ボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

これにて、表決を終了いたします。

賛成多数。

よって、第17号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第30号議案「長崎県環境保健センター条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

これにて、表決を終了いたします。

賛成多数。

よって、第30号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第42号議案「契約の締結の一部変更について」、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

これにて、表決を終了いたします。

賛成多数。

よって、第42号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君）ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、農水経済委員長の報告を求めます。

清川委員長—21番。

○農水経済委員長（清川久義君）（拍手）〔登壇〕農水経済委員会の審査結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

今回、本委員会に付託されました案件は、第36号議案「長崎県工業技術センター条例の一部を改正する条例」外4件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、第36号議案に関し、工業技術センターで行う依頼試験の手数料を一部改正することだが、試験の年間実績はどのようになっているのかとの質問に対し、令和5年度の実績は2,447件である。例年、同程度の依頼を受けており、金属材料等の強度試験の依頼が多いとの答弁がありました。

これに対し、県内に同様の依頼試験ができる民間の施設はあるのかとの質問があり、県内は承知していないが、県外にはあると聞いている。大規模な企業は自社設備で検査できるが、中小企業では設備等を整えることが難しいため、各県に工業技術センターのような公設の試験機関が存在しているとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず産業労働部関係の所管事項について、外国人材の受入れに関し、行政書士は様々な相談に応じており、活用することで受入れがより円滑に進むのではないかと考える。福岡県では行政書士会と連携しているとのことだが、本県ではどうかとの質問に対し、本年度から長崎県中小企業団体中央会と連携し、企業からの相談に対応しており、内容に応じてアドバイザーの派

遣を行っている。相談内容が在留資格手続等、行政手続全般に関する場合には、行政書士の派遣を行っているとの答弁がありました。

これに対し、行政書士は外国人材の生活支援に関する相談にも対応している。活用は非常に有益であると思うので、連携については積極的に考えてもらいたいとの意見がありました。

次に、水産部関係の所管事項について、長崎県「押し魚」第1号に関し、新上五島町の養殖マグロが選定されたが、どのように拵けていこうと考えているのかとの質問に対し、新上五島町では、島内で食べていただくことはもちろん、養殖場の餌やりの見学などをしていただくとしている。

県では、水産部だけではなく、関係部局とも連携し、「押し魚」を目玉に人を呼び込む形に持っていきたいと考えているとの答弁がありました。

これに対し、新しい取組であり、新上五島町だけではなく、県内の飲食店にも協力していただき、「押し魚」を取り扱っていると案内してもらうことなどによって、裾野が広がり、大きなうねりをつくることができると考えるがどうかとの質問があり、これからスタートする段階なので、町や地元協議会等ともよく話し合いながら、より広がっていくやり方を考えていきたいとの答弁がありました。

次に、県内漁協の状況に関し、県内の漁協数と、その経営状況はどのようになっているのかとの質問に対し、沿海漁協として62漁協があり、経営状況としては、事業収支で約半数が赤字となっている。このため、漁協機能向上支援事業において、経営計画の作成や事務の改善を支援しているとの答弁がありました。

これに対し、漁協の合併について検討はされ

ているのかとの質問があり、現在、県内5地域において、合併に関する研究会等が進められており、県や地元自治体も中に入り、合併推進に向けたサポートを行っているとの答弁がありました。

次に、農林部関係の所管事項について、基幹農道「川棚西部地区」の整備に関し、平成22年度に事業着手されて以降、これまで工期延長や事業費の見直しが行われており、地元としては早期完成を望んでいる。進捗状況はどのようなのかとの質問に対し、令和6年度末時点の進捗は、事業費ベースで76%となっており、全長6キロメートルの約4割に当たる2.5キロメートルを供用開始している。残る3.5キロメートルについても、令和9年3月の完成を目指し、予算の確保など全力で取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、親元就農者への支援に関し、新規就農者に対し、就農開始から3年間、国が毎年150万円を給付する制度があるが、親元就農者の給付要件としては、親の経営と別の品目を導入することとなっている。

今後、親元就農者に対する要件が緩和されることだが、どのような内容なのかとの質問に対し、2月末の国の説明会では、親元での就農であっても、新規参入者と同等規模で経営を開始する場合や、環境制御機器の設置など新たな技術の導入に伴うリスクが生じる場合は、給付対象となるとの説明があったところである。今後は、このような対象範囲の拡大について、市町や関係機関へしっかりと周知を図り、申請漏れがないよう努めてまいりたいとの答弁がありました。

以上のほか、農水経済行政全般にわたり、熱心な論議が交わされましたが、その詳細につい

ては、この際、省略させていただきます。

以上で、農水経済委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますようお願いいたします。（拍手）

○議長（徳永達也君） お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、予算決算委員長の報告を求めます。

近藤委員長—28番。

○予算決算委員長（近藤智昭君）（拍手）〔登壇〕 予算決算委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会で審査いたしました案件は、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」外33件でございます。

慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第13号議案、第14号議案及び第61号議案については、起立採決により、原案のとおり可決すべきものと決定され、その他の議案は、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、3月6日に行いました総括質疑においては、子ども関連少子化対策予算、福祉保健行政、産業労働行政、農林水産業の振興、教育行政、

国際交流及びインバウンド対策、防災・減災対策、公共事業費など、多岐にわたり活発な論議が交わされました。

次に、総務分科会では、データ連携基盤運営業務委託費に関し、当該事業の概要、また、これまでの主な成果はとの質問に対し、行政や民間などが保有するデータの仲介や、分野間のデータを利活用しやすくするための連携基盤であり、様々な地域課題の解決につながるサービスを、官民で創出することを目的に、市町と共同で運営するものである。

県内全ての市町や、様々な民間事業者が参画し、連携して活用しており、地図上で、避難所や子育て施設、観光施設、土砂災害警戒区域に関する情報などを提供している。

成果については、データ連携基盤を介してリアルタイムの気象データを地図上に表示するサービスが民間事業者により開発され、市町の避難指示発令の判断や消防団出動の動作指標に活用されている。

また、森林計画図の地図表示によって、開示請求や問い合わせが削減され、行政・住民、双方の負担軽減の成果が出ているとの答弁がありました。

次に、文教厚生分科会では、スクールカウンセラー活用事業費に関し、教育支援センター等に、スクールカウンセラーを新たに12名配置するということであるが、その意図は何かとの質問に対し、スクールカウンセラーによるカウンセリングについては、児童生徒が在籍する学校において受けることになっているが、不登校となると、学校に行きづらさを感じており、活用につながらない可能性があるため、今回、不登校に特化したスクールカウンセラーを教育支援センター等に配置し、センター等に通所する児

童生徒の心のケアに従事するものであるとの答弁がありました。

次に、観光生活建設分科会では、長崎県FIT誘客インバウンド推進事業費に関し、本県のインバウンドは、令和6年実績で約60万人とのことだが、さらに本県に呼び込むことが必要と考える。本事業の取組内容はとの質問に対し、観光庁の統計データによると、海外からの旅行者の85%は個人旅行者である。また、外国人旅行者の84%が、ウェブサイトにて航空券や宿泊等の検索・予約を行っている。

そのような状況を踏まえ、本事業において、県内の宿泊施設や飲食店等がOTAサイト等へ情報を登録するための説明会・セミナーの開催、多言語での特集記事の制作及びOTAやSNS等への広告掲出等を実施する予定としているとの答弁がありました。

次に、農水経済分科会では、半導体関連産業サプライチェーン強化推進事業費に関し、当該新規事業は計上額が1億958万8,000円と要求額に対し約5,000万円増額されているが、その理由は何か。また、本県独自の取組は何かとの質問に対し、本県は、他県と比較して関連企業数が少なく、サプライチェーンの拡がりに欠けるため、さらなる検討を行い、半導体を含む成長分野のサプライチェーンを強化する既存事業の一部を、半導体分野に特化した内容に変更し、新規事業と一本化することで、拡がりを加速させるためである。

本県の特徴的な取組は、造船業で培ってきた金属加工の高い技術力、優秀な人材を生かし、半導体関連の製造装置のサプライチェーンを強化していくことと考えるとの答弁がありました。

以上のほか、予算全般に関し、熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この

際、省略させていただきます。

以上で、予算決算委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。（拍手）

○議長（徳永達也君）これより、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」について、質疑・討論に入ります。

堀江議員—32番。

○32番（堀江ひとみ君）〔登壇〕日本共産党の堀江ひとみです。

ただいま、議題となりました第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」については、以下の理由で反対いたします。

1、石木ダム事業。

令和7年度は、長崎県総合計画の最終年度ということから、取組を県民にわかりやすく、長崎県の主要施策のパンフレットが作成されました。

この中では、「全世代の県民の皆様が住み慣れた地域で、安全・安心に暮らし続けられる環境づくり」と書かれています。それなのに、「ふるさとに住み続けたいだけ」と主張する川原の皆さんの思いはなぜ踏みにじられるのでしょうか。

石木ダム事業予算は反対です。

昨年9月、長崎県公共事業評価監視委員会は、総事業費を285億円から420億円に増額すること。工期完成を令和7年度末から14年度末に延期すること。原案どおり認める意見書を提出しました。

石木ダム事業は、ダム建設計画が持ち上がったのは1962年ですから、既に63年、いまだ事業は継続なのです。

1972年、今から52年前、石木ダム建設予定地である川棚町の3つの地区の総代と長崎県が交

わした覚書、「調査の結果、ダム建設の必要が生じた時は、改めて協議のうえ、書面による同意を受けた後、着手するものとする」。しかし、この覚書は守られませんでした。

それだけではありません。2010年、今から15年前、長崎県は付替県道工事開始日を通知するという地元との約束を破って工事を始めました。その3日後、反対住民の阻止行動が始まり、今も続いています。反対住民の座り込みは既に2000回を超え、令和7年度も続くこととなります。

石木ダム事業は、住民の合意がないままに進められていることが問題なのです。長崎県は、反対住民への誠意ある対応が強く求められています。

川棚川における過去の洪水被害は、河川改修により対応することができます。人口減少が進む中、佐世保市に新たな水源は必要ではなく、石木ダムは不要です。事業を進めることは、水没予定地に現に生活している13世帯、50人を行政代執行で追い出すことであり、絶対に認められません。

「石木ダムは要らない。ふるさとに住み続けたいだけだ」と意思表示を行って既に半世紀、反対住民の切なる思いに、大石知事、心を寄せてください。

予算総括質疑で私の質問に知事は、「13世帯への説明会をしっかりと検討して、対応させていただきたい」と答弁されました。

13世帯が一任している、市民による石木ダム再評価監視委員会（市民委員会）と十分な協議を行うことを強く求めます。

2、長崎新幹線事業。

新幹線が開業しても、多額の予算が計上されます。長崎県が求める全線フル規格化による整

備は、合意の見通しも、実現の見通しもありません。見通しがないまま進める事業は賛成できません。

石木ダムや新幹線より、暮らしや福祉の充実を。県内どこに住んでも確保される地域公共交通体系のさらなる充実などを求め、反対討論といたします。

○議長（徳永達也君） 山下議員—24番。

○24番（山下博史君）（拍手）〔登壇〕 自由民主党の山下博史でございます。

会派を代表いたしまして、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」について、賛成の立場で意見を申し述べ、議員各位のご賛同を賜りたいと存じます。

令和7年度当初予算は、長崎県総合計画の最終年度、そして、大石知事にとって、任期の最終年度の予算であり、現下の社会情勢を踏まえた諸課題にきめ細やかに対応しながら、県勢のさらなる発展に向けて、必要な施策を積極的に講じていくことを念頭に編成されております。

また、今回の予算は、物価高騰対策をはじめ、国の総合経済対策補正予算を活用した、令和6年度補正予算と令和7年度当初予算を一体的に編成されており、県民の生活をしっかりと支えながら、その基盤となる県内経済を活性化していくとの強い気持ちが示されているものと大いに評価するものであります。

さて、当初予算の内容を見ますと、総合計画の総仕上げとして、「新しい長崎県づくりのビジョン」の推進と併せ、県政の基軸である「子ども施策」について、関係者との連携強化や、新たな基金による居場所づくりの支援等に取り組むほか、半導体関連をはじめ、観光、農林水産など、各分野における産業振興策、安全・安心の分野における医療・福祉のさらなる充実、

防災・減災対策や、交通ネットワークの整備における公共事業費や単独事業費の確保など、各種施策を積極的に展開することとされております。

併せて、令和7年は被爆80年などの様々な節目の年に当たり、「ながさきピース文化祭2025」や、「ツール・ド・九州2025」など、大型イベントも本県で開催されることから、こうした機会や機運の高まりを契機に、平和発信等を促進するとともに、本県の持つ多彩な魅力を磨き上げ、発信し、国内外の多方面の方々から選ばれる長崎県を目指すべく、部局横断による取組を推進することとされております。

このほかにも、九州新幹線西九州ルート of 全線フル規格による整備促進や開業効果の拡大、石木ダムの整備促進など、県政の重要プロジェクトについても、しっかりと予算化がなされているところであります。

また、厳しい財政状況の中、新しい地方経済・生活環境創生交付金や有人国境離島法関係交付金など、国の有利な財源を有効に活用しつつ、ふるさと納税などの自主財源の積極的な確保に努めるとともに、施策の推進に当たっては、デジタル化など新たな視点も取り込みながら、市町や各種関係団体、民間企業等の皆様と一体となって取り組むこととされております。

このように令和7年度当初予算は、直面する物価高騰等の課題にしっかりと対応をしつつ、県民の皆様が本県へ誇りや未来への期待感を抱きながら、大きな夢を抱いていただける長崎県をつくっていききたいとの知事の真摯な思いが込められた予算と評価しており、私は賛意を表明するものであります。

知事におかれましては、人口減少や少子・高齢化など、本県が直面する様々な課題に対応す

るため、一刻も早く、これらの施策を県民の皆様が届けていただき、県民の誰もが実感できる大きな成果を得られるよう、さらなるご尽力を期待するものであります。

以上、賛成意見を申し述べ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたしまして、賛成討論といたします。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（徳永達也君） 質疑・討論をとどめて、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

これにて、表決を終了いたします。

賛成多数。

よって、第1号議案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第13号議案「令和7年度長崎県国民健康保険特別会計予算」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

これにて、表決を終了いたします。

賛成多数。

よって、第13号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第14号議案「令和7年度長崎県交通事業会計予算」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

これにて、表決を終了いたします。

賛成多数。

よって、第14号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

これにて、表決を終了いたします。

賛成多数。

よって、第61号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、お手元に配付いたしております動議件名一覧表のとおり、総務委員会から、政府・国会宛て、意見書提出の動議が提出されておりますので、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本動議は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本動議は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、本動議は、可決されました。

次に、議会運営委員会より、発議第215号「長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」が、お手元に配付いたしておりますとおりに提出されておりますので、これを議題といたします。

お諮りいたします。

発議第215号につきましては、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

発議第215号は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第215号は、原案のとおり可決されました。

次に、「大石知事の選挙資金・政治資金、並びに政務と公務の混同に関する調査特別委員会」の設置を求める動議について、お手元に配付いたしておりますとおりに提出されておりますので、これを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

山田議員—38番。

○38番（山田朋子君）（拍手）〔登壇〕 改革21、山田朋子でございます。

改革21、県民会議、日本共産党、もったいないよ長崎の4会派を代表して、地方自治法第100条に基づき、「大石知事の選挙資金・政治資金、

並びに政務と公務の混同に関する調査特別委員会」の設置について、動議の提案理由を申し上げます。

大石知事におかれましては、現在、複数の疑義がかけられておりますが、今回は知事の後援会への2,000万円の架空貸付けの疑義に絞って、百条委員会の設置を求めます。

令和6年9月及び10月に開催された総務委員会の集中審査の結論として、「現時点では、全容解明に至っていない状況であること。また、本委員会の権限では限界があることから、今後は、より強い権限のある対応も視野に入れて、議会全体として議論を継続していくべきという結論に至った」との委員長報告がなされました。

その結果を踏まえ、4会派は、昨年12月19日に百条委員会の設置を求める動議を提出いたしましたが、賛成少数で否決となりました。その後、百条委員会ではなく、自民党会派の提案により、実質上、逆戻りとなりましたが、既に一度開催された全員協議会を先月開催しました。

偽証への罰則など、強い権限を持つ百条委員会に対し、強制力のない全員協議会を経ても、争点となっている選挙コンサルタントの助言の経緯については、知事の答弁と、全員協議会後に得られた選挙コンサルタントからの回答とも食い違いが生じており、結果的には、既に選挙運動費用として支出されていた2,000万円が、その後、なぜ知事から後援会の貸付けとなったのか、この二重計上となった経緯や、誰が、この二重計上を主導したのかは一切明らかになりませんでした。

先日の知事の記者会見を経ても、地元紙をはじめ、「疑惑は解明できてない」という論調であり、まさに、それが県民の声ではないでしょうか。

一方、自民党会派からは、「主張が平行線で、議会としての調査に限界がある」との発言があったことを、報道により明らかになっておりますが、議会としての調査はまだ限界に至ったわけではなく、主張が平行線だからこそ、よりもっと踏み込んだ百条委員会を、今こそ設置すべきであり、ここで断念することが、議会の怠慢であると4会派は強く申し上げます。

他県、他都市においては、首長の政治とカネの問題で百条委員会が設置をされています。

元東京都知事であった猪瀬氏の政治資金問題では、全会一致で百条委員会設置が決定した直後に、本人が辞職をしています。

よって、政治とカネの問題が、百条委員会にそぐわないということは一切なく、あくまでも議会の判断に委ねられています。

そして、国会においても、政治とカネの問題で、今まさに政治倫理審査会が開催をされています。何より、司法は司法、議会は議会の立場で県民にご納得いただくまで行政、すなわち知事に対するチェック機能を果たす。これが、まさに県民から負託を受けた我々県議会の使命であり、本来の三権分立の姿です。

なお、知事の数々の疑義に関して、一般質問、全員協議会、総務委員会集中審査、議会運営委員会、各派代表者会議に費やされた時間を調査したところ、延べ約57時間であることがわかりました。

議員、三役、理事者が拘束された時間、その準備のために職員も含めて、県政の中枢に関わる関係者が、どれだけの時間が投入されたかを考慮すると、知事の疑惑は県政推進の大きなブレーキとなっているというのは、もはや言うまでもありません。にもかかわらず、いまだに疑惑が解明されていないこの現状を、県民はどの

ように思われるのでしょうか。

疑惑を明らかにして、公明正大な県政を進めていくためには、全ての手を尽くすべきではないでしょうか。

今回の疑義の一切は、大石知事に関わることであるにもかかわらず、大石知事は、先日の記者会見で、「司法の判断をまつ」との発言をされました。長崎県125万人のリーダーであれば、自らにかけられた疑義を、自らの責任で説明すべきです。これ以上の県政の停滞は許されません。

一刻も早い真相究明を果たすために、2,000万円の架空貸付けの疑義に関する百条委員会の設置を強く求めます。

以上、議員各位の賛同をお願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。（拍手）

○議長（徳永達也君） これより、質疑・討論に入ります。

前田議員—41番。

○41番（前田哲也君）（拍手）〔登壇〕 自由民主党会派を代表し、百条委員会設置の動議に反対の立場で意見を申し上げます。

これまで百条委員会の設置について、自民党会派としては、手順を踏んで、丁寧に対応してきました。

令和6年9月の議会運営委員会において提出された百条委員会の動議に対しては、まずは総務委員会における審査を主張し、令和6年9月30日と10月28日から30日まで延べ4日間、23名の参考人を招致し、知事の政治資金や、政務と公務について集中審査を実施しています。

その後、令和6年12月提出の百条委員会の動議については、前議会の反対討論で詳細は述べましたので、理由については省略しますが、対案として、議員全員が参加できる全員協議会を

提案し、令和7年2月10日と12日の2日間にわたり、知事に説明責任を求めました。

後日、この全員協議会の総括として、会派所属議員に調査を実施し、その結果として、全員協議会を評価するという意見が過半数を超えましたが、まだ知事の説明が不十分であるという意見も踏まえて、説明が不十分な点について、改めて、知事自ら説明が必要な項目を具体的に明記して、県民に対しての説明責任を果たすべく記者会見を近日中に実施することを、2月25日に知事に求めました。

そして、知事が3月13日に記者会見を実施し、その評価を会派で協議した結果、知事の会見は、自民党が求めた内容について、概ね説明していると認識できました。

公務と政務の混同については、第三者委員会より「違法性がない」との結論と、再発防止について総務委員会で報告が出されており、政治資金については、依然として意見の食い違いがありますが、選挙コンサルタントによる、文書による回答がなされ、併せて、個人情報漏えい等の理由を基に、百条委員会が設置されても出席しないと言明している中で、さらなる真相究明は難しく、司法の判断に委ねざるを得ないとの意見が多数を占めました。

協議の中では、知事の会見について、まだ不十分であるとの意見や、百条委員会を設置する意見もありました。討議を重ね、仮に百条を設置した時の様々な権限についても再度確認を行い、最終的に、今議会での動議についても反対することを決しました。

しかしながら、これまで明らかになった知事の政治資金の処理に関する知識の浅さを起因とする人為的なミスは、法的に修正することで解決はなされますが、道義的には、県のトップと

しての思慮が足りぬ言動であったと言わざるを得ず、議会として看過できるものではありません。

また、これまでの経過の中で、膨大な時間と労力を知事の個人的な政治資金問題に費やしたことは事実として、議会や県政の混乱を招いたことに対する知事自身の責任は大きいものがあります。

今後、知事として、襟を正すことはもちろんですが、自民党会派として、以下のことを知事に求めます。

一、知事自身が、自らに処分を課して、けじめをつけること。

一、改めて、再発防止の取組を示すこと。

一、司法の判断が示され、知事に対して、知事自身の責任が問われたときには、速やかに出処進退を明らかにすること。

上記について、申し入れを別途行うこととして、今回、百条委員会の動議については反対をいたします。

議員各位のご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。（拍手）

○議長（徳永達也君） 大倉議員—2番。

○2番（大倉 聡君）（拍手）【登壇】長崎県議会議員の大倉 聡です。

動議について、賛成の立場から討論申し上げます。

はじめに、長崎県議会議員1期目の私に賛成討論という場の発言機会を与えていただきましたこと、諸先輩議員の皆様、心よりお礼申し上げます。

さて、世間では、私と同じように当選1期目の議員に対して、先日、石破総理が10万円の商品券を配ったことが、国民感覚からずれていると批判を浴び、内閣支持率も過去最低となりま

した。

もし仮に、県議会議員の私の立場で例えて言うのであれば、大石知事から商品券を初当選の議員がもらうようなものであります。もちろんそのような事実はありません。ただし、実は、以前、大石知事から私はあるお誘いのご提案があったことを、今日この議場において、お話したいと思います。（発言する者あり）

私が、まだ長崎県議会議員選挙への立候補を決めた時の選挙活動中ではなく、政治活動中のことです。県議へと初当選する以前の話です。

大石知事と、もう一人、長崎県議会でも話題の選挙コンサルタントのお二人から、もし私が当選したら、「大石派の県議になってほしい」とお声がけをいただきました。知事与党の県議会議員として知事を支えてほしいというお誘いを直接受けたわけです。しかし、私は丁重に、このお申し出をお断りいたしました。（発言する者あり）

私は、政治家になる以前はマスコミ出身の人間であり、不偏不党の精神で働いてまいりました。

マスコミの仕事は、権力の監視、行政監視も仕事です。ですから権力の乱用をチェックする側にいた人間として、当時、大石知事と選挙コンサルタントからのお誘いに、大変強い違和感を覚えました。

大石知事派か、そうではない派か。それは各議員の政治姿勢であり、異論を挟むべきことではありませんが、（発言する者あり）私自身は是々非々で、大石知事だけではなく、政策論争にも向き合っていきたいと思っています。

私たち長崎県議会議員の仕事は、長崎県民125万人のために働くこと。そして、決して忘れてはならないことは、大石県政を正しく行政

監視するチェック機能を果たすことです。（発言する者あり）

これまで、政治とカネにまつわる疑義や政務と公務の公私混同など、大石知事自らの不祥事がありにも多いと思います。しかし、知事が繰り返しなされる説明では、疑惑は一向に払拭されず、（発言する者あり）それゆえ、臨時記者会見の後にも不信感が増しているのです。（発言する者あり）

「百条委員会では、時間だけがかかり、真相の解明につながらない。司法に委ねた方が良い」とのお声もありますが、それには、私はくみしたいとは思いません。なぜなら、私は政治家であり、政治倫理と行政監視のチェックを果たすことこそが、県議会の役割だからです。ここが司法ではなく、議会の場だからこそ、百条委員会設置の意義があるんです。（発言する者あり）

私のSNSのXのアカウントで、百条委員会設置の是非について、およそ1週間、長崎県民はもちろん全国のユーザーの方々へアンケート調査を行いました。12万人のアクセスがあり、投票総数は1,000票、1,000票が上限のようです。そのうち93%、つまり930人の方が百条委員会設置に「賛成」とお答えになりました。たくさんコメントもいただきました。反対は僅か7%で、70人の方でした。これが現在の民意であるということも、併せて、お伝えしておきます。

私たち政治家は、権力にあぐらをかくのではなく、時に、耳の痛いお声もしっかりと聞き、真正面から受け止めなければなりません。そして、未来ある長崎の子どもたちのためにも、お手本となる政治家を目指さなければなりません。

今、長崎県議会において、そうした世の中の当たり前の感覚が問われているんです。

結びに、先日、ご逝去された吉村前副議長をはじめ、長年、長崎県民のために働いてきた歴代の長崎県議会議員のOB・OG皆様の思いや、長崎県議会の歴史に恥じぬよう、大石県政の歴史の証人として、百条委員会設置に向けた動議への賛成討論といたします。

ご清聴、ありがとうございました。（発言する者あり・拍手）

○議長（徳永達也君） 質疑・討論をとどめて、採決いたします。

本動議は、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳永達也君） 起立少数。

よって、本動議は、否決されました。（発言する者あり）

次に、各委員会から議会閉会中の付託事件として、お手元の一覧表のとおり申し出がっておりますので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

この際、知事より、ご挨拶があります—知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 2月定例県議会の閉会に当たり、一言、ご挨拶を申し上げます。

はじめに、大場博文新副議長のご就任に対しまして、お喜びを申し上げますとともに、県政発展のため、格段のご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、このたびの議会は、去る2月21日から本日までの27日間にわたり開かれてましたが、議員の皆様方には、本会議及び委員会を通して、

終始熱心にご審議いただくとともに、それぞれ適正なご決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

この際、議会中の主な動きについて、ご報告申し上げます。

（核兵器廃絶に向けた取組）

被爆80年を迎える中、昨年12月の定例県議会において、「核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」が決議されたこと等を踏まえ、私自身、広島県とともに外務副大臣へ要望を行ったところであります。

今月開催された第3回核兵器禁止条約締約国会議への国のオブザーバー参加は残念ながら見送られましたが、本県としては、4月末からアメリカ合衆国ニューヨーク市の国連本部で開催が予定されているNPT再検討会議準備委員会において、長崎市や広島県等と連携して、シンポジウムを開催するほか、各国要人との意見交換等を実施するなど、引き続き取組を継続してまいります。

また、節目の年に開催される今回の準備委員会には、徳永県議会議長にご参加を賜り、広島県の知事や議長と共に、ご活動いただくこととしております。

今後とも、長崎市や広島県、関係団体等と連携し、「長崎を最後の被爆地に」という県民の皆様様の思いを世界に向けて強く発信してまいります。

（半島振興法の改正・延長）

今月末で期限を迎える半島振興法については、去る3月14日、令和16年度末までの法期限の延長及び半島防災の推進などを新たに盛り込んだ法案が、現在、開会中の通常国会に提出されたところであります。

県では、これまで能登半島地震を踏まえた防災対策の充実や、高規格道路をはじめとする道

路整備の促進などについて、積極的に要望活動を行ってきたところであり、この間、お力添えをいただきました県選出国會議員や、県議会、関係団体等の皆様に心から感謝申し上げます。

法案においては、国土強靱化の観点を踏まえ道路や港湾・上下水道の整備、災害応急対策の体制充実などの項目が、配慮規定として新たに加えられるなど、本県の要望も盛り込まれているところでもあります。

引き続き、法改正の動向を注視しながら、関係市町等とも連携し、半島地域の自立的発展に向けて力を注いでまいります。

（陳泳中華人民共和国駐長崎総領事の着任）

去る3月4日、第12代目の中華人民共和国駐長崎総領事として陳泳総領事が着任されました。

3月11日には、県庁を訪問され、私から県民を代表して歓迎の意を表するとともに、本県と中国とのさらなる交流促進についてお力添えをお願いしたところでもあります。

また、本年は、総領事館開設40周年という節目の年に当たり、各種記念事業をはじめ、経済交流や青少年交流など様々な分野での結びつきを、より一層推進していくこととしております。

県としては、歴代の総領事をはじめ、多くの方々の長年のご尽力により築かれてきた本県と中国との絆が、さらに強固なものとなるよう取り組んでまいります。

（南蛮屏風の再現）

去る3月7日、長崎歴史文化博物館において、キャノン株式会社と特定非営利活動法人京都文化協会が共同で推進する「綴プロジェクト」により制作された「南蛮屏風」の高精細複製品が県に寄贈されました。

この屏風は、長崎出身の資産家で文化人の永見徳太郎氏が愛蔵され、現在はアメリカのクリ

ーブランド美術館にある実物を当該プロジェクトにおいて最先端のデジタル技術と卓越した伝統工芸士の技の融合により再現されたものです。

今後は、長崎歴史文化博物館や県内各地へ展示するほか、子どもたちに間近で観察してもらう教育体験プログラム等にも幅広く活用することとしており、南蛮文化伝来の地である長崎の魅力を、より多くの方々に感じていただきたいと考えております。

（企業誘致の推進）

去る3月14日、東京都に本社を置く株式会社エスプールグローバルが対馬市への立地を決定されました。

同社は、5年間で40名を雇用し、自治体や民間企業向けのBPOサービスを行うこととされております。

また、令和5年に長崎市に立地をした「ONE DEJIMA」株式会社から、シンガポール本社の業務の一部に加えIT戦略関連業務も実施することに伴い、当初計画の20名体制から300名体制へ大幅な拡大を目指すとのご報告もいただいているところでもあります。

今後とも、雇用の拡大と地域経済の活性化を目指して、地元自治体や関係機関と連携しながら、企業誘致の推進に力を注いでまいります。

（スポーツの振興）

去る2月24日に開催された大阪マラソンにおいて、本県出身の近藤亮太選手が初マラソン日本最高記録となる2時間5分39秒で完走し、日本男子歴代5位の好記録で日本勢トップの2位に入りました。

選手並びに関係者の皆様のご健闘を心からたたえるとともに、今後とも本県スポーツの振興と協議力の向上に力を注いでまいります。

また、いよいよ明日、第97回選抜高等学校野

球大会において、本県初となる21世紀枠で出場する壱岐高等学校が初戦を迎えます。

日頃の練習の成果を存分に発揮され、はつらつとプレーされることを期待しております。

（綱紀の保持）

最後になりますが、綱紀の保持について申し上げます。

先般、飲酒運転により自損事故を起こした職員並びに当該職員と共に飲酒し、飲酒運転であることを認識していながら、当該職員が運転する車両に同乗した職員らに対し、懲戒免職等の厳正な処分を行ったところであります。

職員の服務規律の確保については、再三にわたり周知徹底を図っているところであり、また、飲酒運転については、県を挙げて根絶に取り組んでいる中で、このような不祥事件を起こしたことに、県議会をはじめ、県民の皆様に深くお詫びを申し上げます。（発言する者あり）

今後、県民の皆様の信頼を回復するため、職員一人ひとりが全体の奉仕者として高い倫理観を持って行動するよう、綱紀保持の徹底に全力を注いでまいります。

このほか、会期中、皆様からお寄せいただきました数々の貴重なご意見、ご提言などについては、今後の県政に、積極的に反映させてまいりたいと存じます。

さて、年度変わりの時期を迎え、皆様方には何かとご多用のことと存じます。どうか健康には一段とご留意をいただき、ますますご活躍されますことを心からお祈り申し上げます。

また、報道関係の方々には、会期中、終始、県議会の広報について、ご協力を賜り、ありがとうございました。この機会に、お礼を申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

○議長（徳永達也君） 令和7年2月定例会の閉会

に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る2月26日にご逝去された吉村 洋前副議長に対し追悼の意を表するため、3月5日、本会議を開き、追悼演説を行いました。

在任中、県政の多方面にわたって幾多の業績を残された吉村 洋前副議長に対して、改めて、深く敬意を表し、ご冥福を心よりお祈り申し上げます。

後任には、大場博文副議長がご就任されました。

大場副議長におかれましては、これからの議会運営等について、多くのお力添えを賜りますよう、よろしくお願いいたします。

去る2月21日に開会いたしました本定例会も、全ての案件の審議を終了し、本日閉会の運びとなりました。

この定例会中は、令和7年度当初予算の審議をはじめ、石木ダム建設、県北振興対策、九州新幹線西九州ルートの整備促進、危機管理・防災対策、農林・水産業の振興、医療・福祉行政、土木行政、教育行政、企業誘致・産業振興など、当面する県政の重要課題について、終始熱心にご論議をいただきました。

この間の議員各位のご努力と知事をはじめ、理事者の皆様並びに報道関係の皆様のご協力に対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

さて、県内経済は、生産活動の持ち直しや所得環境の改善などから「緩やかに回復している」とされる一方で、円安等によりエネルギー・食料品等の物価の高止まりなど、今後の状況を十分に注視していく必要があります。

そうした状況の中、本定例会において、市町と連携したプレミアム商品券の発行や生産性向上のための設備等の導入支援など、経済対策関連予算について、早期に可決したところであり

ます。

県民の皆様の生活の下支えと、県内経済のさらなる回復を実感できるよう、引き続き県議会として、これらに対する取組を後押しするとともに、理事者や関係団体等と連携しながら、必要な対策に取り組んでまいりたいと存じます。

また、被爆80年の節目の年に当たり、県議会といたしましても、さきの定例会で「核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」を全会一致で可決し、条約への署名・批准及びオブザーバー参加を国に求めておりましたが、今回は残念ながらオブザーバー参加をしないことが発表されました。

こうした状況の中、県議会を代表し、はじめて、議長である私が知事と共に、NPT再検討会議準備委員会へ参加することといたしました。

今なお、世界各地で紛争が止まぬ中、国際社会全体で核兵器廃絶に向けた動きが前進するようしっかりと訴えてまいりたいと思います。

さて、いよいよ新年度も近づいてまいりましたが、皆様には公私ともにご多忙のことと存じます。

くれぐれも健康にご留意のうえ、県勢発展のために一層のご協力、ご支援をお願い申し上げます。まして、閉会に当たってのご挨拶といたします。

これをもちまして、令和7年2月定例会を閉会いたします。

— 午後 4時32分 閉会 —

議 長 徳 永 達 也

副 議 長 大 場 博 文

署 名 議 員 宮 本 法 広

署 名 議 員 虎 島 泰 洋

(速記者)

(有) 長 崎 速 記 セ ン タ ー

配 付 資 料

重 力			議 決
提 出 者	離島・半島地域振興特別委員会		
提 出 日	令和7年2月21日		
種 類	意 見	書	
件 名	離島・半島地域の振興対策について		
要 旨	離島・半島地域は、豊かな自然と独自の歴史・文化を有し、自然環境の保全や食料の安定的な供給など国家的・国民的役割を担っており、県民のみならず国民共通の財産である。 本県の離島・半島地域では、これまで県、関係市町においても様々な振興施策を実施し、着実な振興が推進されてきた。 しかし、離島・半島地域を取り巻く環境は依然として厳しく、人口減少・少子高齢化の進行、航路・航空路の維持、医療や福祉などの生活インフラ整備の遅れなどの課題を有している。 平成29年度に有人国境離島法が施行されて以降、特定有人国境離島地域では、法に係る各種施策の積極的な推進により、法施行前の水準と比べて人口の社会減が抑制され、一部市町では社会増を達成する年が出てきているものの、人口減少や地域の衰退といった構造的な課題の解決には至っていないところである。特定有人国境離島地域における地域社会の維持に向け、これまで以上に市町や関係団体等との連携を図りながら、地域の振興施策に取り組む必要がある。 また、令和6年能登半島地震では、改めて半島地域の社会基盤の脆弱性が浮き彫りになったことを踏まえ、半島地域において住民が住み続け安定した暮らしを送れるよう、半島振興計画などに基づき、地域が有する豊かな地域資源を活かしつつ、地域の創意工夫を凝らした取組への支援の充実などが必要である。 よって、県に對して、下記の事項について、積極的かつ真摯に取り組まれるよう、強く要望するものである。		
	記 1 離島・半島地域振興対策について (1) 半島振興法の確実な延長に向けて、防災・減災対策や近隣県との広域連携事業など市町が有効に活用できるよう、必要な財源の確保など国による支援措置の拡充等について、政府・与党等に要望すること。 (2) テレワークなど多様な働き方の浸透も踏まえ、移住者増に向けて、離島・半島地域における移住支援事業の更なる活用を努めること。 (3) 観光振興について、引き続き、しま旅滞在促進事業を実施し、離島地域への誘客を図るとともに、半島地域における地域資源の活用など県内周遊		

要 旨	につながらる旅行商品の企画・造成などにに取り組むこと。また、観光消費額の増加に向け、離島へのクルーズ船の入港等によるインバウンド消費を取り込めるような観光コンテンツづくりに努めること。 (4) しまの産品ステッピング推進事業を通じて、大手食品メーカーとコラボレーションした商品の全国販売や支援した事業者の販売額の増加など成果があがっていることから、引き続きしまの事業者への支援を実施するとともに、事業者の生産体制の拡大など環境整備に対する支援にも努めること。 (5) 廃校になった学校跡地などの遊休施設について、外国人労働者など移住者向けの宿舍や、移住体験施設、企業誘致への活用など、地元市町等と連携し、庁内部署間で横断的に取り組むこと。 (6) 水産振興について、漁業者の減少は地域の活力の低下等につながることから、赤潮対策、藻場造成、漁業の高付加価値化による漁業所得の向上、海業の取組を先進的に実施している地域の経験やノウハウの横展開など県内の漁業者の就業意欲を高める取組を実施すること。 (7) 農林業や水産業における流通コストや生産コストの上昇分の円滑な価格転嫁に向けて、コストを反映した価格形成を促すための環境整備に関係機関と取り組むこと。
	2 有人国境離島法対策について (1) 有人国境離島法の改正・延長に当たり、災害対策やデジタル技術の活用、人手不足対策など、関係市町等に意見を聴き、政府・与党等に要望すること。 (2) 雇用機会拡充事業について、事業者に対するフォローアップの取組や当該事業の活用を促す効果的な情報発信を引き続き行うとともに、創出された雇用の場に対する島外も含めた人材確保に市町と連携して取り組むこと。 (3) 航路・航空路運賃低廉化事業について、その効果が増すよう引き続き、島内外に向け、制度の利用方法等の周知やPRを図ること。 3 離島・半島航路対策、離島航空路対策について (1) 島原半島と近隣県を結ぶ半島航路は、半島地域の産業や観光の振興にとって非常に有力な手段であり、航路の活性化に資する有明海沿岸地域の観光協会による広域連携の観光振興の取組などについて、関係自治体とも連携しながら、より一層関わっていくこと。 (2) 離島航空路線は、住民の日常生活はもとより、交流人口の拡大にもなくてはならない重要な交通手段であり、運航事業者と連携し、離島航空路線の維持、安全かつ安定的な運航に努めること。 4 関係人口拡大対策について (1) 離島留学制度について、生徒がしまで安心して生活を送れるよう、引き続き生徒やしま親、教員に対するサポート体制の強化を図るとともに、

学校の教育内容の更なる充実や離島留学生を受け入れる体制の充実など当該制度の魅力度向上に努めること。 (2) 観光まちづくりの取組について、地域の魅力をいかした県内周遊の促進につながるよう、企画立案の段階から意見交換や方向性の確認など市町が参加できる仕組みづくりに取り組むこと。 (3) 関係人口の創出・拡大について、長崎県をひとまとめとするだけではなく、離島地域や半島地域など地域の特性や物理的距離を踏まえ、よりユーザー目線に立った取組を行うとともに、インフルエンサーの活用など本県の魅力の効果的な情報発信に努めること。 (4) ノマドワーカーが長期滞在し、消費行動による地域経済への波及効果が得られるよう、宿泊施設との連携や民間の新規事業の創出に資する調査研究を実施すること。 なお、文案の作成及び提出の諸手続きについては、議長に一任する。	提出先 知事

	重丸 謹啓 提出者 観光・IR・新幹線対策特別委員会 提出年月日 令和7年2月21日	種類 意見書 件名 観光振興対策・国際戦略対策、IR対策、新幹線・二次交通対策について	新型コロナウイルス感染症の蔓延により大きな打撃を受けた本県観光は、一昨年5月の行動制限の解除や訪日者に対する水際措置の終了等により回復基調にある。 人口減少が続く本県において、観光は、消費の拡大や雇用の創出など、地域経済への波及効果が大きく、地域を活性化させる裾野の広い重要な産業であり、引き続き、特徴ある地域資源に恵まれた本県ならではの観光資源を磨き上げ、誘客の取組を積極的に展開していく必要がある。また、インバウンドの拡大、国際交流を通じて地域活性化、外国人材の受入確保等に向けた取組を強化していく必要がある。 本県のみならず、全九州の期待を背負い、経済界や行政、議会が一体となつて誘致を進めてきた、九州・長崎特定複合観光施設（九州・長崎IR）については、一昨年12月に認定を行わないこととした国の審査結果が公表された。雇用の拡大や関係人口の拡大など地域活性化の起爆剤として大きな期待をかけていた本県、特に佐世保市をはじめとする県北地域にとって、大変残念な結果であるが、この地域の振興は、県勢浮揚に不可欠であり、九州・長崎IRに代わる実効性のある地域振興策の速やかな施行は喫緊の課題である。 また、これまでの人的、財政的投資を無駄にすることはならず、今回のプロジェクトで得られた様々な知見を、今後の本県の施策に有効に活用しなければならぬ。 西九州新幹線（長崎～武雄温泉間）は、開業後2年が経過し、一定の開業効果が認められる一方、九州新幹線西九州ルート（新鳥栖～武雄温泉間）については、関係者で引き続き協議が進められているものの、依然、整備方式が決まっていない。 全国の新幹線鉄道網に繋がることは、西九州地域の発展に必要不可欠であり、佐賀県をはじめ関係者となお一層議論を積み重ねていく必要がある。 併せて、整備した新幹線の開業効果を限定的なものにせず、広域的に波及させるため、在来線と新幹線網との接続の確保など、その効果を拡大、定着させるよう取り組む必要がある。 よって、県におかれては、下記の事項について、積極的かつ真摯に取り組まれるよう強く要望するものである。

	1 観光振興対策・国際戦略対策について (1) インバウンドの更なる回復に向けた、宿泊、食、体験などの観光情報の発信を強化し、国際クルーズや国際定期航空路線の誘致拡大を図ること。 (2) 更なる観光需要の取り込みに向けた効果的なプロモーションや県内周遊の促進、観光関連産業における人材の確保・育成を推進すること。 (3) 本県の魅力的な歴史・文化・自然・食を活かした長崎のファンづくりにつながる観光コンテンツの造成及び充実に努めること。 (4) 国際友好交流、県産品輸出、外国人材受入等を促進するための戦略的かつ計画的な取組を強化すること。 2 I R対策について (1) 九州・長崎 I Rプロジェクトにより得られた知見を活かし、実効性のある、佐世保市をはじめとする県北地域振興策を、全庁を挙げて強力に推進すること。 (2) 今後の対応については、国の動向等、情報収集を引き続き行い、適宜、県議会に情報提供を行うこと。 3 新幹線・二次交通対策について (1) 一刻も早く、武雄温泉駅での対面乗換方式を解消し、全線フル規格による整備を早期に実現すること。 (2) 北陸新幹線との一体的な財源確保やフリーゲージトレイン導入断念の経緯を踏まえた地方負担の見直し、並行在来線等の諸課題の解決に向けた佐賀県との協議など、政府・与党、J R九州や関係先への働きかけを強化すること。 (3) 西九州新幹線の利用促進及びその開業効果を広域的に波及拡大させる取組を J R九州や市町等と連携し、積極的に推進すること。 (4) 全線フル規格による整備実現後の県北地域からの新幹線網への直通運行など、佐世保線の輸送改善について、政府・与党、J R九州などに強く働きかけること。 なお、文案の作成及び提出の諸手続きについては、議長に一任する。	
提出先	知事	

重 力			議 義
提 出 者	成長産業・県土強靱化対策特別委員会		
提 出 年 月 日	令和 7 年 2 月 2 1 日		
種 類	見 書		
件 名	半導体・デジタル戦略対策、スタートアップの育成支援対策、防災対策について		
要 旨	人口減少・少子高齢化の進行等に伴う地域経済や公共交通、地域コミュニティの維持・確保、県民の安全・安心な暮らしの実現、目下の人手不足や物価高騰等の不確実な社会・経済状況を踏まえた対策については、スピード感を持つ的確に取り組んでいかなければならない。 今後世界的な成長が見込まれ、国の強力な支援策のもと九州を中心に国内での投資が活発化する半導体関連産業について、その需要を本県に取り込むため、新たな雇用の創出が期待できる企業誘致や県内企業の取引拡大に繋がるサプライチェーン構築などの取組を積極的に進め、若年層を中心とした人口の流出対策や地域経済の活性化を図っていくことが重要である。 また、スタートアップの創出を促進するため、首都圏の投資家等との連携を強化し、県外からのスタートアップの呼び込みや、首都圏企業等との取引拡大の推進を図るなど、様々なチャレンジができる環境整備・仕組みづくりを通して、県全体の産業振興に繋げていくことが重要である。 さらに、様々な行政課題に対応し、質の高い行政サービスを提供していくためには、庁内 D X の推進と行政事務におけるデジタル技術を活用した業務効率化をしつかりと進めていく必要がある。 加えて、顕発化・激甚化する自然災害から県民の生命・財産・暮らしを守り、地域社会の機能を維持するためには、災害に強いインフラの整備を急ぐとともに、能登半島地震での課題等を踏まえて、防災対策を強化していく必要がある。 よって、県に対して、下記の事項について、積極的かつ真摯に取り組まれるよう、強く要望するものである。 記 1 半導体・デジタル戦略対策について (1) 半導体関連産業の更なる集積に向けて、地域の現状を踏まえつつ、アンカー企業の立地に対応できる工業用水を備えた工業団地を早急に整備すること。 (2) 県内企業への発注が期待できる半導体製造装置のアンカー企業や、高度専門人材の雇用創出となる設計・開発拠点などの誘致に当たってはグロー		

	バルな視点を踏まえつつ、再生可能エネルギーの活用を誘因とすることも含めて取り組むこと。 (3) 県内企業の技術力等の向上を支援するとともに、それらを活かした半導体関連産業のサプライチェーン構築・強化を図り、県内雇用の創出、県民所得の向上に繋げること。 (4) 半導体関連産業で活躍する産業人材の育成・確保に向けた取組を充実させること。 (5) 県内企業と大学等が連携する技術開発等の取組を推進すること。 (6) 半導体関連産業の集積に伴う公共インフラの整備及び環境対策の取組の充実を図ること。 (7) AIやRPAの活用、行政手続のオンライン化など、行政におけるデジタル化を推進するとともに、様々な産業分野の県内中小・小規模事業者における人手不足や物価高騰など厳しい経営環境等の改善に向けて、生産性の向上に繋がるデジタル化の推進を図ること。 (8) 離島・半島を多く有する本県の特性に鑑み、光ファイバーや5Gに加え、衛星通信技術等を活用した情報通信インフラの整備促進を図ること。 (9) ドローンやメタバース等の新技術の活用を促進し、新技術実装連携“絆”特区の指定を踏まえた施策の展開を図ること。
	2 スタートアップの育成支援対策について (1) スタートアップの創出と起業の機運醸成に向けて、CODEJIMAなどスタートアップ交流拠点の更なる活用促進に努めること。 (2) 交流会やワークショップの開催等によって、離島・半島地域を含めた県内全域でのスタートアップ創出の促進に取り組むこと。 (3) 投資家や都市部大企業はもとより、近隣諸国等との交流も視野に入れつつ、マッチングを推進することで、県内スタートアップの資金調達や売上拡大など成長に向けた支援の強化を図ること。 (4) 都市部スタートアップ集積拠点との連携強化等によって、県外からのスタートアップの呼び込みに努めること。
	3 防災対策について (1) 県土強靱化に向けて、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間終了後も、切れ目なく継続的かつ安定的に取組を推進するた め、「国土強靱化実施中期計画」を早期に策定し、その実現に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保するよう、国に対し、強く要望すること。 (2) 孤立集落対策や避難所環境の改善、防災教育及び人材育成など、昨年10月末に県が取りまとめた「能登半島地震を踏まえた防災対策の見直し」について、市町や防災関係機関、民間事業者、ボランティア団体など、さまざまな担い手と連携しながら、着実な推進を図ること。 (3) 防災対策の見直しを取りまとめた時点で、国が検討中であった項目については、その後の国の検討結果や財政措置等を踏まえ、見直しを継続して

	行い、着実な推進を図ること。 (4) 災害対応におけるAIやデジタル技術の利活用など防災DXの推進を図ること。 なお、文案の作成及び提出の諸手続きについては、議長に一任する。
提出先	知事

発議第214号

長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年2月21日

議会運営委員長 近藤 智昭

長崎県議会議長 徳永 達也 様

長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年長崎県条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（期末手当） 第7条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）略	（期末手当） 第7条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）略

第2条 長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（期末手当） 第7条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>、12月に支給する場合においては100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）略	（期末手当） 第7条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）略

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（提案理由）

国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、議員の期末手当について所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

◎常任委員会・議会運営委員会委員選任名簿

委員会	委員長	副委員長	委員
総務委員会 (11名)	嶋瀬 和博	大久保堅太	田中 愛国 外間 雅広 山田 朋子 川崎 祥司 深堀ひろし 山本 由夫 宅島 寿一 堤 典子 中村 俊介
文教厚生委員会 (11名)	中村 泰輔	虎島 泰洋	中山 功 溝口芙美雄 前田 哲也 中島 浩介 松本 洋介 近藤 智昭 坂本 浩 本多 泰邦 山村 健志
観光生活建設委員会 (12名)	坂口 慎一	湊 亮太	小林 克敏 瀬川 光之 堀江ひとみ 浅田ますみ 山口 初實 吉村 洋 中村 一三 まきやま大和 富岡 孝介 畑島 昂貴
農水経済委員会 (11名)	清川 久義	白川 勉美	ごうまなみ 大場 博文 宮本 法広 石本 政弘 響庭 敦子 山下 博史 千住 良治 初手 安幸 大倉 聡
予算決算委員会 (45名)	近藤 智昭	中村 泰輔	議長、正副委員長を除く全議員
議会運営委員会 (13名)	山本 由夫	響庭 敦子	浅田ますみ 前田 哲也 深堀ひろし 中島 浩介 宅島 寿一 宮本 法広 中村 一三 石本 政弘 中村 泰輔 坂口 慎一 山村 健志

特別委員会の付議事件等一覧表

名称	付議事件	設置期間
離島・半島地域振興特別委員会	- 離島・半島地域振興対策 - 有人国境離島法対策 - 離島・半島航路対策、離島航空路対策 - 関係人口拡大対策	調査終了時まで
観光・新幹線対策特別委員会	- 観光振興対策 - 国際戦略対策 - 新幹線・二次交通対策 - 空港活性化対策	調査終了時まで
成長産業・県土強靱化対策特別委員会	- 成長産業戦略 - エネルギー対策 - 物流対策 - 防災対策	調査終了時まで

◎特別委員会委員選任名簿

委員会	委員長	副委員長	委員
離島・半島・地域振興特別委員会 (10名)	如島 晃貴	富岡 孝介	堀江ひとみ 山口 初寛 川崎 祥司 近藤 智昭 大場 博文 清川 久義 鶴瀬 和博 まきやま大和
観光・新幹線・対策特別委員会 (10名)	初手 安幸	中村 俊介	田中 愛国 小林 克敏 外間 雅広 ごうまなみ 堤 典子 山下 博史 大倉 聡 白川 鮎美
成長産業・県土強靱化対策特別委員会 (10名)	千住 良治	本多 泰邦	中山 功 溝口美美雄 瀬川 光之 山田 朋子 吉村 洋 大久保堅太 渡 亮太 虎島 泰洋

上程議案件名表

議案番号	件名
第1号議案	令和7年度長崎県一般会計予算
第2号議案	令和7年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
第3号議案	令和7年度長崎県農業改良資金特別会計予算
第4号議案	令和7年度長崎県林業改善資金特別会計予算
第5号議案	令和7年度長崎県営林特別会計予算
第6号議案	令和7年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算
第7号議案	令和7年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
第8号議案	令和7年度長崎県用地特別会計予算
第9号議案	令和7年度長崎県庁用管理特別会計予算
第10号議案	令和7年度長崎県長崎魚市場特別会計予算
第11号議案	令和7年度長崎県港湾施設整備特別会計予算
第12号議案	令和7年度長崎県公債管理特別会計予算
第13号議案	令和7年度長崎県国民健康保険特別会計予算
第14号議案	令和7年度長崎県交通事業会計予算
第15号議案	令和7年度長崎県流域下水道事業会計予算
第16号議案	職員の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
第17号議案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
第18号議案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
第19号議案	長崎県手数料条例の一部を改正する条例
第20号議案	長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例
第21号議案	長崎県こども・女性・障害者支援センター設置条例の一部を改正する条例
第22号議案	長崎県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
第23号議案	長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
第24号議案	長崎県こども未来応援基金条例

上程議案件名表

議案番号	件	名
第25号議案	長崎県少年保護育成条例の一部を改正する条例	
第26号議案	長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	
第27号議案	長崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例	
第28号議案	学校職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例	
第29号議案	市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例	
第30号議案	長崎県環境保健研究センター条例の一部を改正する条例	
第31号議案	長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
第32号議案	長崎県県営空港条例の一部を改正する条例	
第33号議案	長崎県福江港ターミナルビル条例を廃止する条例	
第34号議案	長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例	
第35号議案	都市計画法に基づく開発行為等の許可の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例	
第36号議案	長崎県工業技術センター条例の一部を改正する条例	
第37号議案	長崎県産業技術センター条例の一部を改正する条例	
第38号議案	長崎県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例	
第39号議案	長崎県地方卸売市場長崎県市場条例の一部を改正する条例	
第40号議案	権利の放棄について	
第41号議案	包括外部監査契約の締結について	
第42号議案	契約の締結の一部変更について	
第43号議案	和解及び損害賠償の額の決定について	
第44号議案	直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について	
第45号議案	長崎県子育て条例行動計画について	
第46号議案	海区漁業調整委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて	
第47号議案	令和6年度長崎県一般会計補正予算(第6号)	
第48号議案	令和6年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)	

上程議案件名表

議案番号	件	名
第49号議案	令和6年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)	
第50号議案	令和6年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)	
第51号議案	令和6年度長崎県営林特別会計補正予算(第2号)	
第52号議案	令和6年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)	
第53号議案	令和6年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)	
第54号議案	令和6年度長崎県庁用管理特別会計補正予算(第1号)	
第55号議案	令和6年度長崎県長崎県市場特別会計補正予算(第1号)	
第56号議案	令和6年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算(第2号)	
第57号議案	令和6年度長崎県公債管理特別会計補正予算(第1号)	
第58号議案	令和6年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	
第59号議案	令和6年度長崎県交通事業会計補正予算(第1号)	
第60号議案	令和6年度長崎県流域下水道事業会計補正予算(第3号)	
第61号議案	令和6年度長崎県一般会計補正予算(第7号)	
第62号議案	令和6年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算(第3号)	
第63号議案	令和6年度長崎県流域下水道事業会計補正予算(第4号)	
第64号議案	令和6年度長崎県一般会計補正予算(第8号)	
第65号議案	長崎県監査委員の選任について議会の同意を求めることについて	
第66号議案	令和7年度長崎県一般会計補正予算(第1号)	
第67号議案	令和6年度長崎県一般会計補正予算(第9号)	
発議第214号	長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	
発議第215号	長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	

審 査 報 告 書

予算決算委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和7年2月26日

予算決算委員会委員長 近藤 智昭

議長 徳永 達也 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 64 号 議 案	令和6年度長崎県一般会計補正予算（第8号）	原 案 可 決

計 1 件 （原案可決 1 件）

辞 職 願

この度、一身上の都合により、長崎県議会議員を辞職いたしたいので、許可願います。

令和七年三月三日

県議会議員 瀬川光之

長崎県議会 議長
徳永 達也 様

委員 会 開 催 日 程 表

審 査 報 告 書

総 務 委 員 会 審 査 結 果 報 告 書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和7年3月12日

総務委員会委員長 鵜 瀬 和 博

議長 徳永 達也 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 16 号 議 案	職員の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 17 号 議 案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）	原 案 可 決
第 18 号 議 案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校果費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（関係分）	原 案 可 決
第 19 号 議 案	長崎県手数料条例の一部を改正する条例（関係分）	原 案 可 決
第 20 号 議 案	長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報等の提供に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 40 号 議 案	権利の放棄について	原 案 可 決
第 41 号 議 案	包括外部監査契約の締結について	原 案 可 決

計 7 件 （原案可決 7 件）

月 日	期 日	開 会 時 刻	委 員 会 名	場 所
3月6日	木	10:00	予 算 決 算 質 疑 会	議 場
3月7日	金	10:00	総 務 委 員 会	委 員 会 室 1
			文 教 厚 生 委 員 会	委 員 会 室 2
			観 光 生 活 建 設 委 員 会	委 員 会 室 3
			農 水 経 済 委 員 会	委 員 会 室 4
3月10日	月	10:00	総 務 委 員 会	委 員 会 室 1
			文 教 厚 生 委 員 会	委 員 会 室 2
			観 光 生 活 建 設 委 員 会	委 員 会 室 3
			農 水 経 済 委 員 会	委 員 会 室 4
3月11日	火	10:00	総 務 委 員 会	委 員 会 室 1
			文 教 厚 生 委 員 会	委 員 会 室 2
			観 光 生 活 建 設 委 員 会	委 員 会 室 3
			農 水 経 済 委 員 会	委 員 会 室 4
3月12日	水	10:00	総 務 委 員 会	委 員 会 室 1
			文 教 厚 生 委 員 会	委 員 会 室 2
			観 光 生 活 建 設 委 員 会	委 員 会 室 3
			農 水 経 済 委 員 会	委 員 会 室 4
3月13日 (予備日)	木	10:00	総 務 委 員 会	委 員 会 室 1
			文 教 厚 生 委 員 会	委 員 会 室 2
			観 光 生 活 建 設 委 員 会	委 員 会 室 3
			農 水 経 済 委 員 会	委 員 会 室 4
3月17日	月	11:00	予 算 決 算 質 疑 会 (分科会長報告、採決)	議 場

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和7年3月11日

文教厚生委員会委員長 中村 泰輔

議長 徳永 達也 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 17 号 議 案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）	原 案 可 決
第 18 号 議 案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校 果費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例（関係分）	原 案 可 決
第 21 号 議 案	長崎県こども・女性・障害者支援センター設置条例の一 部を改正する条例	原 案 可 決
第 22 号 議 案	長崎県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の 一部を改正する条例	原 案 可 決
第 23 号 議 案	長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条 例等の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 24 号 議 案	長崎県こども未来応援基金条例	原 案 可 決
第 25 号 議 案	長崎県少年保護育成条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 26 号 議 案	長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設 備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 27 号 議 案	長崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例	原 案 可 決
第 28 号 議 案	学校職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正す る条例	原 案 可 決
第 29 号 議 案	市町村立学校果費負担教職員定数条例及び県立学校職員 定数条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 45 号 議 案	長崎県子育て条例行動計画について	原 案 可 決

計 1 2 件 （原案可決 1 2 件）

観光生活建設委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和7年3月11日

観光生活建設委員会委員長 坂口 慎一

議長 徳永 達也 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 17 号 議 案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）	原 案 可 決
第 19 号 議 案	長崎県手数料条例の一部を改正する条例（関係分）	原 案 可 決
第 30 号 議 案	長崎県環境保健研究センター条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 31 号 議 案	長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る 特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例	原 案 可 決
第 32 号 議 案	長崎県県営空港条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 33 号 議 案	長崎県福江港ターミナルビル条例を廃止する条例	原 案 可 決
第 34 号 議 案	長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 35 号 議 案	都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条 例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 42 号 議 案	契約の締結の一部変更について	原 案 可 決
第 43 号 議 案	和解及び損害賠償の額の決定について	原 案 可 決

計 1 0 件 （原案可決 1 0 件）

農水経済委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和7年3月11日

議長 徳永 達也 様 農水経済委員会委員長 清川、久義

議長 徳永 達也 様

記

1 議案

番号	件名	審査結果
第36号議案	長崎県工業技術センター条例の一部を改正する条例	原案可決
第37号議案	長崎県窯業技術センター条例の一部を改正する条例	原案可決
第38号議案	長崎県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例	原案可決
第39号議案	長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例	原案可決
第44号議案	直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について	原案可決

計 5件 (原案可決 5件)

予算決算委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和7年3月19日

議長 徳永 達也 様 予算決算委員会委員長 近藤 智昭

議長 徳永 達也 様

記

1 議案

番号	件名	審査結果
第1号議案	令和7年度長崎県一般会計予算	原案可決
第2号議案	令和7年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	原案可決
第3号議案	令和7年度長崎県農業改良資金特別会計予算	原案可決
第4号議案	令和7年度長崎県林業改善資金特別会計予算	原案可決
第5号議案	令和7年度長崎県営林特別会計予算	原案可決
第6号議案	令和7年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算	原案可決
第7号議案	令和7年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	原案可決
第8号議案	令和7年度長崎県用地特別会計予算	原案可決
第9号議案	令和7年度長崎県庁用管理特別会計予算	原案可決
第10号議案	令和7年度長崎県長崎魚市場特別会計予算	原案可決
第11号議案	令和7年度長崎県港灣施設整備特別会計予算	原案可決
第12号議案	令和7年度長崎県公債管理特別会計予算	原案可決
第13号議案	令和7年度長崎県国民健康保険特別会計予算	原案可決
第14号議案	令和7年度長崎県交通事業会計予算	原案可決
第15号議案	令和7年度長崎県流域下水道事業会計予算	原案可決

動議件名一覧表（参考掲載）

1. 会派等提出

区分	提出先	件名	提出者	可否	掲載ページ
意見書	知事	離島・半島地域の振興対策について	離島・半島地域振興特別委員会	可決	付録 1ページ
意見書	知事	観光振興対策・国際戦略対策、IR対策、新幹線・二次交通対策について	観光・IR・新幹線対策特別委員会	可決	付録 2ページ
意見書	知事	半導体・デジタル戦略対策、スタートアップの育成支援対策、防災対策について	成長産業・県土強靱化対策特別委員会	可決	付録 3ページ
意見書	政府 国会	東京一極集中の是正に向けた抜本的な改善策について	総務委員会	可決	付録 15ページ
動議	—	大石知事の選挙資金・政治資金並びに公務と政務の両立に関する調査特別委員会の設置を求める動議	議員 小林 克敏 議員 堀江ひとみ 議員 山口 初實 議員 坂本 浩 議員 堀底 敦子 議員 大倉 勉 議員 白川 鮎美 議員 中山 朋子 議員 山田 深堀ひろし 議員 堤 典子 議員 中村 泰輔 議員 まきやま大和 功	否決	付録 15ページ

2. その他

区分	件名	可否	掲載ページ
発議 第214号	長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	可決	付録 5ページ
発議 第215号	長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	可決	付録 16ページ

番号	件名	審査結果
第47号議案	令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）	原案可決
第48号議案	令和6年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第49号議案	令和6年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第50号議案	令和6年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第51号議案	令和6年度長崎県営林特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第52号議案	令和6年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第53号議案	令和6年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第54号議案	令和6年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第55号議案	令和6年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第56号議案	令和6年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第57号議案	令和6年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第58号議案	令和6年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第59号議案	令和6年度長崎県交通事業会計補正予算（第1号）	原案可決
第60号議案	令和6年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決
第61号議案	令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）	原案可決
第62号議案	令和6年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第3号）	原案可決
第63号議案	令和6年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第4号）	原案可決
第66号議案	令和7年度長崎県一般会計補正予算（第1号）	原案可決
第67号議案	令和6年度長崎県一般会計補正予算（第9号）	原案可決

計 34件（原案可決 34件）

大石知事の選挙資金・政治資金、並びに政務と公務の混同に関する調査特別委員会の設置を求める動議

次のとおり、「大石知事の選挙資金・政治資金、並びに政務と公務の混同に関する調査特別委員会」の設置を求める。

長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

記

令和7年3月19日

1. 調査事項

本議会は、地方自治法第100条第1項の規定により、次の事項について調査するものとする。

- 1 大石知事の選挙資金・政治資金について
- 2 政務と公務の混同について

2. 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び長崎県議会委員会条例第3条の規定により、「大石知事の選挙資金・政治資金、並びに政務と公務の混同に関する調査特別委員会」を設置し、これに付託するものとする。

3. 調査の権限

本議会に、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

4. 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もお調査を行うことができる。

5. 調査経費

本調査に要する経費は700万円以内とする。

以上

議会運営委員会委員長 山本 由夫

長崎県議会議長 徳永 達也 様

長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年長崎県条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（公務旅費） 第5条 略 2 公務旅費の額については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定を準用するものとし、この場合において、議長は副大臣、議長以外の議員は指定職の職務にある者とみなす。ただし、次の各号に掲げる公務旅費については、当該各号に定める額とする。 （1）議長が別に定める特別な事情がある場合の宿泊費 議長が別に定める額 （2）自家用自動車を利用する移動に要する交通費 路程1キロメートル（1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）につき37円を乗じて得た額に高速自動車国道等の有料の道路の料金の額を加えた額 3～5 略 （応招旅費） 第6条 略 2 応招旅費の額については、前条第2項に定める公務旅費の額に準じる。 3 前項に定めるもののほか、会議に出席した日は、公務諸費として1日につき3,000円を支給するものとする。	（公務旅費） 第5条 略 2 公務旅費の額については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定を準用するものとし、この場合において、議長は副大臣、議長以外の議員は指定職の職務にある者とみなす。ただし、内国旅行における日当は旅行諸費とし、その額は職員の旅費に関する条例の規定を準用し、車賃の額は次に掲げる旅行の区分に応じそれぞれ次に定める額とする。 （1）軌道事業及び一般乗合旅客自動車運送事業に係る交通機関を利用する旅行 当該交通機関の利用に係る運賃に相当する額 （2）自家用自動車を利用する旅行 路程1キロメートル（1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）につき37円を乗じて得た額に高速自動車国道等の有料の道路の料金の額を加えた額 3～5 略 （応招旅費） 第6条 略 2 応招旅費の額については、前条第2項に定める公務旅費の額に準じる。ただし、宿泊料及び旅行諸費については、次のとおりとする。 （1）宿泊料については、宿泊1日につき10,800円の範囲内で、議長が別に定める額を支給する。ただし、やむを得ない事情により、この範囲内で宿泊することができない場合は、宿泊1日につき13,300円の範囲内で現に宿泊に要した額を支給することができる。 （2）会議等に出席した日は、旅行諸費に代えて、公務諸費を支給するものとし、公務諸費の額は1日につき3,000円とする。
4 応招旅費のうち宿泊費及び宿泊手当については、住所地から県庁までの距離が50キロメートル以上である議員に対し、旅行の行程に必要であると認められる次の各号のいずれかに該当し、かつ、実際に宿泊した場合に限り支給する。 （1）～（3）略 5 略 6 第4項に掲げるもののほか、大雨、大雪、大地震等の天災その他やむを得ない事情により議長が特に必要と認める場合は、宿泊費及び宿泊手当を支給する。 7 略 8 略	3 応招旅費のうち宿泊料については、住所地から県庁までの距離が50キロメートル以上である議員に対し、旅行の行程に必要であると認められる次の各号のいずれかに該当し、かつ実際に宿泊した場合に限り支給する。 （1）～（3）略 4 略 5 第3項に掲げるもののほか、大雨、大雪、大地震等の天災その他やむを得ない事情により議長が特に必要と認める場合は、宿泊料を支給する。 6 略 7 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

令和7年2月定例会議会閉会中 委員会付託申出一覧表

No.1

委 員 会 名	付 託 事 件
総 務	○委員会、現地調査及び要望活動 ・秘書及び広報に関する事項について ・重要施策の企画及び総合調整に関する事項について ・特定複合観光施設（IR）に関する事項について ・職員・半島、勤務条件、給与、福利厚生等に関する事項について ・行政改革、情報公開等県の行政一般に関する事項について ・県の予算、財政、県税その他の財務に関する事項について ・政策評価に関する事項について ・広域に関する事項について ・公有財産に関する事項について ・地域・行政情報化その他他市の主管に属しない事項について ・危機管理、防災、消防、危険物の規制等に関する事項について ・離島・半島及び地域の振興に関する事項について ・県内市町の行政、財政、選挙に関する事項について ・土地対策に関する事項について ・交通運輸に関する事項について ・県庁舎の跡地活用に関する事項について ・出納及び物品調達に関する事項について ・議会事務局に関する事項について ・監査事務に関する事項について ・人事委員会に関する事項について ・労働委員会に関する事項について ・警察の組織及び運営に関する事項について ・交通安全、防犯対策の推進に関する事項について ・公安委員会に関する事項について
文 教 厚 生	○委員会、現地調査及び要望活動 ・私立学校及び県立大学（公立大学法人）に関する事項について ・福祉保健行政の企画及び総合調整に関する事項について ・社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査に関する事項について ・医療政策に関する事項について ・医療人材の確保等に関する事項について ・県務行政に関する事項について ・国民健康保険等に関する事項について ・高齢者施策の推進に関する事項について ・障害者施策の推進に関する事項について ・原爆被爆者対策等の推進に関する事項について ・子どもに関する総合的な施策及び調整に関する事項について ・教育委員会に関する事項について ・教職員の定数、勤務条件及び福利厚生等に関する事項について ・県立学校の施設及び設備に関する事項について ・義務教育及び高校教育に関する事項について ・特別支援教育に関する事項について ・生涯学習に関する事項について ・学芸文化に関する事項について ・保健体育に関する事項について ・競技力の向上に関する事項について

No.2

委 員 会 名	付 託 事 件
観光生活建設	○委員会、現地調査及び要望活動 ・文化振興に関する事項について ・世界遺産に関する事項について ・観光振興に関する事項について ・物産流通振興に関する事項について ・国際関連施策の推進に関する事項について ・スポーツ振興に関する事項について ・県民生活及び環境に関する施策の企画及び総合調整に関する事項について ・県民との協働推進等に関する事項について ・人権・同和問題に関する事項について ・男女共同参画に関する事項について ・交通安全の企画、交通安全運動等に関する事項について ・統計に関する事項について ・生活衛生に関する事項について ・食の安全・安心及び消費者行政に関する事項について ・環境保全等に関する事項について ・生活排水対策及び水資源政策に関する事項について ・廃棄物対策に関する事項について ・自然環境に関する事項について ・道路及び河川に関する事項について ・まちづくりに関する事項について ・土砂災害対策に関する事項について ・住宅及び建築に関する事項について ・県土地開発公社に関する事項について ・県住宅供給公社に関する事項について ・県道路公社に関する事項について ・港湾、空港その他土木に関する事項について ・県営交通事業に関する事項について
農 水 経 済	○委員会、現地調査及び要望活動 ・産業の振興に関する事項について ・労働に関する事項について ・産業技術の振興に関する事項について ・水産業に関する事項について ・漁港漁場に関する事項について ・農業に関する事項について ・林業に関する事項について
予 算 決 算	○委員会、要望活動 ・一般会計、特別会計及び企業会計予算並びに決算について
議 会 運 営	○委員会、現地調査及び要望活動 ・議会の運営に関する事項について ・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について ・議長に関する事項について
離島・半島地域振興 特 別	○委員会、現地調査及び要望活動 ・離島・半島地域振興対策 ・有人国境離島法対策 ・離島・半島航路対策、 離島航空路対策 ・関係人口拡大対策
観光・新幹線対策 特 別	○委員会、現地調査及び要望活動 ・観光振興対策 ・国際戦略対策 ・新幹線・二次交通対策 ・空港活性化対策
成長産業・ 県土強化対策 特 別	○委員会、現地調査及び要望活動 ・成長産業戦略 ・エネルギー対策 ・物流対策 ・防災対策